

『平家物語』研究―考証と研究史

平藤 幸

『平家物語』研究―考証と研究史 目次

序論 『平家物語』研究方法論序説―本論の概要とその意義…2

本論 『平家物語』考証と研究史

第一編 伝記考証

第一章 平氏一門

第一節 平重盛…15

第二節 平時忠…29

第三節 帥典侍…47

第二章 親平氏公卿

第一節 藤原経宗…66

第二節 藤原隆季…82

第三節 藤原親雅…101

第二編 諸事考証

第一章 安徳天皇の周辺

第一節 安徳天皇大嘗会延引…119

第二節 安徳天皇の同興者…137

第二章 平氏の動静

第一節 平氏都落ちの尹明と全真… 155

第二節 『平家物語』富士川合戦の水鳥… 161

第三編 研究史

第一章 研究史上の『平家物語』

第一節 『平家物語』の成立論・古態論… 178

第二節 『平家物語』研究二〇〇四～五年の動向… 192

付編 年譜資料

一 平時忠略年譜… 206

二 『平家物語略解』著者御橋惠言年譜… 228

初出一覧… 238

序論

『平家物語』研究方法論序説

―本論の概要とその意義

序論 『平家物語』 研究方法論序説―本論の概要とその意義

一 伝記考証の意義

「この一門にあらざらむ人は、皆人非人なるべし」（覚一本・巻一「禿髪」）とは、『平家物語』の中でもよく知られた言である。発言者は、平時忠だという。いわゆる物語論風に言えば、平氏一門であれば、そしてそれがむしろ中枢の外縁者であるならば、発言者は誰でもよく、中心を体現したがる周縁者による、平氏の奢りを象徴するに過ぎない言である、ということになるのであろう。しかし、本文の忠実な読者であろうとする限り、時忠が何者か、は重大な関心事であるべきである。清盛の妻時子の兄弟だ、と言えはそれまでである。しかし、一般にもこの平時忠が清盛の平氏と直系の血族であるとの誤解は存するであろうし、時子の兄か弟かについては、研究者間でも共通の認識が確立されているとはいえないであろう。「この一門にあらざらむ人は」の過言が、清盛の栄華を支えた時子の兄の言なのか、弟の言なのか、は、たとえば抽象的な物語論や家族文化論風の視点からしても、そしてもちろん普通の古典文学の解釈論の立場からしても、究明しておかなければならない事柄だ、と考えるのである。『源氏物語』に於いて、葵上と頭中将との長幼をどちらでもよい、という研究者はいないであろう。本文の中でそれを読み解くべき『源氏物語』以上に、史実を基にする『平家物語』が事実をないがしろにすることは到底許されない、と考えるのである。この論文全体の研究の始発である第一章第二節「平時忠」とそれを支える付編の時忠の略年譜は、そのような認識により、時忠が時子の弟であることを推断した伝記考証の論である。その時忠の室で安徳天皇の乳母でもある帥典侍藤原領子について論じた同第三節「帥典侍」も同様である。『たまきはる』の「民部卿殿」は領子ではないこと、また「滝口入道」藤原時頼の「乳母子」とは幼君を養育する任にあたる人の子の意であること等を考証し、時頼の平氏親近には領子が与ったことを推論したが、これらも、

一つ一つは小さな事柄でも、〈物語の真実〉などと言う以前に、確かめておくにこしたことはない事実である、と考えるのである。さらに、領子は安徳天皇の女官・乳母体制の中心にあり、他に乳母としては大納言典侍輔子（平重衡室）もいて、両者は記録上も『平家物語』上も「乳母」「内侍」と区別無く記されるが、「乳母」としては領子が先にかつ重責で、常に安徳を奉抱する役割を担い、後宮の女官としての「典侍」の役割は主に輔子が担っていたことを指摘したが、それは宮廷制度や有職故実とも関わり、歴史学の課題でもあるはずである。とすればなおさら、史実に基づく『平家物語』の研究が、その究明に取り組むことは必然であろう。その上で初めて、両者の役割の違いが、『平家物語』本文に於ける両者の描かれ方の差に僅かに反映していることを論じることができる、と思うのである。

文学に関わる実在の人物の伝記考証については、おそらく和歌研究の分野が最も進んでいるであろう。和歌を詠んだ歌人が、歴史上に実在したあるいはそう考えられてきた人物であるならば、それは当然なのである。『平家物語』にも、歌人は登場し和歌が用いられている。それも含めて『平家物語』の人物が、大方は記録上に存在を確認し得るのであるなら、その伝記を追うことに躊躇の必要はないはずである。その際に、たとえば藤原定家や源実朝の研究に於いて、その伝記を考証し年譜を作るようなことはもちろん、「この道にて定家をなみせん輩は、冥加もあるべからず」（『正徹物語』）や、実朝の「箱根路を我越え来れば伊豆の海や沖の小島に波の寄る見ゆ」の歌を「絶唱」（斎藤茂吉『新撰金槐集私抄』〈春陽堂、一九二六年四月〉）あるいは「寂しい歌」（小林秀雄『無常といふ事』〈創元社、一九四六年二月〉）とするような、中世から近現代までの歴史上の評価評論の言説も細大漏らさずに資料として収集し、それをを用いて、定家や実朝像を多角的に検証することもまた、当然の方法であるのだと思う。第一章第一節「平重盛」で、平清盛の嫡男重盛の生涯を概観しつつ、史実と物語と評論史の中に揺れ動く重盛像の意味を探ったのには、そういう意識によるものである。時子所生ではないことや後白河院側との距離感が重盛を制約し、『平家物語』が描く重盛の仏教への深い帰依の心性もそれを前提に形象された重盛像であることを指摘しつつ、一方で『平家物語』が語る死に急がんとする重盛の姿に、近世近代の思想的評論が、時代を拓く英雄たる清盛評の反動として儒教的道德の具現者として称揚されてきた重盛を逆転して貶める

に至る要素があることを確認し、近世近代の知識人達の情理両面での批判の様相をも明らかにして、一様ではない重盛の人物像をできる限り記述しようとしたのはその所以である。

伝記研究に於いては、言うまでもなく記録類が第一次資料となる。それらを用いることなく、『平家物語』の人物を論じることは、物語の上に物語を描くことであり、それをよしとする物語論の立場を一応理解はしても、到底与することはできない。その見地から、第二章「親平氏公卿」で平氏政権において重要な役割を果たした人物三名の伝記考証には、記録の読み込みに意を用いたところである。第一節「藤原経宗」では、政務を担うべき平重盛・宗盛が、公事故実に通じていた経宗に故実を学んでいたことを、『玉葉』『愚昧記』『山槐記』等の記事を挙げて指摘した。撰関家の故実こそが正統と信じる九条兼実から見れば、花園流故実を受け継ぐ経宗は「口伝不受」「大事不学」の人であり、兼実の経宗に対する嫌悪は、『愚管抄』が記す忠実への親近と忠通方からの不信に通じるものがあることも推察し得たのである。兼実男良経もまた、経宗の伝える故実に疑問を抱いていたことを、九条忠教筆と思われる『大嘗会叙位除目等雑注文』をとおして窺知することができたことは、この方法の有効性と広がりとを示すものだと考えるのである。さらに『吉記』によれば、平氏都落ち間近の養和元年（一一八一）六月時点で、重盛の室家と息男の養父たる経宗が宗盛と疎隔せず、宗盛による維盛の藏人頭推輓の意志を院近臣に伝達し、それが結果的に奏功したという事実も見逃せず、経宗は藤原成親のように平氏に負の作用を及ぼさず、早くとも平氏都落ちの前の時期までは平氏一門の朝政・朝儀に於ける活動を導き、一門の結束にも与つたらしいことは、親平氏公卿の在りようの一例として見ておく必要がある、と考えたのであるが、その当否は措いて、これも『平家物語』本文のみによる物語論のみからは到底見えてこないことだけは、確かなのである。

第二節で取り上げた「藤原隆季」は、『平家物語』のみならず当時の政治史・文学史上に看過し得ない人物である。従来の研究では、隆季は、管絃や詩歌に秀でつつ姻戚関係を巧みに利用し、故実に通じて政界遊泳に長けていた、というように評価されてきたし、頼長との男色関係も指摘されていた。しかし、自分なりの資料類の整理から見た隆季は、宫廷官人として「諸大夫」と蔑まれる家柄でありながら、清盛や後白河院との関係の中で

ざましく栄達していった姿が浮かび上がるのであり、特に清盛（平氏）の与同であったことの意味を明らかにし得たのである。その処世法を『玉葉』に探ると、故実先例についての知識用法は相当の水準に達していたことが窺われるが、一方で撰家嫡流の兼実から見れば、その振る舞いに問題が無いわけではないという一面も明らかになってくる。その上で、一上がつとめるべき執筆に任じた隆季の問題点を細かく追い、『山槐記』や『吉記』という撰家庶流や隆季と同家格の記主からみた隆季像が兼実から見たそれとは異なることに言及し、そういった多面的評価は、まさに隆季自身の生き様に要因が求められることを論じることができたし、その後の四条家の継承と繁栄は、その隆季の生涯を踏まえて捉えるべきことを指摘し得たのである。これらもその当否の評価は措いて、資料類の綿密な読み込みが導く道筋を辿ることが、いかに大切であるかを実感したところである。

第三節「藤原親雅」は、『平家物語』「南都大衆撰政殿ノ御使追返事」（延慶本）に、撰政使として名が見える「有官別当忠成」と「右衛門権助藤原親雅」について、その人物像と撰政使拜命の意義などを明確にすべく論じた。親雅の閲歴を辿ると、撰政使として南都に派遣されて然るべき人物であり、その点で、『平家物語』の記述は合理性を有することが分かるのである。また、『平家物語』の諸注が混乱していた「有官別当」を「弁別当」と区別した上で、『百練抄』で南都への派遣が裏付けられる「有官別当忠成」とは、『玉葉』が「勸学院別当」と注記する「雅楽少允正六位上藤原朝臣忠成」を指すと見てよいことを確認することができた。撰関家の権威を携えて派遣された両者は、南都の大衆の蜂起・狼藉に力無く追い返されるのであり、『平家物語』では「忠成」にも「親雅」にも焦点が当てられているとは言えないがしかし、この折に「有官別当忠成」と「右衛門権助親雅」が撰政使として南都に派遣されたという記述は、歴史の事実を相応に反映したものと考えて大過ないことを指摘できたとすれば、これもまた記録や資料に基づく当たり前の伝記研究の成果と言うことができるであろう。

二 諸事例考証の意義

さて、人物の伝記に用いる方法は、『平家物語』が描く諸事件を、歴史的事実に照らして相対化することにも

有効であろう。本論第二編「諸事考証」は、その認識の下に記した、安徳天皇の周辺と平氏の動静についての考証である。

第一章「安徳天皇の周辺」は、安徳天皇の大嘗会延引についての考証と、幼帝安徳の同興者についての考証である。第一節「安徳天皇の大嘗会延引」は、安徳代大嘗会の二年延引の異例の度を検証するために、歴代大嘗会の延引の例を検証しつつ、安徳代の延引過程を主に『玉葉』によって描出した。その上で、延慶本以下の所謂読み本系諸本に見られる大嘗会延引の先例に関する本文が持つ意味、すなわち平城・嵯峨・朱雀・三条が先例として挙げられた意味を説明し、安徳代の大嘗会二年延引の真因についての読み本系諸本の認識を考察した。その結果、この挙例記事については、現存延慶本『平家物語』と『園太暦』とが共通の基盤の上にあったであろうことが分かった。また、読み本系特に延慶本及び長門本『平家物語』に挙げられた大嘗会延引の先規は無作為な挙例ではなく、新都造営と遷都計画、即位後大嘗会前の諒闇、という二要件の先例として、嵯峨、朱雀・三条が挙げられているのであり、それらに先行して平城代の兵革が第一に挙例されていることには、以仁王の挙兵を安徳代大嘗会延引の要因の一つと見るという意識が暗的に込められていたのではないかと推察した。そしてこれらの挙例は、安徳代の大嘗会二年延引を批判するためのものであり、生涯すべてが異例であった安徳天皇の運命を物語る一節としても位置づけられることを論じた。『平家物語』には多くの故事先例が引かれるが、諸本間の挙例の異同は、各本の意図の異なりに拠るものではなく、単に伝本の書承関係に拠る違い、と見なしてしまう場合が多いであろう。事実、本論発表時、ある『平家物語』研究者からそのような指摘を受けたところである。もちろん多くはその可能性が大きいかもしれないが、各本の成立環境によって、意識の差や依拠資料の異なりが生じないはずはない、とも考えるのである。第一、そのように見なし続ける限り、『平家物語』原本の諸々の依拠資料も決して究明できないことになるのではないだろうか。各本の挙例に窺える意識、その依拠資料を一つ一つ明らかにしていくためにも、すべてを書承の問題に帰してはならない、とも思うのである。

第二節「安徳天皇の同興者」は、単独で興に乗れない幼帝の同興者が厳格に定められていることと、その事例を確認の上で、三歳で即位した安徳天皇の同興の実態を追尋し、『平家物語』における福原遷都時と平氏都落ち

時の同興者の描写の意味を探った。多くの『平家物語』諸本は、福原遷都時は、事實は先規通りに母后徳子が同興したにもかかわらず乳母帥典侍が同興と記し、都落ち時は、事實は先例を破って用車し乳母達が同車したにもかかわらず母后徳子が同興と記していることを指摘し、この背景には、突然の行幸という点で共通する両記事を記す際の、「物語の作為」があつた可能性を推察した。そしてその作為は、平氏とその眷属の専横や平氏主導の遷都への批判の傾きが少しく反映した結果であることを述べた。先例を厳格に守ろうとする当時の公家社会の常識と、それを軽々と破る平氏一門への彼らのまなざしを同時代資料によって確認することにより、『平家物語』の作為にも、それが隱微にしかし確実に表れていることが浮かび上がってくる、と思うのである。

第二章「平氏の動静」は、平氏都落ちの実態を藤原尹明と全真の例から探り、また、『平家物語』の富士川合戦の水鳥の記述から、富士川合戦の実態と『平家物語』諸本の本事件の扱いについて述べたものである。

第一節「平氏都落ちの尹明と全真」は、『平家物語』の語り本系の一部伝本で藤原尹明が、また諸本で権少僧都全真が、寿永二年（一一八三）七月二十五日の平氏都落ちに同行したと記されていることに対し、『玉葉』や残欠本『僧綱補任』等から、両者共に後日合流した可能性が高いこと、壇浦で生け捕られたことが都落ち当初から同行していたかのような理解を生んだ可能性があること、を指摘した。語り本系の一部伝本の性質や、平氏都落ちの実態を究明する端緒になるであろうし、平氏に親近しつつ、いずれかの段階では確実に都落ちをし、流罪にもされた尹明が、都落ち直前まで兼実ともまた親しくしていたことは、尹明の、そして兼実の実像理解の一助にもなるであろう。都落ちにあたって梶井宮（承仁法親王）に歌を贈られた全真の実像を究明することも、平氏の「都落ち」が在京の人にどのように認識されていたのかを知る手掛かりにもなる、と思うのである。

第二節「『平家物語』富士川合戦の水鳥」では、『平家物語』「富士川」の、水鳥の羽音による平氏敗走の記事が持つ意義について考えた。水鳥の羽音に驚倒して退散したという情報はある段階では京都と鎌倉の双方にもたらされていたことは間違いなく、この情報が際立って特徴的な、説話以上に説話的なくし一回性の事実であることを指摘した。また、『平家物語』読み本系諸本が、この時飛び立った水鳥に鳩多しと記するのは、八幡信仰に重きをなした虚構であると論じた。さらに、慈光寺本『承久記』成立時にはこの事件が故実となっていたこと、

しかしこの部分に関しては『平家物語』とは直接の交渉はなかったであろうことを指摘した。そして『平家物語』の本記事は、事実に近いものを伝えていく可能性を認めてもよいことを述べたところである。いかにも説話的な事実だからこそ類型にはならなかったとする見方は、結果として「説話」の成り立ちに関わる一般的理論への問題提起になるのかもしれない。

三 研究史の意義

さてまた、『平家物語』がさまざまなテキストを有する作品として、近代以降の古典文学研究が原典を旨とする本文研究を基調としたのにもれることなく、本文研究が主導的研究であったことは、それとして然るべきであったであろう。しかしながら、その本文の多様さは他の作品に比すまでなく、現時点では、単一の原典に遡及することはもちろん、各別伝本間の直線的な関係性の追求も、諦められた訳ではないにせよ、その方向に力を傾注することは一先ず措かれていると言ってもよいであろう。その膨大な伝本論も含めて、研究の積み重ね、従前の研究を肯定的にも否定的にも踏まえることは、『平家物語』研究が研究であることを担保することに他ならない。とすれば、研究史を丹念に辿ることも、また研究者としての責務であろう。研究の個人的営為としてはこれは当然に、個々の論文の中に溶かし込まれていくことになるのであろうが、幸いにも機会を得て、正面きつた研究史を執筆することができたのである。本論第三編「研究史」がそれである。これは外的動機に拠るものであったが、その過程で看過し難い研究史上の問題点を指摘することもできた。第一節「『平家物語』の成立論と古態論」は、『平家物語』の成立論と古態論の研究史をまとめたものであるが、近代に於ける山田孝雄による本格的な本文研究は、『平家物語』研究に画期的な進化をもたらしたが、一方で民俗学的思考法を用いた柳田国男の成立論も、後の研究に大きく影響を与えているのであり、特に現代の研究を代表する水原一の説話形成論に受け継がれているのである。思想の異なりや学的領域の垣根などは何の意味も持たないことを、改めて知らされたところである。研究者間の心的葛藤を抱え込んで進んできた『平家物語』諸本論の複雑な研究史の中で、特に読み

本系の四部本と延慶本をめぐっては古態論争が繰り広げられることとなり、一時は四部本古態説が常識とされた時期もあったが、水原の主張する延慶本古態説が次第に優勢となつて、今日の延慶本研究と注釈の盛行を見るに至っているのである。しかしながら、現存延慶本は応永期の書写であるにもかかわらず、延慶書写本と同一視されたり、原本とも等価として扱われたりする傾向にあつたことは、むしろ『平家物語』研究の大きな反省点である。応永書写本にも改変・訂正の手が加えられていることが今日明らかにされたのであれば、今後は、延慶本の部分的「古態」の論証・水原説の再検証を行うことが必須である。ただし実は、四部本古態論についても延慶本古態論についても、研究史を綿密に辿れば、その危うさについて時々批判的論説が提出されていたことは、決して見逃してはならないだろう。研究史がおろそかにされていたのである。研究史を踏まえつつ、他分野と同様に文献学・書誌学の方法を取り入れて、いずれかの伝本に極端に重きを置くのではなく、各伝本に対する各説を絶えず相対化していくべきであるという、当たり前の認識に到達することになるのである。

むすび

以上の、『平家物語』の本文を正しく理解するための伝記や故実等の考証、その本文論を含めた研究史の追跡、その二つながらの重要性を確認すればするほど、研究史の中に埋没しつつある、『平家物語』の考証的注釈を残した人物の存在が浮かび上がってくる。出版後八十四年を経てもなお、『平家物語』の研究に於いて参照すべき基礎的注釈書としての価値を失わない（と強く主張したい）『平家物語略解』を著した御橋惠言である。特に仏典・漢籍などの典拠や故実・人名・地名等の考証に優れ、諸本への目配りもきき、「近世の諸注をようやく完全に克服」「注釈史上に屹立する存在」（佐伯真一）とされる同書を、研究機関勤務経験をもたない研究者が昭和四年段階で著し得た背景を、どうしても明らかにする必要があると考えた次第である。それを探るべく、ご家族や関係者のご協力を仰いで調査した結果、生家が山形県内でも有数の真宗大谷派の古寺であり、幼少期から経典や漢籍の素養を身につけていたこと、中学時代におそらくは著名な漢学者に啓発を受けたこと、国書刊行会や群

書類従完成会の研究員の立場であったこと、諸辞典の編纂に携わる中で山田孝雄・赤堀又次郎らと知遇を得ていたこと、山田の設立した国学研究所の終身研究員であったこと、松山常次郎（実業家）・風間幸右衛門（風間銀行頭取）らに経済的援助を受けていたであろうこと、等が分かったのである。そうであったからこそ、古典の価値を理解する心を涵養し、正統な古典の研究方法を獲得し、多くの文献資料が参照可能な環境も得て、資金面の融通も利いたために、大正十二年（一九二三）～昭和二十二年（一九四七）期を中心に、多数の優れた実証的著作を成し得たのだ、と得心するに至ったのである。資金面はともかく、ここにこそ、『平家物語』研究の一つのあるべき姿を見るべきであると考えるのである。冒頭に挙げた時忠の言とされる壮語の中の「人非人」の語意を、『大日本史』や『日本外史』が「（平氏の）門族ニ非ザル者」（『大日本史』）と解釈した誤りを正して八部鬼衆を指すとし、「平氏の門族にあらざる者を此人非人に擬へて果報のつたなきをいへるなり」と明らかにしたのは他でもない『平家物語略解』であり（同書覆刻版四〇頁。ただし本記述の初出は大正十五年（一九二六）十月発表の「平家物語の典拠ありと思はるゝ文につきて」（『国語と国文学』第三卷第一〇号）、これは平成十七年（二〇〇五）五月刊行の『延慶本平家物語全注釈 第一本（巻一）』（一五九頁。延慶本注釈の会編、汲古書院）にもそのまま引用されているのである。また一方で、本論第一編第一章第二節「平時忠」で指摘したように、従来多くの『平家物語』注釈の「平時忠は時子の兄」との共通誤認は、源平盛衰記などの記述による混乱であると同時に、『平家物語略解』にこそ端を発しているのである（「平時忠は清盛の室時子の兄なれば「こじう」といふには当らざるか」（同書覆刻版四〇頁）。後者の例は、同書以後の『平家物語』研究者の怠慢を物語っているわけだが、いずれにせよ、同書の影響力がいかに大きいかを思い知らされるのである。

如上の方法意識を以て、さらに『平家物語』研究に従事していきたくと考えているが、今後の研究の見通しを少し記しておく。伝記研究では、平氏一門や親平氏公卿、たとえば平経盛・教盛兄弟、平氏に親近した藤原邦綱や撰関家の藤原基通、花山院忠雅・兼雅父子等々を取り上げて、その伝記上の問題点を洗い出して『平家物語』本文の記述の意味に還元したいと思っている。またさらに、当時の歴史には重要でありながら、『平家物語』上には一見重要ではなく語られる人物、たとえば、治承三年に清盛によって解官された藤原実綱（本論第二編第

二章第一節で論じた尹明の異父兄弟の可能性が高い)や、実綱の異母弟で『愚昧記』の記主である藤原実房等を敢えて取り上げて、その存在の意味を明らかにしてみたい。それらの過程で、個々の研究史を踏まえることは当然ながら、特に『平家物語』全体の研究史の著録にも取り組んでいきたいと思ってもいる。さらに本文研究では、おそらくは重要な伝本であるに違いない長門切について目下、できる限りその全容を推測するに至るべく追尋を続けているところである。また、伝貞敦親王筆平家切も視野に入れて、その所在を追跡し始めたところでもある。これらについては、当たり前に行うべき書誌学的・文献学的手続きを取り入れて臨んでいきたいと考えている。

本論

『平家物語』考証と研究史

第一編 伝記考証

第一章 平氏一門

第一節 平重盛

一 家統と父母、及び姻戚と息女など

一代の偉器平清盛の嫡男重盛は、保延四年（一一三八）に生まれた（『公卿補任』）。清盛が従四位下・左兵衛佐・中務大輔・肥後守、二十一歳時の子である。この年は、待賢門院立願の賀茂社神宮寺西塔と女院四条西洞院御所や内裏二条東洞院の焼亡（二月）に続く京洛の大火（三月）及び里内裏たる土御門院の焼亡（十一月）、あるいは延暦寺大衆の強訴（四月）や園城寺大衆の争乱（六月）があり、一方で鳥羽院は熊野（一月）。待賢門院帯同（）や比叡山（九月）に御幸して時を費やしていた。当時の世相がよく顕れているけれども、それこそがまた武家勢力が台頭し「武者の世」へと向かう一つの素地である。事実、数年来の南都興福寺・東大寺等の不穏な動きは、翌保延五年三月には別当隆覚の房を焼くという興福寺僧徒の蛮行となつて、その入京を院宣を得た美作守忠盛らが宇治及び淀で阻止したのであった。将来をどこまで見通せたかは分からないが、清盛が嫡嗣たる男子の誕生を喜んだと想像することは許されてよいはずである。

母は清盛の最初の妻、右近将監高階基章女である。基章の官職の低さへの不審から、基章の妻が関白太政大臣藤原忠実と密通して生まれた子が清盛の最初の妻で、重盛母である可能性を見る説もある〔高橋 一九九七〕。天武天皇の孫長屋王を祖に仰ぐ高階氏は、平安中期の大学頭・式部大輔成忠女貴子が中関白道隆室として中宮定子を産み、定子が敦康親王を産んで繁榮の絶頂を迎えたが、敦康の即位はならず、中関白家と共に没落する。一方で、成忠の弟左衛門佐敏忠（信西の養父経敏の高祖父）は道長に親近して、その一統は受領層として地歩を固

める。敏忠孫の「欲大弑」成章や、その子で法勝寺造営に与った白河院近臣の備中守為家とその子丹波守為章等がその典型である。後白河院寵愛の丹後局栄子は成章の玄孫であり、院側近の大蔵卿泰経も成章の弟判官代成経の玄孫である。重盛の祖父たる基章の実父は醍醐源氏但馬守家実だが、その養父はこのような眷属の一員木工頭高階為章だったのである。その娘即ち重盛の母が基章の実女にせよ不義の所生にせよ、また、清盛落胤説が真偽いずれにせよ、重盛の血脈・家系が基系は王統で、時子所生の宗盛等とは後白河院側に対する距離感が、微妙にしかし確実に異なり、それが重盛の生涯に影を落としたかと考えるのである。

重盛の室は、四人を確認し得る。一人は、維盛を産んだ女性で、「官女」（『尊卑分脈』）というが、詳細は不明である。もう一人は、下総守藤原親盛女で（親盛兄親方女とも）、資盛を産んだ。二条天皇の女官で、平治の乱の際に伊予内侍と共に、三種神器の神璽と宝剣とを内裏から六波羅へ密送するに功あつた少輔内侍である（『愚管抄』巻五）。すでに資盛所生故の行動であろう。別の一人、恐らくは正妻が藤原家成四女で、藤原隆季の異母妹・成親の同母（藤原経忠女）妹経子である。経子は左大臣藤原経宗の猶子であつた（兵範記）。重盛との間に清経・有盛・師盛・忠房を産む。高倉天皇の乳母で、仁安元年（一一六六）十月に従五位下、嘉応元年（一一六九）十月に典侍、承安元年十二月には従三位に昇叙する（以上『兵範記』）。嫡男維盛は成親の婿だが、清経もまた同様であつた。清盛は隆季の嫡男隆房を、清盛弟教盛は成親の嫡男成経を婿とし、平氏は家成家と幾重にも姻戚を結んでいた。最後の一人は平時信女で、時子・時忠・建春門院滋子らの妹に当たる女性が「妾」であつたという（『山槐記』）。ちなみに、重盛の子には、経宗の猶子となつた宗実、醍醐寺僧重真、同行実、仁和寺僧重遍、僧清雲、女子二人がいたが（『尊卑分脈』）、いずれも生母は不明である。

二 官途と生涯の概要

重盛は、久安六年（一一五〇）十二月、十三歳で六位蔵人となり、翌年正月に従五位下、久寿二年（一一五五）七月に中務少輔となる。十九歳の時（一一五六）、保元の乱が勃発する。『保元物語』には、初陣で白河殿に夜

討ちする重盛が、真つ先に鎮西八郎為朝の軍陣に駆け入らんとする姿で登場する。この乱の軍功で、翌保元二年正月には従五位上、同年九月に任中務権大輔、同年十月には正五位下・左衛門佐、保元三年（一一五八）八月に遠江守となる。清盛と同じ二十歳での受領就任だが、清盛の初任地肥後よりも熟国である。

平治の乱（一一五九）の武勇も『平治物語』に記される。「馬居・事柄・軍のおきて、実に平氏の正統、武勇の達者、あつぱれ大將軍かなとぞ見えし」（陽明文庫本）と賞賛される。『愚管抄』でも、叔父頼盛とともにその戦いぶりを「コノ二人コソ大將軍ノ誠ニタ、カイハシタリケルハアリケレ」と高評される。この賞により、平治元年十二月に、「四位上臈」の最高峰にして（『官職秘抄』）、一門初の伊予守に任じる。最前線の戦功が、清盛の嫡嗣たる立場を確立させたと言えよう。翌二年（永暦元年）正月には、後白河院の御給で従四位下、かつての義朝の任職左馬頭となる。同年十月の従四位上への昇叙は朝覲行幸に際しての後白河院司の功であり、昇進において後白河院の恩をまったく受けていない父清盛とは大きく異なり、このことが両者の立場や意識にも影響しているという（元木 二〇〇九）。十一月に内蔵頭、応保二年（一一六二）正月に正四位下となる。三月十七日、一年年少の同母弟基盛が病死する（『山槐記』）。従五位下・左衛門佐・越前守で、正月に内蔵頭となったばかりであった。重盛は、十月に右兵衛督、長寛元年（一一六三）正月に従三位・非参議となり、二十六歳で公卿の座に列する。この四年前にようやく公卿となった清盛より十七歳年少の公卿入りである。翌二年二月正三位、翌永萬元年（一一六五）五月参議となり、議政官の仲間入りをする。仁安元年（一一六六）正月任近江権守、四月転左兵衛督、七月任権中納言・転右衛門督、九月任次第司御前長官、十二月に東宮大夫を兼ねた。東宮大夫は大納言がつとめるのが通例であり、権中納言がつとめるのは藤原道長息教通以来という（『官職秘抄』）。重盛を大臣にする布石であったらしい（高橋 二〇〇七）。翌二年正月には従二位に昇り、二月に父清盛が従一位太政大臣に就くと同時に権大納言となるも、翌三年十二月に病で官を辞す。この頃重盛は脚気を患っていたのだった（『兵範記』）。この間、仁安二年五月十日には、東海・東山・山陽・南海道の海賊追討使に任じた（『兵範記』）。この命は、清盛の太政大臣辞任と兵仗辞退の一週間前に、陣定や評定を経ず後白河院により発せられたが、具体的な賊徒追討ではなく、清盛が平治の乱後実質的に持っていた諸国の賊徒追討権の明文化であり、後白河院が明

確に重盛を清盛の後継者と見なしたことを意味し〔五味 一九七九〕、見逃せない事跡である。同月十七日、清盛の太政大臣辞表への勅答を中門で受け取った重盛を、『兵範記』同日条は「家督」と記しているのもあった。仁安四年（嘉応元年・一一六九）正月には、上首の藤原公保・同隆季・同実房を超えて正二位となる。同年十一月には、室である大納言典侍経子が、新帝高倉天皇の八十嶋祭の使者として、六波羅の重盛邸から大行列を組んで出立した。後白河院と建春門院が七条殿の棧敷で見物した（『兵範記』）。この盛儀により、平氏の重盛への代替りと、平氏が天皇の後見勢力である事実とを世人に印象づけることとなったのである〔高橋 二〇〇七〕。

三 殿下乗合事件、春日神人殺人事件など

翌嘉応二年四月、権大納言に復任する。この年七月、殿下乗合事件が起こる。三日、法勝寺の法華八講初日に摂政藤原基房の車が法勝寺へ参る途中、重盛子息資盛の乗った女車と出会う。基房の舍人や居飼らがこれを打ち壊して恥辱を与えた。基房は同日中に、乱行に及んだ舍人と居飼とを重盛の許に遣わし、彼らを勘当する。しかし重盛はこれを拒否する。五日、噂ではなお重盛の怒りはおさまらないらしく、基房は隨身や前駆七人を勘当し、隨身を厩政所に、舍人と居飼を検非違使に下して処罰した。十五日、法成寺に向かおうとしていた基房は、二条京極辺に武士が群集して基房の外出を窺っていることを知って外出を止めた。『玉葉』ではこれを、重盛の報復の企てであるとする。重盛はこのことを「フカクネタク」（『愚管抄』）思っており、事件から三ヶ月を経た十月二十一日には、高倉天皇の元服定のために参内しようとする基房の一行を、大炊御門堀川辺で「武勇の者数多」が襲い、前駆五人が馬から引きずり落とされ、四人が髻を切られた。これにより元服定は延引したのである。

『平家物語』巻一「殿下乗合」はこの事件を「これこそ平家の悪行のはじめなれ」（覚一本。以下同）と言い、清盛を一貫して事件の首謀者とし、重盛をその制止役として描く。実際には、十月二十一日には清盛は福原にいた可能性が高く、『玉葉』等の記述が正しいのであろう。『愚管抄』は重盛を「イミジク心ウルハシ」い人としつつも、この事件については「父入道ガ教をしへニハアラデ」とわざわざ断った上で、「不可思議ノ事ヲ一ツシタリ

シナリ」と記す。かかる事態はいかにも清盛の所業だと見るのが、当時一般の理解だったのである〔兵藤 一九九八〕。

この事件の背景には、平氏と基房との摂関家の家領をめぐる対立と、重盛と連繫する成親に親近の藤原師長の、摂関の座をめぐる基房との対峙がある〔元木 二〇〇九〕。いずれにせよ、重盛は高倉帝の乳父であり、その元服定を延引させたことで、重盛の信望は少なからず失墜したと見てよいであろう。

同じく嘉応二年十二月には、息維盛の任右少将申請のため重ねて権大納言を辞したが、翌承安元年（一一七一）十二月に更任する。同月、異母妹徳子を重盛及び後白河院の猶子とし、高倉に入内させた。重盛の猶子としては、皇子が誕生した際、外祖父が入道清盛では具合が悪い故であろう。入内から翌二年二月の中宮冊命に至るまでの行事は順調に進み、それらは左大臣経宗・重盛・宗盛・時忠らが仕切っていた〔玉葉〕。

承安二年十二月には、春日神人が重盛の家人に殺害される事件が起きる。罪科の無沙汰を憤った南都の大衆が上洛を目論むが、重盛が家人を必死に擁護したための沙汰遅れだった。『玉葉』同月二十四日条は「大衆の訴へ、道理のまた道理なり」と記す。翌三年四月十二日に萱御所が焼けた際には、重盛の侍が火のもとに入って柱を切り散らして類焼を食い止め、後白河院が感心する（『たまきはる』）。五月の鴨合では左方の頭人をつとめ（図書寮叢刊本『玉葉』は「鴨合」とするが、『たまきはる』等により改む）、七月には建春門院御堂の東側の山を崩す工事を命じられるなど（『吉記』）、後白河院や建春門院への勤仕が窺える。さらに、翌四年七月、重盛は右大将に任じる。花山院兼雅も候補に挙がるが、「禅門の心重盛にあり」（『玉葉』）の故に決した。『玉葉』は「将軍は頭要なり。古来その人を撰びて補し来たる所なり。今重盛卿、当時に於いて尤もその任と謂ふべし。ああ悲しいかな悲しいかな」との皮肉を漏らす。二十一日の拝賀は、藤原邦綱以下の公卿十人、殿上人二十七人が扈從した（『公卿補任』）。右大将就任によって大臣も射程に入った。清盛が築いた家格を保持する足場を固めたのである。当然、摂関家の兼実は面白いはずはなく、翌五年四月の基房息隆忠任右中將の拝賀で、後白河院、建春門院、兼実、皇嘉門院、八条院に続き、重盛第に参向したことを非難する。また、『玉葉』同年六月十日条に拠れば、この頃欠官の内大臣任官が遅れていて、兼実は師長が適任と思うも、「人皆以ておもへ為らく、右將軍無双（重盛）の権を以

て、法皇その任ぜんと欲するの志を疑ふかと云々」といい、さらに邦綱や成親の希望を受けて後白河院が決断しかねているのだという。安元元年（一一七五）十一月、内大臣は結局師長が就任する。重盛は大納言となった。

四 安元の御賀と平氏一門の繁栄、鹿ヶ谷の陰謀

安元二年（一一七六）三月、法住寺殿で後白河院五十御賀が行われた。『平家公達草紙』に拠れば、後宴の青海波の装束見のため重盛は、一家の人々即ち宗盛・時忠・頼盛・教盛・知盛・重衡・資盛・清経・忠房・通盛・経盛等を引き連れて向かい、「その勢人いきほひにことなり」であったという。この時青海波を舞った子息維盛の姿は、「光源氏の例しも思ひ出でらるる」（『建礼門院右京大夫集』）ほど美麗であった。正月に御賀の舞を見た兼実も、「容貞美麗、尤も歎美に足る」（『玉葉』）と感慨を漏らした。「源氏見ざる歌よみは遺恨の事なり」（『六百番歌合』）との有名な言説を残す藤原俊成の子で、この年十五歳の藤原定家をはじめとする後の新古今歌人達が、どのように平氏一門の栄耀を見聞したかは詳らかではないが、新古今歌風の花は、こういった平氏公達の華麗さと、それ故に滅亡の陰翳がより鮮明な平氏の盛衰を目の当たりにした歌人達が造り上げた「谷山 一九八三」ことは忘れてはなるまい。

翌安元三年正月に重盛は左大将となり、右大将には異母弟の宗盛が任じた。『平家物語』巻一「鹿谷」に「その比の叙位除目と申すは、院・内の御ばかりにもあらず、摂政・関白の御成敗にも及ばず、ただ一向平家のまま」であったと記すのはさすがに誇張だが、左右大将の兄弟占有は、平氏の専横ぶりを印象づけたに違いない。三月には太政大臣に転じた師長の後任で、四十歳の重盛が内大臣に就く。大臣の座を父子で継承したのも、摂関家以外には村上源氏や閑院流以来であった。六波羅の重盛第は小松第と呼ばれることから、以後小松大臣・小松内府等と称されるのである。

同年四月十三日、延暦寺衆徒が内裏に押しかけ、白山神社の末寺鶴川寺の僧と騒動を起こした加賀守藤原師高の配流を訴えた。師高の実父は西光であり、家成の養子となって成親の弟となり、即ち重盛の義兄弟ともなっ

いた。成親と共に後白河院の近臣であった。内裏に押しかけた二千余人の衆徒に立ちほだかった官兵の主力は、重盛率いる軍勢であった（『愚昧記』）。官兵の放った矢が神輿に当たり、衆徒は神輿を置き去りにして帰山してしまう（『愚昧記』『顕広王記』）。この矢を射たのが、重盛の郎従六名であり、二十日には彼らを獄所へ送り、師高を配流にして（『玉葉』）、衆徒等の怒りを解いたのである。他方、後白河院は延暦寺へ反撃する。天台座主明雲の解任、伊豆への配流を強行するも、明雲は衆徒らに奪還され、後白河院は重盛と宗盛に延暦寺攻撃を命じた。重盛等は、清盛の指図に従うとして動かず、結局、五月二十八日に院は清盛に延暦寺攻撃を命じた（『玉葉』）。ところが事態は急変し、六月一日、鹿ヶ谷事件と呼ばれる謀議が発覚する。清盛は上京し、西光を西八条邸に捕縛し、朱雀大路に刎首。重盛の義兄成親も西八条邸と呼ばれ、郎従平盛俊が拷問し、面縛して部屋に押し込めた。重盛は「小舅ノムツビ」で成親の助命を約したが、成親は備前国に流された後、一週間食事を与えられずに死んだという（『愚管抄』巻五）。七月九日に「艱難の責め」で殺されたともいう（『顕広王記』）。備前国への配流途上で殺害する予定を、重盛が平に助命を申請したとの噂もあり、配流後も重盛は密かに衣類を送っていたらしい（『玉葉』六月二日・十一日条）。この他、成親の嫡子成経、僧俊寛等、院近臣らが多く処罰された。重盛は六月三日に辞左大将の意向を表明し（『愚昧記』）、五日に辞表を提出したのであった。

五 忠孝の二律背反―重盛の蹉跌と命終―

この事件が重盛の平氏一門における立場を微妙に揺るがせたのは間違いない。成親が平治の乱で藤原信頼に加担し、その後二度の解官を経てもなお復官し得た背景には、後白河院の「男ノオボへ」（『愚管抄』）のみならず、重盛の助力も少なからずあったと見てよい。成親の娘二人は重盛の子維盛と清経に嫁している。西光もまた重盛の義理の兄弟であった。『平家物語』巻三「教訓状」では、事件後、清盛は後白河院の幽閉を思い立ち、自らも武装し、人々を集結させる。武装した一門が集まる中、重盛一人が場違いな烏帽子直衣姿で悠然と現れ、衣擦れの音をさせながら上座に着き、無言で清盛を制する。暫時沈黙の後、後白河院への忠誠と清盛への孝養の両立が

叶わないことを涙ながらに説き、清盛に院の幽閉を思い留まらせたという。ここから、「忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならず」（『日本外史』）という有名な言葉も生まれた。その後、治承二年（一一七八）二月に重盛は内大臣を辞退しようとするが、六月に辞表を返される。おそらくは、この頃懐妊が判明した徳子の養父として内大臣に留められたのであろう。六月には着帯の儀が行われ、重盛以下の一門が出席する。十一月には平氏待望の皇子（のちの安徳天皇）が生まれた。重盛はこの時、祝詞を誦したり、へその緒を竹刀で切ったりする役割を担った（『山槐記』）。十二月には早くも立太子の儀が行われた。

しかし、重盛は命終へと向かってゆく。治承三年二月二十二日の東宮の百日の祝いの後、病により籠居。この頃には食事を摂れなくなっていた。三月五日、高倉天皇の法住寺御所七条殿への方違え行幸に追従したのが最後の出仕となる。十一日には、再び内大臣辞表を献じた。藏人頭源通親が、天皇が許せば勅答があるだろうと言うと、この夕べから熊野詣の精進を始めるので、勅答は後日に承ると伝えている。三月中に熊野に詣でて後世のことを祈った後、精進屋において食事を摂り、一旦回復したが吐血し、その後また不食となり、日に日に衰弱して五月二十五日、ついに出家した。中山忠親の見舞いには、「年来の素懐障りなく遂げ了んぬ。喜悦極まりなし」と返報している。その後病はさらに重くなり、六月二十日辰刻には二時間程度息が途絶えたほどで、翌二十一日には後白河院が密々に重盛を見舞った（以上『山槐記』）。『玉葉』によれば、七月二十日には危篤となり、二十九日暁（二十八日夜とも）に亡くなった。病は背中が悪瘡ともいうが（『保曆間記』）、重い脚気を患っていたこともあり（『兵範記』『愚昧記』）、それが消化器官に影響したのでもあろうし（高橋 二〇〇七）、『山槐記』の様子からは胃潰瘍・胃癌かとも思しい。かねて重盛を快く思っていなかった『玉葉』の記主兼実は、重盛の死に感慨を記すこともなく、八月十七日に聞く所として、先んじて六月十七日に亡じた重盛異母妹の故摂政基実室盛子と重盛との死について、「西光法師の怨霊の由と云々」と、片仮名で七く八枚続けて書かれた落書が内裏で見つかったことを伝えるのみである。

六 時子所生の宗盛と小松家

時を遡って視点を変えれば、鹿ヶ谷事件の以前からすでに、重盛の立場は一門の中で絶対とは言えなくなっていた。清盛の正室時子の妹滋子が生んだ高倉帝の即位と、時子所生の徳子の入内立后によって、次第に時子が産んだ宗盛らが時めくのである。宗盛は仁安二年（一一六七）に正四位下・参議となり、二十一歳で公卿となる。翌年は従三位に叙されており、父清盛、兄重盛よりもはるかに迅速な昇進ぶりであった。宗盛室は時子・時忠の異母妹で、おそらくは滋子の同母（藤原顕頼女）妹であり、高倉との極めて緊密な関係を築く、大きな期待をかけられた婚姻であった。承安元年（一一七一）にこの二人の間に生まれた清宗は、生誕の翌年に伯母建春門院の御給で叙爵し、同時に元服・内昇殿・禁色を許されるという、摂関家にも例のない出世ぶりであった。『たまきはる』によれば、承安三年五月、女院御所における鴨合の際、後白河院は三歳の清宗を膝に乗せ、「限りなくもてなされ」という。重盛息で最初に禁色を許されるのは正室経子所生の清経だが、それは治承三年、彼が十七歳の時のことであった。承安二年には、後白河院の御厩別当が、重盛の就任後わずか二年足らずで宗盛に交代した（西園寺家所蔵「御厩司次第」）。この重職は、平治の乱後清盛が十一年つとめ、承安元年によく重盛が引き継いだものであった。これらの人事は、建春門院の要請もあろうが、当然、重盛自身が引き起こした殿下乗合事件なども影響しているよう。

ところで、『山槐記』に拠れば、治承二年十一月十二日の安徳誕生時に滋子の妹で徳子の叔母である「彼の御方」が、一旦御帳に入れた皇子を抱いて還る役割を担っているが、この女性は六月二十八日の着帯の儀にも出席していた、時子・時忠の異母妹で、多分滋子の異母妹でもある、重盛「妾」の「彼の御方」と同一と見てよい。六月の記事は、続けて「右大将北（宗盛）の方」を記す。ここには「妾」と「北の方」との明確な書き分けがある。この「右大将北の方」が前出の宗盛室である。安徳の乳母になる予定だったが、同年七月に亡くなり、結局時忠室が乳母となった。安徳誕生時以外に「彼の御方」の事蹟を残す記録はない。彼女は乳母に選ばれず、時子の同母弟の室が乳母となったのである。延慶本『平家物語』第二本・八「中宮御産有事付諸僧加持事」にも、『山槐記』の安徳誕生と似た描写で「故建春門院ノ御妹アノ御方」が皇子を抱き上げたとしており（長門本・源平盛衰記・

四部合戦状本もほぼ同)、「アノ御方」は「彼の御方」のことをさすのであろう。「アノ御方」という呼称は、時子や宗盛室からみて、「自分たちの世界の外側の世界」、を意味するという論もある〔佐伯 一九九四〕。だとすれば、鹿ヶ谷事件後の重盛の微妙な立場が、この呼称にも反映していると言えようか。

重盛の死によって、清盛の後継者は宗盛に確定する。『平家物語』卷三「医師問答」に、重盛の死後宗盛の周囲の人々が、「世はただ今大将殿^(宗盛)へ参りなんぞ」と悦んだ、とあるのは、象徴的な記述のように思われる。治承四年(一一八〇)五月、宗盛の嫡子清宗はわずか十歳で、二十四歳の維盛を超えて従三位に昇進する。同年九月、維盛が大將軍として源氏征伐に向かった富士川合戦では、水鳥の羽音に驚いて逃げ退き(『山槐記』)、清盛に「不覚の恥を家に貽し、尾籠の名を世に留むるか。早く路より跡を暗ますべきなり。更に入京するべからず」(『玉葉』十一月五日条)と罵られるほどの情けない有様であった。このようなことも影響してか、やがて維盛の子供達は孤立していったのであろう。平氏都落ち後、維盛と清経は、父同様自ら死を望み、維盛は熊野灘に身を投げ、清経も自害した(『建礼門院右京大夫集』)。ただし『平家物語』では、都落ち後の時子や宗盛の維盛に対する疎遠の原因を、重盛と成親との親近や富士川合戦の失敗には求めず、維盛が頼朝と通じているとの疑いにこそあるとし(平治の乱後に六波羅に囚われた頼朝に対して重盛が好意的だったため)、その疑念を維盛が死を以て晴らしたことで、時子達が悔いる記述がある(卷十「三日平氏」)。物語上に頼朝を頼って裏切った頼盛とは対照的な描かれ方である。重盛像造型にも通底する『平家物語』の小松一統への同情が透けて見える。物語は、維盛の嫡男、重盛の嫡孫六代をあくまでも平氏の嫡流として描くのであった。

七 重盛の世評と小松家の家人達、そして近世近代重盛評―結びに代えて―

治承三年(一一七九)正月十日、重盛は中山忠親に使を送り、忠親の子忠季の従五位上への昇叙を賀し、また、兼宗が朝覲行幸の御遊の箏を失錯なくつとめたことを褒めた。忠親は「かくのごときの時、必ず使を送られ、殊に芳心を致さるるなり」と記す(『山槐記』)。他にも、「イミジク心ウルハシクテ」(『愚管抄』卷五)とか、「武

勇時輩に軼すくると雖も、心操甚だ穩やかなり」（『百練抄』）等と評された。『平家物語』での高い評価は周知の如くである。『十訓抄』においても、賀茂祭の見物のために前もって空車を立てておいたことについて、「さやうの心ばせ、情深し」と地位に驕らないことを賞賛されているのであった。

このような評判を取った重盛には、どのような家人がいたのか。『平治物語』には、平貞能・伊藤景綱・館貞保・与三左衛門尉景泰等の名が見える。特に、平氏の最精鋭である、重代相伝の家人貞能と、同じく景綱の子忠清は小松家の武力の中枢であった（元木 二〇〇八）。安元三年四月に延暦寺衆徒が内裏を攻めた際、重盛の郎従が神輿を射、彼らを一時「（上総介忠清の本名）伊藤」忠景の郎等」だとする誤報があったが（『愚昧記』）、これは忠清が重盛の軍事指揮を担当していたからである（『顕広王記』）。忠清は初め清盛、後に重盛の小松家に仕え、維盛の乳父であった（『歴代皇紀』）。重盛の死後、貞能は九州の鎮庄、忠清は東国の家人支配を任され、平氏軍制の中枢から外される。忠清のこれへの不満が、富士川合戦の敗戦を招いた側面もあるという（元木 二〇〇九）。求心力のあった重盛の死去によつて、かつての重盛家人の離反が発生し、特に東国における平氏家人の分断を促進したともいう。工藤祐経も重盛の家人であったといひ（『吾妻鏡』）、『平家物語』によれば、緒方維義、斎藤時頼なども重盛の侍であったといひ、斎藤実盛と子の五、六は維盛に仕え、五、六は六代を終始支える存在として描かれる。重盛は、のちに維盛と共に入水する与三左衛門重景を、その父景康（泰）が平治の乱で重盛の身代わりとなったことを忘れず、手許で育て、維盛の元服と同時に元服させて「重」の字を与え、死に際には重景に、景康の形見と思つてきたことを口にする。『山槐記』が記す、配慮に満ちた重盛像とも重なるのである。

さて、重盛は生前、清盛に「謀叛心」があるのを見て、「トク死ナバヤ」と言っていたという（『愚管抄』巻五）。『平家物語』巻三「医師問答」には、熊野に参詣した重盛が「願はくは子孫繁栄たえずして、仕へて朝廷にまじはるべくは、入道の悪心を和やはらげて、天下の安全を得しめ給へ。栄耀又一期を限つて、後混恥に及ぶべくんば、重盛が運命をつづめて、来世の苦輪を助け給へ」と祈念する。これらの記事からの重盛像も与つてか、近世から近代にかけて、安積澹泊（『大日本史賛藪』）、頼山陽（『日本政記』）、高山樗牛（『平家雜感』「平相国」）、芥川龍之介（『義仲論』）等が、異口同音に、鹿ヶ谷事件の蹉跌や死に急ぎを批判する。特に近代は、時代を動

かした英雄として清盛の評価が改まった時期であり、その反動として、それまでは儒教的道德の具現者として称えられてきた重盛が貶められることになる。重盛が病弱で清盛のような覇気に欠けるといふ印象は現在でも一般化しているが、事件も罹病も重盛自身の責ではなく、むしろ平治の乱の戦いぶりや殿下乗合事件の振舞いに、平氏の棟梁、武門の総帥たる資質を見ることがもできるのである。また一方で、『平家物語』は重盛の仏教への深い帰依心を描くが、十二巻本『表白集』からもその姿勢は窺える〔高橋 二〇〇四〕。重盛の仏道への傾斜が生涯のいつ頃から芽生えたかは明らかにできないが、その心性の基調をなすものであったと捉えても過たないであろう。その基層に、『平家物語』が示唆する父清盛への反発や時子所生の一統との確執に繋がるような、異母弟達とは異質であるとの思いがあったかもしれないと見るのは穿ちすぎであろうか。

重盛の死が当時世に哀惜されたことを明確に示す史料はない。平氏一門中に、その不在がいかに悔恨されたかも正確には不明である。ただ、その反照とも言える『平家物語』の重盛像造型や、それに基づく近世に始発する清盛との対照を通じた重盛の、君・父への忠・孝や武家の棟梁たる矜持と浄土への憧憬との間に相克する重盛の形象に、近世以後の知識人達が情理両面で批判と愛惜とを与えるような傾向が生じたか、と考えるのである。

延慶本『平家物語』第三末・二十四「平家都落ル事」によれば、重盛の墓は忠盛・清盛のそれとともに法性寺にあったという。一門と離れて都に戻った肥後守貞能が、重盛の遺骨を掘り起こし、首にかけて一門を追ったとも（延慶本）、骨を高野山へ送ったともいう（覚一本）。事実、寿永二年（一一八三）七月の平氏の都落ち当日、貞能は維盛・資盛らとともに都へ引き返し、法住寺殿内の蓮華王院に居し、源氏との合戦に備えたという（『吉記』）。これらのことから、昭和五十三年に法住寺殿跡地で発掘された武将墓を重盛のものとする説がある〔野口 一九九四〕。ただしまた、高野山文書の某年四月二十五日付『僧某申状案』（『平安遺文』三九八二号）には、重盛の遺骨が高野山に移されて供養されたと記されてもいる。その真偽は今不明である。

【参考文献】

上横手雅敬『平家物語の虚構と真実（上）』（塙書房、一九八五年一月）

- 日下力『平治物語の成立と展開』（汲古書院、一九九七年六月）
- 五味文彦「平氏軍制の諸段階」（『史学雑誌』八八―八、一九七九年八月）
- 五味文彦『平清盛』（吉川弘文館、一九九九年一〇月）
- 佐伯真一「アノ御方」小考（水原一編『延慶本平家物語考証 三』（新典社、一九九四年五月））
- 高橋昌明『清盛以前―伊勢平氏の興隆―（増補・改訂版）』（平凡社、一九八四年五月）
- 高橋昌明「重盛の母」（『女性史学』七、一九九七年七月）
- 高橋昌明「平氏家人と源平合戦―譜代相伝の家人を中心として―」（『軍記と語り物』三八、二〇〇二年三月）
- 高橋昌明「平重盛の四天王寺万灯会について」（『国文論叢』三四、二〇〇四年三月）
- 高橋昌明『平清盛 福原の夢』（講談社、二〇〇七年一月）
- 高橋昌明『平家の群像 物語から史実へ』（岩波書店、二〇〇九年一〇月）
- 谷山茂『谷山茂著作集二 新古今集とその歌人』（角川書店、一九八三年一二月）
- 角田文衛『王朝の映像』（東京堂出版、一九七〇年八月）
- 野口実『武家の棟梁の条件』（中央公論社、一九九四年一月）
- 樋口健太郎「国立歴史民俗博物館所蔵 田中穰氏旧蔵本『山槐記』応保二年三月」（『神戸大学史学年報』二二、二〇〇七年三月）
- 兵藤裕己『平家物語―（語り）のテキスト』（筑摩書房、一九九八年九月）
- 元木泰雄『平清盛の闘い―幻の中世国家』（角川書店、二〇〇一年二月）
- 元木泰雄『保元・平治の乱を読みなおす』（NHK出版、二〇〇四年一二月）
- 元木泰雄「藤原成親と平氏」（『立命館文学』六〇五、二〇〇八年三月）
- 元木泰雄「平重盛論」（臈谷壽・山中章編『平安京とその時代』（思文閣出版、二〇〇九年一二月））
- 安田元久『平家の群像』（塙書房、一九六七年六月）

※本文引用は以下のとおり。『百練抄』―新訂増補国史大系本、『兵範記』『山槐記』―増補史料大成本、『玉葉』―図書寮叢刊本、『愚昧記』―大日本古記録本、『愚管抄』『平家物語』（覚一本）―日本古典文学大系本、『平治物語』『たまきはる』『六百番歌合』『十訓抄』―新日本古典文学大系本、延慶本―汲古書院影印本、『平家公達草紙』『日本外史』―岩波文庫本

引用に際しては、適宜濁点・返り点・句読点を施し、一部私にこれを改め、訓読した。

第二節 平時忠

はじめに

平時忠は、『平家物語』にある種の陰影をもたらす重要人物である。政治史上においても、治承・寿永合戦前後におけるその存在は無視し得ない。物語内の人物造型や伝記に関する論が積み重ねられてきた(1) 所以である。小論では、それらを踏まえつつ、時忠伝の基本的な問題点を改めて整理した上で、また、従来触れられることのなかった記録類の記事に着目して、そこから浮かび上がる時忠の人物像を考察してみたい。

一 時忠の繫累

まず、時忠の家系の中で、従来必ずしも明確になっていない点、①時忠の母、②時忠・時子の長幼関係、③時忠の周囲、について論じてみたい。

時忠の母の素性を知る手がかりとして、『吉記』治承五年(一一八一)五月二十八日条に「後聞、今日左衛門督時忠卿母堂尼公入滅、元是二条大宮半物也、今又后宮祖母、帝之曾祖母也、末代希有歟、況於八旬有余哉」(史料大成本)という記述がある。これに拠れば、時忠と時子は同母で、その人物は、かつて二条大宮(2)の半物であったことが確認できる。

また、『公卿補任』の時忠項には母についての記述がなく、弟親宗項には「母同時忠卿」と記されている。これに拠れば時忠と親宗は同母ということになる。

さらに、『尊卑分脈』桓武平氏流を見ると、時忠項には『公卿補任』同様母についての記述がない。そしてその左隣の親宗項には「母大膳大夫藤家範女」とあり、そのすぐ左の時子項には「母同」とだけ記す。「大膳大夫藤家範」は中関白藤原道隆の五世孫家範のことであろう(3)。また、『尊卑分脈』藤原氏道隆公孫流の家範女・家範息基隆女の両項にある「美福門院女房少将局平親宗母」との記載に拠れば、親宗の母は美福門院女房で少将と呼ばれた人物であることになる。従って、親宗の母が家範の娘か孫娘かについては資料内部に混乱がある。

そしてまた、『尊卑分脈』藤原氏惟孝孝流・従四位下皇后宮亮左少弁顕憲の息・法勝寺執行能円(4)項には、「母官女二条大宮半物大納言時忠并従二位時子同母」とあり、これに拠ると、時忠・時子と能円は異父同母であり、母は二条大宮の半物、ということになる(5)。

以上のように、『公卿補任』と『尊卑分脈』の各項の記述は錯綜している。おそらくはこの点から、現在に至るまで各説が分かれているのであろう(6)。

しかしながら少なくとも『吉記』の記述に信をおき、時忠と時子は同母で、それは元二条大宮の半物である、と考えることは許されるであろう。また、親宗の母が藤原家範の娘か孫娘かという問題については、家範の生年(一〇四八)・基隆の生年(一〇七五)・美福門院の生年(一一一七)・親宗の生年(一一四四)から見て、やはり家範の孫娘と考えるべきであろう。

ただしここで問題となるのは、その二条大宮の半物なる人物が、親宗の母と伝える藤原基隆女と同一かどうか、という点である。もし『公卿補任』の記すように、時忠・時子の母と親宗の母が同一ならば、なぜ『尊卑分脈』の家範女・基隆女の項に、より有名であったはずの時忠や時子の名が記されず、親宗の名のみが見えるのだろうか。この不自然さをもってすれば、時忠・時子と親宗は異母と考える方がより穏当ではないかと思われる。

また、「半物」の実態についても不明瞭な点(半物とは実際はどの程度の身分であったのかという点、つまり、家範や基隆のような身分の者の娘が半物となる可能性の有無(7))が残る。ただし、『吉記』が「元是二条大宮半物也、今又后宮祖母、帝之曾祖母也」と対比させ、これを「末代希有歟」としていることから、少なくとも『吉記』の記主である経房は「半物」をかなり低い身分として捉えていたのではないか。とすればやはり、基隆

の従三位非参議という極官からして、その女が半物であるという可能性は低いであろう。やはり親宗は時忠・時子と母を同じくしないのではないだろうか。

いずれにせよ、時忠と時子の母が元二条大宮の半物であるという点、すなわち母親の身分が決して高くはないという点は注目すべきである。二節で述べるように、このことは時忠が非蔵人から身を起こしていることに少なからず影響しているのではないかと考えるからである。

さて、時忠と時子がどちらが年長であるかという点については、『平家物語』諸本、その諸注釈、人名辞典類によって、記述がさまざまである。すでに指摘されている問題ではあるが(8)、依然として、最近刊行された注釈類においてもなお、この点については揺れがあるのである。なぜそのような揺れが生じるのかという点も含めて、整理してみたいと思う。

まず、時子の生年が確認できる史料として、『兵範記』仁安三年(一一六八)二月十一日条の記事が挙げられる。清盛と時子の出家の記事であるが、これには「相国今年五十一、二品四十三云々」(史料大成本)とあり、時子は大治元年(一一二六)の生まれであると知る。『兵範記』の記主平信範は時子の叔父でもあり、この記述は信頼できるであろう(9)。

次に、時忠の生年が確認できる史料として、『公卿補任』では、たとえば久安二年(一一四六)十七歳、仁安二年(一一六七)三十八歳、寿永二年(一一八三)五十四歳などがある。これに拠れば、時忠は大治五年(一一三〇)の生まれであることになる。また、『吾妻鏡』文治五年(一一八九)三月五日条には、「亦彼年齢有_二御不審_一。数輩雖_レ候_二御前_一。無_二覚悟人_一。依被_レ尋_二大夫属入道_一之処。六十二之由申_レ之云々」(国史大系本)と見える。これに拠れば、時忠は大治三年(一一二八)の生まれとなる。

『兵範記』に確認される時子の年齢、『公卿補任』『吾妻鏡』いずれにせよそこから導かれる時忠の年齢よりして、時子は時忠の姉であることは間違いないのである。

その両者の間柄を伝える史料として、『愚管抄』(巻五)には、「大納言時忠トテ_二位ガセウト有リキ_一」(日本古典文学大系本)と見える。「せうと」とは、年の上下に関係なく女からみた男のきょうだいをさすというのが中

古語における用法であり、この記述のみではどちらが年長であるかは判断できない（10）。

一方で『保曆間記』には、「平大納言時忠ト申ハ、太政入道ノ北方二位殿ノ弟也」（和泉書院刊本）と見え、右に確認した時子が時忠の姉であるということ、誤りなく伝えているのである。

ちなみに、『平家物語』の代表的な諸本において、時子と時忠の間柄を示す記事は以下の通りである（11）。

延慶本 「八条ノ二位殿モ妹ニテ御ワセシカバ、入道ニハ小舅也」（第六末）

長門本 「八条二位にもいもにておはせしか、大政入道の小舅にて」（卷第十九）

源平盛衰記 「八条ノ二位殿モ妹ニテ御座シカバ、太政入道ニハ兄公也。建礼門院ニハ伯父也」（卷第四十六）

四部合戦状本 「此御拜事御兄^ミ時忠卿被^ニ申行^{コナハ}」（卷第七）

「八条二位殿妹御在、大政入道兄公」（卷第十二）

屋代本 「八条ノ二位殿モ姉ニテ御坐シカハ、大政ノ入道ノ小舅ニテ」（卷第十二）

覚一本 「入道相国の北方八条の二位殿も姉にておはせしかば」（卷第十二）

中院本 「入道の北のかた八条の二位殿にも、御おとゝにておはしければ」（卷第十二）

百二十句本 「八条ノ二位殿^モ姉ニテヲワセシカバ、大政入道ノ小舅ニテ」（卷第十二）

これらの記述を見ると、まず延慶本は「妹」の語義が問題になるが、「妹に対して、夫兄の意」（大漢和辞典）であるとすれば、「八条ノ二位殿」つまり時子を妹と見ていると言えようか。長門本の場合、「いもうと」は年の上下に関係なく男からみた女のきょうだいをさすため、両者のどちらを年長としているかは判断できない。源平盛衰記は、時忠を清盛の兄としており、しかも、時忠を建礼門院の「伯父」と表記していることから、時忠を時子の兄と認識していたことがわかる（12）。四部合戦状本も卷第七・十二ともはつきりと時忠が兄であるとしている。屋代本・覚一本・百二十句本は、時子を時忠の姉であるとし、中院本でも時忠を弟とする。ここに見る限り、いわゆる語り本系諸本の方が、事実を正しく伝えていると言えよう。

各史料に拠る限り、時子が時忠の姉であることは明白であるにもかかわらず、現行の『平家物語』諸注釈や人名辞典の類では、時子を時忠の姉とするもの、妹とするものに分かれている状態である（13）。

その原因の一つに御橋惠言『平家物語略解』（宝文館、一九二九年）の存在が認められるであろう。御橋は、依拠本文が覚一本であるにもかかわらず、時忠を時子の兄と断定した上で覚一本の叙述が不当であるとしているのである。その根拠は今では不明だが、おそらくこれが大きな影響力をもって、ある時期から「時忠は時子の兄」という誤った共通認識ができあがっていったものと想像するのである。

加えて、『平家物語』諸本のうち、源平盛衰記などの時忠を兄とする本文の存在が、事実認識に、より一層混乱を招いたのではなからうか。

稿者は、『兵範記』と『公卿補任』に従い、時子を時忠の四歳年長の姉と考える。仮に『吾妻鏡』に従ったとしても、時子の方が二歳年長であることには変わりはない。この点は史実として動かないことを改めて確認しておきたい。二節でも触れるが、このことが時忠の官途に少なからず影響しているのではないかと考えるのである。時忠の官位昇進の裏には、あくまでも妹ではなく姉である時子と、その夫である清盛の力が働いていたように思われるからである。また、重盛や宗盛を始めとする同族同士の結びつきも、時忠の策動というよりは、むしろ、時子と清盛の婚姻によって生じたことなのではないか、とも考えられるのである。

右にも関連して、時忠の周辺の姻戚関係について触れておきたい。

時忠の父時信には、『尊卑分脈』に拠れば八人の子女があった。時忠の他には、時忠の四歳年長の同母姉時子、建春門院女房冷泉局（生年不明・滋子の同母姉）、十二歳年下の異母妹滋子（母は葉室流藤原頼女祐子）、十四歳年下の異母弟親宗、十六、七歳年下の異母妹で高倉帝乳母の清子（14）（母は祐子）、重盛の妾（生年・生母不明）、建春門院・建礼門院女房帥局（生年・生母不明）である。

時子・清盛の婚姻を始めとして、時信一族は忠盛一族との結びつきが深い。忠盛女と葉室頼時との娘領子は時忠の後妻となっており、時忠は清盛の義弟かつ義甥にあたるわけである。また、時子の同母妹ではないものの、中納言三位とも呼ばれた清子は清盛の猶子となつて甥宗盛に嫁し、清宗を生んでいる。さらに親宗の娘も維盛と

婚姻関係がある。

事実上は四位、五位程度の家格であったが堂上平氏たる時信家と、権勢を増しつつあったとはいえその出自は地下平氏である忠盛家との結縁は、それぞれが欲していた実益と名誉という互いの利害が一致したものであったと言えるのである。時子・清盛の婚姻はそれぞれの父である時信・忠盛の発案であるが、その意を受けた清盛・時子夫妻によって、次々と互いの家の結縁を深めていったのではないかと思われるのである。

一一 時忠の官途

さて、時忠の官途について、『平家物語』（延慶本第六末「平大納言時忠之事」）は「顕官顕職心ノ如シ、思ノ如シ。無レ程経上テ、正二位大納言ニ至リ給ヘリ。（中略）檢非違使ノ別当ニモ三度マデナラレタリキ。未無レ先例「事也」と述べている。時忠は、特に永万二年（一一六六・三十七歳）から、実に多くの官職を兼任している。ここでは、時忠の官途の中でも、特に①三事兼帯、②蔵人、③檢非違使について取りあげてみる。そこに時忠の一面が窺われるからである。

時忠は、永万二年六月、配流先の出雲から召還されて本位に復した後に、五位蔵人・右中弁・檢非違使佐を兼ねて三事兼帯となっている。高棟王流平氏は、平時範（時忠の祖父知信の又従弟）を始めとして三事兼帯の人物を多く輩出しているが、時忠の直系としては、時忠が初である。この点は注目すべきである。宮崎康充に拠れば、「親から子、子から孫へと代を重ねて三事兼帯者を出す家系が出現する」のが十二世紀の三事兼帯の特徴であるという（15）。三事兼帯者を多く出す家であったとはいえ、直系の中で初の三事兼帯となった時忠本人の能力は、やはり優れていたと見なければならぬであろう。なお、高望王流平氏は弁官をつとめる家柄ではないので当然のこととはいえ、清盛の血脈からは一切三事兼帯の人物が出ていない。この点を考え合わせると、従来時忠の顯達は公家平氏であることによるもの、あるいは清盛や滋子の後ろ盾によるものという説明が為されてきたが、それに加えて、やはり時忠本人の実務官僚としての能力によるものではないか、という論点も見落とすべきではな

いであらう。

米谷豊之祐は、時忠について「紀伝道をも修めず非藏人から身を起こして、遂にはその才略を以って正二位大納言の高い官位に到達した人物」(16) (傍線部稿者) と位置付けている。

時忠の藏人所における閲歴を追ってみると、久安二年(一一四六)三月、十七歳で非藏人となっている。翌年一月に六位藏人となり、久安五年(一一四九)四月に叙爵し、いわゆる藏人五位(17)となる。その後暫くは藏人所には身をおいていないが、それから十七年後、永万二年六月に五位藏人となり、その後程なくして藏人頭となっている。平安中期においては、非藏人から六位藏人となるような階層の人物は、ほぼその階層のまま生涯を終えるのが通例で、そこからさらに五位藏人になる例は、乳母子であるなどの例外を除いては稀である。院政期においてもそれが同様だとは断言できないが、それでもやはり、非藏人から始まり、最終的に権大納言にまで昇りつめた時忠は、異例中の異例の昇進と見てよいであらう。

時忠は、五位藏人をたったの二ヶ月余りで辞し、その後臨時で従四位下となり、三ヶ月ほどで従四位上に昇叙している。従四位上とほぼ同時に藏人頭となるのだが、六位程度から始まって藏人頭にまでなるというのも珍しい例である。さらに、五位藏人をつとめた期間が短かすぎる点も特徴的である。これはまるで時忠を四位や藏人頭にするための一時的な処置であったかのようにも見て取れるのである。藏人という職に注目しても、時忠の昇進は異例であった。

時忠が検非違使別当に史上初めて三度補せられたということはよく知られている。ここで時忠の検非違使の職における経歴を追ってみると、久安四年(一一四八)から五年にかけて検非違使尉をつとめ、永暦元年(一一六〇)に検非違使佐となる。なお、この翌年には清盛が別当となっており、満富真理子は「検非違使庁において別当を清盛、佐を時忠が占めて、公的な武力権力をその掌中に独占することに成功した」(18)とし、平氏政権におけるこの点の重要さを指摘している。しかしこの状態は長くは続かず、まもなく時忠は憲仁親王(高倉)を皇太子にせんとした陰謀を企てたとして一度目の解官となる。三年間の配流から戻り、永万二年、二ヶ月の間再び検非違使佐をつとめる。そして仁安三年(一一六八)に一度目の別当をつとめるが、翌年、後白河院と山門衆徒と

の争いに巻き込まれて、またしても解官となる。それからしばらくして、安元元年（一一七五）から二度目の別当を約一年つとめ（19）、さらに治承三年（一一七九）正月、その人事に多くの非難が集中する中（20）、史上初、三度目の別当に就任している。この時の別当就任期間は長く、途中母の病のためにその職務を代行させたり、母の死によって喪に服すなどの一時的な中断はあるが、養和元年（一一八一）九月まで続いた。

ここで着目したいのは、時忠が検非違使尉・検非違使佐を歴任しているという点である。この点は検非違使別当を三度つとめたことに比べてあまり重要視されていないように思われる。しかし、尉・佐を経て別当になったという例もまた、検非違使庁創設以来初のことであった。このことは、時忠が後に別当として、自邸の門前で強盗十二人の手首を切断させたり（21）、山科において獄囚人十五人を斬首し、二十一人の手を切断させたりした（22）ことに少なからず影響しているものと思われる。武士でないにもかかわらず、時忠のこのような剛勇かつ残酷な指揮のとり方は、かつて尉・佐として、実際に罪人の追捕や裁判の任務に当たっていた経験に基づくものではなかったかと思われる。

ところで、時忠は別当職についてどのように認識していたのか。これを知る史料として、『玉葉』安元三年（一一七七）正月二十九日条が挙げられる（23）。

（前略）未刻定能朝臣来、語_レ除目事等_一、（中略）抑除目夜、被_レ仰_下下_レ検非違使別当_一、其間有_二違乱事_一云々、先被_レ仰_二時忠還任之由_一、次被_レ改_二忠親_一、件事、職事若清書上卿等之間有_二失錯_一、法皇注_二任人於一紙_一（宸筆）、被_レ献_二博陸_一、即忠親也、博陸又被_レ下_二知其由_一了、而有_二此違失_一、大略職事之誤、其故兼風_三聞時忠還任之由_二云々、除目翌日、祇_三候院_二北面_一檢非違使等、依_二内々_一天氣_一、先向_二忠親之許_一、而称_二僻事之由_一追_二歸_一、仍向_二時忠家_一、喜悅謁_レ之云々、然間改定、時忠大歎息云、本自全_レ不_レ致_二此望_一、拜除之後、忽被_レ改_レ之、雖_レ不_レ過_二事現早隨之高名_一、太以難_レ堪云々（以下略）

藤原定能の話に拠れば、二十四日の除目において、別当の人事に違乱の事があったという。後白河院は、初め

時忠を任じようとしたが、それを忠親に改めた。しかし、かねてから時忠が別当になるという風聞があったため、職事か上卿の誤りにより、別当は時忠と伝えられた。翌日、北面の検非違使らは、院の意向によつて先に忠親のもとへ向かったが、僻事と追いつ返された。その後時忠のもとへ行くと、喜悅してこれに謁したという。時忠が言うには、もともと自分は別当を望むべくもないが、一旦任命された後、忽ちそれが改められるというのは、「事現るれば早く随ふ」の高名に過ぎずと雖も、甚だ堪へ難いことであつたという。その後結局、別当には忠親が就任するのであるが(24)、安元三年は時忠が二度目の別当を辞した翌年であり、この記事から、時忠の別当職への執着ぶりが知られるのである。

如上、特に三時兼帯、藏人、検非違使という点に着目して、時忠の官途の特徴を確認してみた。一般に時忠の流は堂上平氏とは言われるが、時忠の父である時信の正五位下兵部権大輔という身分や、前節で考察したように、母親の身分も半物であつたことを考えると、本来時忠はそれほどの昇進は望めなかつたものと思われる。従来指摘されてきたように、その異例の昇進の蔭には、滋子や清盛・時子夫妻の力添えが大きく働いていたことは十分察せられるが、それと同時に、やはり時忠自身の能力も評価されたのではないかと思われるのである。

では具体的に、その昇進に大きく関与していたと思われる時忠の能力や見識がどのようなものであつたのかという点について、次節で論じてみたいと思う。

三 『玉葉』を通して見る時忠像

時忠の具体的な事跡を知る手がかりとなる同時代史料として、主に『兵範記』『玉葉』『山槐記』『吉記』などが挙げられる。中でも『玉葉』は、大体において事実を淡々と記す他の三史料に比べ、時忠の人間性が垣間見える記事が豊富なのである。

ここではその『玉葉』の中でも、従来触れられなかつた記事に新たな時忠像の一端を追究し、それと、『平家物語』における時忠像を比較考察したい。

まず、①承安二年（一一七二）六月十二日条に注目してみる。

（前略）抑今度不_レ被_レ具_二御前_一、其子細不_レ告、仍問_レ之、答云、先去月廿日比、内々謁_二勅使_一之次、被_レ示_下奏_二事由_一可_レ催之由上、仍相催之間、親宗領状、臨_レ期今月四日俄辞退、仍被_レ仰_二兼光_一、領状外記・史五位各申_レ障、仍六位等勤_レ之、少納言信季云々、而之間、五日参_二向内府_一第_二之次_一、被_レ示_レ云、先例不_レ被_レ供_二御前_一ハ_二為_二吉例_一、有_二御前_一之度尤不快之由、大外記頼業勘_レ之、申_二殿下_一之由奉_レ之、尤有_レ恐、一切不_レ可_レ具云々、仍兼光申_二殿下_一之処、仰云、全以不_レ聞事也、但執柄專不_レ可_レ知、至_二御前_一之条ハ_二、只可_レ在_二大方之意_一也云々、至_二于当日_一不_レ止_レ之、勅使参入尚触申、且又伝_二殿下_一仰旨_一被_レ示_レ云、内々有_二奉様_一、仍不_レ可_レ具云々、然而事起_二院宣_一催之、仍儲_二東廊_一被_レ示_二可_レ止之由_一、仍各止了云々、内々所_レ奉_レ之ハ、中宮權大夫時忠密々和_二讒_一不_レ可_レ被_レ具之由云々、内内々被_レ鬱云々、此事尤理也、大臣具_二御前_一ハ_二、只可_レ在_レ意也、全自_レ上非_下可_レ有_二沙汰_一事也、專見苦事也、或云、頼業密々勘_二先例_一、見_二時忠卿_一云々、所_レ為之旨不_レ當_レ歟、長治・嘉承・仁平、皆具_二御前_一、永久五年無_二御前_一、最吉例也、然而御前之条、偏大臣之進止也、專不_レ可_レ及_二上御沙汰_一歟、近代之作法皆如_レ此云々（以下略）

右の大意を読み取ってみる。六月七日に、内大臣である源雅通が伊勢の公卿勅使に立っている。その際に御前驅を供さなかった点について、兼実は左少弁である藤原兼光にその子細を聞いている。兼光が言うには、公卿勅使本人の雅通は先月の二十日頃、御前驅を具したいという希望をもっていたという。しかし、兼光がそのための準備をしていたにもかかわらず、雅通は今月の五日になって急に、御前驅を具すのを止めると言い出したという。その理由は、大外記清原頼業が、御前驅を具さないのが吉例であると撰政基房に申し上げたということを雅通が聞いたから、ということであった。そこで兼光は基房本人に尋ねたところ、基房が言うには、「そんなことは一切知らない。御前驅のことについては撰政が関知するところではなく、大臣の任意である」とのことであった。当日になっても御前驅は具すことになってしたが、雅通は誰かから内々に聞いたところがあつて、やはり止めた

いと強硬に主張したため、結局取り止めとなった。その密かに雅通が入れ知恵を受けていたのは、時忠のおためごかしの讒言であると言われている。さらに別の噂では、頼業がその御前駆の先例を考証したことを時忠に見せた、ということである。

以上から実際に時忠の行動を取り出してみると、時忠は、頼業の先例の考証を聞いて、それを根拠として密かに雅通に圧力をかけた。その際に、さらに想像を逞しくすれば、そもそも頼業が基房に御前駆を具さないのが吉例であるなどと言った事実はないのであるから、頼業が摂政に先例を具申しているという「嘘」を雅通に吹き込んだのも、あるいは時忠本人であったかもしれないと考えられないだろうか。ここから、時忠が先例を恣意的に用いて、内大臣をも動かす力を持っていたことがわかる。

次に、②承安二年七月八日条を見る。

(前略) 或人語云、摂政産七夜、自建春門院被送_レ児衣、時忠卿奉_レ仰調_レ之云々、而一合ニハ納_ニ細長_一、一合ニハ納_ニ綾小衣_一へ如_ニ小宿衣_一、后宮産、寛弘以後未_レ見_ニ此例_一、臣下産、康平・承暦又無_ニ此儀_一云々、前太相国見_レ之、興言云、成人之後可_レ令_レ奉_レ着、早可_ニ割置_一、太能治之沙汰也、尤神妙云々、其語自達_ニ法皇之御聞_一、仍時忠之識者、太異様之由、有_ニ不快之御気色_一云々、但時忠定有_レ所_レ見、致_ニ其沙汰_一歟、尚普可_レ尋_ニ見先例_一也

これより数日前の六月二十日に、摂政基房の家に師家が生まれた。この産後の行事は連日盛大に行われていたようで、兼実はこれをその都度批判している。

さてこの記事では、建春門院が摂政の家のお七夜に送る産着を時忠に調えさせている。その送った物の一つは細長で、もう一つは綾の小衣であった。どうやら問題は後者であつたらしく、綾の小衣は産着にはふさわしくなく、そのような例は后宮の例では寛弘以後見たことがなく、臣下の産でも、康平・承暦にはなかった極めて異例なものであつた。この時生まれた師家の外祖父・前太政大臣忠雅は、冗談半分に「大人になってから着るべき

物を早くも用意してくれて、有能で神妙である」と、時忠の異例の措置を褒め称えた。ところがこのことが後白河院の耳に入ると、時忠の見識は異様であると不快の色を表した。ただし、兼実の判断は慎重で、時忠は、きつと何か先例を知っていてこのようなことをやったに違いない、広く先例を見なければならぬ、と言っている。時忠は何か典拠があつてそれをやったかもしれない、簡単には批判できないと兼実に言わせていることから、時忠が、先例を一応押さえて事を運ぼうとはするものの、その使い方に問題のある人物であつたという風に、少なくとも兼実は認識していたということがわかる。

次にまた、③承安二年十二月二十二日条を見る。

(前略) 抑今日可有復辟也、而俄延引、来廿七日云々、其子細問兼光、申云、去夜、俄明年自叙位可有御前儀云々、因之今夜有復辟者、官奏之条頗以有煩、依不可有准撰政儀也、是天永例云々、此事太以不被甘心事也、寛仁・寛治復辟表各兩度相加三、上表五度也、則被收之、其後有准撰政之儀、隔二年、復辟之後第三年、自除目有御前儀、天永知足院殿無准撰政儀、是白川院御今案也、彼例已最吉、仍大治・久安如レ此、次年有御前儀、今度自讓位之始、偏被逐寛治嘉例、而至此事、被棄寛治被用天永如何、就中於天永例者、大治・久安被逐用、即不吉、仍御元服之時、此沙汰出来、随又八歳踐祚、十一歳御元服、次第已相叶寛治例、忽棄置吉例之条、太無由事也、如此事、如時忠之所行也、君不知食子細、人又不令申実、衰世也(以下略)

二十七日に、摂政基房が関白となる「復辟」が行われるのだが、その任免の次第について兼光が言うには、天永の例に従つてこれを行うとのことであつた。それを聞いた兼実は、よくないことだとしている。兼実はいろいろ過去の例を挙げているが、最終的には、高倉天皇の御代全体が、前代からの讓位の時以来、寛治の嘉例を踏襲しているのだから、この復辟のみが寛治の例を捨てるのはおかしい、ということである。そもそもそんなことをするのは時忠如きのやりそうなことだ、と兼実は判断しているのである。ここでもやはり、兼実から見て、先

例の使い方の問題のある時忠像が浮かび上がる。

最後に、④治承二年（一一七八）十二月三十日条にも注目したい。

（前略）伝聞、関白室可_レ参_二東宮_一、即可_レ候_二入内御車後_一之由、前相国結構事、一定之間、忽以停止、去廿八日行啓、只御乳母時忠卿室、候_二御車_一云々、此事素太見苦事也、世間人彈指云々、而忽停止之条、子細不_レ審、或人云、時忠卿厭却云々、凡古来未_レ聞_下執政之室為_二乳母_一之例_上、而棄_レ身諛_二權勢_一之間、自然其事停止、是氏大明神冥鑑歟、雖_二末代_一墮_レ家棄_レ名事、能可_レ有_二用心_一事歟（以下略）

二十八日の安徳の行啓に、乳母である時忠室が同車した。兼実が伝え聞いたところでは、もともとは関白基房室（忠雅女）が、安徳の乳母として車に同車することを忠雅が決めていたという。しかしそれはすぐに取り止めとなり、結局時忠室が乳母として同車することとなった（25）。世間の人々は、これは甚だ見苦しいことであるとしているが、基房室が乳母になるのが取り止めになったのは、一説には時忠がそれを嫌って退けたからである、という話があったという。これは、執政の室が乳母になる先例など聞いたことがないということ、時忠は逆に利用したのではないかとも考えられる。結果的には基房室は乳母となるのであるが（26）、この段階では、自分の室が安徳の乳母になる以上、摂政の室を近付けたくなかったために、この先例を持ち出して厭却した、とも考えられる。

基房室が安徳と同車することが自然と取り消しになったことは春日大明神のお蔭である、と兼実は喜んでいる。兼実は決して時忠のことをよく思っているわけではないが、時忠が結果として摂関家のプライドを守ったことにもなるわけである。

①～③の記事は承安二年（一一七二）、時忠は四十三歳・権中納言であった。非蔵人から身を起こした時忠が、弁官の上級職である権中納言として権勢を振いつつある頃のことである。④は治承二年（一一七八）、時忠四十九歳、やはり権中納言であるが、この時既に妹滋子は没しており、滋子の庇護がなくともその権勢は揺るぎなか

った。

これら四つの記事から、兼実は時忠の先例の取り方には非常に懐疑的であったことがわかる。時忠は、官人として故事先例に重きを置くものの、原則主義的な兼実からすると、時にそれは恣意的であり、断章取義的な用い方であるように映ったのではないだろうか。しかしそこには何らかの合理性が働いていたからこそ、結果として大臣をも動かす力を持ち得たものと思われる。その背後には当然、清盛や滋子、平氏としての力も働いていたのであろうが、「時忠自身の合理性」というものも少なからずあったものと考えられる。その「合理性」はやはり、時忠が代々弁官や摂関家の家司をつとめる実務官僚としての家系に生まれ育ち、自身もまた三事を兼帯するほどの政治的実務能力を兼ね備え、故事先例についての知識を十分に身に付けていたからこそ、効果的に発揮されたのであろうと考える。

ちなみに、以上の四つの記事に見えるような時忠の一面は、『平家物語』に表れた時忠の一面にも重なるものがあるように思われる。

例えば、延慶本第二中・二「春宮御譲ヲ受御ス事」(27)において、三歳の安德帝の践祚が早すぎるといふ陰口を聞いた時忠が、非常に怒って、幼帝践祚の和漢の先例をいろいろと挙げて、安德の践祚を正当化する。これは先に挙げた『玉葉』の、先例に通じつつ恣意的にそれを解釈する時忠像に通じよう。但し、『平家物語』が挙げる故事先例の内容は、『玉葉』での、公卿の知識としてのそれとは違い、通俗的知識となっている点も見逃せない。

また、覚一本巻第八「名虎」(28)において、都落ちした平氏の人々が後鳥羽帝の践祚を聞き、三の宮も四の宮も連れて都落ちすべきだったと悔しがる。すると時忠は、そうすれば以仁王息である還俗の宮が帝位に就くだろうと言う。しかし、還俗した者が帝位になど就けようか、と反論される。それに対して時忠は、還俗の者が帝位についた和漢の先例をあれこれと挙げ、以仁王息が帝位につくことに支障はないと言うのであった。ここでもやはり、時忠の先例に通じた姿が描かれている。また、平氏は安德を連れてくるわけであるから、本来以仁王息の践祚は望ましくない話であるにもかかわらず、先例を鑑みても十分にあり得ることであると冷静に捉えており、

現実主義的な時忠像が描かれていると言えるだろう。

おわりに

平時忠は、治承・寿永前後の動乱期において、この頃には辛くも堂上平氏という名を保つような、四位、五位程度の家に生まれた。母の身分も高くはなく、官人としての出発点は非藏人であり、本来ならば生涯をその階層のまま終えるはずの運命であった。

しかし、姉時子や妹滋子の結縁によって俄かに時めきはじめ、その家が代々受け継いできた政治能力を十分に発揮し、二度の解官に遭いながらも、三事兼帯・三度に及ぶ検非違使別当をつとめ、平氏政権においても重要な役割を果たした。時に大臣らを左右するほどの力を持ち、そのために兼実のような人物によってしばしば非難されたが、それはそれだけその存在意義が大きかったことの証とも言える。

基礎的な問題の再確認も含めて史実上の時忠の人物像に迫ってみた。『平家物語』諸本間の時忠像の差異とその持つ意味などについて論じる上で、以上のような時忠像も一つの指標となりうるものと考えてるのである。

【注】

(1) 宮崎荘平「建春門院滋子とその周辺」(『藤女子大学・藤女子短期大学紀要』一二―I、一九七四年一月)、多賀宗集「平氏一門」(『日本歴史』三六〇、一九七八年五月)、角田文衛『平家後抄』(朝日新聞社、一九七八年九月)再版 講談社、二〇〇〇年六・九月)、春田宣『平家物語』に見られる平時忠説話」(『論纂 説話と説話文学』(笠間書院、一九七九年六月))など。

(2) 二条大宮とは白河天皇第三皇女・太皇太后令子内親王(一一〇七八―一一四四)。

(3) 『尊卑分脈』は家範が右少将であったと伝えるが、他史料では確認できない。

(4) 能円の生年は残欠本『僧綱補任』寿永三年条に拠れば保延六年(一一四〇)と知られるが、『平家物語研

究事典』の能円項を始めとして、能円を時忠・時子の異父兄としている注釈・辞典類が多い。

(5) 佐伯真一はこの点について、「『尊卑分脈』は時子に対する注記と能円に対する注記との間で自己矛盾を起こしているわけだが、『吉記』との対応を言うまでもなく、能円に対する注記の方が正しいことは、容易に想像がつく。時子への「母同」との注記は、本来時忠と同母の意味であつたはずである」と指摘する（「アノ御方」小考）『延慶本平家物語考証 三』新典社、一九九四年五月）。

(6) ①時忠・時子は同母（二条大宮の半物）で、親宗は異母—角田文衛「二位尼の母」（『古代文化』二〇—七、一九六八年九月）、中村文『後白河院時代歌人伝の研究』（笠間書院、二〇〇五年六月）I・第四章（初出は一九八五年七月）。なお角田は親宗の母を、家範・基隆・親宗の生年から基隆女であるとし、家範の養女となつた可能性もあるとする。また中村は、親宗が時忠・時子と異母であり、年齢が大きく離れていることは、親宗の政治的傾向（親宗は後白河院と清盛の対立後も院近臣であり続け、福原遷都・都落ちに同行しなかつた）に深く関わりと指摘する。②時忠・時子・親宗は同母（藤原家範女）—新訂増補国史大系本『尊卑分脈』の法勝寺執行能円項の頭注には「母官女二条大宮半物、按下文桓武平氏母藤原家範女」とあり、これは校訂者が時忠・時子・親宗は同母で、それを藤原家範女と判断したということであろう。宮崎荘平も同見解（注（1）所掲論攷）。

(7) 「半物」については、『栄花物語』三六で「はした者、女房の局の人など」と女房とは区別されており、女房と雑仕女の中間の身分であつたものと思われる。なお角田は注（6）所掲論攷において、「半物のことであるから、時忠の母が名のある人の娘でなかつたことは、言うまでもないのである」としている。

(8) 注（6）所掲角田論攷・注（1）所掲宮崎論攷。

(9) ちなみに、岩波新日本古典文学大系『たまきはる』の時子注（二八三頁）には「落飾の年時未詳」とあるが、この記事から明らかである。

(10) 角田は注（6）所掲論攷において、この『愚管抄』の叙述から「せうと」を兄と解釈し、これを「誤伝」としているが、「せうと」は岩波日本古典文学大系『愚管抄』注（二六四頁）に「女にとつて同母の兄弟」とあるように、必ずしも兄だけをさすものではない。事実、『愚管抄』巻六では、北条政子と義時の姉弟のことを「イ

モウトセウトシテ関東ヲバヲコナイテ有リケリ」と記述している。

(11) 使用したテキストは以下の通り。延慶本―汲古書院影印、長門本―福武書店版、源平盛衰記―勉誠社影印、四部合戦状本―汲古書院影印、屋代本―角川書店影印、覚一本―岩波旧大系、中院本―未刊国文資料、百二十句本―汲古書院影印。引用に際しては、私に濁点を付し、句読点・返り点を改めたところがある。

(12) 「伯父」は古くから父母の兄をさす意味で使われていたようである(『新撰字鏡』卷第二・親族部第十三「阿伯 父之兄 江乎知」「阿叔 父之弟也 乙乎知」「伯父 乎知」)。

(13) ①時子が姉―角田文衛(注(6) 所掲論攷)、宮崎莊平(注(1) 所掲論攷)、新潮日本古典集成、上横手雅敬『平家物語の虚構と真実』、『鎌倉・室町人名事典』(時子項)、『国史大辞典』(時忠・時子両項)、新人物往来社『新定源平盛衰記』、『日本史大事典』(時忠・二位尼両項)、『国書人名辞典』(時忠項)、講談社学術文庫『源平闘諍録』など。②時子が妹―『平家物語略解』、岩波旧大系、『平家物語評講』、『平家物語全注釈』、小学館全集、『平家物語研究事典』(時忠・時子両項)、講談社学術文庫、岩波新大系、『平安時代史事典』(時忠・時子両項)、勉誠社『長門本平家物語の総合研究』、三弥井古典文庫など(以上出版年度順)。

(14) 清子については武久堅『平家物語の全体像』(和泉書院、一九九六年八月(初出は一九八六年一〇月・八年一月))や佐伯真一「副将の年齢とその母」(『延慶本平家物語考証 一』新典社、一九九二年五月)、注(5) 所掲佐伯論攷に伝記考証があるが、清子が清盛の猶子であった(『兵範記』仁安三年三月十一日条)ことは触れられていない。

(15) 「三事兼帯と名家の輩」(『日本歴史』六二六、二〇〇〇年七月)。

(16) 『院政期軍事・警察史拾遺』(近代文芸社、一九九三年七月)。

(17) 六位藏人が叙爵して従五位下となれば、藏人の職は辞さなければならぬ。それを「藏人五位」、「藏人大夫」という。「五位藏人」とは別であり、両者は混同されやすい。この点については橋本義彦『平安貴族』平凡社、一九八六年八月)に詳しい。

(18) 満富真理子「院政と検非違使」(『史淵』一〇四、一九七一年三月)。

(19) 二度目の別当時、『山槐記』に拠れば、時忠は安元二年(一一七六)七月八日の建春門院崩御に伴い辞任の旨を奏上するが許可されず、檢非違使左衛門権佐光雅にその庁務を代行させた。中陰の後復帰するが、程なく辞退し、再び光雅が庁務を行った。

(20) 『玉葉』『山槐記』治承三年(一一七九)正月十九日条。

(21) 『玉葉』『山槐記』『百練抄』治承三年(一一七九)五月十九日条。

(22) 『百練抄』治承四年(一一八〇)正月二十七日条。

(23) 以下『玉葉』は図書寮叢刊本に拠る。私に句点・返り点を付した。へ内は割書。

(24) 『山槐記』除目部類同年正月二十四日条でもこの日の除目に問題が生じていることが記されているが、二十八日には忠親は祝賀を受けている。この間に忠親が別当となるよう改められたか。なお、この記事についてはすでに多賀宗隼が触れているが(注(1)所掲論攷)、多賀はこの事件の後に別当に補されたのを時忠と誤認している。

(25) 早川厚一・佐伯真一・生形貴重『四部合戦状本平家物語評釈 八』(私家版、一九九一年九月)一四頁ではこの記事に触れ、時忠室の同輿は停止になったと看しているが、停止となったのは関白室の同車である。なお、時忠室藤原領子については次節参照。なお、本記事については、本論第二編第一章第二節「安徳天皇の同輿者」でも考察を加えている。

(26) 『玉葉』治承三年(一一七九)二月七日条・同十日条。

(27) 諸本ほぼ同じ内容。

(28) なお、屋代本はほぼ覚一本と同じ内容だが、延慶本・長門本・源平盛衰記では、この部分は時忠と藤原尹明との会話となっている。還俗の者が即位した先例を挙げる人物が明示されておらず、覚一本の描く時忠の方が『玉葉』の時忠像に近い(四部合戦状本・源平闘諍録は当該記事欠落)。

〔付記〕 本稿は、軍記・語り物研究会第三三〇回例会(二〇〇〇年七月九日、於国学院大学)における口頭発表

に基づくものである。発表および成稿に際して貴重なご教示を賜った方々に、記して感謝申し上げます。

第三節 帥典侍

はじめに

安徳幼帝の誕生から成長の過程で近侍し、『平家物語』に少なからず登場する、乳母の帥典侍（藤原領子）と大納言典侍（藤原輔子）については、安徳周辺の歴史的真相と『平家物語』の記述の意義を解明するために、極めて重要な存在であろう。

この二人の乳母としての立場の相違や、『平家物語』での描かれ方（特に大納言典侍）についての考察は最近活況を呈している（1）。稿者も先に、日本文学協会第二八回研究発表大会（二〇〇八年六月二十九日、於山梨大学）に於ける口頭発表で、詳細に論じたところであり、それに基づいて、安徳の同輿者の問題に着目した別稿を用意している（2）。

ここでは、やはり同発表に基づいて、特に、帥典侍（3）を取り上げ、伝記上の問題点を整理し、乳母としての具体的役割を確認する小論を記しておきたいと思うのである。

一 安徳天皇の乳母と内侍

清盛待望の内に、治承二年（一一七八）十一月に生まれて翌月十五日に皇太子となった言仁（安徳）の東宮坊諸官、および当年の中宮職中枢は、平氏政権の有り様を反映し、左掲図表のごとく、ほぼ平氏一門と平氏姻戚によって占められたのである。

治承二年（一一七八）十二月十五日坊官除目（『玉葉』同日条・治承三年正月十九日条参照）

《東宮職》

東宮傳 左大臣藤原経宗

学士 文章博士藤原光範・宮内権少輔藤原親経

《東宮坊》

東宮大夫 権大納言右大将平宗盛（↓翌月十九日に中納言藤原兼雅が昇任）

権大夫 中納言藤原兼雅（↓翌月十九日に右兵衛佐平知盛が補任）

亮 左馬頭平重衡

権亮 右少将平維盛

大進 左衛門権佐藤原光長

権大進 右衛門佐高階経仲

少進 平時兼

〔参考〕この年の中宮職

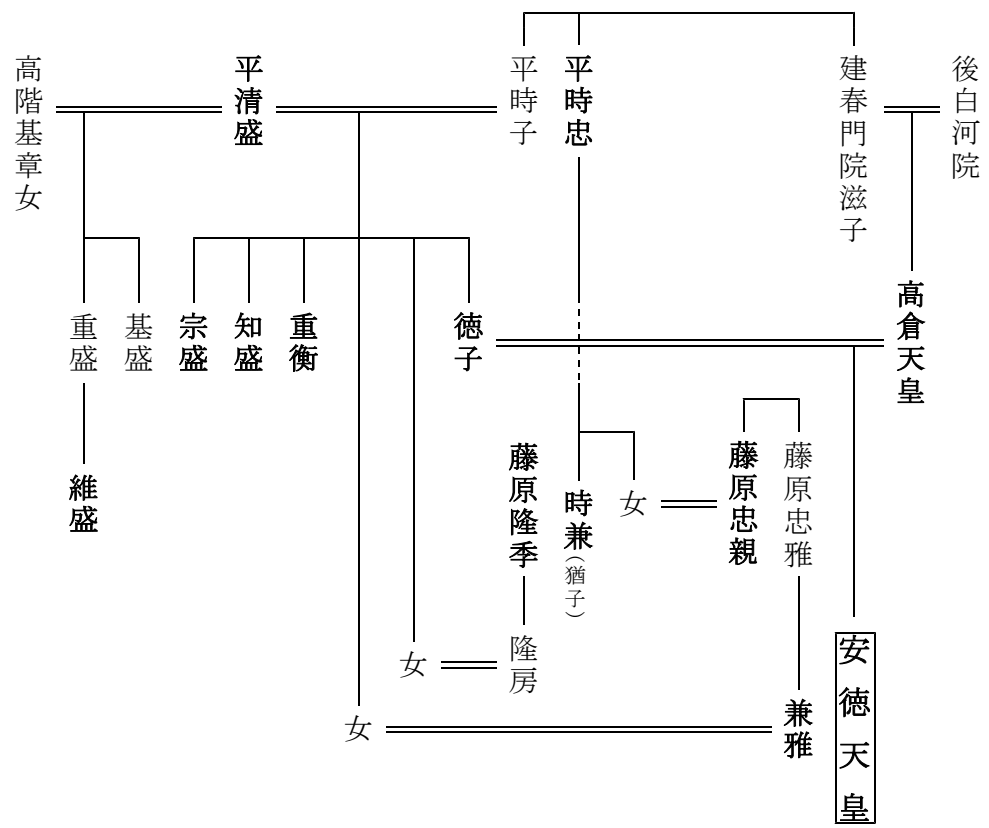
中宮大夫 権大納言藤原隆季（〜七月四日）・権中納言左衛門督平時忠（七月二十六日〜）

権大夫 権中納言平時忠（〜七月二十五日）・権中納言右衛門督藤原忠親（七月二十六日〜）

亮 左馬頭平重衡（〜十二月十五日）

権亮 右少将平維盛（〜十二月十五日）

〔参考〕関係系図（左右と長幼は一致しない）



これら男性諸官人たちに対し、安徳の周囲に配された女性達はいかなる人物であったのか。安徳の乳母や内侍

(典侍・掌侍)については、角田文衛『日本の後宮』(学燈社、一九七三年三月)および同氏監修『平安時代史事典(資料・索引編)』(角川書店、一九九四年四月)「平安要覧・主要官女表(安徳朝)」が一覧を載せるが、後者では平時子や平政子(若狭局)も乳母として挙げており、必ずしも依拠史料が明らかではない。以下に、『山槐記』治承二年(一一七八)十一月十二日条の女除目の記事を始めた史料を基に、史料上「乳母」「典侍」「掌侍」と明記される人物を挙げ、一覧してみよう。

安徳天皇の乳母と内侍

	姓名	通称	父(官職は極官)	夫	職	着任年月	史料
a	藤原領子	洞院局・帥局 ・帥典侍	権中納言藤原顕時	平時忠	乳母・典侍	治承二年十一月	アウエオカ
b	藤原輔子	大納言局 大納言典侍	権大納言藤原邦綱	平重衡	乳母・典侍	治承四年二月以前 (東宮時)	ウオカ
c	藤原忠子	不明	太政大臣藤原忠雅	藤原基房	乳母	治承三年二月	イ
d	源通清女	遠江	兵衛大夫源通清	源親房	乳人	治承二年十一月	アク
e	高階仲子 (業子)	美作内侍	筑前守高階泰兼	不明	掌侍	治承四年二月	エオカ
f	源 房子	新大納言局	権大納言源定房	不明	典侍	治承四年三月	エオカ
g	源 頼子	别当局	権中納言源雅頼	不明	典侍	治承四年三月	カ
h	平 衡子	少将局	頭中将平重衡(養父)	不明	掌侍	治承四年三月	ウ
i	藤原方子	弁局	兵部大輔藤原顕方	不明	掌侍	治承四年三月	ウ
j	高階秀子	伊予局	遠江守高階成景	不明	掌侍	治承四年三月	ウキ
k	源 職子	甲斐局	伊賀守源雅亮	不明	掌侍	治承四年三月	ウ

1 藤原尹明女	不明	兵部権少輔藤原尹明	不明	掌侍	不明	ケ
---------	----	-----------	----	----	----	---

〔史料〕

- ア 『山槐記』 治承二年（一一七八）十一月十二日条
- イ 『玉葉』 治承三年（一一七九）二月十日条
- ウ 『山槐記』 治承四年（一一八〇）三月九日条
- エ 『山槐記』 治承四年（一一八〇）五月八日条
- オ 『吉記』 治承四年（一一八〇）五月八日条
- カ 『親経卿記』 治承四年（一一八〇）五月八日条
- キ 『親経卿記』 治承四年（一一八〇）六月二日条
- ク 『吉記』 寿永二年（一一八三）七月二十五日条
- ケ 『愚管抄』 卷五

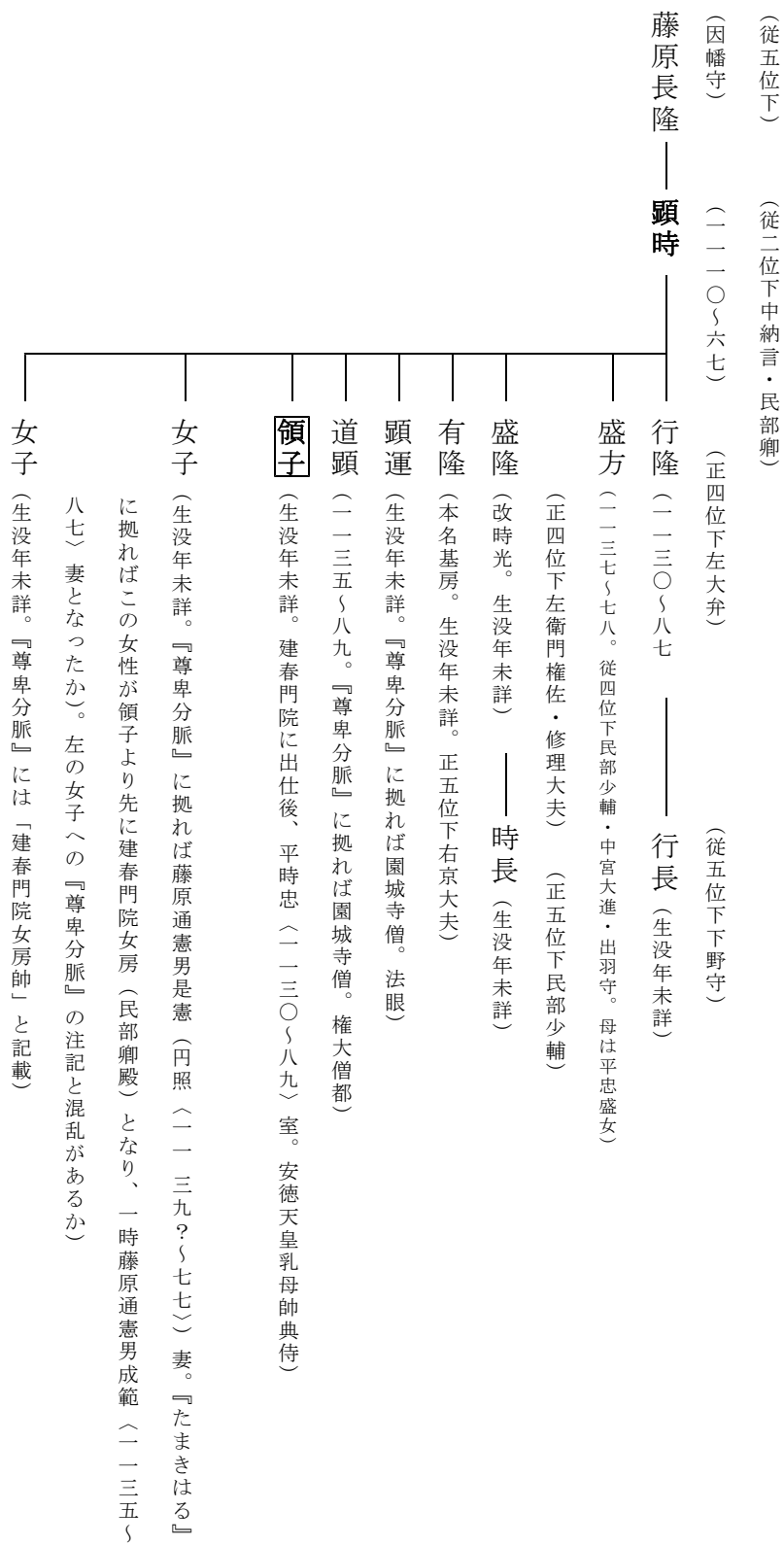
a の藤原領子は時子の弟時忠（4）の妻、b の藤原輔子は清盛の盟友藤原邦綱の娘で清盛の五男重衡の妻である。実際に授乳をする「乳人」であったdの源通清女は、時子の家の女房である。hの平衡子は重衡の養女であり、cの藤原忠子も兄弟の兼雅が清盛の娘婿である。1の女性は、清盛の姉妹を妻として平氏の都落ちにも従い、壇ノ浦で捕らえられた藤原尹明（5）の娘である。かく、男性官人の場合と同様に、安徳周辺の女性の多くもまた、平氏一門や親平氏の妻娘であって、幼帝ながら天皇という存在が、「清盛の平氏」によつて寡占的に圍繞されていたことが、今さらながらに確認されるのである（6）。

二 帥典侍領子の家統と伝記上の問題 1

さて、『平家物語』に安徳の乳母として登場し、幼帝周辺の女性の中核的存在と言つてよい帥典侍藤原領子に

ついで、伝記上の問題点の幾つかを検討しつつ、その存在意義を明らかにしてみたい。家統の把握のために、左に二種類の領子に関する略系図を掲出しておく。

略系図 1 (括弧内の官職は極官を示す)



この領子について、角田はさらに次のように論及している（8）。

時忠一族中の女性について見ると、先ず注目されるのは、時忠の後妻の藤原領子である。彼女は、権中納言・藤原顕時（一一一〇—一一六七）の娘であった（角田注1）。彼女の兄・盛方の母が平忠盛の娘であったこと（角田注2）、並びにこの時代には親族婚が旺んであったことから勘按すると、領子は、おそらく盛方（民部少輔、早世）の同母妹であったろうと推定される。彼女は初め女御（のち建春門院）・平滋子の女房となり、候名を民部卿と称した（角田注3）。ついで彼女は、中宮・徳子の女房に転じ洞院局と呼ばれたが、治承二年十一月、皇子・言仁（安徳天皇）が生誕すると、乳母に採用され（角田注4）、のち候名を帥と改めた（角田注5）。治承四年（一一八〇）三月、典侍に任じられ（帥典侍Ⅱ帥佐局）（角田注6）、おそらく内乳母としてついに従三位にまで進んだものと想定される。

この領子について興味深いのは、滝口入道の名で著名な藤原時頼が彼女の乳母子であったことである（角田注7）。領子はなかなか気性の強い婦人であって、前記の通り（稿者注）、先妻腹の時家を解官、追放にまでいたらしめた。これを黙認したという点から推察すると、時忠には領子に対する非常な遠慮があったのであろう。

壇ノ浦から帰洛した後の領子の動静はよく分からない。多分、夫の時忠に協力して様々な政治的裏工作に奔走したのではないかと臆測される。

（角田注1）『尊卑分脈』第二編、顕隆卿等孫

（角田注2）角田注1・『山槐記』治承三年正月六日条

（角田注3）『健寿御前日記』（『たまきはる』（稿者注））第六段

（角田注4）『山槐記』治承二年十二月十二日条

（角田注5）角田注4・『山槐記』治承四年三月九日条

（角田注6）角田注5に同じ

(角田注7) 『吉記』養和元年十一月二十日条

(稿者注) 『吾妻鏡』寿永元年正月二十三日条

伯耆守時家初_レ參武衛_一。是時忠卿息也。依_二繼母之結構_一。被_レ配_二上総国_一。司馬^(広常)令_レ賞_二翫_一之_一。為_二賀君_一。而広常去年以来気色聊不快之間。為_レ贖_二其事_一。舉_二申之_一。武衛愛_二京洛客_一之間。殊憐愍云々

この中で二点、今一度注意を払うべきかと思われる箇所がある。

第一点目は、波線部「候名を民部卿と称した」という箇所である(9)。この根拠は『たまきはる』であるというが、その本文の解釈には再考すべき余地がある。次にその本文を掲げる。

民部卿殿 頭時の中納言、中女。女御の宣旨の折(稿者注)参りて、もてなされまいらせけるほどに、成範の、いかにとかや、しばし引き入て、又姉参りて、今参りて、三河限りなくもてなししほどに、時忠の上になりにき

(稿者注) 滋子に女御の宣旨が下されたのは仁安二年(一一六七)正月二十日

右の「中女」とは、まん中の娘の意味だが、四人以上でも二番目を言うことがある。この部分は、次のように解釈するべきかと考える。

民部卿殿は、頭時の中納言の次女である。滋子(建春門院)に女御の宣旨が下された時に女御(滋子)のもとへ出仕し、大切に用いられ申されていたところ、藤原成範が、なんとかしてとかいうことで、しばらく引き取って(10)、またその姉が出仕して、それは「今参り」という女房名で、三河(建春門院女房)が、非常に大切に用いているうちに、やがてその姉は時忠の妻となった。

つまり、「民部卿殿」というのは顕時の次女であつて、時忠の妻となつたのは、民部卿殿より後に建春門院のもとに出仕した、姉の「今参り」という女性であるとするのが妥当であり、領子を「民部卿殿」と解するのは当たらないと考えるのである。即ち、新日本古典文学大系『とはずがたり たまきはる』が掲げる『たまきはる』「関係系図」（三九三頁）が示すところに従うべきであろう（11）。他の注釈のように（12）「あねまいりて」に誤写の可能性を見る必要はなく、右のような解釈に整合性があると考え次第である。

三 帥典侍領子の伝記上の問題²

第二点目の疑問点は、先の角田引用文破線部「滝口入道の名で著名な藤原時頼が彼女の乳母子であつた」という箇所である（13）。

これは、時頼が十八歳で出家したことを記す『吉記』養和元年（一一八一）十一月二十日条「滝口藤原時頼於^ニ法輪寺」出家（年十八、帥典侍乳母子也）、依^ニ道心^ニ云々」に基づいている。ここから、時頼の生年は長寛二年（一一六四）と知られ、時頼の母が時頼を、今日から想像する出産適齢期として仮に十六〜二十六歳の間に出産したと見ると、時頼の母は保延五年（一一三九）〜久安五年（一一四九）頃の生まれ、ということになる。

「乳母子」には、事実授乳する人の実子を指す場合と、単に養育する任にあたる人の実子を指す場合があるのは周知のとおりである。前者の場合は実子と養君との年齢は同年齢程度であろうが、後者の場合は実子と養君との年齢差は大きい場合もある。『吉記』の記述からは、時頼の生年が長寛二年（一一六四）となるが、一方で、後掲の『山槐記』治承二年（一一七八）十一月十二日条・同治承四年八月十九日条の記述から推測して、領子と時頼は同年齢程度であるはずがない程に年齢差があつたことは疑いない。よつてこの場合の「乳母子」とは、幼君を養育する任にあたる人の子の意味と見るべきである。角田も当然にその意味で捉えているであろうが、念のため確認しておきたい。それを踏まえた上でなお、次に論述するとおり、時頼母の出産年齢は、検討すべき問

題であるからでもある。

右に述べたように、『吉記』の記事からは、時頼の生年が長寛二年（一一六四）で、時頼の母のそれは、保延五年（一一三九）〜久安五年（一一四九）頃と推測される。他方で、『平家物語』諸本が、領子が時忠との間に産んだ娘が元暦二年（一一八五）に十八歳であったとする（14）のを信ずれば、領子は仁安三年（一一六八）に女兒を出産したことに、また、『山槐記』治承二年（一一七八）六月二十五日条「左衛門督（時忠）女房産_二男子_一・同十一月十二日条「件洞院局（_二領子_一（稿者注））去六月雖_レ有_二産事_一」に拠れば領子は治承二年（一一七八）に出産したことに、さらに『山槐記』同四年八月十九日条「後聞、今日亥刻、大理（時忠）室（内御乳母、帥典侍）、於_二福原宿所_一産_二男子_一云々」に拠れば領子は治承四年にも出産したことになる。『平家物語』の記事の歴史的事実の信憑性は、記録史料類と同等ではないにせよ、諸本すべてが姫君の年齢を十八としていることから、領子が仁安三年には出産可能な年齢に達していたことの蓋然性は考慮すべきであるとすると、その生年は、乳母たる時頼母のそれと接近することになってしまふのである。したがって、この『平家物語』の記事を無視し得ないものとするれば、時頼母の時頼出産時の年齢をやや高く見て、今仮に三十六歳前後として、その生年は大治四年（一一二九）前後と考えるべきであろうか。当時としては比較的高齢の出産であったかもしれないが、出産不能年齢ではなかったであろう。

前掲『たまきはる』には、滋子に女御の宣旨が下りた時、つまり仁安二年（一一六七）正月からほどなく領子の妹民部卿殿が出仕し、その後「今参り」つまり領子も出仕した、とあった。この記事から、出仕段階では時忠の妻となつてはいないと推断される。加えて『平家物語』の記事を信じれば、領子は仁安三年に時忠との娘を出産したことになるので、領子の出仕は仁安二年内、おそくとも仁安三年の始めであろうと、一応は思量される。これに併せて、『たまきはる』、『山槐記』治承二年十一月十二日条・同四年八月十九日条および『公卿補任』からわかる領子の父頼時の生年（天永元年（一一一〇））と夫時忠の生年（大治五年（一一三〇））（15）を勘案すると、領子の生年はおおよそ保延末から久安にかけて（一一四〇年代前後）かと推測され、治承二年・治承四年の出産を考えると、一一四五年頃がより蓋然性が高いかと思われるのである（16）。

したがってやはり、前述のごとく、「乳母」であるはずの時頼母が領子とは最大でも十歳程度しか離れていないと考えるのは、たとえ授乳者ではない養育者としての乳母であったとしても無理があり、時頼母の生年は、大治四年（一一二九）頃程度まで引き上げて措置しておくのが穏当かと思われるのである。いずれにせよ、「時頼が領子の乳母子」であることの意味は、時頼が滝口の武士となれたのは領子の推薦によるものであった（『山槐記』治承四年三月四日条）ことから、時頼の平氏親近に領子が与ったことにあるのである。

四 帥典侍領子の役割―大納言典侍（藤原輔子）との比較から―

領子が安徳天皇の女官・乳母体制の中心であったことは、早く田中文英が指摘しているが（17）、では、領子の乳母としての具体的な役割はどのようなものであったのかを以下に考察してみたい。

左掲の『山槐記』治承二年（一一七八）十一月十二日条には、安徳誕生時に領子が如何なる役割を担ったかが詳細に描かれる。

洞院局注一領子（大夫室）、以練糸注二奉結御臍注三（長六寸二、所注四法注五二云々）。内大臣取竹刀注六奉切之（洞院局置帖紙於手上、其上置御臍緒、口切糸内方、刀鈍頗奉切口口内府与女房之間立三尺御几帳云々）、此後御胞衣至于奉藏之日、皇子御所東方立御几帳置之、此所不令寄人云々、此後有御乳付事（18）云々、

伝聞、洞院局奉抱上、以綿纏指、拭去御口中并御舌上血、（血多入御口中、不速泣給云々）、又以他綿纏沾、取甘草湯奉含之、又以綿纏沾、取朱蜜奉塗御唇、又以綿沾、牛黄奉含之、次奉含御乳（件洞院局去六月雖有産事、当時乳汁不出之人也、先例如此、寛弘五年従三位橘徳子（19）奉仕之例敷、承暦大宮（20）、今度可然人不御坐、康和元年母儀（21）、件両度不快、仍今度准寛弘敷、次御乳人参上（故兵衛大夫通清女、右近衛監親房妻、宮母儀注七時子二品家女房也、通清者侍也、親房者故前

上野守実房朝臣孫也、父無官六位云々（中略）

御乳母、大夫（時忠）室家（号三洞院局）、故従二位権中納言頭時卿女也、本儀前右大将宗盛卿室家可被レ

参云々、而去八月卒去、仍此人所被レ参也云々、先例降誕之後令ニ参入ニ欺、而此人且為レ奉レ扶ニ持御産間事、自去八月取被ニ参入也（後略）

安徳誕生後、領子がへその緒を練り糸で結び、それを重盛が竹刀で切ったこと、領子が安徳を抱き上げ、綿で安徳の口の中や舌の上の血を拭い去ったと知られる。領子は五ヶ月前に出産を終えたばかりだが、乳が出ず、乳付だけを行い、授乳は乳人が行ったという。

比較の意味で、安徳のもう一人の乳母であった藤原輔子は如何なる役割を担っていたのかを見てみたい。渥美かをるは、「徳子中宮が、七年後の治承二年（一一七八）に皇子安徳天皇を産んだ時、（輔子は（稿者注））同時に安徳天皇の乳母に選ばれた」（22）と述べ、

『日本の後宮』ならびに『平安時代史事典』「主要官女表（安徳朝）」も、「（輔子は（稿者注））治承二年十一月、皇子・言仁の乳母に任ぜらる」と、輔子が安徳の誕生後ほどなく乳母として祇候していたとする。

しかし、前掲の『山槐記』他いずれの資料からも、この輔子が安徳の誕生時十一月中から祇候していたことは確認し得ない。誕生からしばらく「乳母」として記されるのは領子のみであり、乳母としては領子が先任であったと見るべきであることを、あらためて確認しておきたい（23）。

領子の乳母としての地歩については、『山槐記』治承三年（一一七九）正月六日条から、五十日の祝いに際して安徳が出御するに際し、高倉天皇の乳母であった別当三位（輔子の姉）が抱いたことが知られるが、これは本来抱くべき人物である領子が軽服中であつたための代替であつたと知られるのである。

今日東宮御五十日也、（中略）此間東宮出御々々座（白織物御細長、御小袖立坊之後皆悉御白色也、御乳母調進之）、供餅事用三吉時、兼所聞者午刻也、今已及三申刻、

内御乳母別当三位（邦綱卿女）（24）、奉_レ抱_レ（御乳母洞院局可_レ奉_レ抱_レ也、而兄民部卿少輔盛方朝臣逝去輕服
数日内也、可_レ有_レ憚_レ之由殿下被_レ仰、仍三位奉_レ抱_レ云々）

さらに即位後の『吉記』養和元年（一一八一）六月二十九日条の記事によれば、安德出御の際は本来は乳母である領子が抱くべきであるが、輕服であり、しかし「今一人の乳母」である大納言乳母、つまり輔子も重服であるため誰が抱けばよいか、ということが問題になっているのであり、ここにも領子の役割の大きさが窺われるのである。

今日節折如_レ例、（中略）出御之時、帥乳母奉_レ抱_レ之、件典侍、夫之母之輕服日数之内也、而今一人大納言
乳母重服也（邦綱入道事）、何様可_レ被_レ進退_レ哉之由、女房示_レ之、予以_レ書狀_レ尋_レ申左大臣、（中略）左府
被_レ答云、帥典侍其憚輕服也、除_レ服了畢者從_レ其役_レ有_レ何事_レ哉、是神事御禊陪膳、輕服人雖_レ日数之中、勤
仕之故也、不_レ然者、他典侍可_レ奉_レ抱_レ歟者、而他典侍皆有_レ障_レ云々、仍帥典侍奉_レ抱_レ之

他にも領子が安德を抱く記事は『山槐記』に散見し、対して、輔子が安德を抱く記事は見当たらないので、安德捧擁は先任の乳母帥典侍の専任であり、領子に障りがある場合に輔子が当たる可能性もあったかと理解されるのである（25）。

如上、安德生誕から側に祇候していたのは領子であること、安德を常に奉抱するのは領子であったこと、治承二、四年に出産した領子に対し、輔子は重衡との間に子を為さなかつたらしいこと（26）、などから考えると、田中文英が夙に指摘したとおり（27）、安德養育の乳母としての役割は主に領子が担っていた、と考えられる。対する輔子は、治承四年四月の安德即位式の際に高御座の帳を掲げる褰帳をつとめていて、『吉記』治承四年五月八日条からは、その賞で従五位上に加階されたことが知られるが（28）、「今日被_レ行_レ女叙位」（中略）従五位

上 藤原朝臣輔子（褰帳） 藤原朝臣領子（御乳母）」とあり、領子は「乳母」として加階されているのである。この二人は、記録上あるいは『平家物語』上は「乳母」「内侍」と区別無く記されるが、「乳母」の役割は主に領子が、後宮の女官としての「典侍」の役割は主に輔子が担っていた、と見るべきであろうと思うのである。

むすび

この領子と輔子の役割の違いが、『平家物語』の両者の描かれ方の差に僅かながら反映していると考えられるのである。口頭発表したその両者の比較の詳細については、紙幅の都合で割愛する。ただここで、稿者なりの両者の比較の考察に基づいた結論のみを記しておけば、延慶本では帥典侍も大納言典侍もいずれも安徳の「乳母」と記されるものの、両者が並行する場面では必ず帥典侍が先に記され、「乳母」としての具体的な役割も帥典侍に集約され、大納言典侍は専ら重衡の妻として描かれていると言えるのである（30）。二人とも同じく安徳の「乳母」であり「典侍」でありながら、前者としての役割は帥典侍に与えられ、後者としての役割は覚一本に於ける微少な痕跡ながら大納言典侍に与えられている、との整理が一応は可能なのである。これは、史料上に、誕生時から乳母として祇候して出御の際に安徳を奉抱する「乳母」の役割は帥典侍領子が、即位式で褰帳を務めるなどの女官としての「典侍」の役割は大納言典侍輔子が担っていた様相に矛盾無く照応するのである。

【注】

(1) 栗山圭子 a 「安徳天皇の乳母」（川合康編『平家物語を読む』（吉川弘文館、二〇〇九年一月）、杉山友美『『平家物語』の帥典侍と大納言典侍―院政期における乳母―』（『学習院大学大学院 日本語日本文学』五、二〇〇九年三月）、郭順伊「大納言典侍についての一考察」（『広島女学院大学院言語文化論叢』一二、二〇〇九年三月）、栗山 b 「大納言佐という人―安徳乳母の入水未遂をめぐる―」（『国語と国文学』八六―一二、二〇〇九年一二月）など。

- (2) 「幼帝安徳の同輿者―母后と准母と乳母をめぐる―」(佐伯真一編『中世の軍記と歴史叙述』(竹林舎、二〇一一年三月))。口頭発表時に、貴重なご意見を賜った方々に、記して感謝申し上げる。
- (3) 帥典侍は、安徳の東宮時代は「洞院」と号し(『山槐記』治承四年(一一八〇)三月九日条)、その後は記録類や『平家物語』で「帥局」「帥典侍」「帥佐」等表記が様々だが、本稿では「帥典侍」に統一する。ただし、伝記考証では「領子」と記す。
- (4) 時忠の伝記については、本論第一編第一章第二節「平時忠」および付編一「平時忠略年譜」参照。
- (5) 尹明の伝記については、本論第二編第二章第一節「平氏都落ちの尹明と全真」参照。
- (6) この他、安徳周辺にいた重要な女性として、按察局が挙げられよう。乳母や内侍とは立場を異にしていたが、ク『吉記』には都落ちする安徳と同車したこと、『吾妻鏡』文治元年(一一八五)三月二十四日条には安徳を抱いて入水を試みたことが伝えられており、その存在感は小さくなかった様子が窺える。按察局については、角田文衛がその伝を詳細に追い、権大納言藤原公通女であること、平教盛室の可能性が高いことを考証している(『王朝の明暗』(東京堂出版、一九七七年三月)第四部(初出は一九七五年九月))。
- (7) 『平家後抄(上)』(講談社、二〇〇〇年六月)第一章(初出は一九七八年九月)。
- (8) 注(7) 所掲角田書、第四章。
- (9) この記述は『平安時代史事典』「藤原領子」項(西井芳子執筆)にも受け継がれている。
- (10) 新日本古典文学大系(三角洋一校注) 脚注はここを「しばらくの間、妻として家に迎え取ったことがあつて、の意か。のちには復帰したものか」とする。
- (11) 直近では、『平家物語大事典』(東京書籍、二〇一〇年十一月)「帥典侍」項(高山利弘執筆)も、この解釈に従っている。
- (12) 小原幹雄『たまきはる全注釈』(笠間書院、一九八三年二月)、大倉比呂志・村田紀子・祐野隆三『中世日記・紀行文学全評釈集成』二(勉誠出版、二〇〇四年十二月)。

(13) 『平家物語大事典』「帥典侍」項(注(11)所掲)も時頼を帥典侍の「乳母子」とする。『平安時代史事典』「藤原時頼」項(野口実執筆)・『平家物語大事典』「斎藤時頼」項(辻本恭子執筆)は「母は帥典侍の乳母」とする。

(14) 延慶本第六本・二十六「時忠卿判官ヲ智ニ取事」。覚一本卷十一「文之沙汰」。その他諸本も、卷十一相当箇所と同様に記す。

(15) 『吾妻鏡』文治五年(一一八九)三月五日条に従えば、大治三年(一一二八)となる。注(4)所掲両稿参照。

(16) 渥美かをるは、「平時忠四十九歳(稿者注―治承二年(一一七八)時)の室であるから、すでに四十の坂を越えていたと思われる」(『平家物語』の女性)『源平争乱期の女性』集英社、一九七七年五月)と述べるが、具体的考証は為されていない。

(17) 『平氏政権の研究』(思文閣出版、一九九四年六月)第六章。

(18) 「乳付」については「実際の授乳ではなく、新生児の口中を清掃し、哺乳を可能ならしめるための処置のようである。従って、その役は、必ずしも乳の出る女である必要はなく、むしろ、そのような処置に熟練した老練古参の女房であればよかったようである」(萩谷朴『紫式部日記全注釈 上』(角川書店、一九七一年一月)、「必ず両親のどちらかに縁故のある者が選ばれているようである」(吉海直人『平安朝の乳母達』(世界思想社、一九九五年九月)との説明がある。

(19) 一条天皇の乳母、後一条天皇の乳付。寛弘五年(一一〇八)当時五十歳前後か。

(20) 承暦三年(一一七九)の堀河天皇誕生時に乳付を行った大宮(陽明門院禎子)。

(21) 康和元年は康和五年(一一〇三)の誤り。この年の鳥羽天皇誕生時に乳付を行った生母苡子。

(22) 注(16)所掲論攷。

(23) この点は、口頭発表時の一つの眼目であり、当日も明確に口述したところである。その後に、注(1)所掲杉山論攷が、同様の見解を示した。全く意見を同じくするものである。

(24) 高倉天皇の乳母藤原綱子。邦綱女で、安徳天皇の乳母大納言典侍（輔子）の姉。なお、注（1）所掲杉山論攷は、『安徳天皇御五十日記』の同記事をもつて「大納言典侍に關係する記事」の初見とするが、同記はこの『山槐記』記事からの抜抄である。

(25) 口頭発表で述べたところとほぼ重なるが、注（1）所掲栗山b論攷が、領子が輔子に比べ、「より安徳の身体に密着して」いると述べるのはこれらの記事に基づくものと思われる。

(26) 重衡には子がいなかったか（『尊卑分脈』）。

(27) 注（17）所掲書。

(28) 『山槐記』『親経卿記』同日条も略同。

(29) 注（1）所掲栗山b論攷は、『平家物語』における壇浦での大納言典侍入水未遂場面に焦点を当てて帥典侍と比較し、詳細に論じている。栗山はそこにみる異なりを『平家物語』の構想に関わるといふ趣旨のことを述べている。

(30) 口頭発表時に、高木信氏から、大原御幸から女院死去までの大納言典侍は、安徳の鎮魂のために存在した、との指摘を受けた。それも一つの見方であろうことは、稿者も認めるものである。同時に、それが稿者の見方と相容れない二項対立的な見方であるとは考えていない。

※本文引用は以下のとおり。『山槐記』『吉記』―増補史料大成本、『玉葉』―凶書寮叢刊、『吾妻鏡』―新訂増補国史大会、『たまきはる』―新日本古典文学大系。

史料の引用に際しては、私に返り点を付し、一部句読点を改めた。

第二章 親平氏公卿

第一節 藤原経宗

はじめに

主上未練、関白有若亡（『玉葉』治承四年（一一一八〇）正月二十日条（東宮着袴儀当日））

高倉帝当代、天皇はまだ未熟で、補佐するはずの関白基通は、儀式を執行するには、その存在意義を疑われるほどに、必要な故実を身につけていなかったらしい。東宮（安德）着袴の儀における主上の進退作法を書き進らせよと命じられた有職家右大臣兼実は、「凡如^レ此御作法執政臣可^レ備^ニ顧問^一者也、何況此事不^レ知^ニ案内^一、然而再三之綸旨不^レ能^ニ左右^一」（『玉葉』同月十七日条）と記していた。そのような作法については「執政臣」である基通こそが諮問に備えておくべきであることを批判し、兼実自身が再三の綸旨故に仕方なく教えるのだ、というのであろう。兼実の自尊心も垣間見えるが、俯瞰的に見れば、清盛女嬖にあたる高倉帝や基通を含めた平氏一門に必ずしも協力的ではなかったということでもある。田中文英によれば、この時期、平氏一門内で儀式典礼に通じる上卿をつとめ得たのは「わずかに「日記の家」出身である平時忠のみであったといっても過言ではな^レく、平氏は「恒例の朝儀・公事などの国家的儀式・儀礼を、先例・故実へのつとめて執行することに努力して」おり、そのための人材を確保することが「きわめて緊要な政治課題のひとつ」であったという（1）。

その求められた人材の一人に、藤原経宗がいる。平重盛も宗盛も経宗に故実を学んでいたのであった。確かに時忠は故実に通じてはいたが、大将や大臣に任じ得るはずもなく、おそらく平氏一門にとっては、撰関・大臣の

家格にあって故実に通曉した公卿を言わば顧問に、ゆくゆくは重盛・宗盛らが朝儀や先例に通じた大臣として政界を主導することを期待し、そのための素養醸成に、然るべき有職の人物から平氏公達へ公事・故実を伝授してもらった必要があったのではないだろうか。それには、藤原経宗が最適であったと思われる。

この経宗を含む公卿達が、平氏一門の公卿社会への適応に果たした役割についてはすでに、松菌齋が巨細に論じている(2)。

武家平氏が、いわゆる平氏政権とよばれる段階に達するまで、一方で武家の棟梁として軍事組織を発展させながら、貴族社会では、少なくとも三つの階層を昇っていかなければならなかった。「いわゆる「侍」層、諸大夫・殿上人層、そして公卿層であり、一段上昇する度に彼らは、そこに存在する秩序の壁を乗り越え順応していかなければならなかったはずである。

この問題意識を基に松菌は、「清盛以前―忠盛と儀式―」「平氏公卿の上卿奉仕」「福原遷都」「儀式の場における平氏公卿」の章立てで、武家平氏がいかに儀式典礼の知識を獲得し経験を重ねつつ、公卿化していったかを見事に明らかにしている。経宗に関わる論点についても、ほぼ指摘されているところである。

小論は、この松菌論攷に多くを負いながら、いくつかの新たな資料を提示しつつ、別に論じた平時忠・藤原隆季・藤原親雅らを含めた、親平氏公卿全体の見渡しを試みる立場から(3)、改めて藤原経宗について考えてみたいと思うのである。

一 経宗の生涯の概要と平氏との関係

経宗の生涯や政治史上の役割については、松島周一と細谷勘資の詳しい考察がすでにある(4)。両者ともに経宗の伝記を詳述しながら、前者は経宗が後白河院・二条天皇・清盛らの間で巧みに政界遊泳したこと(5)、

後者は経宗が源有仁から「花園説」を直接教示されたことなどを指摘している。これらの優れた論攷に従いつつ、経宗の経歴を、確認の意味で簡略に記しておく（注記しない限り『公卿補任』『尊卑分脈』による）。

経宗は、摂政太政大臣藤原師実の三男大納言経実の四男として元永二年（一一一九）に生まれる。母は権大納言藤原公実女従三位公子である。崇徳天皇の保安四年（一一二三）二月に叙爵、左兵衛佐・右少将・備中介・美作介・左中将を歴任し、永治二年（一一四二）正月に蔵人頭に任じる（同月に兼備前権介）。近衛天皇の久安三年（一一四七）正月の任播磨介を経て、同五年七月に参議となった。仁平二年（一一五二）三月に叙従三位、同四年（一一五四）八月に右中将に転じ、後白河天皇の翌久寿二年九月に東宮（二条天皇）権大夫となり、翌三年（一一五六）四月任権中納言、同九月兼右衛門督、叙正三位、保元二年（一一五七）四月には檢非違使別当をつとめ、同三年（一一五八）正月には叙従二位、翌二月には権大納言となった。経宗は同母妹の懿子が後白河との間に二条を産んだことから（康治二年（一一四三）六月二十四日。懿子は疱瘡により七日後に死去〔一代要記〕）二条天皇側近となったが、後白河院政開始当初は院序別当をつとめた（『平安遺文』二九七九号）。その後は二条親政を推進し、平治元年（一一五九）、当初は藤原信頼と連携して信西を除くも、後には信頼を裏切つて平氏と連携し、平治の乱勝利の側に属することとなった。しかし、後白河は怒つて「ワガ世ニアリナシハコノ惟方・経宗ニアリ。コレヲ思フ程イマシメテマイラセヨ」と清盛に命じ、永暦元年（一一六〇）二月、経宗は捕縛されて解官、阿波国へ配流された（『愚管抄』巻五）。二年後の応保二年（一一六二）三月に召還され、長寛二年（一一六四）正月に本位に復し、同年閏十月に任右大臣、翌仁安元年十月兼左大将、同十一月任左大臣、と順調に昇任し、承安四年（一一七四）正月に従一位に叙された。左大臣在職は二十六年に渡った。その間、平氏都落ち後の寿永二年（一一八三）八月の後鳥羽天皇践祚の際には『後鳥羽院御践祚次第』を作進している他、儀式書を記していたようであり、日記の佚文も確認できる（6）。かつては後白河院政を廃そうとの試みに与するも、後には再び後白河院序別当として重用されることとなった（寿永二年閏十月〔『平安遺文』四一一四号〕、文治二年〔四年〔『鎌倉遺文』八五・一〇一・三一三・三五三号〕〕。文治元年（一一八五）十二月に頼朝が推挙した議奏公卿中に見えなかった経宗の名（7）を、後白河院は後に加えてもいて（『玉葉』文治三年三月四日条）、その

信任の厚さが窺われる。文治五年（一一八九）二月十三日、経宗は病により出家し、法然から受戒した（法名法性覚（『西方寺之記』）。同月二十八日に、永万元年（一一六五）七月崩御の二条天皇の納骨所後方（香隆寺内）に葬るよう遺言したともされ（8）、七十一歳で死去した。その遺言が真実であるのならば、処世上に後白河院近臣として晩年まで活躍しつつも、二条天皇の恩顧への報謝の念を捨て去ってはいなかったと見てよいのかもしれない。

ちなみに、経宗の嫡男頼実は関東申次をつとめて従一位太政大臣に至るが、その家統は清華家「大炊御門家」として、「彼家代々為有職之家」（『吉統記』文永六年（一一二六）五月十六日条）と評されるようになる。

さて、経宗の政界復帰後の平氏との関係に焦点を当ててみると、仁安三年（一一六八）三月には皇太后宮（平滋子）権亮を兼任し、翌嘉応元年（一一六九）四月の建春門院院号宣下時に同院庁別当となっている。治承二年（一一七八）十二月の言仁親王（安徳）立太子以来東宮傳をつとめ（『玉葉』同月十五日条）、翌三年十一月の清盛による後白河院政停止の際にも、経宗は解官されることはなかったのである。平重盛室で高倉天皇乳母の経子は経宗の猶子であり（『兵範記』嘉応元年（一一六九）十月二十五日条。実父は藤原家成）、重盛との間に清経・有盛・師盛・忠房を産んだ。また重盛の子宗実を猶子としたが（『吾妻鏡』文治元年十二月十七日条・二十六日条）、平氏滅亡後にはその宗実の助命を頼朝に願い出てもいた（『吾妻鏡』前掲両条）（9）。こういった経歴にも、経宗と平氏一門との紐帯を見ておきたいと思う。

二 有職家経宗と周囲の評価及び平氏への故実伝授

経宗が公事に通じていたことは、『古今著聞集』卷十八「飲食」が伝える、大外記清原頼業が訪ねる度に「公事の物語」をしていた話によってもよく知られ、その作法についてはすでに細谷に詳細な報告があるが（10）、ここでは特に平氏への伝授という一面に注目してみたい。

承安四年（一一七四）七月に行われた相撲節会で、大納言左大将師長と権大納言右大将平重盛は立所を異にし

たのだった。重盛が殿を下りて軒廊に立ったのは経宗の「教訓」に拠るらしく、左右大将が共に納言の時は両者壇上に立つべきとの考えを持つ兼実は、経宗を、花園左大臣（源有仁）の例に執して守株に似ると批判していた（『玉葉』同月二十七日条）。

そして『玉葉』同年十月八日条には、次のようにある。

（前略）今日源中納言雅頼来、数刻談_ニ雜事_一也、多是除目事也、納言語云、相撲之間、右將軍作法違例事、依_ニ人々告_一伝_ニ聞_一之云々、以_ニ左府訓_一存_ニ金言_一之間、有_ニ如_レ此事_一、非_レ無_ニ疑殆_一之由、自歎息云々、凡左府者、年齢相積之故、頗雖_レ練_ニ公事_一、不_レ受_ニ口伝_一、不_レ学_ニ大事_一、仍有_ニ訛誤事等_一歟、就_レ中大將作法伝_ニ於誰人_一哉

即ち、相撲節会時に於ける右大将重盛の作法が違例であり、これは経宗の教訓を「金言」とばかりに做った事態である、として歎きつつ、経宗は年功で公事に練れてはいるが、口伝不受・大事不学であるが故に、訛誤に陥りやすく、特に大将作法については、誰も経宗には伝えてはいないはず、というのである。

こういった故事の正統性に関する兼実の価値観については、次のような例を指摘し得る。仁安三年（一一六八）正月の節会の内弁作法について見てみると、一日の元日節会の内弁別当であった藤原隆季の笏のあて方について、「不_レ伝_ニ故実_一人」ゆえに「甚見苦也」として隆季を切り捨てている（『玉葉』同月十六日条）。一方で、十六日の踏歌節会では、兼実は内弁源雅通の作法を見たいがために密々に参内し、「伝_ニ故実_一之人」ゆえに、兼実の知る故実と違っても、「但定有_レ所_レ習歟」「是彼家説也」「如_レ此事可_レ尋也」としてすぐには非難せず、慎重に見物する姿勢を取っているのである（『玉葉』同日条）。兼実にとって、故事の正邪理非の判断は自家説との適否に掛かっているようが（11）、そもそも前提として、故事の正統的伝来性の存否が重要であったということなのである。

兼実から見ればその前提に適っていない類の経宗の公事に做った重盛を貶めて新興の平氏を蔑み、同時に経宗

の作法の偽邪を批判した、と言ってもよいのであろう。正統な学識を備えた撰関としての自負と裏腹に、平氏とそこに取り込まれた藤原氏大臣家への忌避感や嫌悪感が存したと見てよい。この後元暦元年（一一八四）にも、兼実は経宗について、「彼大臣当時朝之宿老也、国之重臣也、而依_レ此事_一（院領京地の神社への施入を経宗が提案したこと）_一 顕_二其智慮之賤_一、可_二彈指_一々々々々」（『玉葉』八月十八日条）と言い、宿老の重臣であるのに、その知識・思慮の卑賤が顕著であることを、厳しく弾劾しているのであった。有職家として偽学・邪説を許容できないという考えが根底にあるにせよ、朝政を担う藤原撰関家の一員として、平氏に追従するかのような大臣を容認し得ないという感情も手伝った批判ではなかつたらうか。

また、『愚昧記』安元三年（一一七七）四月一日条でも、重盛が経宗に参内の儀について質問している。

去夕内大臣^{宗盛}示送云、山大衆一定可_二下洛_一云々、可_二参内_一ト、其儀如何、隨身可_レ負_二野矢_一歟、答云、直衣、布衣前駟一兩人、又侍等可_レ候也、隨身布衣又一兩人、細代車^細可_レ宜敷、負_二胡籙_一者可_レ駕_二移馬_一可_二無骨也、着_レ甲^{甲イ}輩ナト相具テ令_レ参之程ナラハ、布衣有_二何事_一哉、不_レ令_レ参_二御所邊_一給上、可_レ然之閑所縁端_二可_レ坐也、是偏今案答了

右傍注の「宗盛」は、時に内大臣兼左大将であった「重盛」でなくてはなるまい。静嘉堂文庫本に拠ったが、宮内庁書陵部蔵鷹司本では事実「宗盛」を「重盛」としているのである（12）。これに従っておく。右の記事の直前に、『愚昧記』記主三条実房が、岳父たる左大臣経宗の屋敷に参向して「言談」した旨が記されており、その場で経宗から実房が直接に聴聞した内容が伝えられていると見てよい。延暦寺の大衆の強訴が噂される中、この後重盛軍は大衆と全面的に衝突し、大衆に矢を射かけて死人を出し、神輿に矢が当たる事態にまで発展する（『愚昧記』同月二十日条）。そのような緊張状態の中にあつて、武門の重盛が参内の際の随身の防備について経宗に詳細を尋ねている点は重要であろう。

同月十四日条には、大衆が武装して再度参洛するという風聞により、高倉天皇が後白河院の法住寺殿へ遷った

と聞いた重盛が経宗に相談したことを記す。

自_二向殿_一以_二清光_一示給云、内大臣只今示送云、大衆帯_二兵具_一可_二参洛_一之由、依_二風聞_一只今行_二幸院_一云々、無_レ臨_二幸院_一者、可_レ有_二何事_一候、事躰已被_レ奇_二京洛_一歟、不_レ可_レ有_二行幸_一、只任_レ例可_レ禦_二切堤辺_一之由、欲_レ令_レ申、如何、然而尤其由可_レ申旨答了云々

重盛は高倉の行幸を非難し、切堤辺（高野川の東岸）で大衆の参洛を防ぐ案を進言することについて経宗に意見を求め、経宗もこれに同意している。これらの記事から、重盛が重要な側面においてもたびたび経宗を頼りにしていたことが窺えよう。

一方、『山槐記』治承二年（一一七八）正月十八日条には、次のようにある。

取_レ奏作法、新宰相中将被_レ語、仍記_レ之（御前儀予又見_レ之）（中略）

左右大将作法相違、不_レ知_二可否_一者也、左大将見_二日記次第_一不_レ審事被_レ問_二左大臣_一云々、右大将偏_二左大臣教訓_一也、去十五日夜半許人定之後、右大将着_二束帯_一密々参内、即又左大臣着_二束帯_一、携_二手於_二一院判官代清光_一、雑色一人取_二松明_一、又密々参被_二習礼_一云々、後聞、右中将頼実朝臣示_二頭中将_一曰、習礼一事無_二相違_一者（中略）

左大将奉_レ文之時口揖、可_二尋知_一、似_レ揖非_レ揖、不_レ知_二其故_一、右大将於_二砌外_一一度磬折、不_レ知_二其故_一、但左大臣如_レ此云々

この日は賭弓の儀があり、左大将実定と右大将宗盛の奏を取る作法が相違したらしい。実定が日記次第を見て不審のことは左大臣経宗に尋ねたのに対し、宗盛はただただ経宗の教訓に拠るのだという。宗盛はこの三日前の夜、束帯姿で密々に参内し、やはり束帯姿で参内した経宗にこっそり儀式次第を習っていたという。のちに経宗

息頼実が頭中将藤原定能に語ったところでは、その時には一つも相違なくできていたらしく、この書きぶりから、当日は宗盛が間違えたことは明白であろう。記主中山忠親は、典故不明の右大将宗盛の所作も経盛がよしとした方法である、というのであろう。清盛の嫡嗣重盛ばかりか、その重盛没後には平氏の事実上棟梁となる時子所生の宗盛までもが、経宗に故実を習っていたのである。

ところで、『愚管抄』巻五には、経宗に関して看過し難い言説が記されている。

サテ応保二年三月七日、又経宗大納言ハメシカヘサレテ、長寛二年正月廿二日ニハ大納言ニカヘリナリテ、後ニハ左大臣一ノ上ニテ多年職者ニモチキラレテゾ候ケル。コノ経宗ノ大納言ハマサシキ京極大殿ノムマゴナリ。人ガラ有テ祖父ノ二位大納言経実ニハ似ズ、公事ヨクツトメテ職者ガラモアリヌベカリケレバ、知足院殿ノ知足院ニウチコメラレテ腰イテオハシケル、人マイリテツネニ世ノ事ナラヒマイラセケレバ、法性寺殿ノ方ニハイヨ／＼アヤシミ思ヒケリ。世ニハ、「二条院ノ外舅ナリ。撰録モヤ」ナド云和讒ドモ有ケレド、イマダコノ科ニハ及バズゾ有ケル

祖父（実は父）とは異なり器量を備えた人物で、公事をよくつとめて有職家の風格もあつたようなので、忠実が知足院に幽閉されてじつとしていた頃、経宗の方からいつも世事を習いに人を通わせていたので、忠実の嫡男法性寺忠通方には警戒され、世上には、経宗は二条院の外戚なので撰録の地位を窺うか、とも疑われていたがそこまでには至らなかつた、というのである。経宗が忠実側からどのような故実をどの程度学び取ったかは不明だが、少なくとも、経宗がある程度公事の経験をこなしていたことから忠実に親近し、それが原因で忠通側の不信を買っていたらしいという見方が存した（それを慈円が著録した）ことは間違いないのであろう。兼実の経宗に対する不興や嫌悪も、ここに遠因があつたのかもしれない、と見ることは許されるのではないだろうか。

ところで、宮内庁書陵部には、文永・建治年間頃に九条忠教の手によると思しき『大嘗会叙位除目等雑注文』が存する。当時の九条家は、道家以後忠家（忠教の父）まで他の撰家に後れをとっており、特に忠家は、「大嘗

会故実無_二御存知_一之間」(『兼仲卿曆記』文永十一年(一一七四)六月二十一日条)という理由から、後宇多天皇の大嘗会に際して摂政を解任されてもいたので(13)、忠教が自家の正統性を主張するために書き付けたのであろう。このうち、特に第三紙「故実相承覚書」は興味深い(14)。

摂政 西宮説能俊之時尽了、

関白 小野宮説資信之時絶了、

口伝故実近代絶了、為_レ之如何、忠雅・経宗両公無_二師説_一、只以_三狂惑奇謀_一、猥構_三出新儀_一称_二故実_一、時人嘲_レ之、然而他家皆失了、仍当世之人多習_二彼等流_一、仍謬説流布、可_レ悲之世也、源氏家説雅通不_レ伝_三両息_一、雖_レ授_二実守_一、々々又不_レ授_レ人死了、中御門説宗家死後無_二相承_一、

以上、後京極殿被_二注置_一也、自筆書相存、(後略)

つまりこれは、兼実を嗣いだ「後京極殿」良経の自筆を書写したものである。良経によれば、口伝故実は近頃すっかり絶えてしまったが、忠雅や経宗は師から口伝も受けていないのに、狂惑奇謀をもって妄りに新儀を作り上げてこれを故実と称し、時の人は嘲っていたという。しかし他家の故実は皆失われてしまったから、同時代の人には多く彼らの流を習い、それにより、誤った説が流布しているのは悲しいことだ、というのである。良経の父兼実の口吻によく通うものと言えよう。おそらく、兼実が日頃から良経に同様の言を伝えていたか、あるいは良経が『玉葉』を参照して父の考えを汲んだか、のゆえであろう。忠実に裏切られたような思いを抱いたかとも想像される忠通の不信感を、その孫良経も父兼実をとおして受け継いだのかもしれない。いずれにせよ、経宗の伝える故実は正統ではないにもかかわらず、それが流布することへの苛立ちが窺われる(15)。「当世之人」には、『玉葉』・『愚昧記』・『山槐記』の前掲条や当時の状況等を勘案すれば、重盛や宗盛らが含まれることは疑いないところであろう。

三 小松家と宗盛家との経盛の立ち位置―維盛の昇進をめぐる―

『吉記』養和元年（一一八一）六月六日条に、次の記事がある。

午剋先詣_二左府_一、被_レ出逢、申_三三ヶ条事_一、

貫首事、

被_レ申云、清通朝臣叙_三三品_一尤可_レ宜、且不_レ限_二人数_一事也、泰通・維盛等朝臣間、只可_レ有_二勅定_一、凡ハ毎_レ預_三顧問_一、毎度失_レ度、就_レ中於_二任官_一者、代_レ天授事也、尤其恐候、不_レ申_三子細_一者、依_レ無_レ便、懋言上候也、私示給云、泰通朝臣優者也、尤可_レ有_二哀憐_一歟、維盛先可_レ任_二中將_一歟、但坊官之上、幕下殊執申者勿論、若可_レ依_二道理_一之由被_レ申者、泰通当仁歟、御坊官超_レ人者学士亮也、莫_レ言々々

これに至る経緯は、まず藤原清通・同泰通・平維盛の三人が蔵人頭を競望して、後白河院は決し得ず、藤原経房を通じて摂政基通と左大臣経宗及び右大臣兼実_{（『玉葉』『吉記』同月五日条）}に諮問したのである。維盛はかつて治承二年十二月十五日に東宮権亮に任じ、東宮始御入内賞により同月二十八日に正四位下に叙している。今またこの賞を使って「超_二越数輩上_一」して蔵人頭を切望する維盛を、兼実は「維盛又被_レ賞_二坊官_一之条、不_レ能_二左右_一」と難じるが、十日の小除目で、結局維盛が右中將と蔵人頭に任じたのだった（『玉葉』『吉記』同日条）。そしてその背後では、幕下即ち宗盛が、殊に維盛の右中將と蔵人頭任官に執している、と、経宗が経房に私に示し、結果的にそのとおりになったのである。

重盛亡き後、小松家と宗盛一家との間には溝ができていくとされるのが通説だが、少なくとも右の局面では、同じ平氏一門として、宗盛が異母兄重盛の子維盛を引き立てるべく、棟梁たる振る舞いを示して、一門の結束を窺わせるのである。その状況下に、経宗は宗盛の意向を体する働きを見せていて、言わば両家の間に在って一門を繋ぎ合わせる役割を果たしていることになる。経宗は『平家物語』中では際立った人物に造型されている訳で

も、平氏への特別な関与が取り沙汰されている訳でもなく、その点では平氏に仇為した人物として語られてむしろ物語上に重要な成親とは対照的である。養和元年六月という、平氏の都落ちが迫りつつある時期にあっても、重盛室・息の養父たる経宗が、宗盛の甥維盛を栄職に推挙する思いを後白河院近臣に私に伝えて、結果としての人事が実現したということは事実なのである。

『平家物語』卷三「医師問答」は、重盛没後に、「前右大将宗盛卿のかた様の人は、「世は只今大将殿へまゐりなんぞ」とぞ悦ける」（覚一本。以下注記しない限り同）と記す。これは、平氏の首座の地位即ち時の権力とが、時子所生の宗盛に集中することを、その一統が喜悅したことを伝えている。平氏の権勢が揺るぎないものであったこの段階では、そのために小松家の主重盛の死を望んでいた、とまで匂わせているとは言えまい。しかし、平氏の都落ち後には、延慶本『平家物語』第五本・十七「平家福原ニテ行ニ仏事ニ事付除目行事」は、

三位中將ノ有様（維盛）（都に残してきた妻子を思つて沈む様子）ヲ人々見給テ、池ノ大納言ノ様ニ、頼朝ニ心ヲ通シテ二心有トテ、大臣殿モ打トケ給ハネバ、ユメノサハ無物ヲトテ、イトバアヂキナクゾオボシメサレケル

と記し（覚一本は不記）、卷十「三日平氏」は、維盛入水後の情報を屋島で聞いた宗盛と時子につき、次のように記すのであった。

大臣殿も二位殿も、「この人は池大納言のやうに、頼朝に心をかよはして、都へこそとおもひたれば、さはおはせざりける物を」とて、今更又なげきかなしみ給ひけり

維盛が一ノ谷合戦間近にあつても妻子を思つて心沈む様子で、ついに屋島から戦線離脱したことを、宗盛と時子は、頼朝を助命した池禅尼を母として、頼朝を頼つて都落ちに従わなかつた池大納言頼盛同様に、頼朝に同心

したと見ていたことを記している。

一方の頼朝もまた、巻十「藤戸」では、維盛の入水を聞き、

あはれ、へだてなくうちむかひておはしたらば、命ばかりはたすけたてまつてまし。小松の内府の事は、おろかにおもひたてまつらず。池の禪尼の使として、頼朝を流罪に申なだめられしは、ひとへに彼内府の芳恩なり。其恩争かわするべきなれば、子息たちもおろかにおもはず。まして出家などせられなんうへは、子細にや及べき

と言ったといい、少なくとも『平家物語』は頼朝が小松家に恩義を感じて、その血統の行く末に配慮の念を抱いていたらしいことを伝えているのである。

右に掲げた『平家物語』の言説は総じて、平氏一門の衰勢が、小松家の武門の嫡流としてはあるまじき敵方への同情・同心にあったことを寓意するかのようであり、小松家が平氏の中の異端でつまりは宗盛一統とは相容れないことを暗喩するかのようでもあって、少なくともそのような見方が存していたらしいことを覗かせているのである。どのような事実に基づく史実であるか否かにかかわらず、これは、物語としては、頼朝への重盛の同情や維盛の同心（と宗盛と時子が疑った情況）が、頼朝の重盛への恩義と維盛への報恩の思いに繋がったという筋立てを借りた、母系制に於ける異母兄弟の対立的関係性の価値観を揺曳させた真実ということなのであろう。

重盛の小松家と宗盛一統とのこの関係性を史実に徴した元木泰雄は、安元三年（一一七七）正月、重盛と宗盛の兄弟が左右大将を占めたことについて、「おそらく清盛や時子は、後白河・成親に近い重盛の権威上昇に対抗するために、宗盛を強引に推挙したのではないだろうか。兄弟並立ではあるが、両者は当時の後白河・清盛両陣営を代表する立場にあり、競合関係にあったと考えられる」と言う（16）。けれども一方で、治承二年（一一七八）十一月十二日の重盛の猶子たる徳子所生の安德誕生時に、重盛は臍緒を切る役割を担い（『山槐記』同日条）、同年十二月十五日の坊官除目でも維盛は東宮権亮に任じられているのである。元木の言う「競合関係」とはそ

のとおり、ただし何よりも平氏一門が全体として上昇する上での、内部の力の均衡上のことであつたと見ることもできるのであろう。前掲の『平家物語』の記述、重盛死後の宗盛方の喜悅や、都落ち後の維盛と宗盛一統との心理的確執には、その事実が象徴的に反映されていると捉えておきたいと思うのである。

しかしその上でも、先に指摘したように、平氏都落ち間近の養和元年六月時点に於いて、重盛の室家と息男の養父たる経宗が宗盛と疎隔せず、宗盛による維盛の蔵人頭推輓の意志を院近臣に伝達し、それが結果的に奏功したという事実は見逃してはなるまい。

むすびにかえて

鹿ヶ谷事件をめぐる、「清盛が最も恐れた事態の一つは、一門の分裂であつた」と指摘す元木泰雄は次のように言い（17）、現行説の到達点を示している。

すでに六〇歳を越えて老境に差しかかっていた清盛が死去すれば、一門の深刻な分裂は不可避であつた。そのためには後白河院の政治力を奪い、院に密着する重盛を無力化する必要があつた。成親を強引に殺害した一因については、前稿（18）で指摘した通り、成親こそが院と重盛を結合させ、重盛と平氏一門の乖離の原因を作る張本人とみなしたことに存したのである。（中略）盟友成親を殺害され、後白河と清盛との対立が激化し、徳子の皇子出産による時子系統の権威確立といった状況下、重盛は政治的立場を低落させて失意の中で死を迎えることになる。

かかる状況を経ているからこそむしろ、宗盛は維盛を重んじて対立を回避し、一門を結束しようとしたのであろう。そこに、兼実ら九条家一統から見れば妄説・邪見を弄する人であっても、実際に朝政・朝儀に鞅掌して世上に一定の評価もあつたらしい経宗が、成親のように負の作用を及ぼさず、早くとも平氏都落ちの前の時期ま

では平氏一門の朝政・朝儀に於ける活動を導き、一門の結束にも与ったらしいことは、親平氏公卿の在りようの一例として見ておく必要がある、と考えるのである。

【注】

(1) 田中文英『平氏政権の研究』（思文閣出版、一九九四年六月）第六章「高倉親政・院政と平氏政権」。

(2) 「武家平氏の公卿化について」（『九州史学』一一八・一一九、一九九七年一月）。

(3) 本論第一編第一章第二節「平時忠」、同第二章第二節「藤原隆季」、同第三節「藤原親雅」。ただし親雅が公卿になったのは鎌倉期。

(4) 松島「藤原経宗の生涯―後白河院政と貴族層について―」（『愛知教育大学研究報告』四二（人文科学篇）、一九九三年二月）、細谷『中世宮廷儀式書成立史の研究』（細谷勘資遺稿集刊行会編、勉誠出版、二〇〇七年二月）第二編第三章「中御門（大炊御門）経宗の儀式作法」（初出は一九九九年五月）。

(5) 注(2) 所掲松島論攷は、松島論攷を「兼実と対比し経宗の政治家的性格を強調」するものと捉え、「むしろ彼は平治二年に追放された後は、いわゆる政治そのものとは常に間をおき、儀式の面に限定して朝儀に関わっていたのではないかと考えている」とする。

(6) 『清原重憲記』や『本朝世紀』等に引用がある。

(7) 文治元年十月に頼朝追討宣旨の上卿をつとめた（『吾妻鏡』同月十八日条）責任が問われたためであろう。経宗はその後頼朝に、この宣下があったからこそ君臣の安全が保たれたのだと弁明して諒解を得た（『吾妻鏡』文治二年正月十七日条）。

(8) 『新撰人名辞典』（平凡社、一九三七年）「大炊御門経宗」項（龍肅執筆）、『鎌倉・室町人名事典』（新人物往来社、一九八五年）同項（菊池紳一執筆）に拠る。なお、経宗の玄孫冬忠が「香隆寺入道」と称しており、大炊御門家と同寺との関係が窺われる。

(9) 覚一本『平家物語』卷十二「六代被斬」は、宗実が経宗家から「世に憚って追ひ出され」たとし、延慶本

は、「世間ニ恐テ、昔ノ好ヲ忘レテ追出サレ」たとする。長門本や四部合戦状本は、経宗が宗実を「父母にも見せず、我実子のごとく」（長門本）に育てたとし、追い出されたとは記さない。なお、覚一本・延慶本・長門本・四部合戦状本・南都本は宗実を今年（おそらく文治元年（一一八五））に十八歳とし、三歳から経宗の養子となったとするが、とすればそれは嘉応二年（一一七〇）のこととなる。この年は、経宗は五十二歳で正二位左大臣、重盛は三十三歳で正二位権大納言（四月に更任・十二月に辞任（維盛を右少将にするため））、七月には殿下乗合事件が起きていた。注（４）所掲細谷書は百二十句本に拠ったようで、長寛二年（一一六四）のこととする（屋代本も百二十句本と略同）。

（10）注（４）所掲細谷書。ただし、細谷は経宗から重盛への故実伝授については触れていない。

（11）撰関家の公事の説を取り上げた研究は以下のものがある。竹内理三「口伝と教命―公卿学系譜（秘事口伝成立以前）」（『律令制と貴族政権Ⅱ 貴族政権の構造』〈御茶の水書房、一九五八年〉）、注（４）所掲細谷書第二編第一章「撰関家の儀式作法と松殿基房」（初出は一九九四年七月）、末松剛『平安宮廷の儀礼文化』（吉川弘文館、二〇一〇年六月）第二部第五章「撰関家の先例観―御堂流故実の再検討―」（初出は一九九九年九月）、小川剛生「知と血 撰関家の公事の説をめぐって」（院政期文化研究会編『院政期文化論集 第一巻 権力と文化』〈森話社、二〇〇一年九月〉）など。

なお、次のような事例からは、故実についての兼実の姿勢もまた当時には相対化される、ということは指摘しておきたい。兼実が初めて京官除目の執筆をとめた時に、三条実房は「右大臣始可_レ被_レ候_ニ執筆_一、且為_ニ奉公_一、且為_レ見_ニ其作法_一」として参内したが（『愚昧記』承安四年（一一七四）十二月一日条）、兼実の進退作法の失を十一箇条も指摘した上（『玉葉』同日条ではそれを失策としていない）、「此人作法ハ凡無_ニ沙汰_一歟、一人流殊執_ニ作法_一也」と言う。「一人流」は、小川前掲論攷によれば、おそらく「撰関家の血筋」の意というが、小川が「撰関家は「作法」にこだわる、しかし兼実は無頓着だ、という評を与えていることは重要だろう」と言うとおり、兼実の作法もまた、他流（実房は経宗女を室とし、父公教から継承した源有仁の花園流故実をより万全なものとするため、同故実を受け継ぐ経宗にも教えを仰いでいた（注（４）所掲細谷書））によつて相対化さ

れてしまう点は見逃せない。結局、『九抄』（藤原伊通編か）（『魚魯愚鈔』下―三所引）「執筆無三本説一事」が、特に除目について、次のように言っているのである（引用は『史料拾遺 八』に拠るが、前掲竹内論攷に従い適宜改めた）。

有_二作法_一、有_二口伝_一、有_二次第_一、雖_レ然_レ不_レ可_二膠柱_一、隨_レ事_一有_二便宜_一、每_レ人有_二伝習_一、何_レ是_レ何_レ非_一、全_レ無_レ有_二本記_一、只_二以_三多年練習人説_一、称_二作法_一称_二口伝_一也、若_レ以_レ右執_レ右、以_レ左執_レ左、当_二其時_一以_レ有_二便宜_一、只不_レ可_二滞停_一也

(12) 宮崎康充氏のご教示を賜った。記して感謝申し上げます。

(13) 注(11) 所掲小川論攷参照。

(14) 宮内庁書陵部蔵（函架番号九―二三六）。櫻井彦「鎌倉公家社会の一断面」（『日本歴史』七三二、二〇〇九年五月）に拠る。

(15) 『薩戒記』永享元年（一二二九）二月四日条に拠れば、「非_二撰家_一者不_レ可_レ授_二其説_一者」という四条隆夏に対して、中山定親は「雖_レ非_二撰家_一、何_レ不_レ為_二先達_一乎」として、諸人の公事の規範となった源師房・俊房と共に経宗を例に挙げて反論している。

(16) 元木泰雄「平重盛論」（臈谷寿・山中章編『平安京とその時代』へ思文閣出版、二〇〇九年一二月）。

(17) 注(16) 所掲元木論攷。

(18) 元木「藤原成親と平氏」（『立命館文学』六〇五、二〇〇八年三月）。

※本文引用は以下のとおり。『山槐記』『吉記』―増補史料大成本、『玉葉』―図書寮叢刊本、『愚昧記』―静嘉堂文庫本『愚管抄』『平家物語』（覚一本）―日本古典文学大系本、延慶本―汲古書院影印本、『古今著聞集』―新潮日本古典集成。

引用に際しては、適宜濁点・返り点・句読点を施し、一部私にこれを改めた。

第二節 藤原隆季

はじめに―本稿のねらい―

藤原隆季は、『平家物語』に小督との恋愛譚で有名な隆房の父で、楽や包丁を家職として近代に伝流する四家の礎を築いた人物である。隆季についてはこれまで、息隆房への関わり、藤原頼長との男色などから論及されてきた(1)。その過程で隆季伝の外郭はほぼ明らかにされ、編年上の各事跡は大方整理されてきたところである。しかしながら、隆房への父性愛や頼長との男色関係が推断されてなお、隆季自身の人となり、特に宮廷社会に於ける官人としてのありようについては、さらに深く探るべき余地があるのではないだろうか。それによって、清盛との深い結びつきや後白河院との微妙な関わりや頼長との関係、あるいは特に隆房への情愛の意味が、より具体性を帯びて見えてくると考えるからである。それは、清盛の平氏を取り巻く群像の一面を明らかにすることにもなるであろう。

人物像を具体的に探る一つの方法として、記録類に見える隆季を追跡してみたい。ある日記を通して人物像を照射することは当然また、その記主の人物像を反射することでもある。隆季の場合、主には兼実の『玉葉』の記事を通してその人物像の一端を浮き彫りにしたいと思う。これは資料の偏向にのみ起因するのではない。別に論じた平時忠、藤原経宗、藤原親雅ら(2)も含めて親平氏公卿全体の見渡しを展望する立場から、摂家相統流の兼実から見て彼らの全体は如何なるものとして映っていたのか、逆に時代の新興勢力を注視する撰関とは如何なる存在であったのか、を見定めたいと考えるからでもある。同時に、『玉葉』の隆季およびそれを照らす兼実を多少なりとも相対化するべく、『山槐記』『吉記』その他の記録の残篇を併せ読み、伝記上の事跡を改めて確認しながら隆季の全体像に迫ってみようと思う。

隆季は、藤原氏北家末茂流の歌の家六条藤家の祖頭季を曾祖父とする。頭季以前は、累代四位・五位止まりの家柄であった。しかし頭季の母親が白河院唯一の乳母であったことから、乳母子たる頭季は白河院別当として活躍し、正三位非参議まで昇進した。隆季の祖父家保は白河・鳥羽両院近臣であり、従三位参議まで昇る。家保の兄長実の女美福門院得子は鳥羽皇后で近衛の国母であった。隆季の父家成も鳥羽院近臣として威勢を振り、父家保・祖父頭季の極官を超えて、正二位中納言にまで昇った。

隆季は、家成と、同じく白河・鳥羽両院別当であった高階宗章の女との間に生まれた嫡子である。『平家物語』では、鹿ヶ谷事件で捕えられた西光が清盛に向かい罵言を放つ中で、清盛の家成邸への出入りに触れる(3)。その実否はともかく、忠盛の後妻池禅尼が家成のいところであったこと(4)、忠盛・家成共に鳥羽院別当と美福門院家司(5)を兼ねていたこと、清盛が左兵衛佐当時家成は左兵衛権佐であったこと(6)、等々からも、早くから両家に交流があったことが窺われる。

両家の姻戚関係もまた非常に密で、隆季の姉妹は重盛室で高倉帝乳母(7)、隆季の息隆房の室は清盛女(8)、鹿ヶ谷事件で平氏を裏切る異母弟成親もしかしたまた、幾重にも平氏と姻戚関係を結んでいた(9)。ちなみに成親とその同母弟盛頼は、藤原俊成とも深い姻戚関係にあった(10)。隆季が、仁平三年(一一五三)正月に没した忠盛の代わりに『久安百首』作者に加えられたこと(11)、『千載和歌集』に四首の入集を見ることなどは、この結縁関係を背景にして理解することも可能であろう。

ここで、隆季の家譜に連なる人物についての特徴的な評言を見ておきたい。たとえば隆季の祖父家保は「近習無_レ双、恩似_レ戴_レ山而以高」(12)、父家成は「挙_二天下事_一一向帰_三家成_二」(13)と評され、当時の人々が彼らを院近臣として栄える者、と認識していたことがわかる。一方、隆季の大伯父長実はその没時に「諸大夫昇_二中納言_一」(14)と難ぜられ、長実女美福門院は「諸大夫女」(15)と貶められている。家成も「其身為_二諸大夫_一」(16)

と軽侮され、隆季の同母弟家明もまた「家明為_二諸大夫_一、而任_二少将_一、追_レ前、僭上之甚也」（17）と蔑まれて
いる。以上から、総じてこの家統は、四位・五位程度の「諸大夫」が家格以上の出世をし、分不相応である、と
認識されていたと言えよう。

二 隆季の事跡

では、そのような家統にあつて、隆季はいかなる官途を辿ったのか、頼長・後白河院・清盛との関係にも着目
し、確認しておきたい（主に『公卿補任』に拠る）。

まず注目すべきは、長承二年（一一三三）九月、父家成が鳥羽院別当であつた関係から、僅か七歳にして鳥羽
院判官代に任じる点である。これは藤原光隆の例と並び最年少である（18）。この年に叙爵し、但馬守を兼ねる。
保延六年（一一四〇）二月に正四位下に昇叙する頃までの官途は順調だが、その後暫くは停滞している。

その間の十八歳〜二十一歳頃に、隆季は頼長と男色関係にあつたこと、同様に隆季の義兄忠雅・同母弟家明・
異母弟成親もまた頼長と関係があつたことを五味文彦が考証した（19）。頼長がこのように家成一門と次々に関
係を持ったのは、鳥羽院の寵愛が深く、有力な院近臣としてあつたこの一門を取り込み、執政の座を獲得せんと
する政治的手段の一つであつたとも推測する。その上で五味は、兩人が関係した翌日の故待賢門院の法事で、頼
長が先例に反して二十歳の隆季に定文執筆の名誉を与えたこと、また、隆季が崇徳院を通じての出世を企図して
頼長を介し院と関係したこと、さらに、弟家明に先越されている上流貴族の証たる近衛職任官を頼長に約束させ
たこと、等を指摘し、隆季もまた、自己の政治的地位を確保するために頼長に接近する必要があつたという。し
かし隆季は結局近衛職に就くことはなく（20）、これ以後『台記』に二人の男色関係を示す記事は見出せない。

さて、隆季の家は代々受領として経済力に富んでいた。保元三年（一一五八）十一月に従三位となつて公卿入
りしたのは石清水八幡造賞賞であり、その財力を背景としたものであつた。これ以降の官途は順調で、応保元年
（一一六一）九月には参議となる。『山槐記』は「隆季卿何故候哉、無_二指奉公_一家富優息昇_二崇班_一、浅猿キ事也」

(21) と言い、院司受領としての富力を後ろ盾にした昇進であると周囲が認識していたことが窺えるのである。

長寛元年(一一六三)十一月には興福寺によって放氏されているが、官途への影響は見えず、通例と異なり朝廷側は左右されなかったかと思われる(22)。永万元年(一一六五)八月には、一族で初の検非違使別当となる。参議にして検非違使別当たる者は、中納言昇任への第一候補者とされ(23)、ここに以後の隆季の栄進が約束されたと捉えてよい。ちなみに、仁安三年(一一六八)七月まで隆季が別当をつとめた後、程なくして嘉応二年(一一七〇)正月には異母弟成親が、また、隆季の死後文治三年(一一八七)九月には息隆房が別当となる。彼らの任官の土台は隆季であると言える。なお、隆季の別当就任時の除目で大納言に任じた清盛は、その後隆季の別当在任中に内大臣を経て太政大臣に昇りつめ、その女婿高倉も立太子する。清盛の権力掌握過程に四年に渡り検非違使別当職にあったことは、隆季が平氏政権樹立に与同したことを意味するものである。

その後の隆季の昇進はめざましく、仁安三年(一一六八)十二月には従二位権大納言となり、ここにおいて父家成の極官を超えたのであった。

ここで、隆季と後白河院との関係に触れておきたい。隆季は、仁安二年(一一六七)にはすでに後白河院の執事別当をつとめており、清盛と後白河院との対立が決定的となった治承三年(一一七九)十一月以降も執事をつとめ続け、翌治承四年二月には、高倉院の執事を兼ねている。『山槐記』には「此人猶依_レ堪_二其器_一、可_レ仰_二執事_一云々、伝聞、為_二法皇執事_一可_レ有_レ憚哉否之由、予有_二内議_一、不_レ可_レ憚云々」(24)とあり、隆季が後白河・高倉両院の執事を兼務しうる器と判断されていることがわかる。結局、同年十二月に藤原成範に交代するまで、十三年以上にも及んで後白河院執事をつとめたことになる。その間、安元二年(一一七六)三月の院の五十賀では行事上卿として活躍する。この時隆季は、青海波の垣代の音曲について、当時の楽所別当で自らの笙の師である豊原時秋と激しく争論し、御賀の参入音声に用いる賀王恩についても、楽の大家である内大臣師長と意見を対立させる(25)。楽の第一人者達と衝突しつつ、結果的には自説に後白河院を従わせ(26)、行事上卿という大役をつとめ上げる。息隆房の『安元御賀記』には「此度の御賀のおこたりなくとげおこなはれぬるは、なんぢが事を行ふ故なり。殊に悦び思召」(群書類従本)したと、隆季の活躍に対する院感が記されている。しかし、この直

後に院勘を蒙っており(27)、また、寿永二年(一一八三)正月に知行国備後国を収公された際には、実は隆季は「素院御気色不快人」(28)であったといい、鹿ヶ谷事件に与した異母弟成親とは違い、必ずしも隆季は後白河院に寵愛されていたわけではなかったのである。

以上のように、後白河院と隆季の関係は一面的ばかりではなく、ねじれも見られる。このことは隆季の生き様の表れというばかりではなく、後白河院の、臣下との関わり方の複雑さと反映かとも思われる、

一方、清盛との関係に目を転じると、承安二年(一一七二)二月、清盛女徳子の立后に伴って中宮大夫となり、治承三年(一一七九)十一月、清盛による政変の際には、本来は親王が任官する大宰帥に任ぜられている(29)。また、清盛の女婿たる高倉が上皇であった間、隆季は終始その執事であった。これらは皆清盛による人事であり、中宮大夫や大宰帥、高倉院執事という要職に隆季を就けているのである。田中文英が「国政運営の実権を掌握したこの段階において隆季のような人物の必要性が一挙に増大し、こうした抜擢人事を断行した」(30)と指摘するように、清盛は隆季の政治能力を高く評価し、これを信頼していたと見てよい。女の岳父である隆季を、徳子の女御露見の儀に「異姓人」であるにもかかわらず招くなど(31)、血族同様にも扱っていたようである。議定の場でも清盛は、一座の大臣等をさしおいて、公然と隆季と「与奪」する信頼ぶりであった(32)。

隆季の側もこれに十分応えていたようである。たとえば治承四年(一一八〇)五月、以仁王の挙兵に協力した園城寺・興福寺に対する処置を評議する場で、隆季は激烈な興福寺攻撃論を展開し、これは清盛の意志の代弁と受け取られ、「只察_二権門之素意_一」(33)、「平禅門ニナリカヘリタリ」(34)と難ぜられている。また、先に触れた後白河院の五十賀で、隆季が師時秋と衝突してまで青海波の次第にこだわったのは、堀淳一によれば、この賀の青海波は平氏から院への「献呈物」であり、舞人維盛らの姿がより華やかに映えるべく、隆季が腐心したためであるという(35)。かつて男色関係に耽るのみで隆季が望む衛府の任官を実現し得なかった頼長に比して、清盛は、後白河・高倉両院の執事別当、檢非違使別当、中宮大夫、大宰帥など、栄職・要職を隆季にもたらす存在であり、隆季もまたそれに応えるべく、平氏への尽力は惜しまなかったかと推測するのである。

なお、隆季と清盛との関係はほぼ安定していたようであるが、若干の亀裂が見られることもあった。治承四年

(一一八〇) 六月の福原遷都から二ヶ月が経ち、宗盛らの遷都への不満も高まりつつあった頃、隆季が密かに遷都への批判を漏らしたことを聞いた清盛は、非常に憤り、一層依怙地になったという。さらにこの直後、隆季は時忠と相議して清盛に還都を勧めるが、清盛はこれを受け入れなかった(36)。たとえ清盛の腹心といえども、福原遷都のような暴挙にまでは盲目的には従い続けることができなかつたのであろうか。

三 『玉葉』に見る隆季像Ⅰ―非重代者の処世―

では、清盛に見込まれた隆季の官人としての能力・見識を、具体的に探ってみよう。

従来、隆季については、「故実をふりかざして自己をまげない」(37)、「政界遊泳に巧み」(38)、「行事全般を切り回し、時には強引に周囲を従わせていく」(39)などの評価が為されてきた。いずれも隆季の人間像を的確に捉えていると言つてよい。このような評価は、主に兼実の『玉葉』に記された隆季の言動に基づくが、ここではなお『玉葉』を通じて―隆季の故実先例の知識や用方、それに対する兼実の評価が特徴的に表れている箇所を具体的に検証し―先学の評価に加えて隆季像の新たな一面に光を当てるべく、考察してみたい。その上で、『兵範記』『山槐記』『吉記』等との異なりについても言及してみたい。

はじめに、『玉葉』治承二年(一一七八)三月六日条を見る。

(前略) 頭中将定能朝臣来談云、(中略) 春日行幸袒舞拍子、先例公卿取_レ之、(中略) 而少将隆房望申、定能・泰通共上臆也、各重代也、隆房以下非_二重代_一之下臆_上致_二此望_一、乱望之甚、無_レ物_二于取_レ喻、(父大納言教訓云々)、但法皇及関白、可_レ及_二殿上人_一者、定能可_レ取_レ之由_レ仰云々、隆房之望人々為_二希異_一云々

正四位下右少将の隆房が、父隆季の教訓により、本来公卿が取るべき春日行幸の舞の拍子を希望したという。重代でもない下臆がかような高望みをするのは、喩えようもない身の程知らずであると批判されている。しかし

兼実は必ずしも低家格の者や分不相応に昇進する者に対して批判的なわけではなく、たとえば藤原邦綱死去の際には「邦綱卿者雖_レ出_レ自_三卑賤_一、其心广大也」(40)とその人間性を評価し、五位の侍である中原有安が樂所預に任じた際には「近衛召人等殆劣_三於侍_一也、何故可_レ嫌_三侍品_一者哉、如_レ此事只可_レ依_三器量_一也、有安於_三管絃道_一入_レ力習樂、当世無_三比肩_一之人歟」(41)とその人事が正当であることを強調している。これらから、隆房の僭越な言動への兼実の非難は、「非_三重代_一之下臈」である点だけに端を発するものではない可能性を考える必要があると思うのである。

次に、「非_三重代_一之下臈」たることに違いはない隆季の、故実の習得の足跡が窺える記事をいくつか見ていきたい。

(前略) 重家卿来、言談之次語云、大饗自_三上達部_一先來着、弁・少納言座、南上北上之間、無_三存知之人_一、而隆季卿参_三着南端_一、存_三南上之由_一歟、仍已次人從_レ之云々、此事有_三兩説_一事也、但南上尋常之儀也、隆季之所為可_レ然、但雖_三北上_一、又非_三巨難_一、先跡共存之故也、但南上尚有_三便宜_一

嘉応三年(一一七一)二月八日条の記事であるが、前月十九日の摂政基房邸での朱器大饗における隆季の行動につき、兼実は重家からその子細を聞く。この饗宴には左大臣経宗、右大臣兼実、内大臣源雅通の三大臣が出席できず、大納言師長が上首をつとめた。この時、弁と少納言の座が南上か北上かを知る者がない中で、隆季は、南上が是であることを存知してか南端に着いた。次の者もこれに従ったという。先例は両様で北上も非ではないが、南上の方が常であり都合がよく、隆季の行動は適当である、と兼実は言う。

(前略) 隆季卿文書不_レ残_一紙_一焼失了云々、(中略) 凡実定・隆季・資長・忠親・雅頼・俊経、皆富_三文書_一家也、今悉遭_三此災_一、我朝衰滅、其期已至歟、可_レ悲々々(後略)

これは安元三年（一一七七）四月二十九日条の記事で、この前日に発生した大火事（安元の大火）により、隆季の所蔵する全文書が燃失したこと、隆季の家はこの度被災した実定や忠親らの家と並んでその蔵書に富んでいたことが記され、兼実はそれを惜しんでいる。隆季はこの時権大納言であり、父家成の極官を超えてから十年近く経っていた。また、中宮大夫や後白河院執事などの要職も兼ねている。「非三重代^一之下臈^二」であるからこそなおさら隆季は、自らの家格を超えた出世を自覚し、それらの重職に堪えうる知識を身につけるべく故実の習得に励んでいた、と想像することも可能ではないだろうか。

さらに、仁安三年（一一六八）正月十六日条に注目したい。

（前略）（去元日節会、内弁別当隆季、当^三笏於口^一甚近云々、雖^レ当^三口程^一、強不^レ近事也、而不^レ知^三口伝^一、只当^三笏於口^一ト云事ハカリヲ聞テ不^レ伝^三故実^一之人、如^レ此之所為甚見苦也）（後略）

元日節会に欠席していた兼実は、内弁隆季が笏を口に極端に近く当てていたと聞く。笏は近づけすぎずに口のあたりに当てるもので、ただ笏を口に当てることだけを聞いていて、正しい故実口伝を伝えていない者のこのような作法は甚だ見苦しい、と難じている。ただし、ここで留意しておきたい点がある。兼実は節会当日条で、本来一上がつとめるべき内弁を中納言の隆季がつとめたと聞いて、「節会内弁別当隆季、中納言内弁頗希代事也^一」と不快感を表していた。しかし一方『兵範記』節会当日条には、隆季に対する批判は見えない。この日は内弁をつとめる大臣を始め隆季より上臈の者が出仕していなかったため、摂政基房の命により隆季が内弁をつとめた旨を記している。しかも、隆季はそれを再三辞退した上で仕方なくつとめたのだという。兼実はその場には臨席しておらず、隆季の笏の当て方の作法についても、後日人づてに聞いたものなのである。その点、臨席して隆季の言動を実見した信範の評価に、より客観性を認めることができよう。さらに、内弁は隆季との一事を聞いて、「頗希代事」と切り捨てる兼実とは対照的に、信範は、中納言の節会内弁の先例を五例列挙しており、この点も、兼実より冷静な態度と言える。兼実は本来、慎重に先例を鑑みた上で事の是非を判断する場合が多いが、ここで

は不快のあまり先例に照らすことも怠ったかと疑われるのである。従って、この作法批判には、隆季が分不相応な役をつとめたことに対する憤懣も込められていた、と見てもよいのではないだろうか。そしてこのような感情が、先に見た隆季評の一因となっていると思うのである。

では、撰関家の兼実が、「非_二重代_一之下臆」であり「不_レ伝_二故実_一之人」である隆季の行動を、なぜそこまで意識するのか、どのような点が問題であったのかを、治承三年（一一七九）六月三日条を通じて探ってみたいと思う。

（前略）已刻定能卿来談云、（中略）去月千僧之時、惣礼上首左大将（実定）、於_二筵端_一脱_レ履、更不_レ起膝行、進居_二（是一説也）筵中央程_一云々、第二隆季、脱_レ履之後、更起（是又常説也）、過_二左大将下_一、進居_二筵前端際_一、更見返テ目_二大将_一、々々又進寄_二筵端_一云々、事体極以見苦、隆季所為奇怪、為_レ人欲_レ頭_レ失歟、
縦雖_レ目_二大将_一不_レ可_二進寄_一歟、大将作法、不_レ知_下為_二一説_一之由_上人、偏_レ処_二失礼_一歟、尤不便也（後略）

前月二十五日の法勝寺での千僧供養の様子を定能に聞く。総礼の上首左大将実定が、筵端で沓を脱ぎ、立ち上らずに膝行し、筵の中央に座ったという。この作法は一説として存する、と兼実は注する。実定に続き、隆季は沓を脱いだ後、立ち上がったという。隆季の作法の方が一般的である、と兼実は注する。しかしこの後の隆季の行動が問題で、筵の中央に座っていた実定の前を通過し、筵の前の端際に座り、さらに振り返って実定に目配せをしたというのである。誤ったわけではない実定は、それを受けて筵端に寄ったという。極めて見苦しく隆季の行為は奇怪である、と兼実は非難する。隆季の作法の方が通例ではあるものの、膝行した実定の作法も一説なのである。隆季は実定が誤ったと思ひ込み、その上それを衆人環視の中知らしめようとしたと疑われている。兼実はまた、正しい作法をとりながらも格下の隆季に従った、上首実定の腰砕けとも言える態度も批判する。一般的な作法を知っていた隆季ではあるが、上首たる実定に対する振る舞いがあまりに不埒であったが故に、結局は諸説に通じていない、半端な者と兼実から批判されているのである。

四 『玉葉』に見る隆季像Ⅱ―除目執筆の経緯と他の記録の隆季―

ここで、隆季一代の大任に関して、安元三年（一一七七）二月七日条を見てみよう。

（前略）定能朝臣来語云、（中略）隆季卿被レ催レ執筆之刻、先申レ博陸云、執筆作法無レ相承、庶詣レ閣下レ欲レ蒙レ嚴訓者、其答不レ許、重又申云、縦雖レ不レ承子細、於御前、一反読ニ申愚作之次第、以レ之可レ為レ相承之号云々、報旨許レ之、即以詣レ彼亭、主人被レ謁、其後参陣了、因レ之伝レ博陸之説之由雄称云々、余案レ之、此事未レ曾聞、隆季於レ彼殿致レ無礼者也、故按察使重通初欲レ勤レ内弁之時、為レ問ニ作法ニ参レ故殿（忠通）、々々偽称ニ寝之由不レ謁レ之、重通懷レ愁退出、執レ道之習古賢如レ此、彼尚親昵、況疎遠哉、隆季譴責可レ謂レ非常、博陸承諾可レ謂レ柔和、悲哉、雖レ有レ撰録之号、其寄太輕、為レ隆季等、如レ此被レ輕ニ忽之、可レ彈指、（中略）戍刻参内、謁レ童顔、勅云、隆季卿執筆、為レ前太相国（忠雅）弟子之由、朕聞レ之如何、奏下不レ知給之由、抑彼相国誰弟子哉、又自未レ勤レ執筆、豈為レ師之器哉、又勅云、去年秋除目太早速終事、殆可レ謂レ過レ法、余敬屈不レ言、又勅云、左府ハ取レ上大間ニテ卷レ之、隆季ハ乍レ置卷レ之、是非如何、奏云、共有レ其説、恪恰非レ失者、暫入御了

この前月二十四日、本来は一上がつとめるべき春の除目執筆を、急遽入眼のみ権大納言の隆季がつとめることになった。初日・中夜の執筆をつとめた左大臣経宗に障りがあり、入眼当日に関白基房から右大臣兼実へ執筆の打診があつたが、兼実は風邪のためつとめ得なかつた。よつて隆季が任じたのであるが、兼実は内大臣師長や大納言定房が催されないことを訝しんでいる。一方『愚昧記』正月二十四日条では、この時隆季と同官の権大納言であつた筆者実房にも執筆に用意すべき命が下つたが、いざ参内してみると、隆季が既にその役に決まっていたといひ、実房は隆季の円座への着座の仕儀を批判しているのである。

右の記事に戻ると、定能の話によれば、隆季は先だつて基房に「自分は除目の執筆作法を相承しておらず、できることなら閣下の元へ詣でてその訓説を蒙りたい」と申し出たところ、一度は断られたという。そこで隆季はさらに、「子細は相承できずとも、御前で一度自分の次第を読み上げるので、それをもって相承したことにしてほしい」と言うと、基房はこれを許したという。そこで隆季は基房邸に赴いて謁し、その後、陣座に参じたという。そして隆季は、自らを基房説の継承者だと喧伝している、との話であった。兼実はこれを、前代未聞で基房に対して無礼な行為であると非難する。そして、かつて初めて内弁をつとめようとした按察使藤原重通が、その作法を問うために兼実の父忠通のもとへ参つたものの、忠通は寝たふりをしてこれに会わず、重通は泣く泣く帰つたという、今回とは対照的な故実を記す。道に執するあり方は昔の賢人はこのようであり、しかも忠通と重通のように親しい間柄でさえもそうであるのに、まして基房と隆季のような疎遠の間柄でありながら、これはいかなることか、と兼実は嘆じているのである。それ故なおさら、隆季は非常に譴責されるべきだといひ、一方でまた、基房も柔弱にすぎるのではないかと非難し、悲しいことだとしている(42)。基房が隆季ごときに軽く扱われるのは、撰関を名乗つていてもその信頼は非常に軽々しく、弾指されるべきだ、というのである。さらにこの件に関して、兼実は高倉帝に謁見し、執筆の隆季は前太政大臣忠雅の弟子であると聞いているがどうかとの下問を受けて、兼実は存ぜぬ旨を奏上し、そもそも忠雅自体が誰の弟子とも知れず執筆の経験もなく師の器であるか疑問だ、と記している。なおまた高倉帝から、大間書を取り上げて巻いた左大臣経宗と置いたまま巻いた隆季の作法、いずれが正しいかとも問われ、兼実は、これは両説存し、各々誤りではないと答えている。

右の一件については、「後聞、参博陸一事專謬事也云々」(図書寮叢刊本同日条頭書)と、隆季が基房のもとに参上したというのは実は誤りであることを後に聞いた旨が注記されている。しかしながら、隆季の基房訪問が事実ではないにせよ、隆季が基房にすがつて自らの執筆を権威付けせんと謀つたとの疑いは兼実の中に残つた、と見てよいのではないだろうか。そして、高倉帝から聞いた「隆季は忠雅の弟子」という風聞に対する答え方には、隆季に執筆者たる資格がないことを兼実が感じていたことを思わせるものがある。しかし同時に、大間書の巻き方といった細かい点に関しては、隆季の作法について公平な判断を下していたことがわかる。ちなみに『愚

昧記』の入眼日の条には、大間・成柄等の次第について厳しい批判が記され、前日に執筆の役を奪われた感情も手伝つてのことであろうが、閑院嫡流には兼実や隆季とは異なる作法説が伝存したことが窺われる(43)。

ともあれ兼実にとつて、本来一上がつとめるべきであり、自らも前年初めてつとめたばかり(44)の春の除目執筆を、大臣ですらなく、初度にもかかわらず然るべき相承を受けてもない隆季が行ったことが問題なのであり、加えて隆季が自らの執筆を権威づけようと画策するような人物である(と思わせた)ことが不快であったのではないかと推測するのである。なお、これより一月以上後の『玉葉』三月二十八日条には、

(清輔を通じて実定から公事について問われたのに対して)(前略)余内心所_レ思者、内弁・官奏・執筆等事、為_二尋問_一候歟、於_二此_三ケ公事_一者、無_二相承_一之時、雖_レ勤_二其役_一之故也、但隆季之類非_二此限_一歟、此事可_レ謂_レ難_レ堪、家説更不_レ能_二口外_一事也、又事体頗似_二無骨_一歟、為_レ之如何(後略)

とあり、内弁や官奏や執筆の役は、相承が無い場合にはつとめ難い役であり、隆季が相承無きままにその役をつとめたことは、耐え難いことであると批判している。そして同時に、家説は決して口外できないものであるのに、無様なことだと嘆いており、基房が撰関家の家説を隆季に漏らしたかもしれない、との疑念を払拭しきれないでいたようである。撰関家一門の除目執筆作法について、細谷勘資は「非撰関家の者には叙位の執筆の作法を授けることはできないとする考え」が存したと指摘する(45)。これに従えば、隆季の言動も基房の態度も、兼実にしてみれば当然許し難いものであったと言えるのである。

なお、この除目後間もない正月二十九日条によれば、執筆隆季が、内給国替を臨時内給と注する「大失」を犯していたという。突然与えられた重役であったとはいえ、やはり隆季が執筆を完璧には勤仕しきれなかったことも、兼実の批判の一因かと思われる。しかしこの後、息隆房は文治三年(一一八七)正月に春の除目執筆を参議にしてつとめ(46)、孫隆衡は建永元年(一二〇六)十月に京官除目執筆をやはり参議にしてつとめて(47)。三代に渡る大任の基は隆季であった。

以上、『玉葉』の兼実の視点から隆季の言動を探ってきたが、以下に『山槐記』と『吉記』の記主忠親や経房には隆季はどのように映ったのかを見ておきたい。

第二節に記したように、隆季の参議任官の際、『山槐記』は「無_二指奉公_一家富優息昇_二崇班_一、浅猿キ事也」と非難している。忠親は家成の姉妹を母として隆季の従兄弟にあたり、その兄忠雅も隆季の姉妹を妻とする。忠親は隆季の四歳年少であり、忠親自身の参議任官は隆季の三年後である。家同士は親しかったものの、忠親の花山院家は摂関家の庶流であり、隆季の財力を背景にした昇進には憤りが隠せなかったであろう。また、故実家としても名高い忠親は、灌仏会における隆季の衣装について「隆季卿着_二白重_一、中古為_二恒事_一、然而近代不_レ見、或曰、此事不_二甘心_一、宿老人々可_レ然着_レ之」(48)と故実を一応は知る隆季に対して、しかしそれは近代にはそぐわないと批判している。しかし、右の両例の当時から二十年程の時を経て、隆季の政治的器量について、既に見たように「此人猶依_レ堪_二其器_一」とも評しているのである。忠親自身も後白河院別当をつとめ、平氏とも親しい関係を保っていた。この頃にはすでに隆季の能力の高さによる人事を冷静に記すことに抵抗がなかったと見ることも可能であろう。

他方『吉記』では、「近代識者也、尤可_レ取_レ信」、「帥・大納言辞_二退両官_一被_レ収云々、当世之有識、尤可_レ惜之人也」(49)と、『玉葉』とは対極的とも言える隆季に対する賛辞が述べられている。経房がこのように評する直接の理由は不明だが、経房も隆季同様後白河院院司であり、執事たる隆季の下司であった(50)。経房は、隆季と同様に、代々が院司として仕えた家柄で(51)、大宰権帥に任じるなど、隆季を後追いするがごとき官途を辿る。経房から見れば、上司である隆季の見識は見習うべきものであると認識していたのではないか、と思われるのである。

むすび

隆季の繫累を整理し、官途を辿り、『玉葉』を主軸に、『山槐記』『吉記』の視点も併せて官人としての隆季の

ありように迫ってみた。

兼実にとつて隆季は、「非_二重代_一之下臆」「不_レ伝_二故実_一之人」でありながら分不相応にも内弁や執筆という、たとえ撰関家の者でも相承無きはつとめ得ないはずの役職をつとめてしまった人物である。そこに兼実の最大の不満があった。かつ、その隆季の態度にさらに問題があった。あたかも格上の者よりも自身の作法の方が正しいと誇示するような行動をとり、「秘説」とも言える撰関家の作法を撰政にすがって即席に相承せんと企て、由緒ある相承者でもない自らを正当化しようと謀ったことなどに対する不快感も、兼実は併せて持っていたようである。隆季は必ずしも故実に通じていないわけでもなく、またその環境も、蔵書に富むなど、知識を身につけるには十分であつたらしい。問題は、後白河院や清盛の後ろ盾を得て順調に出世しつつ、ついには檢非違使別当に任じて、中納言から権大納言へと栄進を遂げた結果、兼実から見て隆季が、本来の身分境遇とは不相応な役職を勤仕するに至つたことであつた、と考える。隆季自身は、節会内弁や除目執筆といった大任をつとめるにあたり、なんとかその役をつとめ上げようと努め、しかしそこには限界もあり、無理に背伸びをして自らの相承を權威めかそうと企てたのではないだろうか。少なくとも兼実はそのように感じ、兼実のような正当な立場から見るとそれはいわば「底上げの見識」に感じられ、そのような隆季への不信感は散じえなかつたのではないか、と考える。それは撰家相統流の正員たる兼実ゆえの評価であつたかと思ふのである。

対して、撰関家庶流の忠親から見ると、初期の昇進については不快感を示しながらも、隆季の器量は認めるべきものとして一定の評価に値するものであつたようである。そして、隆季と同じような家柄で、隆季の官途をほぼ踏襲するような形で昇進した経房から見れば、隆季は「当世之有識」として尊敬を寄せ得る存在であつた。

以上のように、隆季との身分差や距離感によつてそれぞれに評価が分かれている。そういう差異は、家格を超えた出世をしてしかしそれなりにたくわえた故実の知識を基に職責を全うしようと努めた、隆季自身の生き様がもたらしたものであろう。代々が「諸大夫」と軽侮され、隆季自身も「非_二重代_一之下臆」「不_レ伝_二故実_一之人」と蔑まれたものの、隆季の活躍と栄達を礎にして、それ以降は三代が続けて除目執筆の大役を担うなど、着実に政治的立場を安定させていった四条家は、『文机談』に「大納言隆房卿、(中略)隆季のあとなれば、笙をも吹

給。又風俗・催馬楽ともうたはせ給（笠間書院刊本）と評され、また、『大家笛血脈』『鳳笙師伝相承』には隆季から代々子孫へとその相承が記されている。隆季の孫隆仲については「神楽・催馬楽・鳳笙、伝家秘曲悉受三庭訓」（52）と見え、楽においては確実にその家業を伝えたのである。また詩歌においても、隆季は『和漢兼作集』に詩が遺存する勅撰歌人で『久安百首』の作者である。その「和漢兼作の才」は、上野順子が指摘するように（53）、息隆房・孫隆衡に着実に受け継がれていったのである。

そういった四条家の楽や詩歌の継承もしかし、隆季が切り拓いた官人としての栄達とその継承を基底とすると捉えておく必要があるのではないだろうか。『平家物語』や『艶詞』に華やかな貴人といった印象を伝え、時の人をして「生涯大幸之人」（54）と言わしめた隆房の形成は、以上のような隆季の生涯と無縁ではあり得ないと考えるのである（55）。

ただし、如上の人物像を浮かび上がらせた兼実『玉葉』の評価は、他の親平氏公卿に通有であるのか隆季に固有であるのか、またそのことは何を意味するのか、といった問題が残ろう。他の親平氏公卿の検証を通して、それに答えていくことが課題となる。そこに至ることにより、親平氏公卿区々の人物像と総体あるいは兼実を初めとする記録の記主達の存在意義が、さらに鮮明に浮かび上がってくると思われるのである。

【注】

（1）桑原博史『中世物語の基礎的研究 資料と史的考察』（風間書房、一九六九年九月）、角田文衛『平家後抄』（朝日新聞社、一九七八年九月）、五味文彦『院政期社会の研究』（山川出版社、一九八四年一月）、東野治之「頼長と隆季」（『いづみ通信』一四、一九九〇年七月）、五味「院政期の性と政治・武力」（『文学』六一、一九九五年一月）等。

（2）本論第一編第一章第二節「平時忠」、同第二章第一節「藤原経宗」、同第三節「藤原親雅」。ただし親雅が公卿になったのは鎌倉期。

（3）諸本ほぼ共通だが、延慶本ではこれを池禅尼のとりなしによるとし、長門本は家成邸に出入りしていた者

を忠盛とする。

(4) 池禪尼は従四位上修理大夫藤原宗兼を父とし、宗兼の姉妹は家保室で家成を生んだ。

(5) 『中右記』長承二年(一一三三)七月十三日条。

(6) 清盛在任は大治四年(一一二九)正月、保延二年(一一三六)四月、家成在任は天治二年(一一二五)正月、大治四年十月。

(7) 家成四女で、左大臣藤原経宗の猶子となった藤原経子。重盛との間に清経・有盛・師盛・忠房を儲ける。大納言三位または大納言典侍と呼ばれた。本論第一編第一章第一節「平重盛」参照。

(8) 隆衡を儲ける。なお、『兵範記』承安元年(一一七一)十二月二十六日条では、徳子の女御露見の儀に「異姓人」である隆季が列していたことを「少納言(傍記の少将が正しい)隆房朝臣為三入道聳「故云々」(引用は史料大成本。以下史料の引用はすべて私に句点・返り点を付す。へ内は割書)と記す。

(9) 成親の二人の女は清経室(いとこ同士の婚姻)、維盛室(六代を儲ける)。成親男の成経は教盛女を室とする。

(10) 俊成女の後白河院京極局と八条院坊門局は成親室、八条院三条は盛頼室で俊成卿女を儲ける(森本元子『俊成卿女の研究』(桜楓社、一九七六年一月)参照)。

(11) 久安百首の現存部類本は、隆季の追進百首を加えて成った再部類本とされる(『久安百首校本と研究』(笠間書院、一九九一年八月)。

(12) 『永昌記』大治四年(一一二九)七月十五日条(引用は史料大成本。「戴」は底本の「載」を異本により改めた)。

(13) 『長秋記』大治四年(一一二九)八月四日条(引用は史料大成本)。

(14) 『中右記』長承二年(一一三三)八月十九日条(引用は史料大成本)。

(15) 『台記』康治三年(一一四四)正月一日条(引用は史料大成本。以下同)。

(16) 『台記』天養二年(一一四五)二月二十六日条。

- (17) 『台記』 康治三年(一一四四) 二月八日条。
- (18) 榎道雄『院政時代史論集』(続群書類従完成会、一九九三年四月) 参照。
- (19) 注(1) 所掲五味書。
- (20) 同母弟家明・異母弟成親・盛頼・実教は皆近衛職に就く。
- (21) 応保元年(一一六一) 十一月十九日条(引用は史料大成本。以下同)。
- (22) 隆季の放氏は「興福寺僧綱大法師等奏状」(『大日本仏教全書』六一・宗論部) に見え、興福寺による放氏の初例とされる(大屋徳城『日本仏教史の研究』(東方文献刊行社、一九二九年四月))。しかしその実態は不明。放氏された氏人は朝廷に出仕できず、謹慎して続氏を待つのが通例。橋本義彦は、この時隆季が「平氏と友好関係にあった延暦寺の申状に賛意を表わした」ために放氏されたとする(『源通親』(吉川弘文館、一九九二年一〇月))。
- (23) 百瀬今朝雄『弘安書札礼の研究』(東京大学出版会、二〇〇〇年五月)。
- (24) 治承四年(一一八〇) 二月五日条。
- (25) 『玉葉』 安元元年(一一七五) 十一月十五日条。なお、賀王恩の調子について隆季が記した「藤原隆季奏上案」(宮内庁書陵部蔵伏見宮本。『大日本史料』に拠る) が遺るが、詳細は別に譲る。
- (26) 『玉葉』 安元二年(一一七六) 三月四日(賀宴当日) 条。
- (27) 『玉葉』 安元二年(一一七六) 四月十二日条・二十七日条。理由は不明。
- (28) 『玉葉』 寿永二年(一一八三) 正月一日条(引用は図書寮叢刊本。以下同)。
- (29) 正帥は本来親王の官であり、帥は遙任のまま、権帥か大弐のどちらかが赴任するのが通例であった。なお、大弐にはかつて清盛・頼盛が任ぜられているが、隆季の家系でも、古くは魚名(七八一〜三大弐)・佐忠(九六五〜七〇大弐)・顕季(一一一一〜五大弐)・長実(一一二三〜八大弐、一一三三権帥)らが大宰府に赴いている。
- (30) 『平氏政権の研究』(思文閣出版、一九九四年六月)。

- (31) 注(8) 所掲『兵範記』記事。
- (32) 『玉葉』承安二年(一一七二)三月二十日条。
- (33) 『玉葉』治承四年(一一八〇)五月二十七日条。なお、これに先だって高倉の御前で内議が行われていることから、橋本義彦は、この時の隆季の発言には高倉の意向も反映されていたものと推測する(注(22) 所掲橋本書)。ちなみに、藤原氏に属す隆季が激しく興福寺攻撃論を主張した背景には、かつて興福寺によって放氏された怨恨も、少なからず込められていたと想像することも可能ではないか。
- (34) 『愚管抄』巻第五(引用は岩波旧大系本)。
- (35) 「後白河院五十賀における舞楽青海波」(『古代中世文学論考』三(新典社、一九九九年一〇月))。
- (36) 『玉葉』治承四年(一一八〇)八月八日条、同十二日条。
- (37) 注(1) 所掲桑原書。
- (38) 注(1) 所掲角田書。
- (39) 注(35) 所掲堀論攷。
- (40) 治承五年(一一八一)閏二月二十三日条。
- (41) 建久五年(一一九四)二月二十七日条。もつとも、有安は兼実へ様々な情報を提供する人物でもあり、この評価は少し割り引いて考える必要もあるかもしれない。
- (42) 初度の除目執筆にあたっては先達に作法を学ぶのが通例であり、兼実も初執筆(京官除目)の際には基房に教えを請うた。しかし基房は、父忠通に賜った硯を兼実に貸さず、除目最中には中座したという。この折の兼実の憤りは非常に、「素不_レ思_三彼人之教諭_二」とまで記す(承安四年十二月一日条)。隆季への基房の対応を「柔和」と非難する心底には、かつて弟の自分にとつた冷淡な態度との落差に対する怒りも含まれていたか。
- (43) 実房の閑院流は源有仁の花園説を継承していた。ちなみに、撰関家と他流の公事作法の家説には懸隔があり、兼実と実房は互いの除目執筆作法を批判し合うこともあった(小川剛生「知と血」『院政期文化論集』一(森話社、二〇〇一年九月)参照)。

(44) 兼実は自らの初執筆が春の除目でないことを不満に思っていた(注(42)所掲条)。
(45) 「撰関家の儀式作法と藤原基房」(『古代史論叢』〈続群書類従完成会、一九九四年七月〉)。
(46) 『玉葉』正月二十一日・二十二日条。大臣の直廬で行われる除目は参議が執筆をつとめうる。なお、隆房はこの月に女叙位の執筆もつとめているが、同十三日条に「今日執筆失礼甚多、又有_二未練之氣_一、是尤理也」と記される。

(47) 『猪隈関白記』十九日・二十日条。

(48) 応保二年(一一六二)四月十日条。

(49) 養和元年(一一八一)八月二十日条、同二年三月二十六日条(引用は史料大成本)。

(50) 『玉葉』安元元年十月五日条、治承元年十二月十七日条から、経房が執事隆季とともに後白河院院司として行事奉行をつとめていたことが知られる。

(51) 注(22)所掲橋本書には、経房の家柄も諸大夫と軽んじられていたとの指摘がある。

(52) 『明月記』寛喜元年(一一二九)十二月二十八日条(引用は国書刊行会本)。

(53) 上野順子「『朗詠百首』について」(『中世文学』三八、一九九三年六月)。

(54) 『三長記』建永元年(一一〇六)六月二十三日条(引用は史料大成本)。

(55) 桑原博史は、「自己をまげない我の強」い隆季が「子に対しても暴君であつたらうことは、想像するにたくな」く、「自分の努力して身についた教養人としての抜きん出た生き方」で「家の名を高める」べく、隆房に期待した、と述べる(注(1)所掲書)。隆季の性格づけは措くとして、首肯されるべき見解であろう。

〔付記〕本稿は、二〇〇二年度軍記・語り物研究会大会(八月二一日、於京都女子大学)での口頭発表に基づく。貴重なご教示を賜った方々に、記して感謝申し上げます。

第三節 藤原親雅

はじめに

『平家物語』は、治承四年（一一八〇）五月二十五日、以仁王挙兵を背景にした興福寺大衆蜂起制圧のために撰政使が二度派遣され、追い返されたことを記す。『平家物語』諸本で表記に揺れがあるものの、その撰政使は「有官別当忠成」と「右衛門権助藤原親雅」と記されている。『百練抄』の同日条が撰政使派遣退散を記している、一応史実と認められるが、撰政使としては「有官別当忠成」が見えるのみである。これをめぐって、忠成と親雅が如何なる人物で、何故『平家物語』ではこの兩人が撰政使をつとめたと記されているのか、といった問題について、従来の『平家物語』諸注も踏まえつつ、考察を加えてみたい。

一 南都大衆による撰政使凌礫事件

まず、『平家物語』「南都大衆撰政殿ノ御使追返事」（延慶本第二中・廿二）の撰政使忠成と親雅の記事を見ておきたい。たとえば延慶本は、以下のように記す（引用―汲古書院影印本。私に濁点・句読点を付した）。

廿五日、撰政殿基通ヨリ、有官別当忠成ヲ南都へ遣シケリ。大衆ノ蜂起ヲ被制^セケルニ、衆徒散々ニ陵礫^{レウレキ}シテ、着物ヲハギ取テ追下ス。勸学院ノ雑色二人、本鳥ヲ被切。又右衛門権助親雅（一）ヲ御使ニ遣ス処ニ、木津河辺ニ大衆来向ケレバ、色ヲ失テ逃上ラレニケリ。衆徒ノ狼籍不斜トゾ聞エシ

この記述に関連する史料は、左記の①～⑤である。

①『百練抄』治承四年（一一八〇）五月二十五日条（引用―国史大系本）

撰政遣^{基通}有官別当忠成於南都。是為^レ制^レ衆徒謀反^レ也。而大衆剥^レ取衣裳^レ追出。院雜色二人切^レ本鳥^一

②『親経卿記』同日条（引用―高科書店刊本。私に返り点を付した。以下同様）
人々談云、自^レ殿下^一為^レ被^レ尋^レ衆徒事^一、遣^レ御使於南[□]^部之処、衆徒蹂^レ躪有官別当^一切^レ院雜色本鳥^一云々（高科書店刊本は「有官別当」に藤原忠成と注する）

③『山槐記』同月二十七日条（引用―増補史料大成本）

及^レ申剋^レ藏人左少弁行隆奉^レ仰跪^レ南簀子^一、仰^レ左大臣^一云、（中略）日来興福寺衆徒有^レ同意之聞^一、仍撰政^一度々被^レ加^レ制止^一之処、打^レ擲^レ氏院有官別当^一、切^レ雜色髻^一、全不^レ可^レ從^レ長者命^一之由議定

④『玉葉』同月二十七日条（引用―函書寮叢刊本。以下同）

隆季卿申云、（中略）興福寺事、日来再三緜^レ沙汰^一了。而凌^レ礫長者使^一、氏院有官別当已下^一及^レ恥辱^一、謀反非^レ一、罪科惟重。（中略）余申云、（中略）興福寺事、与^レ力於逆賊^一、欲^レ奉^レ危^レ国家^一、凌^レ礫長者之使^一、不^レ通^レ往反之路^一。謀反之至、罪涉^レ絞斬^一。可^レ被^レ遣^レ追討使^一之条尤可^レ然

⑤『玉葉』同年六月七日条

興福寺衆徒和平了。所^レ逃籠^レ之者等上下相并廿余人、随^レ仰早可^レ召進^一之由令^レ申云々。又切^レ院雜色本鳥^一、并凌^レ礫有官別当^一、及破^レ長者宣^一之輩、同以擲出了、早可^レ進云々

この事件の背景は以下の通りである。治承四年（一一八〇）五月の以仁王挙兵の際、園城寺と興福寺はこれに加担した。そこで当時の撰政であり藤原氏の氏長者でもあった基通は、氏寺興福寺に加担を止めるよう説得するため、度々使を派遣していたのであった（③④二重傍線部）。先の『平家物語』記事もこの以仁王挙兵を背景としており、今井正之助が言うように「平家の意を受け、南都が宮に与力するのを制止すべく努める撰政基通の説得工作とその不調を語るもの」（2）と捉えてよいだろう。その数度にわたる使派遣の中で、「（氏院）有官別当」

が派遣されて興福寺衆徒に乱暴され、院雑色の髻が切られたことは、右の①②⑤傍線部によって確認できる。しかし、派遣された有官別当の名を「忠成」と具体的に記すのは①『百練抄』のみで(3)、しかも『平家物語』諸本が記すように、有官別当に続けて「親雅」が派遣されたことは確認できないのである(4)。わずかに④にのみ見える「長者(之)使」が親雅であった可能性もあるが、その名は記されず、詳細も明らかではない。

それでは何故、『平家物語』は「親雅」が摂政使として派遣されたと記すのであろうか。史実か虚構かは確定できないにせよ、そのように記すことに何らかの意義が存するのか、また、そもそも「有官別当忠成」とはどのような存在であったのか。『平家物語』の「有官別当」「忠成」「親雅」には、どのような注が施されてきているのかを整理しつつ、検討してゆきたいと思う。

二 親雅の家系・官途―親雅略伝

「右衛門権助藤原親雅」から取り上げる。これに該当する藤原親雅は、もとより、歴史上特に重要な人物として顧みられることはなかった。文学史上でも、歌歴も認められず、かろうじて『平家物語』に、先の記事を含めて三ヶ所、その名が見えるのみである(5)。その登場箇所においても、詳細な記述が施されているわけではない。ただやはり、「南都大衆摂政殿ノ御使追返事」(延慶本第二中・廿二(6))で、摂政基通の使として「右衛門権助親雅」が南都に派遣されている記事は、明確にしておくべきいささかの問題を孕むように思われる。これを直接に裏付ける史料は見出し得ない。そこでまず、親雅の伝記を追尋したい。それにより、親雅はその任をつとめて然るべき人物であるのか、言い換えれば、『平家物語』は史実としてあるべき姿を伝えていると言えるのか、を検討しようと思う。従来の『平家物語』諸注では見過ごされてきた親雅の南都派遣の意味を明らかにするために、以下に親雅の伝記を辿りつつ、その摂政使として記される人物像の一面を照射してみたい。

親雅は、藤原氏北家高藤流(勸修寺流)親隆の男(親雅誕生当時親隆は四十七歳)、母は平知信女(7)。知信の子には他に、時信(時子・時忠(8)・建春門院滋子等の父)や信範などがある。時信はまた親隆の妻であ

る女性の父でもあったことから、親隆の家は高棟王流平氏との結びつきが強かったことが窺える。親雅は承元四年（一一二〇）九月二十三日に六十六歳で没している（『玉蘂』『公卿補任』）、生年は久安元年（一一四五）と知られる。親雅の兄弟には為親・為綱・最寛・全真・藤原光頼室・藤原成親室・藤原家通室等がいる（9）。親雅の祖父為房は、関白師実・師通家の家司、忠実家政所別当、白河院別当などを歴任した人物として著名である。極官正三位参議。

親雅の父親隆は、その母が藤原忠通の乳母であった。忠実家家司・頼長家執事家司でありながら、のちに鳥羽院・美福門院院司もつとめている。この点については、井上宗雄が「その政治感覚の鋭さ、変り身の早さ、処世の確かさは見事といってよい」と指摘している（10）が、それだけ親隆が実務に長けていたことの頭れとも言えよう。鳥羽院が近衛天皇の死を忠実・頼長の呪詛によるものと信じ、父子を憎んでいるという情報を頼長に伝えたのは、この親隆であった（11）。井上は「頼長家に院側の情報を流す以上に、頼長家内部を院に伝達した」と推測し、このような親隆の処世術について、「勸修寺一門の力を背景に、官人としての政治感覚や経済力を充分に研ぎすまして身を処した」とも述べる（12）。

以下に親雅の官途を中心に、大まかな閲歴を辿る（特に注記しない限り、『公卿補任』に依拠する）。

保元二年（一一五七）十二月、十三歳で元服（13）。翌保元三年（一一五八）五月に叙爵。長門守に任じる。井上は「もとより国務には父が当たったのであろう」と推測する（14）。応保二年（一一六二）八月、十八歳で、父親隆の稻荷・祇園両社行幸行事賞の譲により従五位上となる。永万元年（一一六五）八月二十三日に父親隆が六十七歳で没する（15）。親雅はこの時二十一歳であった。仁安二年（一一六七）八月に木工頭に任じ、翌三年八月、朝覲行幸・院司賞により正五位下に昇る（この時すでに後白河院判官代であった）。

承安二年（一一七二）二月、異母兄為親が病没し（16）、その後ほどなくしてもう一人の異母兄為綱も没したようであり（17）、親雅がこの家を継承することになる。なお、同六月の摂政基房家での師家誕生の七夜儀では、親雅は建春門院の使として産着を送る役をつとめており（『玉葉』）、この頃には建春門院判官代であったことがわかる。親雅は建春門院の従兄弟であり、安元二年（一一七六）七月八日に建春門院が没すると、十日の葬送の

際には忠雅・時忠・親宗と共に、中陰奉行をつとめている（『玉葉』）。親雅の同母弟全真は清盛の猶子となり、おり（18）、平氏と共に都落ちする。親雅は平氏とは親近の続柄であったとも言えるのである。

治承元年（一一七七）正月には木工頭を止め、右衛門権佐に任じる。同九月には母が没し、九日に服解となる。

治承三年（一一七九）十一月二十八日、先立つ十五日に関白内大臣・氏長者となった基通家の家司に、平重衡・同信基（19）・同経正や中原師尚・頼継等と共に補され、併せて厩別当にも補される（『玉葉』『山槐記』）。同家の家司をいつまでつとめたかは明確ではないが（20）、後に九条家が摂関・氏長者の地位を襲った後には、同家の家司へと鞍替えしたようであり（21）、この処世は父親隆に似通うのであり、この家格の人の在り方一般にも通じるであろうか。基通家の衰勢を見た機敏な判断とも言えなくもないが、有能で経験ある家司が諸方で重宝がられることは想像に難くなく、親雅の行為に特別の意味づけをすることには慎重であるべきであろう。

養和元年（一一八一）十一月五日には、故高倉天皇妃藤原通子（基実女、安徳天皇の准母）の里第（五条殿）での侍始に参仕しており、この家の家司も兼ねていたことがわかる（『吉記』）。翌寿永元年（一一八二）八月十四日、亮子内親王が安徳天皇の准母として立后したのに伴い、皇后宮大進に任じる。同十二月七日、左衛門権佐（藤原光長の辞退による）。同日、安徳天皇の蔵人となり、翌二年八月二十日には後鳥羽天皇の踐祚に伴い新帝の蔵人となる。この矢継ぎ早にも見える遍歴は、親雅が、天皇・后妃の周縁に重宝されて処世する人物であることも示すものであろう。

文治二年（一一八六）十月、豊前国知行国主となる（『玉葉』）。同十二月十五日、任左少弁。これと同時に、蔵人と左衛門権佐を止める。よって親雅は三事を兼帯してはいない（22）。

翌三年六月二十八日、亮子内親王の院号（殷富門院）宣下により、皇后宮大進を止め、同時に殷富門院別当となる（『弁官補任』）。翌四年十月十日、初度の興福寺維摩会勅使をつとめる（『維摩講師研学豎義次第』）。さらに同十四日には、右中弁・氏院別当にも任じている。親雅が維摩会中に弁別当に任じた点について、『維摩講師研学豎義次第』は、「勅使左少弁会中転任、蒙_二氏院別当宣_一、頗勝事云々」と記している（引用―宮内庁書陵部による複製の解題に附された釈文）。ここで言う「勝事」が肯定的評価か否定的評価は判断がつかない（23）。

同十一月二十八日には造興福寺長官に任じる。同十二月三十日、従四位下に昇叙。翌五年四月十三日には修理右宮城使に任じ、同九月十六日、任正蔵率分所勾当（『弁官補任』）。同七月十日には左中弁となる（『弁官補任』）。同十月十日には二度目の興福寺維摩会勅使をつとめる（『維摩講師研学豎義次第』）。同十一月一日には春日行幸行事賞により、従四位上に昇る。同十六日には装束司に任じる（『弁官補任』）。

建久元年（一一九〇）八月十三日に修理左宮城使に任じ、同十月十日には三度目の興福寺維摩会勅使をつとめる（『維摩講師研学豎義次第』）。同二十六日に正四位下に昇叙、翌二十七日右大弁となる。翌二年十月十日、四度目の興福寺維摩会勅使（『維摩講師研学豎義次第』）。なお、同年十一月頃まで摂政兼実家の政所別当であったことが確認できる（24）。

建久三年（一一九二）三月十三日に後白河院が崩御。親雅は三月付の後白河院庁下文案に名を連ねている（25）ので、その没時まで院司であったか。同年十月十日、五度目の興福寺維摩会勅使（『維摩講師研学豎義次第』）。

翌四年正月二十八日、従三位・大蔵卿。これと同時に右大弁を止める。建久六年（一一九五）二月二日長門権守となる。なお、『玉葉』同年九月五日条に興味深い記事がある。親雅が信濃国国司を望むも、兼実は「不相応」との理由でこれを許さなかったという。兼実の判断には、『玉葉』に親雅の活躍ぶりを記す一方で数年前から「如_レ泥」「懈怠」とも評している（26）ことに窺われる、親雅に対する不信任感が関わっているのかもしれない。また、数年後の承元元年（一二〇七）に至っても、藤原定家が『明月記』に「如_レ例懈怠」といった評語を記している（27）、この種の評価は、当時の貴族社会にある程度広がっていたことも知られるのであり、そこに親雅の人となりの一面を見ることも許されるのではないだろうか。

正治元年（一一九九）正月五日、正三位に昇叙。この頃、下野国知行国主であった（28）。

同年六月二十二日に良経が左大臣に任じ、その翌日、拝賀の雑事を親雅が内々に執り行うことになった（『明月記』）。この頃には良経家の家司であったことがわかる。ちなみに、同じ良経家の家司をつとめた歌人藤原定家とは、必ずしも親昵の間柄ではなかったようである（29）。

翌二年四月一日には参議に任じ、これと同時に大蔵卿を止める。翌建仁元年（一二〇一）正月二十九日、任丹

波權守、同八月十九日、息親房を右衛門權佐とするため、参議を辞退する。

建仁二年（一一〇二）閏十月二十四日、大宰大弑となる。建永元年（一一〇六）九月二十九日、定家は、この時五条の親雅邸にいた道家を訪ねる。親雅はこの頃には道家家の家司であった（『明月記』）。

承元二年（一一〇八）正月二十日、大宰大弑を辞す。同四月七日、直物により、任皇太后宮（後白河妃忻子）大夫。翌三年八月十二日、皇太后忻子崩御により、皇太后宮大夫を止める。翌四年には近江国知行国主であった（『玉蘂』）。同九月十六日出家。同二十三日、六十六歳で没した（『玉蘂』）。

親雅は、祖父為房や父親隆の処世と同様に、後白河院や建春門院・藤原通子といった女院・后妃あるいは近衛・九条の摂関家の実務に当たる職責に就きつつ、母方の縁戚関係も与って、平氏とも関わりが深かった。宮廷では藏人・弁官等を経て、正三位参議に至り、晩年まで大宰大弑・皇太后宮大夫を拝命するのである。ただ親隆・親雅父子は、通例の左大弁を経ずに非参議から参議に補されており（親隆は弁官職に任じていない）、その点では、他の勸修寺家の家系よりは一段劣ると見るべきかもしれない。しかし親雅は、朝廷や仙洞・諸権門の間を時流に従って距離を測るがごとく遊泳し、家格を確実に継承しつつ生涯に渡って官途に在って、まずは満足すべき生涯であったと言つてよく、そこに、中流貴族として生き抜く本人の相応の能力と人格を窺い見ることは許されるのではないだろうか。

三 親雅派遣の意義

右の親雅伝を踏まえて、『平家物語』が記す南都派遣摂政使親雅の意義を考えてみたい。『平家物語』諸本の「右衛門佐（右衛門權佐・左衛門權佐）親雅」に関する従来の諸注を本稿の目的に沿って大別すると、①―家系や生没年を記すもの、②―①と任右衛門權佐時期や転左衛門權佐時期を記すもの、③―①②と親雅南都派遣が史料上不明であることを記すもの、以上の三種となる（30）。つまり、史料上親雅の南都派遣が不明であるとしても、それでは何故『平家物語』が親雅派遣と記すのか、という問題については、明らかにされていないのである。

そもそも、藤原氏における重要地での事件発生の際、氏長者の家司が派遣されて事に当たるとはよく了解されることであり、一例を挙げれば、承安三年（一一七三）の興福寺による多武峰焼き討ちの際、当時の摂政・氏長者基房の家司藤原朝親が「実檢」のために使として多武峰に派遣され（『吉記』同年七月六日条）、同じく基房家家司である藤原光長は、院宣と長者宣を伝えるために興福寺に派遣されている（『玉葉』同月二十一日条）。したがって、『平家物語』が記す親雅の南都派遣は、親雅が治承四年（一一八〇）五月の事件当時に摂政・氏長者基通の家司であったことに照らせば、事実としても矛盾はなく、『平家物語』が何らかの根拠に拠って記した可能性が十分に認められて然るべきであろう。その名は記されないものの、先に挙げた『玉葉』（④）に見える「長者（之）使」が親雅であった可能性も十分考えられる。たとえまた事実ではなくとも、後には藤原氏院たる勸学院の弁別当の職責に任じ、また造興福寺長官・興福寺維摩会勅使（五度に及ぶ）に任じるなど藤原氏寺たる興福寺にも深く関わるという（31）、撰関家に近仕し藤原氏内部に重宝がられたと思しき親雅の履歴に照らして、この折に南都に派遣された摂政使たるべき人物として『平家物語』成立圏に認識されていたとしても、何ら不思議はないのである。その意味で、『平家物語』の親雅南都派遣の記事には合理性が認められるのであり、史実としての真偽を越えて、より積極的に親雅の人物像の一面を反映した記述として捉えるべきであろう。

四 有官別当忠成の比定

続いて、親雅と同様に摂政使となった「有官別当忠成」についても、若干の私見を提示してみたいと思う。

まず「忠成」については、諸注のほとんどが系譜・閲歴を未詳とする。そもそも当該事件に関して、右に記したように、『百練抄』以外の史料が「有官別当」とのみ記し、その人物名を記し留めないのは、「有官別当」が六位相当の卑官であることからすれば無理からぬことであり、「忠成」を史料上に明確にし得ないこともまたやむを得ないことではあろう。中で新潮日本古典集成の、『玉葉』承安四年（一一七四）十二月一日条に見える「雅楽少允正六位上藤原朝臣忠成（勸学院別当）」か「従五位木工助忠成」（『尊卑分脈』。右大臣頼宗（道長次男）

流、侍従宗信の孫)が該当する、との指摘は重要である。本稿もそれ以上の新知見の用意はない。ここでは最低限、「有官別当」についての問題点を明らかにしておきたい。

「有官(右官)別当」に関する従来の諸注は、主に①—「公職」兼任の勸学院別当、②—「弁官」兼任の勸学院別当、の二つに分けられる(32)。

言うまでもないが、藤原氏の大学別曹である勸学院の長官を別当と言い、藤原氏の者がその職を担い、その身分により、公卿別当、弁別当、有官別当、無官別当に区別される。ただし、弁別当と有官別当に関しては、研究書・事典類等の諸説にも揺れがあり、大別すれば、a—「弁別当」と「有官別当」を区別しているもの、b—「弁別当」と「有官別当」を区別していないもの、に分けられる(33)。大納言が兼任する公卿別当に代わり、太政官政治の中枢をなす弁官の優れた行政実務能力を勸学院の事務処理上に発揮させようとしてその上席者が任じられたのが弁別当であり、公卿別当廃止後は名実共に勸学院運営の最高責任者となったとされる(34)。aは、その弁別当の職務を補佐する者として有官別当と無官別当があり、それは六位別当とも総称されるが、有官別当は中央諸官庁の判官の兼任であり、無官別当には散位の者が任用される、というものである。bは、有官別当には弁官の上席者が任じられるとして、両別当を同一と見る、というものである。しかし、『官職要解』以下の同説を採る諸書がその拠り所とする『中右記』の記事とは、嘉承元年(一一〇六)十二月二十九日条を言うのであるが、この記事には「勸学院多被_レ仰_三氏上臈弁_一也、而乍_レ置上臈二人(長忠頭隆)、被_レ仰_三最末下臈_一、頗不_レ被_三甘心_一事欺」(引用—増補史料大成本)とあり、これは弁別当について言ったものである。これをもって有官別当の説明とするのは当たらないであろう。また、『西宮記』(臨時五・所々事・諸院)には、「勸学院(藤原氏学生別曹。長者及公卿別当・弁・有官・無官。別当行_二院事_一。有_三学頭_一。有_三年挙_一)」(引用—神道大系本)と、「弁」と「有官」が、各々別当の四段階の一つとして並記されている。やはり「弁別当」と「有官別当」は区別して考えるべきなのである(35)。

桃裕行に拠れば、「有官別当」とは「弁別当の下に一層実務を執掌し、南都へ下る使等となつて奔走の任にあつた」(36)(傍線部筆者)ものであり、『百練抄』を始めとする史料や『平家物語』諸本が摂政使として「有官

別当」を南都に派遣した、と記述することにも頷けるのである。

以上のことから、新潮日本古典集成の「忠成」の考証に妥当性があることは動かないであろう。その上で、有官別当の六位相当が厳格であった(37)ことも考え合わせると、この「有官別当忠成」は、「従五位木工助忠成」ではなく、やはり「雅楽少允正六位上藤原朝臣忠成」であると断じてよいのではないだろうか(38)。

むすび

『平家物語』「南都大衆撰政殿ノ御使追返事」(延慶本)に、撰政使として名が見える「有官別当忠成」と「右衛門権助藤原親雅」について、その人物像と撰政使拜命の意義などを明確にすべく論じてきた。藤原親雅は、撰政使として南都に派遣されて然るべき閥歴の持ち主であり、その点で、『平家物語』の記述は合理性を有する。また、『百練抄』で裏付けられる「有官別当忠成」とは、『玉葉』が「勸学院別当」と注記する「雅楽少允正六位上藤原朝臣忠成」を指すと見てよい。撰閥家の権威を携えて派遣された両者は、南都の大衆の蜂起・狼藉に力無く追い返される。もともと「有官別当」は「弁別当」とは別々で、前者は後者の下位の卑官でもあり、忠成には大した力は無かったと見るべきであろう。その退散を受けて撰閥家がおそらくは期待を込めて派遣した親雅は、すでに院や女院の判官代をつとめるなど権門の実務に通じていて、家司としては有能であり、より撰閥家の信頼が厚い人物と見られていた、と読めなくもない。しかし、その親雅も空しく逃げ帰ったというのであり、他の箇所も併せて『平家物語』は親雅の人物像を詳しく書き込んでいないのである。結局、『平家物語』では「忠成」にも「親雅」にも、焦点が当てられているとは言えないであろう。ただし、この折に「有官別当忠成」と「右衛門権助親雅」が撰政使として南都に派遣されたという記述は、歴史の事実を相応に反映したものと考えて大過なく、あえて贅言すれば、南都大衆の力の前に無惨に退散させられたことを強調すべく仮構された人物である可能性を見る必要は全くないのではないだろうか。

【注】

(1) 延慶本が親雅を「右衛門権助」とするのに対し、源平盛衰記・四部合戦状本は「左衛門権佐」とする。覚一本は「右衛門佐」。屋代本・中院本は、大衆が「直接清盛に会って死のう」と言うのに対して、撰政基通が親雅（屋代本「右衛門佐親政」・中院本「右官の別当藏人の多もんごんのすけちかまさ」「親正」）を南都に派遣したとする（延慶本等に見える「忠成」の名は見えない）。『平家物語』諸本における本記事の位置については注(6)参照。史実との相違の問題、『平家物語』諸本の異同の問題については、今井正之助「高倉宮謀叛事件」の構成―延慶本平家物語を中心として―（『軍記研究ノート』九、一九八〇年八月）、水原一『平家物語』奈良炎上の論（『延慶本平家物語考証一』〈新典社、一九九二年五月〉）に詳しい。

(2) 注(1) 所掲今井論攷。

(3) 『百練抄』が五月二十五日条にこの事件を記すことについて、今井は「編纂記録というその性格上、必ずしも信用できない」とする（注(1) 所掲論攷）が、『親経卿記』も同日条に記していることから、有官別当派遣はこの日のこととみてよいだろう。

(4) 今井は「記録では確認できないが、忠成に続いて派遣された親雅が「木津河辺に大衆来向けは色を失て逃上られにけり」というのは、宇治合戦当日の廿六日、宮御迎のため急ぎ北上しつゝあった南都の軍勢に出くわし、驚き逃帰った経緯をさすものと読み取れる」とする（注(1) 所掲論攷）。なお、水原一は⑤『玉葉』の記事について、「有官別当凌礫事件は右の様に確認される。氏長者の宣も既に発遣されていたのであるが、これは数度にわたった事であろう。右にいうのが親雅派遣に当るかと思うが確かではない」、「親雅の南都派遣については史料に不明で、あるいはこれが、宇治合戦当日で、僧兵たちと途中に行き逢ったのかもしれない」とする（注(1) 所掲水原論攷）。

(5) 延慶本第二中・廿二「南都大衆撰政殿ノ御使追返事」（異同についての詳細は注(1) (6) 参照）、第三末・五「宗盛大納言ニ還成給事」（八条殿（時子）への拝札の参列者の一人として延慶本・四部合戦状本が親雅の名を挙げる。その他長門本・源平盛衰記も拝賀の記事を記すが、親雅の名は記さない。なお、この拝賀は史料

では確認できない)、第六本・十八「内侍所神璽官庁入御事」(鳥羽に帰り着いた内侍所と神璽の出迎えの公卿の一人として多くの諸本にその名が見える。この時親雅が後鳥羽天皇藏人として内侍所と神璽の奉迎に出向いたことは、『玉葉』文治元年四月二十五日条(『吾妻鏡』では二十四日)でも確認できる)。

(6) 長門本は当該記事欠。延慶本・源平盛衰記・四部合戦状本は、本記事を以仁王没後の後日譚として位置付けるが、屋代本・覚一本・中院本ではこれを南都焼き討ちの直前に置き(巻五「南都炎上」冒頭)、以仁王事件とは切り離れた形をとる。

(7) 『公卿補任』『尊卑分脈』に拠る。『尊卑分脈』は平知信女・藤原知信女両項に「親隆卿室」「親雅母」と記すなど、若干の混乱があるが、井上宗雄が指摘するように(『平安後期歌人伝の研究 増補版』(笠間書院、一九八八年一〇月)、親雅の母は平知信女が正しい。なお高橋秀樹は、『兵範記』仁平二年(一一五二)二月十九日条等から、親雅母は平知信の第一子であった可能性を指摘する(『日本中世の家と親族』(吉川弘文館、一九九六年七月))。

(8) 時忠については本論第一編第一章第二節参照。

(9) 生年・生母については以下の通り(『兵範記』『尊卑分脈』『仁和寺諸院家記』『残欠僧綱補任』に拠る)。

藤原光頼室(一一二五生・母未詳)は親雅の姉。最寛(本名隆任・一一三一生・母は源頭通女)・為親(一一四一生・母は藤原為隆女)・為綱(一一四一生・最寛と同母)は親雅の異母兄。藤原成親室(生年未詳だが、成経を保元元年(一一五六)に生んでいるので、親雅より年長か。親雅と同母)はおそらくは親雅の同母姉。全真(一一五一生・母は平時信女・伯母である時子の猶子となる)は親雅の異母弟(本論第二編第二章第一節参照)。他、藤原家通室(生年・母未詳)。

(10) 注(7) 所掲井上書。

(11) 『台記』久寿二年(一一五五)八月二十七日条。

(12) 注(7) 所掲井上書。

(13) 『兵範記』保元二年(一一五七)十二月十一日条。加冠は伯父の権中納言藤原朝隆(親隆の同母兄)であ

った。

(14) 注(7) 所掲井上書。

(15) 没年月日は『頭広王記』に拠るが、享年は井上の考証に従い、『公卿補任』に拠る。

(16) 『玉葉』承安二年(一一七二)二月七日程「今暁右中弁為親早世了、日来煩_二邪氣_一云々」。為親は極官従四位上・右中弁。

(17) 為綱は『尊卑分脈』に「為_レ敵被_レ殺」とあるが、その没時は明らかではない。『玉葉』『吉記』に拠れば、承安三年(一一七三)七月十五日当時存命。この頃は関白基房家の家司であった。

(18) 全真は比叡山僧権少僧都(『玉葉』『山槐記』『残欠僧綱補任』に拠る。『尊卑分脈』は「権大僧都」と記載。二位尼時子の猶子であったことから「二位法眼」「二位僧都」と呼ばれる)。平氏の都落ちに随い、壇ノ浦で捕えられ、文治元年(一一八五)五月二十日、安芸国への配流が決定した(『玉葉』)。正治二年(一一二〇〇)の「石清水若宮歌合」にその名が見えるので、この当時には生存が確認できる。

(19) 田中文英は「平清盛の子重衡・知度、甥経正らの清盛一族をはじめ、兵部卿平信範の子信国・信基・信清の三兄弟および藤原親雅らの広義の平氏一門が多数政所へ進出している。(中略)清盛は政所のなかに多くの平氏一門を配置し、年預・厩別当などの重要な地位をしめさせる方式をとって、政所の領導體制を形成しようとしている」という(「治承三年十一月の政変と撰関家」へ『女子大文学』〈国文編〉四三、一九九二年三月)。清盛台頭以前からすでに信範自身撰関家歴代の家司として活躍しているのであって、その子の信国・信基・信清等が、近衛家の家司になるのは自然のなりゆきであろう。「広義の平氏一門」故に、と考える必要は必ずしもないのではないか。

(20) 寿永三年(一一八四)二月十六日当時は基通家の政所別当であったことが確認できる(『平安遺文』四一三〇号〈撰政家政所下文案(田代文書)〉)。

(21) 文治二年(一一八六)十一月二日の良通の拝賀に供奉しているので(『玉葉』)、この時にはすでに良通家司であったことがわかる。同十二月十四日当時には兼実家家司もつとめていた(『玉葉』)。兼実が撰政・氏長

者となったのはこれより先の同年三月十二日だが、『玉葉』が記す同十七日の撰政政所始儀には親雅の名は見えない。

(22) 『尊卑分脈』は親雅が三事を兼帯したかのように記すが、『公卿補任』『弁官補任』は「無兼字」と記す。この点について宮崎康充は、「三事のうちの両官を帯している者が三つ目の官に就く際に元の官を去った例（あえて三事兼帯から避けられたと見なされる事例）として親雅を挙げ、「親隆も三事兼帯は果たしておらず、以後もこの家系からは三事兼帯者は出ていない。つまり三事兼帯者を出す家とは認められていなかったのではなからうか」と指摘する。さらに宮崎は、「親隆の兄為隆・顕隆・朝隆は相次いで勸修寺長者となっており、親隆はなっていない。そのこともこの系統が傍流とみなされる一因となったものと思われる」とも指摘する（「三事兼帯と名家の輩」〔『日本歴史』六二六、二〇〇〇年七月〕）。

(23) 細谷勘資はこれを肯定的評価と判断し、「勸学院が藤原氏にとり重要な役割を果たすものである以上、その補任者には撰関家に忠誠を尽くす者、また、有能な者が充てられた。それも創建者冬嗣の子孫である北家の流れをくむ者に限られている。（中略）勸学院が藤原氏にとつて重要な機関であればあるほど、その中心的存在である弁別当に対する社会的評価も高くなる。弁別当に補されることは、その家にとつて名誉なことであって、家の繁栄にもつながる。また、撰関家とのつながりを示すよい機会ともなり、そのため名家はきそつてこの職を希望した」（細谷勘資氏遺稿集刊行会編『中世宮廷儀式書成立史の研究』〈勉誠出版、二〇〇七年二月〉第一編第七章〈初出は一九九〇年九月〉）と指摘する。

(24) 『鎌倉遺文』五六一号（撰政九条兼実家政所下文〈鹿島神宮文書〉）。

(25) 『鎌倉遺文』五八五号（大和春日神社文書）。

(26) 『玉葉』元暦元年（一一八四）十二月二十五日条・同文治二年（一一八六）十一月二十一日条。

(27) 『明月記』承元元年（一二〇七）十二月十九日条。

(28) 『明月記』正治元年（一一九九）二月二十一日条所引二十日条。

(29) 『明月記』正治二年（一二〇〇）四月九日条。

(30) ①—岩波新旧日本古典文学大系、『平家物語全注釈』、新潮日本古典集成、講談社学術文庫、三弥井古典文庫。②—『平家物語略解』、小学館新旧日本古典文学全集、三弥井中世の文学。③—『平家物語研究事典』(親雅項)、『四部合戦状本平家物語評釈』。ただし新潮日本古典集成と『四部合戦状本平家物語評釈』は、二度の摂政使南都派遣の時期や『平家物語』諸本の異同の問題についても言及する。

(31) 造興福寺長官には必ず勸学院弁別当である弁官が補任され、氏長者のもとで興福寺関係の事務に携わった(川端新『莊園制成立史の研究』(思文閣出版、二〇〇〇年一月)。

(32) ①—『平家物語略解』、岩波日本古典文学大系、小学館新旧日本古典文学全集、『平家物語研究事典』(忠成項)、新潮日本古典集成、三弥井古典文庫。②—『平家物語全注釈』、講談社学術文庫、『四部合戦状本平家物語評釈』(治承四年当時の別当として兼光の名を挙げる)、岩波新日本古典文学大系、三弥井中世の文学。

(33) a—桃裕行『上代学制の研究』(吉川弘文館、一九四七年五月)、『国史大辞典』(勸学院項)、久木幸男『日本古代学校の研究』(玉川大学出版部、一九九〇年七月)、岡野浩二「興福寺俗別当と勸学院」(『仏教史学研究』三四—二、一九九一年一〇月)、海津よし美・大津透「勸学院小考—平安初期の氏の統合—」(『山梨大学教育学部研究報告』四二、一九九二年二月)、注(31)所掲川端書、『日本国語大辞典(第二版)』(有官別当項)。b—『官職要解』(大学寮項)・『国史大辞典』(有官別当項)、『角川古語大辞典』(有官別当項)、『平安時代史事典』(有官別当項)。

(34) 注(33)所掲久木書に拠る。

(35) 注(32)において②に分類した『四部合戦状本平家物語評釈』・岩波新日本古典文学大系や、注(33)においてbに分類した『官職要解』(大学寮項)・『国史大辞典』(有官別当項)、『平安時代史事典』(有官別当項)は、「有官別当」を「勸学院の政所の長官」と説明するが、注(31)所掲川端書は、「勸学院別当を勸学院政所別当と呼んでいる事例はなく、別当は政所に限定されない勸学院全体の別当だった」と説明する。

(36) 注(33)所掲桃書。

(37) 注(33)所掲桃書。

(38) 『玉葉』に忠成の名が見えるのは承安四年(一一七四)十二月であり、治承四年(一一八〇)五月の撰政使南都派遣とはやや時を隔てるが、六位からの昇叙の壁を考えれば、この忠成が治承四年当ても正六位上のままであつても不自然ではない。

〔付記〕本稿は、「延慶本の会」(二〇〇三年七月一九日、於青山学院大学)での口頭発表に基づく。席上ご教示下さった諸氏、成稿に際してご教示を賜った高橋秀樹、宮崎康充の両氏に厚く御礼申し上げます。

第二編

諸事考証

第一章 安徳天皇の周辺

第一節 安徳天皇大嘗会延引

はじめに

わずか八歳にして壇浦の海の藻屑と消えた異例の天皇、安徳の短い生涯は、誕生から入水に至るまで、何もかもが怪異や異例に満ちていたと『平家物語』は随所で語る（1）。その大嘗会もまた、異例の形での遂行であった。本来行われるべき年から二年も延引したからである。この点につき、『平家物語』は以下のように記す。

十一月、今年諒^{マコトニヤミ}闇ニナリニシカバ、大嘗会又不被行^レ。天武天皇ノ御時ヨリ始テ、七月以前ニ御即位アレバ、其年ノ内ニ被行^レナレドモ、無リシカバ、様々ノ評定アリ。五節計如形^ニ被行^レテ、終ニ不被行^レ。今年又諒闇ナレバ、不及沙汰^ニニモ。

大嘗会延引ノ例ハ、平城天皇ノ御時、大同二年御禊ア^{（ツ）}テ、十一月ニ大嘗会可行^レカリシヲ、依兵革^一、同三年十一月御禊アリ。十一月ニ被遂行^レ。嵯峨天皇ノ御宇、同四年大嘗会ア^{（ル）}ベカリケルヲ、平城宮ヲ^{〔被〕}造^ニニヨ^{（ツ）}テ延引シテ、次年弘仁元年^{〔十一〕}月ニソ被遂行^レケル。朱雀院御時ハ、承平元年七月十九日、宇多院失給シカバ、延ニケリ。三条院御時、寛治八年十月四日、冷泉院ノ御事ニ依テ不被行^レ。次年長和元年ニゾ被遂行^レケル。

代々次年マテ延例ハ有ト云トモ、ニケ年マデ延引ノ例ハ未聞^一。去年新都ニテ其所ナカリケレバ、不及力^一。大極殿・豊楽院ハ未被造出^レネバ、三条院御時ノ例ニ任テ、大政官庁ニテ可被行^レカリツルヲ、天下諒闇ニ成

ヌル上ハ、トカク子細ニ不及^ニ。ニヶ年マデ延引ノ御事何ナルベキ御事ヤラムト、人アヤシミ申ケリ（延慶本第三本・三十「依諒闇大嘗会延引事」（2））

安徳は治承四年（一一八〇）二月二十一日に受禪、同年四月二十二日に即位、寿永元年（一一八二）十一月二十四日に大嘗会を行った。先帝からの受讓によって七月以前に即位した天皇は、即位年内に大嘗会を催行するのが通例であった（後述）。四月即位の安徳もこれに従い、治承四年内に大嘗会が予定されていた。それが即位の翌々年に延引したのは、治承四年は福原遷都（六月）、翌養和元年は父高倉の崩御（正月）によるものであることは容易に推察される。

本稿では、先学の研究に多くを負いながら、安徳代大嘗会の二年延引の異例の度を検証するためにも、歴代大嘗会の延引の例を検証しつつ、安徳代の延引過程を主に『玉葉』によって考察したい。その上で、延慶本以下の所謂読み本系諸本に見られる大嘗会延引の先例に関する本文が持つ意味——右の四代の天皇（平城・嵯峨・朱雀・三条）が先例として挙げられた意味、を解明し、安徳代の大嘗会二年延引の真因について、読み本系諸本がどのように認識していたのかを考えてみたい。

一 大嘗会催行時期の規定と異例

『儀式』巻二には、「天皇即位年（七月以前即位、当年行^レ事、八月以後、明年行^レ事、謂^ニ受讓即位^一、非^レ謂^ニ諒闇登極^一」（引用—神道大系本）（3）とある。その他、同文言は『日本三代実録』巻三十二や『延喜式』巻七、『北山抄』巻五等にも見え、これが大嘗会催行時期の規定（慣例）として、平安時代前期にはすでに常識化していたことが知られる（4）。大嘗会の成立は天武代であり、加茂正典は、天武^レ後鳥羽の各大嘗会催行時期がこの規定に「原則として合致」することを確認し、同規定（あるいは類似の原則や慣例）が「大嘗会成立時迄遡る可能性」が高いことを指摘する（5）。

さて、同規定（慣例）はあくまで「受讓即位」についてのものであり、「諒闇登極」は例外となる。諒闇登極、または、受讓即位でも即位後大嘗会前に諒闇となった場合については『北山抄』巻五に「諒闇時、期年後行レ之。即位者、謂レ行ニ即位儀ニ乎」（引用―神道大系本）と記されている。「諒闇」は、原則として、天皇が父母・祖母・それに準ずる者の崩御により一年間の心喪に服すことで（喪葬令）、つまり『北山抄』成立の長和年間（一〇一二―一七）前後までには、諒闇登極または即位後大嘗会前の諒闇の場合は「期年」（満一年）後に大嘗会が催行されることが慣例化していたと言えよう。

天武く安徳間において、この規定（慣例）に反するものは持統（6）・淳仁（7）・平城・嵯峨・後白河（8）・安徳の六例である（9）。ここで、『平家物語』が挙例する平城・嵯峨代について、加茂の論を参考にしつつ、確認しておきたい。

平城は、大同元年（八〇六）三月十七日の父桓武崩御を受け同日踐祚し、五月十八日に即位した。よって諒闇登極である（10）。翌二年二月三日に国郡卜定、十月二十八日に葛野川で御禊が行われており、大嘗会は本来同十一月二日に行なわれるはずであった。しかし、平城の異母弟伊予親王とその母藤原吉子、藤原宗成の謀反が発覚したことにより停止となる。伊予親王は逮捕され、母と共に川原寺に幽閉され自害、宗成は配流された（11）。この事件は、桓武の皇子として有力な皇位継承者であった伊予親王が、自らの皇子に皇位を継承させたい平城とその側近藤原仲成・葉子らによって排斥された、「皇位継承争い」であったと位置づけられている（12）。平城の御禊は再度大同三年十月二十七日に近江国大津で行なわれ、結局、大嘗会は同年十一月十四日に行なわれた（以上『日本紀略』）。つまり、実際には即位年から二年後の大嘗会催行であり、二年延引とも見なせるはずだが、諒闇登極ゆえにもとより大同元年内の大嘗会は予定されていなかったはずで、延慶本『平家物語』がこれを二年の延引と認識していないことはその意味で正しい。

嵯峨は、同母兄平城の讓位により大同四年（八〇九）四月十三日に即位する。同二十六日に悠紀・主基が卜定されているので、大嘗会は規定通り即位年催行予定であったことが知られるが、この年の大嘗会は「勅」（『日本紀略』五月二十九日条。引用―新訂増補国史大系本）により停止され、翌弘仁元年十一月十九日に行なわれた。

『日本紀略』『日本後紀』はこの延引理由を明記していないが、加茂は、平城の不予と平城宮造営を指摘する。平城宮造営は大同四年十一月に開始され、同十二月に平城は多くの官人を連れて平城宮に移った（以上『日本紀略』）。平城は翌弘仁元年九月、平城遷都の命を發し、一時は「二所朝廷」（『日本後紀』九月十日条。引用―新訂増補国史大系本、以下同）の觀を呈したという。この遷都計画によって「人心騒動」（『日本後紀』九月十日条）したといい、これが主な大嘗会延引理由と見てよいだろう。後の『袋草紙』卷二・『園太曆』貞和元年（一三四九）閏六月二十五日条等も、平城宮造営が延引理由だと解釈している。

以上、「受讓即位」と「諒闇登極」、または即位後大嘗会前の諒闇の場合の大嘗会催行時期規定（慣例）を確認し、それに反する六例のうち、平城・嵯峨について簡単に背景を追った。本稿で問題としたのは、『平家物語』が大嘗会延引例として挙げるこの平城・嵯峨の両代と、規定には反していないが、『平家物語』が延引例とする朱雀・三条の両代である。これについては第三節で考察する。

「規定」も当然に原則の提示であり、状況次第で例外も生じる。また、時宜に応じて都合よく解釈された場合もある。『北山抄』が「即位者、謂レ行ニ即位儀ニ乎」と断っていること自体、これが統一見解ではなかったとも言えよう。しかしながら、天武く安徳間の四十二代中、例外はわずか六例で、かつ平城・嵯峨・安徳の三代は規定通りの催行を企図はしていたことが窺知される。やはり相当程度の拘束力を持っていたと考えられるのである。

では、安徳代の大嘗会二年延引には如何なる背景があったのか。次節で確認していきたい。

二 安徳天皇大嘗会二年延引の経緯

安徳の大嘗会については、鎌田純一に詳細な考証がある（13）。また、高橋昌明にも、福原遷都との関係で延引する経緯を精緻に追尋した考察がある（14）。ここでは結局、鎌田・高橋論攷を辿ることになるが、若干の補足を付け加えつつ、今一度時系列の整理を試みたい。

治承四年二月二十一日、いまだ二十歳の高倉の讓位を受け、安徳はわずか三歳で受禪する（『玉葉』〈凶書寮叢刊本〉。以下特記しない限りこれに拠る）。四月二十二日、本来即位式を行うべき大極殿が焼失していたため、紫宸殿においてこれを行った。七月以前の受讓即位ゆえ、治承四年内に大嘗会を行うべく、四月二十七日には大嘗会国郡卜定がなされた。即ち、悠紀が近江国野州郡、主基が丹波国氷上郡と定められ、大嘗会檢校が大納言実定・権中納言兼雅・参議長方の三名、悠紀・主基の行事が各八名ずつ定められた（『山槐記』『吉記』）。五月七日、兼雅が服喪のため権中納言実家がこれに替わった（『山槐記』）。このように準備が進む中、五月十五日、以仁王と源頼政の挙兵計画が露頭する。すでに指摘されているように、安徳の即位は以仁王挙兵決意の大きな要因であった（15）。以仁王は異母弟高倉の即位後も皇位継承の機会を窺っていたが、安徳の即位により、それはいよいよ絶望的となったからである。

さて、この挙兵に与した園城寺・興福寺等敵対勢力は、平氏にとって大きな脅威であった（16）。様々な議論がなされたが、武力衝突回避のため五月三十日に福原への遷幸が決定され、六月二日、清盛は安徳・高倉・後白河を連れ立って福原へ下向した。

天皇が福原へと遷ったことにより、大嘗会の催行場所が大きな問題となった。六月十五日、右大臣兼実は、前日に高倉から受けていた大嘗会に関する諮問に対して上申する。諮問内容は「式文」に任せて治承四年内に大嘗会を行うべきだが、もしも期日までに福原の宮殿が完成しなければどこでこれを行うのがよいか。遷都も大嘗会も共に大行事であり、同時に行えば費用もかさみ民も苦しむだろう。如何すべきか」というものであった。兼実は、「大嘗会・遷都共に国家の重要行事であり、同時に行うには多額の国費を要する。一度旧都に還御して大嘗会を行い、その後遷都するのがよい。どうしても遷都を急ぐのであれば、大嘗会を延期するしかない。しかし「撰式」以来延引の例はない。福原の新宮殿をすべて完成させることが難しければ、せめて大嘗会催行に必要な殿舎のみ急ぎ完成させてはどうか。それも叶わないなら、先例はないが延引するほかない」（17）と返答する。頭弁経房は「七月以前の即位で明人大嘗会催行の例に、大同（平城）と弘仁（嵯峨）がある」という外記の勘申を伝えるが、兼実は「それらは共に「撰式」以前の例であるので、先例とはならない」と言って退ける。「期日

までの新宮造営は難しいため、今の御在所(18)に殿舎を造り加え、離宮で大嘗会を行うのは如何か」との問いに対しては、「離宮での大嘗会催行は、たとえ古昔に先例があっても従い難い」(19)と答える。

八月四日、在京の兼実を訪れた大外記頼業によれば、一度は大嘗会延引が決定されたものの、やはり年内催行との話もあつて定まらないという。八日には、福原の経房から兼実に対し、「大嘗会の事について僉議すべく、十二日までに福原へ参入せよ」、との高倉の仰せが伝えられる。兼実は病のため福原へ向かうことは叶わないと伝える。十一日、左衛門権佐光長から福原での大嘗会催行決定と聞いて驚いた兼実は「福原は「帝都」と定められたのか、それとも「離宮」として大嘗会を行うのか。平安京への還御が叶わないのであれば、福原を正式な都と定めた後に大嘗会を行うべきであろう」と言うが、光長は形通りに里内裏を造営して遂行するのだろうかと言う。兼実が十二日に聞いた福原からの使の話に拠れば、前権大納言邦綱が言うには、大嘗会は延引するものと了解していたのに、なぜ行わないのか全く納得がいかないと清盛が怒っており、これが広まって急遽年内催行の沙汰が決まったという。福原はいまだ都としての機能が整わないものの、なんとか年内に福原の地で大嘗会を断行し、既成事実を積み上げることで福原遷都を認めさせたいという清盛の意地が窺える。

さてこの十二日福原では、大嘗会についての公卿僉議が行われていた。兼実は十四日に、邦綱から簡単な報告を受けている。経緯の詳細は二十九日、福原の状況をよく知る経房から知らされた。経房は、延引決定に至るまでの八月上旬の子細を語る。即ち、一日頃、経房は権中納言時忠(高倉院別当)を通じて、高倉に「やはり年内に大嘗会を行うべきであるので、福原に内裏を新造しなければならぬ」と早々の申沙汰を命じられた。それに対し経房は「年内の大嘗会催行は確かに正礼であるが、その件については先日沙汰があり、延引と決定されたはずである。期日も迫った今になって急に年内催行案が再浮上するのは、神事懈怠の因縁か」と発言した。そして、そもそも六月二日に「遷都」とは言われなかったこと、御所も定まらず、いまだ「帝都」との決定もなく、ほとんど「離宮」のようであること、人々は平安京から移住せず、諸公事も専ら平安京で行っていること等を次々に指摘した。他にも経房は、福原内裏造営の方角についての禁忌の問題等を言上した。十二日の僉議に先立って、経房は大外記頼業・同師尚・大夫史隆職に大嘗会の件を尋問していた。頼業と隆職は延引論、師尚は年内於離宮

催行論であった。経房は僉議の際これらの判断材料を示した。当日の出席者は左大臣経宗・大納言実定・権大納言隆季（高倉院別当）・権中納言忠親等で、経宗・実定・忠親は「期日までには福原に大嘗会を行うべき殿舎を造ることは難しく、明年行うのがよからう」、隆季は「大嘗会は国家の大事であり、年内催行か延引かは言い難く、勅定に従うべきである」との意見であった（20）。議定における多数の延引論を承けて、ようやく大嘗会の延引決定がなされたのだった。

十一月十九日、大嘗会に代わって、平安京の神祇官で新嘗会が開催された（『山槐記』『吉記』）。五節と豊明節会は十七日～二十日にかけて福原で行われ（『山槐記』『吉記』）、『吉記』には、大嘗会以前に五節を行った先例が三例のみであること（十七日条）や、殿上淵酔での不備は偏に「両都」（引用―和泉書院刊本、以下同）による混乱ゆえであるとの不満（十八日条）等が記されている（21）。しかし、この時にはすでに還都が決定されていた。高倉の病の悪化、高倉をはじめ宗盛や隆季等による平氏政権中枢の還都論、富士川合戦の源氏軍への大敗、比叡山からの還都要求等があり、もはや清盛の意地だけでは耐えきれなくなったのである。安徳以下は二十三日に福原を出発し、二十六日、ほぼ半年ぶりに平安京へ還御した。しかし、遷都時には回避した敵対勢力との武力衝突はもはや不可避であり、十二月十一日には園城寺を、同二十八日には東大寺・興福寺を攻め、これらを焼き払ったのであった。

このように不穏な中、翌治承五年正月十四日、かねて病重かった高倉は、二十一歳の若さで崩御する。これより一年は天下諒闇となり、大嘗会も当然延引となる。同閏二月四日には清盛も没しており、安徳は父と祖父の喪に服すことになったわけである。

翌養和二年正月、諒闇（最終月）により元旦節会も白馬節会も中止されるが（前者は『保暦間記』に拠る）、正月十七日には諒闇竟により大祓が行われる。

四月九日、十一月の大嘗会催行に向けてようやく準備が再開する（『百練抄』）。ただしこの頃は、大飢饉に見舞われていた。五月二十二日に、後白河は兼実に飢饉平癒目的の改元を諮問し、大嘗会前の二度の改元の可否を尋ねている。兼実は改元による飢饉平癒への疑問を感じつつもこれに同意し、二十七日には「寿永」と改まる。飢

饑饉の大嘗会準備への影響がどの程度であったかは不明だが、飢饉に加えこの頃は源氏軍追討のため民衆に軍事動員と兵糧米徴発を強いており、人々は消耗しきっていた（『玉葉』養和元年七月十五日条・『吉記』養和二年三月二十六日条等）。その上費用も人力も多く要する大嘗会の準備が、それほど順調に進んでいたとは考え難い。実際、六月三日に大嘗会検校に任じられた経房の『吉記』には、これより約四ヶ月間の大嘗会準備の様子が詳細に記されるが、中には悠紀弁光長が経房に「大嘗会一切難_レ叶」と語ったり（八月十九日条）、源氏軍追討使派遣のため再び「大嘗会延否」について議があつたりした（同二十二日条）ことを記している。つまり、安徳の大嘗会は三度目の延引の可能性もあつたわけである。しかし結局、「大嘗会不_レ可_三延引_二」（同二十五日条）との決定がなされ、その後諸準備は進み、十月二十一日に御禊（22）、十一月十一日に大嘗会国司除目、同二十三日に大嘗会叙位が行われ、同二十四日、ようやく大嘗会が行われたのであつた。翌二十五日に辰日節会、二十六日に巳日節会と清暑堂御神楽、二十七日に午日節会と続くが、兼実はこれら一連の儀式における公卿等の失態等を多く記している。

三度目の延引の可能性も孕みつつ、ともかくにも大嘗会は即位から二年後に遂行された。『平家物語』は（十月）廿一日、大嘗会御禊三条末、十一月廿日、大嘗会近江丹波被行（延慶本第三末・五「宗盛大納言ニ還成給事」）とのみ記し、日付にも錯誤が生じている（23）。『玉葉』同様、全く関心のない書きぶりである。以上が、安徳大嘗会二年延引と遂行までの経緯である。次節で、この延引を『平家物語』はどのように捉えていたのかを、四つの挙例の意味を探りながら、考えてみたい。

三 安徳天皇大嘗会延引についての『平家物語』の記述の意義

先に見たように、延慶本『平家物語』は大嘗会延引の先例として平城・嵯峨・朱雀・三条の四例を挙げている。実は、『園太暦』観応二年（一一三二）六月十四日条には、国郡卜定以後の遅延を「延引時例」として、安徳以前には平城・嵯峨・朱雀・三条の四代が挙げられていて、延慶本『平家物語』の安徳代大嘗会延引の記事の挙例

に、各々の遅延理由も併せてほぼ符合しているのである。ただし、『平家物語』では国郡卜定以後であることは全く言及がなく、その点ではやや異なっている。

延慶本『平家物語』の原型は『園太暦』に先行するはずで、延慶本『平家物語』のこの部分の本文は、少なくとも観応二年以前には形成されていたはずであるこのような認識（の何らかの資料）に基づいていたものであるのかもしれない。あるいは、転写の過程で、『園太暦』かその原拠資料などに拠って修正が加えられたものであるかもしれない。いずれにせよ、この安徳代大嘗会延引の先蹤の挙例記事については、現存延慶本『平家物語』と『園太暦』は、共通の基盤の上にあったと言えることはできるであろう。

ここでは、そういった原資料の存在や影響関係の問題は措き、以下に、延慶本『平家物語』が記す安徳の先蹤四代の挙例が、一連の文脈の中でどのように読み解かれるべきであるのか、前後の本文の中でどのような意味合いを帯びて浮かびあがってくるのか、という視点から論を進めていきたい。

平城・嵯峨の延引過程は第一節に記したが、残る朱雀・三条の大嘗会催行の背景と、本記事を有する『平家物語』本文（延慶本・長門本・源平盛衰記（以下盛衰記）・四部合戦状本（以下四部本））の異同をここで確認したい。

平城についての『平家物語』の異同を確認しておこう。四部本は平城についての記載がない。延慶本は二度目の御禊を「(大同三年)十一月」と誤認しているが、長門本と盛衰記は史実通り十月と記す。延慶本と長門本は、大同二年内に行われるはずだった大嘗会が、「兵革」によって延引したのだと解釈している。この「兵革」の内容は具体的に記されないが、当然伊予親王の乱を指すのであろう。盛衰記は「坂上田村丸ヲ以テ夷賊ヲ随へ給ケル兵革ノ事」（引用―勉誠社影印本）によって延引されたと記すが、これが坂上田村麻呂の奥州征伐を言うのだとすれば、その時期は延暦十三年（七九四）〜同二十三年（八〇四）頃であるので、大嘗会の延引理由としては適当ではない。

ここで注意すべきは、『平家物語』が安徳の二年延引を「代々次年マデ延例ハ有ト云ドモ、ニケ年マデ延引ノ例ハ未聞ニ（24）」と記述しているものの、実際には平城代も即位から二年後に大嘗会を催行している点である。

これについては、既述のとおり、平城の即位は受讓即位の安徳とは異なり、父である先帝桓武の崩御を受けた諒闇登極であり、その大嘗会は即位翌年の催行こそが規定通りであり、むしろ延引ではない。延慶本・長門本・盛衰記は、その点では正確な認識を持っていて、伊予親王の乱（盛衰記は田村麻呂の奥州征伐）による一年の延引のみを通例に反する延引と見ていたことになる。先にも見たが、『玉葉』では平城と嵯峨の延引例は「撰式以前」のため先例にならないと切り捨てられている（治承四年六月十五日条）。「大嘗会延引ノ例」として平城・嵯峨を挙げる延慶本・長門本・盛衰記とは認識が異なる。この点、四部本が意識的に平城・嵯峨を挙げていないのだとすれば、兼実と同じ認識であったともいえようか（25）。

嵯峨代についての『平家物語』の異同は、平城代と同様四部本はこれを記さず、長門本・盛衰記は延慶本の記述に略同である。いずれも、「平城宮」造営のために延引したのだと記す。『袋草紙』『園太暦』等も、平城による遷都計画が嵯峨代大嘗会の延引理由だと解釈して（26）、比較的よく知られた事柄であったのであろう。そもそも、嵯峨代については「二所朝廷」（『日本後紀』）と捉えられていたのであり、それに呼応する如く、安徳代も「両都」（『吉記』）と認識されていたのである。ここで延慶本・長門本・盛衰記が安徳代の大嘗会延引の一つの要因として新都造営のことを記述し、その先例として、嵯峨代の平城宮造営のことを挙例していることは、至極当然なことであったと言えるのである。

朱雀の大嘗会催行の経緯を述べる。延長八年（九三〇）九月二十二日に父である先帝醍醐の讓位を受け受禪（醍醐は同二十九日崩御）、十一月二十一日即位式を行った。翌承平元年五月八日に国郡卜定がなされるが、七月十九日に祖父宇多が崩御したため、八月十日、その年の大嘗会は中止と決定された。結局、翌二年十一月十三日に行なわれた（以上『日本紀略』）。延慶本・長門本・盛衰記・四部本は、すべて宇多崩御を延引理由としている（ただし四部本は崩御日を記さない）。朱雀の場合も即位から二年後に大嘗会が行われているわけだが、即位が十一月なので、もとより大嘗会は翌年施行予定であった。しかし祖父宇多の崩御により諒闇となったため、承平元年中に催行されないのは当然のことであった。結果的には朱雀の例は諒闇規定に反していないが、予定されていた承平元年中の大嘗会は延引したのであり、『北山抄』巻四・五や『園太暦』貞和元年閏六月二十五日条・観

応二年六月十四日条等もこれを延引と認識している。おそらく『平家物語』は、これらと同様の認識の言説をもとに、朱雀の例を延引と解していたと思われる。これに対して『玉葉』では大嘗会延引を「撰式以来曾無_三是例_一」（治承四年六月十五日条）と言うが、兼実の認識としては、諒闇登極はもとより、受讓即位後大嘗会前の諒闇による延引（朱雀・三条・白河・六条）は通例に反する延引には当たらない、ということなのであろう（27）。

三条は、従兄弟一条の讓位を受けて寛弘八年（一〇一一）六月十三日に受禪、同八月十五日に国郡卜定がなされているので、即位式は十月十六日でありながら、年内に大嘗会催行予定であったことがわかる。しかし即位から八日後の二十四日に父冷泉が崩御したため、延引することとなり、翌長和元年十一月二十二日に行なわれた（以上『日本紀略』）。この経緯は『大鏡』巻一や『栄花物語』巻十にも詳しい。これも結果的には諒闇規定に反していない。しかし、受讓による十月即位にもかかわらず大嘗会が年内催行予定であったのだろうか。この前後の『小右記』や『御堂関白記』においても、別段早めたという意識は窺えない。『北山抄』には「即位者、謂_レ行_三即位儀_二乎_一」とあるが、たとえば『大鏡』では「踐祚」をもって「位につかせ給ふ」ということも多く（28）、この時は六月の受禪を即位と見なした可能性が高い。三条は受禪時すでに三十六歳に達しており、史料上は窺えないが、大嘗会催行を急いでいた可能性もあろうか。延慶本・長門本・盛衰記・四部本は、すべて冷泉崩御を延引理由としているが、崩御の日付を正しく記すのは盛衰記のみで、延慶本は「寛治八年十月四日」、長門本は「寛弘八年十一月廿四日」（引用―勲誠出版刊本）と誤認している（四部本は日付を記さない）。三条もまた、規定に照らせば延引とは言えないのであった。しかし、『平家物語』は『園太暦』観応二年六月十四日条と同様の認識に従いつつ、おそらく予定されていたはずの大嘗会が延引したと記す『大鏡』や『栄花物語』の言説に従ってか、三条も父冷泉の崩御による延引の例として認識していたものと思われる。

つまり延慶本・長門本・盛衰記・四部本では、朱雀と三条の二例は単に、即位後大嘗会前に諒闇となった先例として挙げられているのである。ただ、先述の如く、他に同様の例は白河と六条の二代がある。朱雀と三条のみが先例として引き合いに出された理由は明確ではないが、朱雀の例は『北山抄』、三条の例は『大鏡』『栄花物語』等に記され、比較的よく知られた例であったものと思われ、加えて朱雀は最も早い例であるので、下降史観

に沿えば第一に挙例されて然るべきであろう。ただそれでも、即位後大嘗会前の諒闇例についてのみは、他の要因の例と異なり、朱雀・三条の二代が挙例されている点はやや不審である。後例の三条は、単に即位後大嘗会前の諒闇例としてだけでなく、太政官庁において大嘗会が催行されるべき先例として持ち出され、結果として、即位後大嘗会前の諒闇と太政官庁に於ける催行という二重の要素が、安徳代の状況に適う先例として、朱雀に付加される形で挙例されたものであったのかもしれない(29)。

以上を踏まえて、今一度延慶本によつて『平家物語』の文脈を整理してみよう。大嘗会延引の天皇の例として、①兵革による平城、②新都造営による嵯峨、③即位後大嘗会前の諒闇による朱雀と三条、が挙例されている。それらに対して、安徳代については、新都造営の遅延と諒闇という要件が記されている。それらは、それぞれ②の嵯峨の場合、③の朱雀と三条の場合と照応している、と見てよい。とすると、①平城の兵革の場合に照応する記述が無く、これだけでは平城の例は無意味であることになる。では単に、比較的古い延引の例として、ほとんど意味もなく挙例されたのだろうか。そうではないと考える。平城代は先に見たように、一見二年延引に見えるような複雑な延引経過を辿っていた。しかしそれは実は、規定に照らせば兵革による一年だけが真の延引であることは明らかであった。延慶本はそれを正確に認識していたことになる。ならば、「依兵革」と記したことも、単なる文飾ではなく、意味のある要件であったと見るべきではないか。ここで直ちに想起されねばならないのは、その「兵革」即ち伊予親王の内乱に照応する兵革として、安徳代の以仁王の挙兵であろう。伊予親王の乱は、当代の異母弟の乱であった。以仁王の乱は、伯父(以仁王は高倉の異母兄)による乱であった。共に皇統に関わる兵革であったのである。先に見た通り、以仁王挙兵が遷都を誘発したのは周知の事柄であろう。その遷都が安徳の大嘗会を遅らせたこともまた動かしようのない事実であろう。延慶本には、安徳の大嘗会延引の理由として以仁王の挙兵を直截に記すことはしていない。しかし、むしろそこにこそ延慶本の意図を見るべきではないだろうか。即ち、平城の兵革を先例として挙げておくことによつて、以仁王の挙兵を大嘗会延引の理由として批判的に明示せず、言外に表そうとした、と読むことはできないであろうか。そのように考えた時、平城、嵯峨、朱雀・三条の三つの延引例は、安徳天皇の大嘗会二年延引の個々の要因の、個別の先例として生きてくるのである。結

局、それら個別の要因による一年延引の例は過去にもあったのだ、と示しつつ、それら三つの要因が複合して二年までも延引したのだ、と言ひ、それが如何に異様なことであったのか、と延慶本は訴えたかったのではないだろうか。

四部本は、兼実と同様の認識故か、平城と嵯峨を挙例していない。結果としてはそれは、安徳代の輻輳する理由による大嘗会二年延引の機微を叙述しきれていないことになろう。その意味の限りでは、この部分の延慶本本文の優位は動かないのである。盛衰記は、平城代の兵革の内容を田村麻呂の夷賊征伐とする違いのみで、表面的には延慶本と同様に、安徳代延引の先例の個々の要素を挙げてはいるし、冷泉の崩御日などはむしろ延慶本より正確である。しかし、兵革の内容が伊予親王の乱であることこそが、皇統に関わる兵革としての以仁王の挙兵を想起させ得るのであり、その点では、延慶本の含意ある行文には及ばないと考えるのである。従って、この部分に延慶本と細かい差異しか存しない長門本は、その点では優れた本文と一応は言つてよいのであろう。

おわりに

読み本系特に延慶本及び長門本『平家物語』に挙げられた大嘗会延引の先規は、無作為な挙例ではなかった。新都造営・遷都計画、即位後大嘗会前の諒闇、この二要件の先例としてそれぞれ嵯峨、朱雀・三条が挙げられていたのであった。それらに先行して、平城代の兵革が第一に挙例されていることには、以仁王の挙兵を安徳大嘗会延引の要因の一つと見るといふ意識が暗示的に込められていたのではなかったか。『平家物語』の記述には、史実を正確に認識している部分とそうでない部分がある。この安徳の大嘗会二年延引の要因に関する個々の先例の挙げ方もまた同様であった。同時に、如上の読みが許されるならば、以仁王に対する延慶本及び長門本『平家物語』の比較的寛容な姿勢を示唆する、と考えることもできるのではないだろうか。そして、これらの挙例は当然、「代々次年マデ延例ハ有ト云ドモ、ニケ年マデ延引ノ例ハ未聞ニ」と、安徳代の二年延引を批判するためのものであり、生涯すべてが異例であった安徳の運命を物語る一節としても位置づけられるのである。

【注】

(1) 『平家物語』における安徳天皇については、生形貴重の『「平家物語」の基層と構造―水の神と物語―』(近代文芸社、一九八四年一二月)序説、第一章一・二(初出は一九七八年一二月、一九八一年四月、一九八三年四月)をはじめとする一連の論攷、榊原千鶴『平家物語 創造と享受』(三弥井書店、一九九八年一〇月)第一部I(初出は一九八八年一二月)、武久堅『平家物語発生考』(おうふう、一九九九年五月)第二編第三章(初出は一九九六年一二月、一九九七年三月、一九九七年九月)等の先行研究がある。

(2) 引用は汲古書院影印本。私に改行し、濁点・句読点・傍線を付した。虫損は「」で補った。以下同。なお、他に本記事をもつのは長門本・源平盛衰記(以下盛衰記)・四部合戦状本(以下四部本)のみ。記事内容は略同だが、異同の詳細については後述する。

(3) 私に返り点を付した。以下、その他の史料についても同。『儀式』は『貞観儀式』(貞観十五年(八七三)〜同十九年(八七七)成立か)。大嘗会の典拠として後代重視されていた(『平安時代史事典』「貞観儀式」項)。

(4) 加茂正典は、この規定が「少なくとも『弘仁式』に存在したことは確実である」と指摘する(『日本古代即位儀礼史の研究』(思文閣出版、一九九九年二月)第三篇第一章(初出は一九八七年一二月)一四二頁)。

(5) 注(4) 所掲加茂書一四二頁。なお、以下同書の引用はすべて「持統天皇五年十一月戊辰条について―持統天皇大嘗祭祀事―」(二三五〜一五八頁)からであり、煩雑を避けるため頁数を注記しない。

(6) 加茂は、注(4) 所掲書で、持統四年(六九〇)正月一日即位・翌五年十一月一日大嘗会(『日本書紀』)の持統代も、受讓や先帝崩御に拠らない即位であるので、規定または類似の原則がすでにあつたと推測し、それに反する延引の例と捉え、その理由を、藤原宮造営と伊勢内宮の第一回式年遷宮に求める見解を示す。この持統代を挙例しない『平家物語』は、持統代を大嘗会延引と見ていなかったか、見ていたとしても理由を藤原宮造営とは見ていなかったのではないか。

(7) 淳仁は、八月の受讓即位でありながら、即位年内に大嘗会を行っている。加茂はこの事情を史料上不詳と

するも、即位当初からの「天皇としての權威の著しい低さ」が背景にある可能性を指摘する。

(8) 後白河は、異母弟の先帝近衛の崩御(久寿二年(一一五五)七月二十三日)を受け翌日踐祚、同年十月二十六日に即位式、同年十一月二十三日に大嘗会を行っている。先帝が兄弟以下の等親の場合、その死によって大嘗会は延引されないが(注(9)参照)、十月即位でありながら即位式翌月に大嘗会が催行されていることは『儀式』の規定にも反する。『兵範記』久寿二年八月二十日条からは七月の「受禪」をもって即位と見なしていたことが窺え、これは大嘗会催行を急ぐための措置であったとも考えられる。後白河は踐祚時すでに二十九歳であり、その大嘗会準備が慌ただしかった様子は今江広道「大嘗祭国郡卜定の儀について―特にその執行の年・月・日を中心にして―」(『国学院雑誌』七九―一二、一九七八年―二月)に詳しく、また安田元久『後白河法皇』(吉川弘文館、一九八六年一月)二二頁には「鳥羽上皇・美福門院・関白忠通らの政治路線の安定の上からも、この即位は急がれたのであった」との説明もある。なお、加茂は後白河を規定違反例には加えていない。

(9) 後朱雀・後三条は、いずれも先帝崩御後の即位であるが、七月以前即位で同年大嘗会を催行している。後朱雀の先帝は同母兄後一条、後三条の先帝は異母兄後冷泉であり、加茂に拠れば、「先帝崩御後新帝即位、或は新帝大嘗会迄に先帝が崩御した場合でも、先帝と新帝の関係が兄弟以下の等親の時は、大嘗会は延引されない」という。

(10) 『北山抄』に記される諒闇登極時の慣例が平城即位時にも存在したのかは不明だが、諒闇中に大嘗会を行わないのは当然だろう。事実、平城の他、『北山抄』成立以前の諒闇登極の天皇に元明・光仁・文徳・清和・宇多・冷泉が、即位後大嘗会前に諒闇となった天皇に朱雀がいるが、全て先帝や祖父院の崩御から一年以上後に大嘗会を行っている。

(11) 大同二年の大嘗会中止の理由を、加茂は「厳密に言えば、大嘗会の散齋に違反したからであろう」と指摘する。伊予親王の逮捕・幽閉は大嘗会の散齋期間中に当たり、「その一連の措置は「神祇令散齋条」に謂う「凡散齋之内、諸司理事如旧。…亦不判刑殺、不決罰罪人。…」に違反している」ためという。

(12) 櫻木潤「伊予親王事件の背景―親王の子女と文学を手がかりに―」(『古代文化』五六―三、二〇〇四年

三月)。

(13) 「安徳天皇の大嘗祭」(『神道史研究』二六―四、一九七八年一〇月)。

(14) 「福原遷都をめぐる政治―治承二年(一一七八)から同四年八月末まで―」(『歴史学研究』八一六、二〇〇六年七月)、『平清盛 福原の夢』(講談社、二〇〇七年一月)第六章。

(15) 『兵庫県史(二)』(兵庫県、一九七五年三月)第二編第一章第二節、五味文彦『平家物語、史と説話』(平凡社、一九八七年一月)、元木泰雄『院政期政治史研究』(思文閣出版、一九九六年二月)第九章付論(初出は一九八八年一二月)等。

(16) 注(15) 所掲元木書。

(17) 「撰式」の「式」は高倉諮問中の「式文」と同じく『儀式』を指すと思われる(注(14) 所掲高橋論攷も『儀式』とする)。早川厚一・佐伯真一・生形貴重『四部合戦状本平家物語全釈(六)』(和泉書院、二〇〇〇年八月)はこれを「律令格式(三代格(弘仁・貞観・延喜)、延喜式等)」とする(二二六頁)。

(18) 福原到着後、安徳は頼盛邸を内裏としたが(『玉葉』六月二日条)、四日夜に清盛別邸に遷御した(同六日条)。その後、五節を行うべく新造した清盛邸に遷幸した(同十一月十一日条)。

(19) 離宮における大嘗会催行の「古昔之例」は、「南薬園新宮」での孝謙の例(『続日本紀』天平勝宝元年(七四九)十一月二十五日条)を指すのであろう。

(20) ただし忠親は「離宮」での大嘗会催行には問題はないとする。経宗は「もしも必ず年内に行うべしとの「靈告」があったならばこの限りではない」と付け加えている。この時の隆季は「人以謂有様頗悪気敷」という状態であったという。親清盛派の隆季もこの頃は還都を願っていたようであるが(『玉葉』八月四日・八日・十二日条)、清盛の手前表立って大嘗会延引に賛同するわけにもいかず、微妙な立場であったか(隆季については本論第一編第二章第二節参照)。なお、この僉議の様子は『山槐記』にも詳しく、諸先例に対する兼実との認識の相違を窺うことができる。

(21) この間のことは『平家物語』諸本にも記されている。ただし、治承四年内に大嘗会を行うべきか「儀定」

(延慶本第二末・三十五「大嘗会延引事付五節ノ由来事」)があつたと記すのは延慶本・長門本・盛衰記・四部本のみ。

(22) 御禊当日の『玉葉』は、節下大臣宗盛が供奉の間二度落馬したこと、節旗の柄が折れたことを記し、「是不吉之兆也」と述べる。その他、当日起こった様々な「違例」を挙げる。

(23) 他に本記事をもつのは長門本・盛衰記・四部本。大嘗会は「二十四日」が正しい。盛衰記は御禊を二十二日、大嘗会を二十五日とし、内容を詳細に記すが、御禊に供奉する宗盛の描写については『玉葉』の記述(注(22))と大きく異なる(他本は盛衰記よりやや簡略に、巻十の後鳥羽御禊記事の箇所記す)。

(24) 「二ヶ年」を四部本は「二ヶ度」(引用―汲古書院影印本)とする。

(25) 注(17)所掲『四部合戦状本平家物語全釈(六)』も、四部本が平城・嵯峨の事例を記さないのは『玉葉』が挙げる理由と関連する可能性を述べる(二二六頁)。

(26) 平城代同様、兼実は嵯峨代の延引例も「撰式以前」として問題にしない。ただし、『山槐記』の記主忠親は兼実とは認識が異なり、この延引例を「吉例」としている(治承四年八月十二条。引用―増補史料大成本)。後代の『大嘗会延引勘例并諸卿申詞』にも弘仁代の延引例は「嘉例」(引用―群書類従本)との意見が見える。弘仁代の遷都計画事情を考えればこれがなぜ「吉例」「嘉例」なのか疑問だが、延引の理由そのものは問題ではないという認識であつたか。

(27) ただし、「撰式」の「式」が『儀式』を言うのだとすれば(注(17)参照)、『儀式』には諒闇登極または即位後大嘗会前の諒闇の規定は記されていないので、兼実がその点をどこまで厳密に認識していたのかについてはよくわからない。なお、白河も即位から二年後に大嘗会を行っているが、これは延久四年(一〇七二)十二月に即位し、その翌年五月に父である先帝後三条が崩御したためであり、当然の結果である。

(28) 保坂弘司『大鏡全評釈(上)』(学燈社、一九七九年一〇月)一一九頁。践祚を即位と見なした可能性があるのは後白河も同様(注(8)参照)。なお、儀式としての践祚と即位が分離したのは桓武代以降だが、名称としての践祚と即位は、村上以前頃までは明確に区別されていなかったという(『平安時代史事典』「即位」項)。

(29) ただし、史実としては、三条が太政官庁で大嘗会を行った事実はなく(三条の大嘗会は大極殿前庭に設けた大嘗宮で行った)、盛衰記や四部本がいう「後三条院」だとしても、太政官庁で行われたのは大嘗会ではなく即位式であった。『平家物語』は史実に反し、ここではおそらく後三条の即位式との混同から、三条あるいは後三条の大嘗会は太政官庁で行われたと勘違いしていたのかもしれない。なお、安徳即位式が紫宸殿で催行された経緯を記した箇所では「後三条院ノ佳麗ニ任セテ、大政官庁ニテ可有「者ヲ」と史実を正確に認識している(延慶本第二中・七「新帝御即位之事」。諸本ほぼ同)。

〔付記〕本稿は、「延慶本の会」(二〇〇六年一月一日、於青山学院大学)での口頭発表に基づく。席上ご教示下さった諸氏に厚く御礼申し上げます。

第二節 安徳天皇の同輿者

はじめに

最近、栗山圭子、杉山友美、郭順伊等によって、安徳天皇の乳母に関する論攷が相次いで公刊され（1）、安徳周辺の女性をめぐる研究が活況を呈している。稿者もかつて、「安徳幼帝周辺の女達―准母と乳母と内侍―」と題する研究発表を行った（2）。ここでは、史料類と『平家物語』本文によって、帥典侍領子と大納言典侍輔子の役割や位置づけ、幼帝安徳の同輿者をめぐる史実と物語の交錯から浮かび上がる問題等、を論じた。前者については、その後、栗山と杉山が、それぞれの立場から有意義な論を説いているが（3）、稿者も、若干異なる角度から別に論じている（4）。ここでは、後者の問題、すなわち、幼帝安徳にどのような人物が同輿あるいは同車したかをめぐって、史実の検証と『平家物語』本文の意義を考察してみたいと思うのである。

一 幼帝同輿者の条件

帥典侍領子が安徳天皇の女官・乳母体制の中心であったことは、早く田中文英が指摘している（5）。詳細は別に論じるが（6）、安徳の即位以前も即位以後も、出御の際、それを「抱く」役割は主に領子が担っていたのである。

それでは、即位後の行幸ではどうだったのか。天皇の行幸には輿が使用されるが、当然、幼帝単独で乗ることはできない。『栄花物語』巻三「さまぐのよろこび」では一条天皇が七歳の時、同巻十二「たまのむらぎく」では後一条天皇が九歳の時、それぞれ大嘗会の御禊が行われ、二人の幼帝にはいずれも母后であった藤原詮子と

藤原彰子が同輿している。一方で、『中右記』（嘉承二年（一一〇七）八月二十七日条・同年十月十八日条・同年閏十月九日条・同年十一月二十六日条等）には、生母藤原苡子を亡くした五歳の鳥羽天皇の即位行幸に誰が同輿するかが問題とされ、乗輿の資格者は天皇・皇后・斎王だけであるため（「我朝帝王・皇后・斎王之外無_二乗輿人_一」（閏十月九日条））、結局、鳥羽の伯母で前斎院であった令子内親王を准母として立后させて同輿させた経緯が窺われる。つまり幼帝の場合、生母が后位にある場合はその人を、生母が物故の場合は然るべき者を准母とし、立后させた上で同輿させていたことが知られるのである。橋本義則が言うように、「事実、これらの人々以外に人が肩で舁く輿に乗る者はいなかった。輿はそれほど乗る人の身位と深く関わる乗り物であった」（7）のである。

これは鳥羽天皇幼時の議論であるわけだが、安徳天皇の時代においても、安徳の八条邸（平頼盛邸）遷幸の際の同輿者が問題になった時、『玉葉』治承五年（一一八一）二月十一日条には「粗被_レ尋_二我朝之例_一、非_レ后之人同輿之例、曾無_三所見_二」、同十七日条には「我朝非_二后位之人_一無_三同輿之例_二」と見えており、鳥羽の頃と同じ認識であったことがわかる。しかし、この時安徳の生母徳子は生存しているのであった。同輿者を問題視するのは、徳子の院号宣下が議論されている時期であったためであろう。この点について、野村育世は「女院号宣下のものは、出家前であっても天皇との同輿は禁じられていた」（8）と指摘する。たとえ生母でも、院号宣下後は同輿ができなかった、というのであろう。

野村説の根拠は、天福元年（一一三三）六月、当時三歳であった四条天皇の祇園御霊会行幸の際、生母藤原尊故はすでに院号宣下があつて藻壁門院となつていて、代わりに前斎宮利子内親王が准母として立后したが、この時に藻壁門院が出家していなかった点にある。しかし、野村が参照する『民経記』の記事には出家前の女院の同輿が「禁じられてい」たための措置であつた様子は窺えず、むしろ、『玉葉』治承四年（一一八〇）十二月十九日条の「中宮院号之後、可_レ被_レ常_二住上皇宮_一、仍無_レ人_二于同輿_一」を参考にすれば、中宮への院号宣下後は、夫の住まう院御所に常住すべきであるために、内裏にいる幼帝への同輿が実際上不可能となるからだ、と解するべきではないだろうか。あるいは、『長秋記』大治五年（一一三〇）九月五日条の「諸后在職時_二有_三神事_一、院号後

無「其事」によれば、后は、その位にある時には神事を行うけれども院号宣下の後は行わない、ということであるから、天福元年六月時の四条の行幸は「祇園御霊会」という神事に関わる行幸であるために女院の同輿が忌まれた可能性も見るべきであろう。この点に照らし、『平家物語』では、平氏都落ちの際に、院号宣下後で出家前の建礼門院が安徳に同輿していた、とあることは、必ずしも典範儀礼に反する記述ではなかったことを、留意しておく必要があると考えるのである。

二 史料上の安徳天皇の同輿者とそれをめぐる言説

右に見たとおり、歴代の天皇との同輿につき、その同輿者の身分・境遇が細別に認識されていたらしいこと、それが行幸の目的にも規制されたものであったらしいこと、が窺知されるのである。

これを踏まえつつ、以下に、わずか三歳で即位した安徳幼帝の同輿の実態はどのようなものであったのか、を追尋していくこととしよう。

治承四年（一一八〇）二月二十一日に安徳が踐祚し、三月には翌月に迫る安徳の即位に向け、高倉院が、自らの異母姉で安徳の伯母にあたる亮子内親王（母は藤原成子）の内裏祇候を提案する（9）。徳子は讓位して内裏を出た自分と院御所で同居すべきであり、安徳が非常時に内裏を出る際、同輿者が必要となるため、というのが高倉の主張であった。

右中弁兼光注一高倉院為院御使注二来云、「母后・幼主須被同居也、而偏棄射山、寓直禁省之条、於事似無便宜、仍其事不可叶、若非常事（謂如火災也）出来之時、出御之間、如御乳母奉相副之条、非無事之憚、為之如何、法皇注一亮子内親王々女前齋宮、已為帝之姨骨肉之親也、中宮出御之隙、以彼内親王為其代、令候禁中之条如何、但非有立后者、不可堪同輿之器量、加之非母后非妻后祇候内裏之条、又以不穩、又忽立后、不叶物議、此等之間加斟酌可計奏者、余申云、「先乍奉置母后忽立后

之条、一切不可候、事涉禁諱、亦中宮棄仙洞、偏御于鳳闕之条、実以不可叶、如被仰下、前齋宮被候内裏、尤得便宜、非妻后及母后之人参候、強不可有難、且ハ可依人事也、往昔皆有此例、至于帝之服親者、更以有_二何憚_一哉、(中略)准_二彼等_一可_レ無_二其妨_一歟、於_二非常大事_一者、不可及_二兼日之案_一、縦中宮常途雖御同居、一日退出之隙有_二此難_一者、頗臨時処分也、又雖_二前齋院_一、后位以前雖_レ非同輿之仁、如_二御乳母_一奉_レ抱_テ候_二御輿_一ニハ不可_レ似事也、仍内々有_二御思慮_一テ、以_二彼齋院_一被_レ奉_レ付尤宜歟、愚案如_レ此_一者、兼光云、「左府申状以同前也」云々(『玉葉』治承四年三月十一日条)

しかし結局、これは実現せず、治承四年四月二十二日の安徳即位後暫時、通例どおり母后徳子の同輿が続く。即位式では安徳を抱いて高御座に座し、西八条邸行幸はもとより、同年六月の福原遷都の際も同輿していたことが確認できるのである。

ところが、治承四年十二月二十五日に予定されていた院号定を機に、女院となる徳子が高倉院と同居するため、内裏にいる幼帝安徳の同輿者が必要となり、十二月二十六日に、故摂政藤原基実女通子(母は藤原顕輔女)に准后宣旨が下されることになる(『玉葉』十二月十九日条)。通子の伯父藤原重家が同月二十一日に死去したためにこれは延期となるが(『山槐記』同月二十二日条・『玉葉』二十三日条)、通子の准后宣旨は徳子も望んでいたことであつた(『山槐記』同月二十四日条)。翌治承五年(一一八一)正月十四日に高倉院が崩御する。二月十日には、安徳の不予が五条内裏の凶に拠るとされ、清盛の意向により、急ぎ平頼盛の八条邸へ行幸すべきということになつた。中陰中であることや、同輿者を如何すべきかについての議論がなされたが(『玉葉』同日条)、同月十七日、密々に入内した通子が俄かに准后宣旨を蒙り同輿した。本来は立后の上同輿すべきであるが、中陰かつ閏月の間は立后不可能なので、やむを得ず、新儀ではあるが、准后として同輿したのだった(『玉葉』同月十一日条・十七日条)。ただし、通子の同輿が史料上確実なのは、この八条邸への行幸と還幸だけで、その後通子の准母としての活動は確認できない。

この間の閏二月四日に清盛が没し、同年(養和元年)十一月二十五日には、延期が続いていた徳子の院号定が

ようやく行われ、建礼門院となった（『玉葉』『吉記』）。

翌寿永元年（一一八二）八月十四日、懸案であった亮子内親王の立后が実現し、安徳の准母となるのである（『玉葉』『吉記』）。史料上確認はできないが、おそらく同年十月二十一日に行われた大嘗会御禊行幸の際は、亮子が安徳に同興したものだと思われる。寿永二年（一一八三）二月二十一日、亮子は法住寺殿への朝覲行幸にも同興しているが（『吉記』）、同年七月二十五日の平氏の都落ちには従わず、後に後鳥羽・順徳の准母ともなる（10）。

さて、先掲『玉葉』治承四年三月十一日条によれば、高倉院は兼実には、「母后と幼帝は同居すべきだが、しかし院の御所を見捨てて内裏に住まうのはよろしくないだろう」と言い、「もし火災のような非常事態が起こった場合、内裏からの出御にあたって「乳母の如き」が天皇を扶持（し同興）するのは憚りがある」（傍線部）ことを理由に亮子の同居を諮る。これに対して兼実は、「たとえ前斎院（「斎宮」がよい）であっても、后でなければ同興者にはふさわしくない。しかし「乳母の如き」が天皇を抱いて同興するのは全く異なる」（二重傍線部）と私見を述べるのである。ここで高倉院も兼実も、「乳母のごとき」の同興を見苦しいとしている点は、見逃せないであろう。管見では、記録上に乳母が天皇に同興した例は見当たらず、前掲『玉葉』治承五年二月十一日条・同十七日条にも、兼実は后位にない人物の天皇同興例は不見、と記していたのである。視点を変えれば、ここでは、先例のないあり得べからざる乳母の同興が危惧されていたからこそこの贅言であった、ということになる。別稿（11）に確認するところでは、安徳出御の際、奉抱の任を主に担っていたのは乳母たる領子であった。このことは当然、高倉院にも兼実にも認識されていたであろう。また、『玉葉』治承二年（一一七八）十二月三十日条には、

伝聞、注一 基房室忠子（忠雅女）白 室可レ参ニ東宮ニ、即可レ候ニ入内御車後ニ之由、前相国結構事、一定之間、忽以停止、去廿八

日行啓、只御乳母時忠卿室、候ニ御車ニ云々、此事素太見苦事也、世間人弾指云々、而忽停止之条、子細不レ
審、或人云、時忠卿厭却云々、凡古来未レ聞下執政之室為ニ乳母ニ之例上、而棄レ身諛ニ權勢ニ之間、自然其事停止、
是氏大明神冥鑑歟、雖ニ末代ニ墮レ家棄レ名事、能可レ有ニ用心ニ事歟

とあり(12)、東宮時代の安徳の行啓に乳母の時忠室領子のみが同車し、それは大変見苦しいことだと世間が非難した、と見え、おそらくはこの時の領子の僭越な行為が高倉院・兼実の脳裏に残っていたのではないだろうか。とすれば、「乳母のごとき」との揶揄は、領子その人を念頭に置いたものと見て過たないであろう。

三 『平家物語』福原遷都の乳母同輿記事の真偽

前節に見た、安徳幼帝の乳母同輿をめぐる当時の認識が、左に挙げる『平家物語』の福原遷都記事に色濃く表れていると考えるので、以下にそれを論じてみたい。

廿九日ニハ、「都遷リ有ベシ」ト、日来サ、ヤキアヘリケレドモ、サシモヤハト思ケル程ニ、「来月三日、先福原へ行幸アルベシ」ト被仰下タリケレバ、上下アキレサハギアヘリ。コハイカナル事ゾトテ、是非ニ迷ヘリ。更ニウツ、トモ覚エズ。

六月二日、俄ニ大政入道ノ年来通給ツル福原へ行幸アリ。都移トゾ聞エシ。中宮、一院、新院、摂政殿下、公卿、殿上人、皆参リ給ヘリ。三日ト兼テハ聞エシガ、俄ニ被引上之間、共奉ノ上下イト、周章騒テ、取物モ不取敢。帝王ノ少クヲハシマスニハ、后コソ同輿ニハ奉ルニ、是ハ御乳母ノ平大納言ノ北方、帥佐殿ゾ参リ給ケル。「是ハ未無先例ノ事也」トゾ、人々アサミ給ケル(延慶本第二中・三十「都遷事」(13))

治承四年(一一八〇)六月三日の福原行幸が俄かに決定され、しかもそれは一日繰り上げられて二日となり、供奉の人々が慌てふためき、取る物も取り敢えず、という状態であったと記されている。そして、「天皇が幼少の場合は后が同輿するはずなのに、今回は乳母である平時忠室、帥佐(典侍)殿が同輿した」と続けている。二重傍線部の「これははまだ先例がないことである」と人々が非難したことは、長門本・源平盛衰記(以下盛衰記)

・四部合戦状本（以下四部本）には同様に記されるが、屋代本・覚一本・中院本には記されない。
一方、『玉葉』治承四年六月二日条には、次のようにある。

卯刻行_レ幸於入道相国福原別業_一、法皇・上皇同以渡御、（中略）遷幸儀（以_二見物之伝説_一注_レ之）、自_二八条匣_一
至_二草津_一、武士数千騎_二行並_レ轡夾_二幸路_一、先入道相国駕_二屋形輿_一、次女車一両、次女房輿_二（_二二品及_一）
撰政之室家_一（注_一基通室完子（清盛女）云々）、次行幸（鳳輦）、供奉人々、公卿四人

行幸見物者から伝聞が記されているのみで当時の実際の様子は判然とせず、傍線部から、天皇乗輿は知りうるが、同輿者は確認し得ない。

しかし、安徳東宮時代の東宮学士で時に五位藏人であり、この日は間近で行幸の様子を見ていた藤原親経の記す所（『親経卿記』同日条）では、先例に違わず徳子同輿であったと知られるのである。

殿下令_レ参給之後、即有_二出御_一、其儀皆如_レ常、一事_一相違_一、（反閉在憲朝臣、鈴奏少納言惟基、劍内侍美作、璽伊与）中宮有_二御同輿_一、乗御、作法又以同_レ前、殿下令_レ供_二奉御後_一給、（北政所自_二別路_一御下向云々）

これについては、間接伝聞の『玉葉』よりも直接見聞した『親経卿記』に、より信も置くべきであろうし（14）、仮に『平家物語』が記す如く、この時実際に乳母が同輿していたならば、それは必ずや噂となり、『親経卿記』ばかりか、『玉葉』にも記し留められたはずであったと思量されるのである。前掲『玉葉』治承五年二月十一日条・同十七日条で確認したように、治承五年二月段階で兼実は、后位外者の同輿の先例不見、と記していた。つまり、天皇乗用の鳳輿に同輿できるのは后位者に限られており、前掲『玉葉』治承四年三月十一日条に見たとおり、前斎院（斎宮）であつても立后されていなければ同輿者としてふさわしくない、とも兼実は断じていたので

ある。緊急時に於ても、乳母の同輿などはあり得べからざる事態であった、と考えられるのである。

四 『平家物語』福原遷都の乳母同輿記事の意義

『平家物語』には何故、幼帝には后同輿が必定であるという先規を挙げつつも、あえて「乳母同輿」が記されたのか。この記述の背景を探ってみよう。

前述のとおり、『玉葉』治承二年（一一七八）十二月三十日条によれば、同月二十八日の安徳行啓に乳母の時忠室領子のみが同車したことを世間が非難した、という。ここで注意すべきは、これが、治承二年十二月の時点、つまり即位前の段階であることであり、天皇との同輿ではなく皇太子との同車であることである。安徳の東宮時代の行啓記事を見ても、母徳子は別車であることが多く、誰が同車するのが常だったのか必ずしも分明ではないが、東宮の乗車と乳母の同車には特段の不都合はなかったのではないだろうか。しかも、この記事からは、乳母たる身分の者のみの同車を非難しているのか、専横を振るった平時忠の室家の同車を非難しているのか曖昧なのである。いずれにせよ、安徳の乳母時忠室へのかかる非難が、『平家物語』の同輿記事に影響を与えたことは疑いない、と思われるのである。

加えて、興味深いことに、延慶本の記述の中では、六月三日と聞いていたはずの遷都が突如一日繰り上がり、供奉人達の狼狽ぶりが強調されているのである（長門本・盛衰記・四部本類同）。しかし、『親経卿記』治承四年五月三十日条には「朝間人々云、可_レ有_二遷都_一云々、予不_二催受_一之間、左少弁奉_二院宣_一召_二官外記_一、仰_二行幸_一福原_一事、頭弁又奉_レ仰致_二沙汰_一、上下周章中外驚歎、次第作法匪_レ能_二具録_一之」とあり、五月三十日に突然福原行幸が周知され、その時は人々は驚き慌てたらしいが、翌六月一日条には「参院、行幸・御幸沙汰之間_一共無_二他事_一」とあり、行幸と御幸の準備が整えられ、行幸当日の二日条破線部に見るように、天皇出御の儀は「皆如_レ常、一事_一相違_二」^{無カ}と、何事もなく作法通りに行幸がなされた様子が窺えるのである。傍線部には建礼門院同輿の作法にも違乱なかったことが記され、引用箇所以降にも、供奉する人々の様子について「供奉如_レ常」「又

以如レ常」と繰り返されているのである。『平家物語』が記すような、当日に供奉人達が慌てていた様子は窺えない。火急の事態だったことに違いはなかったはずだが、当日は行幸そのものの体裁は取り繕った、と見てよいであろう。前掲『玉葉』治承四年三月十一日条に見たように、高倉院も兼実も、臨時であつても乳母如きの同輿には憚りがある、というような価値判断を持っていた。ところが、『平家物語』の記述では、時の緊急性を強調しつつ、『玉葉』に危惧されていた乳母如きの同輿が物語の現実となつてしまつていのである。それは、先述した『玉葉』治承二年十二月三十日条や同四年三月十一日条に窺われるような、当時の平時忠室家である安德乳母領子に対する否定的評価の認識をも取り込みつつ、当然に、福原遷都の異常性を描き出すための措置であつたと言つてよいであろう。ちなみに、先掲の諸本の異同につくと、延慶本・長門本・盛衰記・四部本には供奉人達の狼狽の様子と、乳母たる時忠室帥典侍領子の同輿に対する人々の非難が記されるが、屋代本・覚一本・中院本にはそのような言説がない。結果としては、屋代本等の描き方が、読み本系諸本に比べれば、わずかながら実態に近い、と言えなくもない。ただし、『親経卿記』の言うように当日の行幸作法に違乱がなかつたとしても、遷都そのものが卒然の軽挙であつたと認識されたことは疑いなくであろうから、読み本系諸本が供奉人達の狼狽を付加したとしても不思議はなかつたのである。

五 『平家物語』の建礼門院同輿記事をめぐつて

ところで、『平家物語』には、次に挙げる、「建礼門院同輿」の記事も見られる。

日来ハ、法皇ノ御幸ヲモナシ奉ラムト支度セラレタリケレドモ、ワタラセ給ワネバ、タノム木ノ本ニ雨ノタマラヌ心地シテ、サリトテハ行幸アルベシトテ、主上ヲス、メ奉テ、鳳輦ニタテマツリテイデサセ給フ。未イトケナキ御ヨワヒナレバ、何心モナク奉リヌ。神璽・宝剣取具テ、建礼門院同輿ニタテマツル。内侍所モ渡シ奉リヌ。「印鑑・時簡・玄上・鈴鹿ニ至マデ取具スベシ」ト、平大納言時忠卿下知セラレケレドモ、人

皆周章ニケレバ、取落ス物多リケリ。昼御座御劍モ残留テケリ。御輿出サセ給ニケレバ、前後ニ候人ハ、平大納言時忠・内蔵頭計ゾ、衣冠タゞシクシテ供奉セラレケル。其外ノ人々ハ、公卿モ近衛司モミツナノ佐モ、皆鎧ヲ着シ給ヘリ。女房ハ、二位殿ヲハジメ奉テ、女房輿十二張、馬ノ上女房ハ数ヲ不知^一。七条ヲ西ヘ朱雀ヲ南ヘゾ行幸成ケル。「遷都トテ俄ニアワタ、シク福原ヘ行幸成シハ、カ、ル事ノ有ムズル先表ナリケリ」ト、今コソ思食アワセラルレ（延慶本第三末・二十四「平家都落ル事」(15)）

寿永二年（一一八三）七月二十五日の都落ちの際、建礼門院が鳳輦に同輿したという。しかし、これもまた史実とは相違している。『吉記』同日条によれば、実際には安德は車に乗り、建礼門院とは別車で乳母二人と按察局および乳人遠江が、劍璽と共に同車していたのである。

主上御乗車、御乳母二人并注一按察局・御乳人一人（遠江）、劍璽等御乗車、事次第筆墨難^レ及敷、平大納言（時忠）、忽自^二里亭^一参上、内侍所（取^二御鏡許^一、并玄上・鈴鹿・御笛筥・御倚子・時簡等令^レ取^レ之、一身奉^二行之^一、職事等雖^レ宿^二近辺^一、皆以逃去、殿下同令^二扈從^一給、即遷^二御六波羅泉亭^一、建礼門院・八条殿等駕^二別車^一連^レ轅、一族人々周章馳出^二

この記事に加えて、次の『百練抄』同日条の記事からも、建礼門院とは別車であったことが確認されるのである。

平家当類前内大臣注一已下率^二一族^一出^二奔西国^一。天皇、建礼門院同奉^二相具^一。内侍所神鏡・神璽・宝剣・時簡・殿上御倚子・玄上・鈴鹿、皆以相具。六波羅以下家同時放火。洛中騒動、無^レ物^二于喻^一。頼盛卿一類留^二京都^一。主上駕^二御車^一、撰政扈從、即遷^二御六波羅泉亭^一。建礼門院注一准后駕^二列車轅^一。撰政自^二途中^一廻^レ轅逐電（主上六歳）

あるいは、『百練抄』の「天皇、建礼門院同奉三相具」といった類の言説が基となって、『平家物語』が、安德・建礼門院が「同輿」であったと誤認してしまった可能性も考えられるのではないか。

ここでも注意したいのは、先の福原遷都記事と同様に、「人皆周章ニケレバ、取落ス物多リケリ」と、都落ちする人々の周章狼狽を描いている点である。これは『平家物語』諸本に共通する記事であり、事実もまた、『吉記』破線部にあるように、「一族人々周章馳出」という様相であったらしい。天皇の行幸には必ず鳳輦か葱花輦の輿が使用され、車が使用されることはなかった（16）。安德行幸の移動手段を見ても、記録で確認できる限り全てが「輿」であり、この都落ちだけが「車」であったのである。つまり、当然に記憶されて然るべき異例の事実があったにもかかわらず、『平家物語』は、(院号宣下後ではあるが出家前の)建礼門院と同輿したことを物語っていることになるのである。

むすび

さてここで、改めて五節に挙げた『平家物語』本文の二重傍線部を見ると、「遷都トテ俄ニアワタ、シク福原へ行幸成シハ、カ、ル事ノ有ムズル先表ナリケリ」と、慌てふためく様子での都落ちが福原遷都の時と重ね合わされているのであった。福原遷都時は、事実は先規通りに母后徳子が同輿したにもかかわらず乳母領子が同輿と記し、都落ちの時は、事実は先例を破って用車し乳母達が同車したにもかかわらず母后徳子が同輿と記している。ここに、突然の行幸という点で共通する両記事を記す際の物語の作為があった可能性を考えてみるのである。ここには、突然の行幸という点で共通する両記事を記す際の物語の作為が対して、都落ちのそれは、些事の批判よよいのではないだろうか。福原遷都の描写が一貫して批判的であるのに対して、都落ちのそれは、些事の批判よりも前代未聞の事態に対する驚愕の方が強調されていると読み取れるからでもある。つまり、福原遷都の行幸の実態は平穏を取り繕うことができる程度には常態であったにもかかわらず、『平家物語』が供奉人達の周章狼狽を記す点は、平氏主導の遷都批判の一端として行幸の混乱ぶりを描出したと考えられるのである。『平家物語』

は、事実上の都落ちの際の〈複数の乳母の同車〉を描かずに、物語上に遷都の際の〈一人の乳母の同輿〉を描くという選択をした。総じて、結果的にせよ、『平家物語』では、平時忠室であり安德乳母である帥典侍領子の同輿の僭越さがより強調されることになっていると読みなすことは、平氏とその眷属の専横や平氏主導の遷都への批判の傾きが、少しく反映した結果であると言えるのではないだろうか。

〔注〕

(1) 栗山 a 「安德天皇の乳母」(川合康編『平家物語を読む』(吉川弘文館、二〇〇九年一月)、杉山『平家物語』の帥典侍と大納言典侍―院政期における乳母―(『学習院大学大学院 日本語日本文学』五、二〇〇九年三月)、郭「大納言典侍についての一考察」(『広島女学院大学院言語文化論叢』一二、二〇〇九年三月)、栗山 b 「大納言佐という人―安德乳母の入水未遂をめぐる―」(『国語と国文学』八六―一一、二〇〇九年二月)。

(2) 日本文学協会第二八回研究発表大会(二〇〇八年六月二十九日、於山梨大学)。口頭発表時に貴重なご意見を賜った方々に、記して感謝申し上げます。

(3) 注(1) 所掲栗山 a b 論攷・杉山論攷。

(4) 本論第一編第一章第三節「帥典侍」。

(5) 『平氏政権の研究』(思文閣出版、一九九四年六月)第六章。

(6) 注(4) 所掲拙稿。

(7) 「古代御輿考―天皇・太上天皇・皇后の御輿―」(井上満郎・杉橋隆夫編『古代・中世の政治と文化』(思文閣出版、一九九四年四月)。ただし、橋本は前斎院を藤原苺子と誤る。なお、幼帝同輿・同座の問題については、高田信敬『源氏物語考証稿』(武蔵野書院、二〇一〇年五月)第一部第六章(初出は一九九五年十二月)、末松剛『平安宮廷の儀礼文化』(吉川弘文館、二〇一〇年六月)第一部第一章(初出は一九九九年一月)も示唆的である。

- (8) 『家族史としての女院論』(校倉書房、二〇〇六年四月)第六章(初出は一九八九年一〇月)。
- (9) 『玉葉』の本記事周辺の「院」は後白河を指すのか高倉を指すのか判断が難しく、ここでの「院」を後白河院と解する論もあるが(注10所掲栗山論攷)、山田彩起子(『中世前期女性院宮の研究』(思文閣出版、二〇一〇年一月)第三章(初出は二〇〇三年七月))等の読解に従い、高倉と解したい。幽閉状態の後白河が弁官をとおして兼実を諮問するのは不自然であること、亮子内親王を「法皇々女」と記していること、院使兼光がこの話題に続けて高倉の嚴島行幸の装束について諮問していること、等がその根拠である。
- (10) 栗山圭子は、通子・亮子の准母立后について、皇統の問題に結びつけて詳論しているが(「准母立后制にみる中世前期の王家」(『日本史研究』四六五、二〇〇一年五月)、注(9))で述べたように、『玉葉』治承四年三月十一日条の「院」の解釈には再度検討の余地があるかと思われる。
- (11) 注(4)拙稿。
- (12) 本記事については本論第一編第一章第二節「平時忠」でも考察している。
- (13) 破線部は、長門本・盛衰記・四部本類同で、屋代本・覚一本なし(中院本は前半は近似)。傍線部は、長門本・盛衰記・四部本・屋代本・覚一本・中院本類同。二重傍線部は、長門本・盛衰記・四部本類同で、屋代本・覚一本・中院本なし。
- (14) 早川厚一・佐伯真一・生形貴重『四部合戦状本平家物語評釈(八)』(私家版、一九九一年三月)は、『玉葉』と『親経卿記』の記述を検討した上で、「遷都に際して徳子が同興しなかったのが事実としても、その理由は明らかでない」とするが、徳子の同興は史実と見てよいであろう。
- (15) 傍線部は、長門本・四部本類同で、盛衰記は時刻を「卯時ノ終」とし、屋代本・覚一本は時刻を「卯刻計」(屋代本)、安徳の年齢を「六歳」とする(覚一本はその他類同)。なお、「建礼門院同興ニタテマツル」該当箇所が中院本にないことと、城方本がここを「平大納言・時忠卿の北方・帥の佐殿ぞ・御同興には・まゐられける」とすることは注目されよう。この問題は千明守がすでに取り上げている(研究発表『平家物語』八坂系第一類本の本文——巻七「都落ち」を中心として——)(軍記・語り物研究会二〇〇九年度大会(二〇〇九年八月二六

日、於四国大学」)。千明は「帥の佐同興」とするのは八坂系二類本の独自であり、同類本の当該箇所周辺本文には不自然な描写が多いが、そこに、典拠の違いや表現意図の異なりを見る必要までではなく、一方系との差異を示そうとする程度の本文の改変と考えるべきか、と言う（千明からの私信による）。屋代本は「神璽・宝剣取具テ」「内侍所モ渡シ奉ヌ」なし。破線部・二重傍線部は他本類同。

(16) 注(7) 所掲橋本論攷。

※本文引用は以下のとおり。『中右記』『長秋記』『山槐記』『吉記』―増補史料大成本、『玉葉』―凶書寮叢刊本（ただし治承二年十二月三十日条は虫損が多いため、国書刊行会本）、『親経卿記』―高科書店刊本、『百練抄』―新訂増補国史大系本、延慶本―汲古書院影印本、盛衰記―勉誠社影印本、屋代本―角川書店影印本、城方本―国民文庫刊行会本。

引用に際しては、適宜濁点・返り点・句読点を施し、一部私にこれを改めた。

〔付記〕 本稿を成すにあたり、種々ご教示を賜った工藤浩台、高橋秀樹、千明守、宮崎康充、山田彩起子の各氏に厚く御礼申し上げます。

第二章 平氏の動静

第一節 平氏都落ちの尹明と全真

平治の乱の帰趨を決定づけたのは、二条天皇の六波羅行幸であった。しかし、それを、清盛のもくろみどおりに成功せざるに功あった二条天皇の非藏人藤原尹明の働きについては、『平治物語』は記すことをしなかった。多賀宗集が、『愚管抄』(巻五)を紹介しながら説くとおりで(1)。多賀はそこで、尹明が当時の公家日記に散見し、特に『玉葉』に多く登場することを指摘して(2)、尹明が「平生平氏に密着してその機密にあづかってい」て、それらの内幕・機密は多く尹明の「手を通じて兼実に筒抜けといっても宜い」状態であったことを述べている。

藤原尹明(生没年未詳)の父は、東宮学士知通で、この知通は信西の従兄弟である。母は花園左大臣源有仁家の女房で、名を「昭」と伝える(3)。妻は大外記中原師元女で、その師元の息男清定は清盛の猶子となっている(以上『尊卑分脈』)。清盛への親近の要因は、信西に繋がる父方の縁故以上に、この血筋に求めらるか(4)。清盛没後も、『玉葉』に「件男祇_レ候前幕下(宗盛)之辺一人也」(養和元年(一一八一)八月一日条)と記されていることなどからも、変わらずに平氏に従ったことがわかる。なお、尹明女は安徳天皇掌侍(『愚管抄』巻五)、子息尹成は建春門院藏人であった(『尊卑分脈』)。

さて、『平家物語』(巻七「二門都落ち」)の高野本(覚一別本)・高良神社本・京師本・下村本・流布本など(少なくとも龍谷大学本を除く)一方系の幾本かは、「落行平家は誰々ぞ」として「前内大臣宗盛公」以下を列挙する中に「兵部少輔正明(尹明)」を記し、中院本(「ひやうゑのせうまさあきら」)や城方本(「兵部の少輔政明」)

などの八坂系の幾本かは、表記に異なりは存するものの、やはり「マサアキラ」の名を録していて、寿永二年（一一八三）七月二十五日の平氏の都落ちに同行したと伝える。延慶本（第四）・長門本（卷十五）・源平盛衰記（卷三十二）も、寿永二年八月の後鳥羽踐祚を平氏が筑紫で聞き、平大納言時忠と尹明が、還俗者たる北陸宮（以仁王息）の即位の非を議している記事載せて、尹明が平氏一門と都落ち当初より行動を共にしているような印象を与えている。また、覚一本（卷九「三草勢揃」）や延慶本（第五本）等は、尹明が平氏による福原の除目で五位藏人に叙されて、「藏人少輔」と称されたと伝えている（5）。その後元暦二年（一一八五）三月二十四日に、尹明は壇浦合戦で生け捕られ（『吾妻鏡』同年四月十一日条）、出雲へ流されており（『玉葉』同年五月二十一日条・『吾妻鏡』同年六月二日条）、この限りでは、一門の衰滅まで平氏と行動を共にしたと見なしてもよいことになる。ちなみに、尹明は四年後の文治五年（一一八九）に赦免されて帰京しているが、その時までには出家していた（『吾妻鏡』同年五月十七日条）。その後の消息は不明である。慈円が建仁四年（一一二〇）正月一日に宇治小川房で著した『慈鎮和尚夢想記』の、寿永の「乱逆」の際に尹明女の内侍が璽の箱の検分に奉仕したという記事に、「尹明法師」の名が録されている。

ところで、『玉葉』には、尹明が必ずしも最初から平氏の都落ちに同行していたわけではなかったことを窺わせる記事がある。すなわち、寿永二年十月十四日条では、去る八月二十六日に平氏が鎮西に入ったことを尹明が兼実と言ったといい、寿永三年三月四日条では、観性が詭えて尹明が草進した願文を兼実が校閲して返したというのである。前者は、西国にいる尹明が兼実に書状で伝えたとも考えられようが、『玉葉』の記述には遠方からの書状である形跡はなく、むしろ現地の平氏からの報告を都にいる尹明が兼実に伝えたと見る方が穏当ではないか（6）。後者はさらに積極的に、尹明はいまだ都に居ることを推知させるものであろう。つまり、尹明は都にいた上で平氏と連絡を取り合い、それを兼実に報告していたと考える余地があると思うのである（7）。

都落ちした平氏には大半の藏人が随行しなかったため（『吉記』寿永二年七月二十五日条）、文章生出身の尹明は公事等に必要な存在とされて、平氏の側から誘いがあったか（8）、あるいは尹明の方も、都の情勢が自分にとって好ましい状況でなくなってきたか、いずれにせよ、結局尹明は都を落ちてはいるが、先の「一門都落」

に尹明の名を記すのが、語り本系の一部の伝本にしかすぎないことは、尹明自身の都落ちが確実に寿永二年七月二十五日の段階であったと伝えられていたわけではない(9)ことを窺わせるのではないだろうか。

他方、尹明同様に平氏一門に遅れて都落ちした可能性のある人物に、比叡山の権少僧都全真(10)がいる。全真は、仁平元年(一一五一)の生まれという(残欠本『僧綱補任』。没年未詳)。参議藤原親隆の息で、母は平時信女。伯母である従二位平時子の猶子となったことから「二位法眼」と呼ばれ、当然に清盛にも近く、「権勢之人」であったという(『山槐記』治承三年(一一七八)正月十七日条)(11)。

この全真は、『平家物語』(巻七「一門都落」)で、寿永二年七月に都落ちした人々の中に列記されるが(表記に異同はあるが諸本共通)、残欠本『僧綱補任』には寿永三年二月に西国に下ったとあるのである。

『平家物語』(覚一本・巻九「三草勢揃」)では、先述の尹明の五位藏人補任の記事の直後に、全真が「年来の御同宿」である梶井宮(承仁法親王)から歌を送られたことが記されているので、尹明と全真共に福原に在ったような印象があるし(12)、たとえ遅れたとしても両者がある時点までには平氏一門の本営に追いつき、すなわち安徳天皇のいずれかの行在所に移ったことは間違いないのであろう。

この全真もまた、元暦二年三月二十四日の壇浦合戦で生捕りとなり(『玉葉』同年四月四日条・『吾妻鏡』同年四月十一日条(国史大系本の「公真」は誤りであろう)、同年五月二十日に安芸国へ配流となった(13)、『玉葉』同年五月二十一日条・『吾妻鏡』同年六月二日条)。そして尹明同様、四年後の文治五年に赦免され、帰京した(『吾妻鏡』同年五月十七日条)。配所では詠作もし(『玉葉集』雜四・二四一五、旅・一一三二)、都に戻った後、大原の建礼門院を訪ねている(同雜四・二四一五)。正治二年(一一二〇)に『石清水若宮歌合』へ出詠しているの、その時点までの生存が確認できる。

平氏一門に付き従って都を落ちたとされ、生け捕られて配流されたと伝えられている者達の中には、平教盛の息忠快、時子・時忠の異父弟能円、時忠の息時実等、その後生き長らえた者も多い。右に見た尹明と全真も、その没年は不明ながら、彼らとほぼ同様の命運を辿ったのである。しかしながら、平氏一門の都落ちに必ずしも当初から同行していたわけではない可能性があることは、注意しておいてもよい事柄ではないだろうか。もしそう

だとすれば、尹明と全真が平氏の主要人物と共に生け捕りにされた事実は、当時の人々によく認識されていたのであろうから、平氏の都落ちにも当初から同行していたとする理解が自然と生じたとしても不思議はないということなのかもしれない。

些事ながら、『平家物語』語り本系の一部伝本の性質や、そもそもの平氏都落ちの実態を究明する端緒にはなりうるかと考えるのである。

【注】

(1) 「兵部少輔藤原尹明」(『日本歴史』四七八、一九八八年三月)。多賀は『愚管抄』が伝える尹明の活躍を「尹明の思出話として兼実語られた」と見る。日下力も、同様に「尹明本人の体験談」が母体と見ている(『平治物語の成立と展開』(汲古書院、一九九七年六月)前篇第五章・二(初出は一九八七年一月))。

(2) 尹明は、兼実の息男良通の詩会に同席している(養和元年(一一八一)十月二十三日条)。なお、『和漢兼作集』に詩句が残る。

(3) 『尊卑分脈』の「藤原実綱」(三条内大臣公教息。天治元年(一一二六)生。『山槐記』治承四年十二月十九日条)の項は母を「但馬公林覚女 花園左大臣家官女 号昭月」とする(『公卿補任』は「花園左府家女房」)。「尹明」の項の「昭」が略称あるいは略記の類であれば、尹明母と同一人であろうか。とすれば、実綱は尹明の異父兄弟ということになる。

(4) 師元女の母を平忠盛女と見る考えもある。事実とすれば、清盛の姉か妹ということになる。角田文衛『平家後抄(上)』(講談社、二〇〇〇年六月。初出は一九七八年九月)第一章参照。なお、尹明の姉妹が信頼を裏切った藤原惟方の妻であった。

(5) 他に、長門本・源平盛衰記・四部合戦状本・源平闘諍録・南都本・中院本もほぼ同様(ただし四部合戦状本・南都本は「蔵人少輔」と称されたことは記さず、源平闘諍録は「蔵人允」とする。中院本は「五位」を不記)。なお、『尊卑分脈』にも西国で蔵人に補せられたとの注がある(正五位下を加える異本もある)。

(6) 『玉葉』当該条について、早川厚一・佐伯真一・生形貴重『四部合戦状本平家物語全釈(九)』(和泉書院、二〇〇六年九月)は、尹明がしばらく都に留まっていた可能性を指摘しているが、一方で「あるいは手紙などによる情報提供であろうか」とも述べており、判断を保留しているようである。また、『平家物語研究事典』(明治書院、一九七八年三月)「尹明」項(武久堅執筆)は、尹明が「都に舞い戻つ」て兼実に報告したものと見ている。注(1)所掲多賀論攷は、尹明の居場所を明確にはしていないが、兼実に平氏の鎮西入りと肥後・豊後国住人の平氏への不服従を「報告」し、「結局は平氏と運命を共にし」と述べている。平氏と同時に都を落ちたとする見解か。野口実『武家の棟梁源氏はなぜ滅んだのか』(新人物往来社、一九九八年一二月)は、寿永二年の「都落ちに従っている」と記す。最近では、高橋昌明『平家の群像』(岩波書店、二〇〇九年一〇月)が『平家物語』語り本の一部の伝本に沿って、尹明が当初から都落ちに同行したと見る解釈に立ち、『玉葉』の記事については、平氏と共に西海に在る尹明が兼実に「内部情報」を届けたものと見なしている。なお、松蘭齋「中世天皇制」と王権―安徳天皇を素材にして―(『年報中世史研究』二八、二〇〇三年五月)は、寿永二年七月二十五日の都落ちから逃れた蔵人達や、平氏一門から離反して京都に引き返した撰政基通との対比で、「下級官人クラス」の平信基や中原師澄と共に、尹明が一門のもとに残ったらしいことを述べている。

(7) 都の尹明に西国の平氏の動向を伝えていたのは、安徳天皇内侍の尹明女であったとも考えられるが、その娘の随行も、都落ち当初からのものであったかどうかは不明である。少なくとも、安徳の乳母の名なども含めて都落ちの様子を詳細に記す『吉記』寿永二年七月二十五日条には記されていない。この娘についても、父尹明と同様、後に平氏に合流した可能性があるか。

(8) 延慶本・長門本・源平盛衰記が挙げる、北陸宮即位についての時忠との会話は尹明が先例に通じた人物であることを示すものと言えるし、尹明を五位蔵人にしたという福原除目の記事では、諸本共通して、「曆博士」がいなかった平将門の除目の先例と比較して、平氏が完全な形で除目を遂行できたことを強調している。尹明が平氏にとって必要な存在であったと『平家物語』が認識している顕れといえよう。また、卷八「山門御幸」で、四宮(後鳥羽天皇)の乳人能円の北の方に、平氏と同行した能円から四宮と共に下るよう誘いがあったと記すよ

うに（諸本共通）、都に残った人々に度々平氏から誘いがあった可能性は十分考えられる。

(9) 参考までに、都落ちの様子を記す『吉記』寿永二年七月二十五日条には、平氏の「一族」が慌てて邸を出たが、平時忠と子息時実以外の「非武士人」の都落ちは「不聞」とある。「武士にあらざる人」が、「一族」のそれを言うのか、一般的なそれを言うのか、判然としない。仮に後者の場合でも、現存する同記に「尹明」の名は承安四年（一一七四）三月一日条に一度見えているだけであり、判断材料に乏しいと言わざるを得ず、結局、この「不聞」の記事は、この時の都落ちに尹明が従ったか否かを推測する根拠にはならないであろう。

(10) 『尊卑分脈』は「権大僧都」と記すが、治承三年正月に権少僧都となって（『山槐記』同月十七日条）以後、昇進はしなかったか（『玉葉』治承五年（一一八一）六月十五日条、『山槐記』寿永二年三月二十日条、『吾妻鏡』元暦二年六月二日条、『玉葉和歌集』雑四・二四一五等）。

(11) 全真はまた、『平家物語』（巻五・奈良炎上）が伝える南都大衆が摂政使を追い返したという、その使であつた親雅の異母弟。本論第一編第二章第三節「藤原親雅」参照。

(12) 記事の配列に異同はあるが、他本も両者が福原にいる書きぶりであることに変わりはない。

(13) 『平家物語』の覚一本・長門本・四部合戦状本は配流先を阿波国、屋代本は安芸国、中院本は武蔵国とする。『玉葉集』雑四・二四一五の詞書には「つくし（筑紫）のかた」とある。

※本文引用は以下のとおり。『山槐記』―増補史料大成本、『玉葉』―凶書寮叢刊本、高野本（覚一別本）―新日本古典文学大系本、中院本―三弥井中世の文学、城方本―国民文庫刊行会本、『慈鎮和尚夢想記』―赤松俊秀『鎌倉仏教の研究』（平楽寺書店、一九五七年）。

引用に際しては、適宜濁点・返り点・句読点を施し、一部私にこれを改めた。

第二節 『平家物語』 富士川合戦の水鳥

はじめに

「水鳥の羽音」と聞けば、多くの人は、『平家物語』の「富士川」の一件を思い起こすに違いない。周知の物語だが、今改めて覚一本によって粗筋を辿ることから始めよう。

治承四年（一一八〇）九月十八日、平維盛を大將軍、忠度を副將軍として、平氏は頼朝追討に向け三万余騎で福原の都を出立する。道中七万余騎となつて十月十六日に富士川に到着するも、甲斐・信濃源氏が加わつた頼朝軍は二十万騎を数えていた。維盛に東国武士の強さを尋ねられた斎藤別当実盛が、彼らの勇猛で非情な戦い方と、地理に明るい甲斐・信濃源氏が富士の裾野から搦手に回っている可能性とを示唆し、平氏方は恐れおののく。合戦前夜の十月二十三日、源氏軍の方に見えた炊事の火を、軍陣の篝火と勘違いし、「野も山も海も河もみなかたきでありけり。いかがせん」と、四面楚歌よろしく怯えた平氏軍は、夜半に「富士の沼」から「ただ一度にばつと」飛び立った水鳥の羽音を「大風いかづち」の音のように聞きなし、源氏軍が攻め来たつて搦手にも回られたのではと思ひ、取る物も取り敢えず我先にと落ちていった。翌二十四日卯刻に源氏軍二十万騎が鬨の声をあげるも、平氏方からは音もしない。彼らが逃げ去つたことを知つた頼朝は、下馬して甲を脱ぎ、手水うがいをし、都を伏し拝んで、「これはまったく頼朝がわたくしの高名にあらず。八幡大菩薩の御ばからひなり」と言い、相模国へ帰る。十一月八日に福原へ帰り着いた維盛について清盛は「鬼界が島へ流すべし」といきり立つが、維盛は

結局は右中將へ昇進するのだった。

このよく知られた『平家物語』の記事については、すでにいくつかの先学の論考がある(1)。それらに負いながらも、改めてこの記事が持つ意義について考えてみたいと思う。

一 史実と『平家物語』諸本の異同から見えるもの

先ず、この一件を諸記録類がどのように伝えていくかを確認してみよう。中山忠親の『山槐記』治承四年十一月六日条は、「或者云」として、次のように伝える。

追討使の右少將維盛は九月十八日に駿河国に着いた。翌十九日に頼朝軍が送った使者を捕らえ、数万騎もいる源氏軍に敵対すべきではないと聞いてこれを斬首する。平氏軍はわずか千余騎であり、とうてい合戦できる状態ではなく、またかねてから諸国の武士は内心頼朝に同心しているといい、平氏軍は互いに疑心暗鬼となり、またこのまま逗留すれば後陣も囲まれて塞がれてしまうのでは、とも恐れた。そんな折、突然宿傍の池の鳥が雷のような音を立て、数万羽も飛び立ったのだという。平氏軍は皆源氏軍が夜中に攻め来たのだと疑って兵を引き、「上下競走す」というありさまであった。宿の屋形を自ら焼いて中の雑具を持ったが、忠度や知度らはこのことを知らず、追って退陣した。忠景(藤原忠清)は伊勢国に向かい、維盛は十一月六日の暁に京都六波羅に入った。近江国野路に着く頃には五、六十騎に減っていたといい、ここまでが「或者」の言である。忠親は、この一件に感じ入る者もいれば誹る者もいるが、近頃は「門々戸々」で虚言が甚だ多く、この事も「定少_レ実敷」としつつ、「閭巷の説」を聞いたままに記したという。

諸記録中では最も詳しく、「宿傍池鳥数万俄飛去、其羽音成_レ雷、官兵皆疑_二軍兵之寄来_一夜中引退、上下競走」と、水鳥の羽音によって平氏が一斉に逃走したことを明確に記し、表現全体は、『平家物語』覚一本の本文によく似通うのである。

また、鎌倉幕府方の記録『吾妻鏡』同年十月二十日条はどうであろうか。

この日、頼朝は駿河国賀嶋に着いたという。左少将維盛・薩摩守忠度・三河守知度等が富士川西岸に陣を張り、夜半に武田太郎信義が兵略を企て、密かに平氏軍の背後を襲おうとしたところ、「富士沼」に集まっていた水鳥等が群れ立ち、その羽音は「軍勢の粧」であったという。これにより平氏軍は驚き騒ぎ、次将上総介忠清等は「東国の武士はことごとく頼朝に属しており、我らはなまじいに都を出て、すでに敵軍の包囲から遁れ難い。すみやかに帰洛し、他の謀を廻らすべきである」と言う。維盛はこれに従い、夜明けを待たずにすぐに都に帰った。その時、飯田五郎家義とその子息太郎等が富士川を渡り、平氏軍を追ったので、平氏方の伊勢国の住人伊藤武者次郎が引き返して応戦した。飯田太郎はすぐに討ち取られたが、家義は伊藤を討ったという。印東次郎常義は鮫島で誅されたという。

『山槐記』ほどには詳細ではないが、「所_レ集_三于富士沼_一之水鳥等群立、其羽音偏成_三軍勢之粧_一、依_レ之平氏等驚騒」と、水鳥の羽音による平氏軍勢の混乱を記しているのである。以上の両記録から、水鳥の羽音に驚倒した平氏軍の退散という一件の情報が、時期の先後はあるにせよ、ある段階では京都と鎌倉の双方にもたらされていたことは間違いない。際立つて特徴的な、説話以上に説話的な話柄だからこそ、忠親も「定めて実少きか」と疑いを向けたのだろうか、全くの妄説として退けることはできず、事実であればこれほど興味深い一件はないと考えて記し留めたのであろうことは、推測してよいのではないだろうか。また、先行する類話が見出し得ない以上、付会された説話とは考え難いし、維盛の帰洛から時を置かずに忠親に平氏敗走の情報をもたらした「或者」が俄に水鳥の話を作り上げたことも考え難いから、少なくともその情報の伝達者までには、事実として伝わっていたことは認めてよいのであろう。他方、いずれかの段階でこの一件が伝えられた鎌倉幕府方としては、平氏軍の虚弱さを裏書きするような水鳥の話を、事実として受け取ることに躊躇する必要はなかった、ということなのであろう(2)。

一方で、当時の最も重要な記録である、九条兼実『玉葉』同年十一月五日条の「伝聞」の概略は次のとおりである。

平氏軍は十月十八日に富士川の川辺に仮屋を構え、十九日の暁に攻め寄せせる準備をしていた。しかし、平氏軍

は四千余騎で、計略を廻らし陣議も終え各々休んでいたところ、数百騎がたちまち敵軍に降参して拘留されてしまった。残りの軍勢はわずか一、二千騎足らずであり、源氏方の武田軍は四万騎であるという。敵対するには及ばず、密かに引き退いたのは、忠清の謀略であったという。退陣の意向がない大將軍維盛を忠清が理を尽くして教訓し、武士らもこれに同調したため都に向かったが、それ以来兵達の気力はすっかり衰え、たまたま残っていた兵の半数以上が逐電し、ただ事ではないありさまであった。十一月五日に勢多に着き、使者馬允満季が事の子細を福原にいる清盛に伝えると、清盛は大いに怒り、「追討使を承った日に命は君に奉ったのだ。たとえ敵軍の前に骸を曝したとしても、どうしてそれを恥としようか。追討使が徒らに帰洛するなどは未だかつて聞いたことがない。もし入洛してもいったい誰が目を合わせようか。これは不覚の恥を家に貽すものであり、尾籠の名を世に留めるものである。早く姿を消し、二度と入洛するな」と言う。だが維盛は密かに入洛し、檢非違使忠綱宅に身を寄せたという。知度はそれより先に入洛し、清盛の西八条邸にいたという。兼実は「伝説」でこれを記したといい、「定有遺漏一歟」とするも、ただしこれは軍陣に供奉した輩の説だと述べ、「子細雖多、難及短毫一者也」と結ぶ。

さすがに、朝廷中枢にある兼実の日記らしく、事の子細を聞いた「禪門」清盛の「大怒」を伝えるが、水鳥の一件については記していない。他に、吉田経房の『吉記』同年十一月二日条や、守覚法親王の『北院御室御日次記』同年十一月二日条および四日条も富士川合戦を記してはいるが、いずれも水鳥の一件については載せていない。その情報が伝えられていたとしたら、兼実などが記さないはずもないような事の顛末ではあるから、そもそもその一件が伝えられていなかった可能性が高いのであるうか。松島周一が言うように、『玉葉』の「竊以引退」という表現は、『山槐記』での水鳥の羽音に驚いて「上下競走」する様子とは遠いものであり、それぞれの情報源を探る試みも興味深いところである(3)。

さて、『平家物語』諸本間の異同を、水鳥の一件に焦点を絞って整理しておこう。

①覚一本では、水鳥が「何にか驚きたりけん、ただ一度にばつと」飛び立ったとする(屋代本・南都本も同。中院本もこれに近い)。延慶本・長門本・源平盛衰記では、「源氏ノ軍兵、弓ノ絃打シ、鎧ヅキシ、ドゞメキ匄

リケル音ニ驚テ、富士ノ沼ニ群居ル水鳥ドモ、羽打カワシ、立居」（延慶本）したとし、水鳥が飛び立った原因は源氏軍のいくさの準備の音によることを明記する。源平鬪諍録は水鳥が「両方」の勢、弓影、人音に驚いて立ち騒いだとする。四部合戦状本は、水鳥が何かに驚いて飛び立ったとは記さない。

②覚一本は、平氏軍がいなくなったことを知った頼朝が下馬し甲を脱ぎ、手水うがいをして都を伏し拝み、「これはまったく頼朝がわたくしの高名にあらず。八幡大菩薩の御ばかりひなり」と言ったとする（屋代本・中院本もほぼ同）。延慶本もこの点同様だが、この後に、頼朝が表矢を奉ったことと、「彼ノ水鳥ノ中ニ、山鳩アマタ有ケルナムドゾ聞ヘシ」という一文を置く。八幡神の使いである「鳩」が飛び立ったとするのである。すなわち、覚一本よりも、「八幡大菩薩の計らい」がより明確である。南都本も「水鳥ノ中ニ鳩アマタアリケルト申ケルトカヤ」とし、頼朝は「是則八幡大菩薩ノ御方便ナリ。只事ニ非ズ」と言つて下馬し手水うがいして都の方を三度伏し拝んで表矢を進上したとする。長門本も水鳥の中に鳩が多かったとするが、同本では頼朝は「此事、頼朝がかうみやうにあらず」と言うのみで、八幡大菩薩には触れていない。四部合戦状本は、地の文として「八幡大菩薩御計ヤ。水鳥中鳩太多有トカヤ」とし、源平鬪諍録も地の文として「覚ニ八幡大菩薩ノ御計トシ」と記し、「其故」は水鳥の中に鳩が多くいたと「後」に「人」が言つたためとする。頼朝の言とはしない。源平盛衰記は、漢籍の典故を織り込みながら、「物シレル人」が「勇士臥レ野帰雁乱レ連ト云本文アリ（4）。サレバ水鳥ノ雲ニ飛散ハ、敵沼近クアルト心得ベシ。縦其ヲ聞損ジテ時ノ音ト思トモ、矢合シテコソ逃メ、音ヲ合スルニモ及バズシテ落ヌル事心ウシ。又小兒共ノ読百詠ト云小文ニ、鴨集テ動ズレバ成レ雷ト云事アリ（5）、去共其文ヲ読タル人モ有ケンニ、不ニ思出ケル口惜サヨ」といい、爪弾きをしたという。それに続け、「又イカナル者カ申出シタリケン」として、「鳩ハ八幡大菩薩ノ仕者ゾカシ。源氏守護ノ為ニ彼水鳥ノ中ニハ鳩ノアマタ交テ有ケル」トカヤ」とし、諸本中最も説明的で、「天ニハロナシ、人ヲテイハセヨト云、此事サモヤト覚タリ」と結ぶ。

②の要点を一覧にまとめると、次の表のようになる。

覚・屋・中	延・南	長	四	鬪	盛
-------	-----	---	---	---	---

水鳥に鳩多し	×	地の文	地の文	地の文	後の「人」の言	「イカナル者」カ申出シタリケン
源氏不戦勝は八 幡大菩薩の計	頼朝の言	頼朝の言	×	地の文	地の文	「イカナル者」カ申出シタリケン

(覚—覚一本、屋—屋代本、中—中院本、延—延慶本、南—南都本、長—長門本、四—四部合戦状本、闘—源平闘諍録、盛—源平盛衰記)

「池」や「沼」の鳥を「鳩」と見なすのは、事実に基づく伝承のはずはなく、だからこそ、延慶本以下の諸本が、表現上の小異はあっても、一致して「ナムドゾ聞ヘシ」(延)、「トカヤ」(南・長・四・盛)、「後_ニ人申_{ケル}」(闘)、「イカナル者カ申出シタリケン」(盛)等、全て伝聞の形で記しているのであらうし、鳩を神使とする八幡信仰に淵源する付会であることは推断してよいだろう。鳩と八幡神との関係がいつ頃の何に由来するのかは必ずしも明確ではないにせよ、後に述べるごとく、『平家物語』以前にはそれが通念化していたことは間違いないであろうから、信仰性に重きをなした虚構を取り込んだものと考えてよいだろう。水鳥に鳩多しとする本文としないとする本文のどちらが先行するかは、ここからは即断できない(6)。

なお、仁治元年(一一四〇)頃までには原形が成立していたかという慈光寺本『承久記』下には、次のような興味深い記述が見える。承久の乱の際、後鳥羽院方の伊勢国の加藤判官光員(7)が、山に放たれた火に驚いた白鷺百羽ほどが飛ぶのを見て、敵方の船が白旗を差して搦手へ廻ろうとしていると勘違いして、館を焼き上げ、「矢一モ射ズシテ」落ちたことを、「伊勢国加藤判官コソ、昔平家ノマネヲバシタリケレ。平家、東国責ニ下リケルガ、駿河国富士ノ沼ニテ、アヂ村ノ羽音ニ驚キ落タリケリ」と、「平家ノマネ」をしたとして語るのである。「アヂ村(味群)」とはアジ鴨の群れのことである。かなり早い段階で、富士川合戦の水鳥の話が故実となっていたこと、少なくとも慈光寺本『承久記』の作者には富士川合戦の水鳥が「アジ鴨」であると認識されていたことが知られるのである(8)。現存『平家物語』諸本には、水鳥がアジ鴨あるいは鴨だったと記すものはないから、この部分につく限り慈光寺本『承久記』は、『平家物語』

と直接の交渉はなかったと、ひとまず見てよいであろう。

また、『八幡愚童訓』にも、頼朝の政權掌握を記す場面で次のように記す。

鎌倉ノ前右大将、平家ノ悪逆ヲ誅シ、仏神王民ヲ助ント、八幡大菩薩ヲ一心ニ憑マヒラセ給ケレバ、初度ノ打手ヲバ、水鳥ニ鳩交リテ追返ス。結局ノ合戦ニハ、白旗天ヨリ下リ山鳩空ニ翔ケリ。(中略)鳩ハ是吾神ノ御変身也。忝大菩薩、初後軍ノ陣ニ立翔ラセ給シカバ、思フ如ク源氏世ヲ取り、海内ヲ掌ニ拳ル故ニ(後略)

すでに弓削繁は(9)、「初度ノ打手」すなわち富士川合戦の際に飛び立った水鳥の中に鳩が交じっていたとするのは、『平家物語』と『八幡愚童訓』以外には見えず、また、「結局ノ合戦」すなわち壇浦合戦の際に源氏軍の上を鳩が翔けたとするのは、源平盛衰記と『吾妻鏡』と『八幡愚童訓』のみであることなどから(10)、「愚童訓が平家物語を参観したことは確実であり、そのテキストはおよそ南都本に近い(一面、盛衰記にも通じる)ものであった」と推定する。

さて、覚一本・中院本は、この合戦の後、海道宿々の遊君・遊女が「いくさには見逃げといふ事をだに心憂き事にこそするに、これは聞き逃げし給ひけり」と笑い合つたとする記事を載せる。延慶本・長門本ではこれは都の人々の言となっており、源平盛衰記・源平闘諍録・南都本では、平氏の敗戦直後に地の文として置かれる。「聞き逃げ」には類似の漢故事があり、「見逃げ」には他の用例が見出されることは、すでに指摘があるところであつて(11)、典故に負う類型性が認められなくもない。しかしながら、「聞き逃げ」の語の『平家物語』を明らかに遡る例が見当たらず、また、『吉記』十一月二日条には「上下失_レ魂之間、或棄_ニ甲冑_一、或不_レ知_ニ乘馬_一逃歸了」あるいは「世以称遁帰之由、古今遣_ニ追討使_一之時、未_レ聞_ニ此例_一」とあるものにつけば、こうした「聞き逃げ」の風評が現実に存したことであつたとしても不思議ではないのではないか(12)。つまり、水鳥の羽音による富士川合戦の敗走の顛末は、「鳩」や「見逃げ」など説話的類型性に支えられているのではなく、実は当時の見聞

に従った、存外に史実に近いものを伝えている可能性を認めてもよいように思うのである。

二 『平家物語』および他の軍記物語に於ける八幡神と鳩、および「鳩」以外の鳥

小異あるも『平家物語』諸本がほぼ共通して載せる八幡神と鳩に関わる記事は、卷一「鹿谷」と卷七「願書」のそれである。覚一本に従って簡略に示せば、前者は、藤原成親が任大将を願って石清水八幡宮に百人僧を籠めて大般若経を七日間読ませたところ、甲良大明神の橘の木の前で男山の方からきた山鳩三羽が食い合って死んでしまい、「鳩は八幡大菩薩の第一の使者なり。宮寺にかかる不思議なし」と時の検校匡清法印が内裏に奏聞する、というものである。一方後者は次のとおり。寿永二年（一一八三）五月の俱利伽羅合戦に際し、木曾義仲が平氏軍を俱利伽羅谷へ落とそうとの奇襲を企てる。羽丹生に陣をとった義仲は偶然埴生八幡宮を見つけ、大夫房覚明に戦勝祈願の願書を書かせた。それに表矢を添えて宝殿におさめると、雲の中から山鳩三羽が飛んできて、源氏の白旗の上で飛び回ったという。神功皇后の新羅攻めで窮地に陥った皇后が天に祈誓したところ霊鳩が三羽飛来して勝利した先蹤や（13）、源頼義の安倍氏征伐の際に頼義が火を放って厨川柵を滅ぼした先蹤（後掲）を義仲は忘れず、下馬し、甲を脱ぎ、手水うがいをして霊鳩を拝したという（14）。

また、延慶本のみが挙げる記事としては、第三末・二六「頼盛道ヨリ返給事」が載せるものである。寿永三年七月の都落ちの際、門出しようとした頼盛に童が扇を渡して消えたが、その扇は実は白鳩の羽であり、頼盛は「八幡大菩薩ノ御示現ノ扇ナルベシ。倩此事ヲ案ズルニ、頼朝世ヲ打取テ、一天ヲ心ニ任ムトテ、頼盛ヲ恩賞スベキ瑞相ニテゾ有ラム」と思って都落ちを思い留まったという。

源平盛衰記のみが挙げる記事は、まずは卷二「梶原助三佐殿」のそれである。富士川合戦より約二ヶ月前に行われた石橋山合戦で平氏軍に惨敗した頼朝は、土肥次郎実平ら六名と共に杉山の伏木の下に籠る。その時藤九郎盛長が、源頼義が安倍氏征伐の際、一時窮地に陥って七騎で山に籠もった先例を挙げ、これは吉例なのだと言（15）。それを聞いた頼朝は頼もしく思い、心中に八幡大菩薩を念じていると、平氏方の梶原景時に助けられ

る。なおも疑う大庭景親に見つかりそうになると、「深く八幡大菩薩ヲ祈念シ給ケル驗」か、伏木の中から山鳩二羽が飛び出て、はたはたと羽打ちして出て行ったという。不審に思った景親が伏木を切り割ろうとすると、快晴の空を突然黒雲が覆い、雷鳴が轟き大雨が降り、景親らは引き返したという。

源平盛衰記はさらに巻四三「源平侍遠矢付成良返忠事」でも、壇浦合戦で敗色が濃くなった義経が塩水で口を漱ぎ目を塞ぎ合掌して八幡大菩薩を祈念したところ、白鳩が二羽飛来して義経の旗上にとまり、東方から一群の黒雲がたなびいて軍場の上にかかり、雲中から白旗一流が下りて義経の旗頭にひらめいて雲と共に去った、という逸話を載せる(16)。

長門本の独自記事は、巻五「成経被_レ参_コ詣大隅八幡宮事」「神宮(神功)皇后御事」が載せる大隅八幡(三所八幡(大隅・宇佐・男山)の「正八幡」)縁起である(17)。鬼界ヶ島への流罪が赦されて帰京する藤原成経らが大隅正八幡宮に立ち寄り、この宮の縁起に思いを馳せる。八幡大菩薩の使者を鳩とするのは、神功皇后が帰朝した際に最初に迎えに参じたためであるという。

『平家物語』以前の軍記物語では、『陸奥話記』の二つの記事がある。源頼義側について清原武則が都を遙拝して八幡神に誓いを立てると、鳩が現れて陣の上を翔けたという。厨川の戦いでも、頼義が都を遙拝し、八幡神に、風を出し火を吹いて厨川柵を焼くことを祈り、自ら火をとって「神火」と称して投げると、鳩が飛来して陣の上を翔けた。頼義が再拝すると、暴風が起こって火炎が燃え広がり、勝利を遂げたという。

『平家物語』以降では、『太平記』巻九「高氏被_レ籠_ニ願書於篠村八幡宮事」の尊氏旗揚げ記事が著名である。元弘三年(一一三三)五月七日早朝、幕府軍との戦いのために丹波篠村に陣取っていた足利高氏は、新八幡宮の宝殿に表矢を添えて願書を奉納した。兵達が皆表矢を抜いて奉納したので、社前に矢の丘ができたという。すると山鳩が一番飛来して、旗の上を飛び回った。鳩に従って行くと、大内裏の旧跡の神祇官の前の櫓の木に止まった。軍勢はこの様子を見てますます勇み立ったという(18)。

また、『明德記』中にも以下のような記述がある。明德二年(一一三九)十二月、足利義満が内野合戦に臨んだ際、「北野の森のかた」から山鳩一群が飛来し、旗の上を飛び回った。その中の、尾の長さ二尺の霊鳩一双が

暫く飛び回った後、敵山名満幸の方へ飛行し、これを見た人々は「八幡大菩薩・北野天満天神ノ御影向の奇瑞」と頼もしく思い、義満方は勝利したという。

『前太平記』卷二七「將軍參詣石清水事」にも、頼義が奥州征伐にあたり、息義家と共に石清水八幡宮に詣で、丹心に勝利を祈ると、神殿から鳩が一番翔けて来、東へ飛行したという故実を挙げる(19)。

如上の諸書の記事の様相から、すでに『陸奥話記』において「鳩」が源氏の守り神「八幡神」と結び付いている事実を知るのである。あるいは、この記述が『平家物語』の鳩と八幡神に関わる記述に影を落とした可能性を考えるべきかもしれないし、それがさらに『太平記』に形を変えて受け継がれ、その他の後期軍記にも継承されたと見なすこともできるかもしれない。

『平家物語』の読み本系諸本には、それ自体ですでに説話性を感じさせる鳥の羽音に驚倒しての平氏の敗走という興趣に、鳩が八幡神の神使として顕れる源氏の信仰の表徴が重ねられている。水鳥に紛れ込む鳩の姿には、源氏の八幡神信仰の強さを垣間見ることができるのである。

ここで、確認の意味を込めて、水鳥と鳩以外に『平家物語』にはどのような鳥が現れるのかについて覚一本をもとに列挙すると、卷一「殿下乗合」の鷹、鶡、雲雀、卷二「蘇武」・卷十「維盛入水」の雁、卷四「嚴島御幸」・卷七「竹生島詣」・卷九「老馬」の鶯、卷四「鶡」・卷六「新院崩御」・卷七「竹生島詣」・灌頂卷「女院出家」・同「大原御幸」・同「女院死去」の郭公、卷五「朝敵揃」の鶯、卷五「月見」・卷十一「鷄合 壇浦合戦」の鷄(鳥(月見))などがある。これらの、鷹狩りの鷹とその獲物の鶡と雲雀、漢故事や漢詩に拠った雁と鶯(嚴島御幸・竹生島詣)、和歌的伝統に添った鶯(老馬)と郭公と鷄(鳥(月見))、いわゆる「五位鶯」説話の鶯、怪異譚としての鶡や卜定譚としての鷄(鷄合 壇浦合戦)などは、史実であろう富士川の一件の水鳥とも、源氏の信仰が反映した八幡の神使としての鳩とも、当然ながらなんらの接点を見出しえない。つまりはそれらが、水鳥のみであるか、そこに鳩が混じるかにかかわらず、羽音による平氏の敗走が際立って特異な話であり、一回性の史実であろうことと、鳩を神使とする源氏の信仰に基づく類型性の通念の反映であることを、反面的に物語っている以上のことはない、ということであろう。

おわりに―後日譚とはならない後日譚

さて、富士川合戦の折に、維盛軍を背後から奇襲しようとした武田信義（『吾妻鏡』治承四年十月二十日条）の子である武田五郎信光は、前田家本や流布本『承久記』に拠れば、承久の乱（一二二一）の際に、東山道の大将軍として西行し、京方の敵と戦いながら墨俣川を渡る（慈光寺本は木曾川の河合）。結局京方は退散するのであるが、それは言わばまっとうな戦が繰り広げられた結果である。水鳥の一件は、その影すらも認められない。もとより、治承四年の平氏と源氏の戦と、承久三年の後鳥羽院方と鎌倉幕府方の戦と、両者を同列に比べることに意味がない。が、少なくとも古態の慈光寺本『承久記』の作者は富士川の水鳥の一件を認識していたのであり、それがもし説話の類型に基づくものであったならば、『承久記』諸本の何れかにおいて、富士川合戦における源氏方の将信義の子たる信光が幕府方の将として登場する類似の戦の局面である、墨俣の渡河場面での交戦の描写に援用されてもよさそうに思うのであるが、そうはなっていない。

やはり、富士川の水鳥の羽音による敗走の一件は、説話以上に説話的なしかし一回限りの事実であり、それが一つの類型となることはなく、一方でまた、「鳩」と「八幡神」信仰との関わりを示す類型が、水鳥に混じる「鳩」として、『平家物語』諸本の中に小さく変化し生き残った、ということなのであろう。

【注】

（1）杉橋隆夫「富士川合戦の前提―甲駿路「鉢田」合戦考―」（立命館文学五〇九、一九八八年一二月）、安部元雄「九州の神々と『平家物語』―長門本『平家物語』に見られる八幡信仰記述について―」（『人文社会科学論叢』五、一九九六年三月）、松島周一「富士川合戦と平家物語」（日本文化論叢一一、二〇〇三年三月）。

（2）富倉徳次郎『平家物語全注釈（中）』（角川書店）は、『吾妻鏡』のこの部分は、「おそらくは『平家物語』をも参照し、それを整理した後の叙述」と述べる。注（1）所掲松島論攷は、相互に多少噛み合わせの悪い諸日

記の記事がそのまま併記され編纂された」と推測。いずれにせよ、『吾妻鏡』が物語的な虚構として切り捨てずに記述した点は注意すべきであろう。

(3) 注(1) 所掲松島論攷は、『山槐記』『玉葉』等の情報のルートを探る。『山槐記』は、別陣の忠度が、維盛・忠清らの本隊への批判を籠めてこの出来事を語り、それが仁和寺を接点として忠親に伝わったものと推測。『玉葉』は、維盛が清盛に送った報告やそれに対する清盛の反応などが貴族社会の一部に漏れ出し、その内部の人脈をおして京都に逆輸入されたものを兼実が伝聞したと推測。また、『吉記』が平氏軍の潰走の原因を宿館の火災に求め、水鳥の一件に触れていない点については、失火に動揺して逃げ出したというだけでも十分に屈辱的なことであるから特に水鳥の話だけを隠そうとしたとは考えにくく、水鳥騒ぎは火災ほどには彼らの関心を惹かない小規模なものだったと読み取れる、とする。

(4) 『奥州後三年記』の大江匡房による義家への兵法の教導で著名。金沢の柵に到着した義家は、雲の上を飛ぶひと群れの雁が急に列を乱して四方に飛び散ったのを見て不審に思い、草むらに三十余騎の敵兵が潜んでいるのを探し出し、これをすべて討ち取った。義家はかつて匡房のもとで書物を読み、「兵、野に伏する時に雁、列を破る」ということを学んでいたのであった。『古今著聞集』巻九「武勇」にも載る。『平治物語』下「悪源太誅せらるる事」では悪源太義平が「近江路より一町ばかり引き入」った所で伏していた際、飛び行く雁がその上で左右へばつと乱れたのを見た難波次郎経遠が、この「本文」を思い出して搜索し、義平を見つけたという(学習院大学図書館蔵本にはなし)。中世の文学『源平盛衰記(四)』(三弥井書店。以下『三弥井盛衰記』)頭注は、原拠を『孫子』行軍篇「鳥起者伏也。獸駭者覆也」とする。

(5) 『三弥井盛衰記』頭注は、原拠を『漢書』中山靖王伝「聚蚊可以成雷」とし(『明文抄』他にも)、「蚊も」が「鴨」に転じたか」とする。

(6) 『平家物語』に見える八幡信仰を考察した論攷は数多いが、中でも、注(1) 所掲安部論攷は本論に最も関わるものである。安部は、『平家物語』諸本の富士川合戦の水鳥話を比較し、源平盛衰記が最も「水鳥と鳩にこだわった記述をしている」とし、「非当道系」(読み本系)の本文中「最も強く八幡信仰を表面化」している

異本であるとの自らの調査結果（『平家物語』における文覚像と八幡神）（『日本文学ノート』二八、一九九三年一月）に一致するという。源平盛衰記の編著者が一番こだわったのは「真夜中の空中の水鳥の飛行状況を、誰れが目撃し、判別する事ができようかという、体験的判断」だといい、それは当然不可能であり、そこに気づいた編著者が「いかなる者が言い出したんだろう」という疑問を提している」のだと述べる。その上で、「当道系」（語り本系）の本文は、「夜中の判断は無理であると判断したからこそ、鳩を記述しないのである。そのような無理な記述をしてまで、八幡神を強調しなくとも、自分に助力して、奇跡的大勝をもたらしたのが八幡神だと、頼朝が信じれば良いと判断したからこそ、彼が登場するのである」とも述べる。さらに、この場面で長門本に八幡神が明示されないのは、巻五「成経被_レ参_コ詣大隅八幡宮事」「神宮（神功）皇后御事」の大隅正八幡縁起で八幡神と鳩の関係を詳述して（長門本独自異文）、十分に「鳩の印象を押しつけ」たので、ここでも鳩のことを記述する気になれなかったためと説明する。確かに、安部の言うとおり、水鳥が飛び立ったのは夜なのだから、現実には鳩だと見分けることはできないはずである。鳩に触れないことを「夜中の判断は無理であると判断したから」と合理的に理解しようとすることは、鳥が「鳩」であるとすると系統の本文が先行する、との考えに立つものであるが、これについては、先後関係の判断を留保する立場から、直ちに従うことは控えておく。また、長門本がここで鳩に触れない理由を、大隅正八幡縁起で「鳩の印象を押しつけ」たことに求めるならば、なぜ源平盛衰記は巻二一の頼朝伏木隠れ話とすぐ近くの巻二三の水鳥話で繰り返し鳩の奇瑞に触れるのかということが疑問となるのではないだろうか。

（7）新日本古典文学大系本（岩波書店）は「加藤判官」を「光定」とするが、日下力『平家物語の誕生』（岩波書店、二〇〇一年四月）第三部第一章（初出は一九九六年四月）は「光員」とし、これに従う。

（8）注（5）所掲の「聚蚊可以成雷」が、いつしか源平盛衰記の「鴨集テ動ズレバ成_レ雷ト云事アリ」のような本文として広まったのだとすれば、慈光寺本『承久記』の本文と考え合わせると、このような状況で飛び立つのは鴨が普通と考えられていたか。なお、絵を付載する広い意味での『平家物語』諸本については、偶目した延宝五年刊本や国学院大学蔵『源平盛衰記図絵』、『平家物語図絵』（富永興文刊）、神奈川県立博物館蔵奈良絵本

『平家物語』、林原美術館蔵『平家物語絵巻』、個人蔵『源平盛衰記絵巻』等に拠る限り、「鳩」と固定できるような鳥の図柄とはなっていない。この問題については精査を要しよう。

(9) 「八幡愚童訓と平家物語―鎌倉末期における平家物語の流布の一端―」（『芸文東海』一八、一九九一年一月）。

(10) 竹柏本は小題に「靈鳩白雲鯨事」と掲げるも、本文に鳩の話は記さない。

(11) 『三弥井盛衰記』は、『晋書』七九を原拠とする、東晋時代に淝水の戦いで晋の謝玄が秦軍を破った「聞き逃げ」の例を挙げる（文禄五年刊『徐状元補註蒙求』に拠る）。また、『金言和歌集』序や、源平盛衰記に拠ったと思われる『誹諧類船集』に「見逃げ」の用例があることも指摘する。

(12) 『平家物語全注釈（中）』は、『吉記』の記事が「或いは史実を伝えているといってもよいのかもしれない」と述べる。

(13) 神功皇后と鳩の話の出典は未詳。新羅征討の際に生まれた応神天皇を祀るのが八幡なので、神功皇后の征討を八幡神が守ったとするのは奇妙（三弥井古典文庫『平家物語（下）』）。

(14) 覚一本は頼義の例で鳩には触れず、屋代本は義家のこととして触れる。延慶本・長門本・源平盛衰記・四部合戦状本・南都本・中院本は神功皇后や頼義について記さない。

(15) 頼義七騎の山籠もりの史実は不明だが、この先蹤譚は、延慶本・長門本・四部合戦状本にも挙げられ、『陸奥話記』の他、『今昔物語集』（二五―二三）、『源威集』、『十訓抄』（六一―一七）にも見えている。また、長門本も頼朝の伏木隠れの話載せるが、八幡大菩薩に祈るのは源平盛衰記と同様であるものの、伏木の中から現れるのは兎であり、鳩とするのは源平盛衰記独自である。なお、頼朝が自らの「貴種」性を確立させるため、文治五年（一一八九）の奥州合戦で「囊祖將軍」頼義の故実を踏まえる姿勢が顕著だったことは、川合康が明らかにしている（『鎌倉幕府成立史の研究』（校倉書房、二〇〇四年一〇月）第二章第五章（初出は一九八九年六月））。

(16) 『吾妻鏡』元暦二年（一一八五）四月二十一日条もこれに対応するような「次白鳩二羽、翻リ舞于船屋形上、当ニ其時、平氏ノ宗人々入ニ海底」。次周防国合戦之時、白旗一流出リ現于中虚、暫見ニ御方軍士眼前、終

二収「雲膚一畢」との記事を載せる。

(17) 注(1) 所掲安部論攷参照。

(18) 後藤丹治『太平記の研究』(河出書房、一九三八年八月) 前篇第一章は『平家物語』巻七「願書」の影響があるとする。

(19) その他、軍記ではないが、『南総里見八犬伝』第五回「靈鶴書を伝て逆賊頭を贈る」では、里見義実を頼朝と重ね合わせ、「源家の氏の神、八幡宮の使者」の鳩数十羽が吉兆として描かれている(井上泰至「鳩と白龍―八犬伝と源氏神話」『防衛大学校紀要 人文科学分冊』九二、二〇〇六年三月) 参照)。

※本文引用は以下のとおり。『山槐記』『吉記』―増補史料大成本、『玉葉』―凶書寮叢刊本、『吾妻鏡』―新訂増補国史大系本、『平家物語』(覚一本)―日本古典文学大系本、延慶本・四部合戦状本・南都本―汲古書院影印本、盛衰記―勉誠社影印本、源平闘諍録―未刊国文資料本、『陸奥話記』―新編日本古典文学全集本、『承久記』(慈光寺本)―新日本古典文学大系、『八幡愚童訓』―日本思想大系本、『明德記』―岩波文庫本。

引用に際しては、適宜濁点・返り点・句読点を施し、一部私にこれを改め、訓読した。

第三編
研究史

第一章 研究史上の『平家物語』

第一節 『平家物語』の成立論・古態論

一 成立論

『平家物語』の成立に關しての中世における代表的言説としては、『徒然草』第二二六段がある。そこに伝えられる、「後鳥羽院の御時」の信濃前司行長・生仏合作説は、近代以降の『平家物語』研究においても重要視され、行長と生仏の人物比定も熱心に行われることとなる。この他中世には、『尊卑分脈』が伝える葉室時長作者説、『醍醐雜抄』が伝える「佐渡院（順徳）之御時」の時長二十四卷本作者説、「後嵯峨院御在位時」の時長・源光行合作説ならびに吉田資経十二卷本作者説、『臥雲日件録抜尤』が伝える菅原為長・性（生）仏合作説（文安五年（一四四八）八月十九日条）ならびに悪七兵衛景清・平時忠・為長・玄会（恵）合作説（文明二年（一四七〇）正月四日条）、『平家勘文録』が伝える六人作者説（うち四人が信西子息）等の伝承がある。いずれも關心は作者自体に向いており、現存諸本の何れを対象とした立言であるかも分明ではなく、信憑性に疑問を抱かざるをえないものである。

近世には、林羅山『徒然草野槌』が「凡此物語に数本有」として、源平盛衰記（以下盛衰記）の他に長門本や「和州より来る本」の存在を挙げ、時長を盛衰記作者、行長を十二卷本作者であろうと述べて、中世以来の伝承作者を各伝本に結びつけた理解を示している。一方、菅茶山『筆のすさび』は、『平家物語』の成立を「鎌倉將軍藤氏二代の中」とし、盛衰記は『吾妻鏡』を取り入れた後出本とした。この他、『参考源平盛衰記』『那須家

蔵平家物語目録』等によって、この期に存在した多くの諸本の存在を伝えるが、成立・作者の追究は為されていない。

近代に入ると、山田孝雄が本格的な本文研究に着手し、『平家物語』研究は画期的な進化を遂げる。一九一一年、鎌倉時代の国語史料として『平家物語』の語法を研究する目的で基礎作業を行った山田は、成立年代を「承久以前に成立し、藤原氏の將軍の頃に増補」と結論づけ、三卷本↓六卷本↓十二卷本の段階成立説、灌頂巻特立本後出説を提示したのである(1)。作者については、中世の諸伝承を網羅的に検証した結果、『徒然草』の信濃前司行長を藤原行隆男下野守行長に比定しつつ、作者の可能性として行長・時長・光行・資経の名を挙げ、平曲の開祖を『徒然草』の記す生仏とし、当該人物を綾小路資時に比定した。

山田はその後、一九一八年に『兵範記』紙背文書(東山御文庫蔵)を発見紹介し、仁治元年(一二四〇)には「治承物語六卷 号平家」が存在していたことを明らかにした(2)。ここでいう「六卷」本と現存六卷形態の延慶本との距離は詳らかではないが、これにより山田の段階成立説は補強され、三卷本原本説はともかく、六卷本から十二卷本へという見極めの有効性は暫時、一九六〇年代後半に至るまで失われることはなかったのである。なお、後に赤松俊秀は同文書の言う「六卷」本が現存延慶本の祖本である可能性を指摘し、延慶本に古態性を見た(3)。その指摘自体は現在では受け容れられていないが、後述のとおり、延慶本研究史上に重要な意味を持つものであり、その点でも山田の発見が『平家物語』研究に与えた影響は大きかったと言えるのである。

これに対し、山田の行長・生仏の人物比定を疑問視する後藤丹治の論も出されたが(4)、筑土鈴寛は山田の行長人物比定を肯定し、さらに成立の場を慈円建立の「大饑法院」と想定した(5)。佐々木八郎も山田の行長人物比定を認めたが、生仏の綾小路資時説は疑問視して、『徒然草』の記述を重要視し、「東国の武士にゆかりの深い人物」と解すべきとした(6)。また、渥美かをるも「原平家」作者を下野守行長とし、現存諸本の作者と成立年代について、たとえば『醍醐雜抄』が伝える吉田資経十二卷本に該当するのは四部合戦状本(以下四部本)でその成立は一二四〇年頃、源平鬪諍録(以下鬪諍録)は源光行作で成立は一二三〇年頃とするなど、大胆な仮説を立てた(7)。さらに、富倉徳次郎は『徒然草』の行長・生仏合作説、『醍醐雜抄』の時長・光行合作

説を採り、前者を「語りもの系」の、後者を「読みものの平家物語として」の「芽生え」とし、二元的な成立を想定したのである(8)。

これらの作者考証は、基本的に『徒然草』以下の中世の作者伝承を肯定的に採用したものだ、もちろんそれに対する批判もある。福井康順は法然義が盛り込まれているという『平家物語』の思想的側面に着目し、法然と山門および慈円との対立の峻烈さを考えれば、『徒然草』の言う慈円が扶持した行長を作者とする説は考え難いとしてこれを否定し(9)、小西甚一も「はなはだしく時代を異にする所拠不明の伝聞」で、「内証の裏づけを伴わない単なる外証」であり、「信憑性はまったく無し」と痛烈に批判したのである(10)。福井説には渡辺貞麿・石田吉貞・小林智昭等から反論が相次ぐが、小西の反論はより説得力のある外証と内証との要求であり、同時に「閉鎖的な軍記研究者たちの方法を批判」(11)するものでもあった。現代でも五味文彦に行長作者説は受け継がれ(12)、近年には『仁和寺文書』所収系図の注記から行長作者説を評価する佐々木紀一の論なども提出されており(13)、「伝承」として切り捨てている状況にないことは確かであろう。

さて一九七四年、横井清により、先の『兵範記』紙背文書と並ぶ成立に関する重要な外証―『普賢延命鈔』紙背深賢書状(藤井永観文庫蔵)―が発見された。これにより、正元元年(一二五九)以前には「平家物語合八帖本六帖後二帖」が存在したことが明らかとなったのである(14)。しかし、「後二帖」の解釈をめぐっては、想定する形態に異説が併存することとなった。すなわち、「後二帖」を本篇六帖(六卷)に対する後篇二帖(二卷)と捉えて計八巻と見る横井の説と、延慶本の「旧態六巻」に吸収される前の未整理状態の素材文、「古反故」の集合体と捉える水原一の説(15)である。そして、後に牧野和夫は、深賢を中心に張り巡らされた「学僧のネットワーク」を浮かび上がらせ、そこに根来大伝法院の頼瑜の存在を結びつけた(16)。同書状に言う「八帖」本と延慶本との「学問」の「場」が「相接し、共有する」ことが明らかにされたのである。深賢書状は、延慶本の生成を考える上でも極めて重要な史料であると言えよう。

右の牧野の論に代表されるように、近年では作者の固有名よりも、成立の場や状況の解明に重点が置かれている。たとえば武久堅は、成立以前の「発生」を建久年間(一一九〇年代)の、後白河院近習による院の追善供養

が行われた長講堂周辺に求める（17）。日下力は、後堀河朝・四条朝の宮廷社会で平氏血縁の人々が優遇されていた状況下、すなわち一二三〇年前後に誕生したと考えている（18）。

ところで、特定の作者や成立圏の追究が為されてきた一方で、早く、如上の「作者」という考え方はまったく発想を異にする仮説を唱えたのが柳田国男であった（19）。複数の自称「有王」が、高野聖や肥前盲僧らの形姿を借りて俊寛の悲劇を語り歩き、それが物語に吸収されたとする独創的な発想は、その後、双林寺の康頼を説話発生源と見る富倉徳次郎から批判されもする（20）。しかし、統合的作品に至る以前の伝承管理者の実在を、物語中の特定の人物に求める民俗学的思考法は、後の唱道的研究や文芸論的研究に広範な影響を与えたのである。そういった、『平家物語』成立論からは拡散する傾きを持つ論ばかりでなく、『平家物語』成立論に遡及していく論でも、この柳田の発想を受け継いだと言えるものがある。それが、後述する水原一の説話形成論である。その点からも、柳田の説は、研究史上に閑却されない価値を有するものと言ってよいであろう。

二 諸本論と古態論

近代以降の『平家物語』の諸本論は、初めは和歌や他の物語などの古典作品と同様に、分類と系統を明らかにすることに多くの研究者の力が注がれて、系統の図示も試みられてきたが、おおよそ一九六〇年から七〇年頃を境として、その方向は修正されていったと見てよいのである。それはまた、『平家物語』の成立論が、「原典」への遡源や「原作者」の特定を目指すことを理念上はもちろん棄却することはないものの、しかし実際上は各伝本の本文について、相対的に何れがより古い形を残しているのか、といった「古態論」にその理念を担わせていく傾向の顕在化と軌を一にすると見て大過ないであろう。

諸本は語り本と読み本の二系に分かたれ、各系の中で更に細かい分類が行われて、部分的には伝本間の系統も明らかにされた。その中で、語り本系の屋代本の古態説が先行し、また、古典文学の大系・全集類がその底本として、成立が明確でかつより整った本文を持つ覚一本をこぞって採用したこともあって、長く語り本系の、「古

態論」における優位という通念が存した。しかし、一九六〇年代以降には、読み本系の四部本と延慶本に関する論が「古態論」に大きな比重を占めるようになり、七〇年代以後の後者の古態をめぐる論争が、現在の『平家物語』研究の状況を導くこととなった、と言えるであろう。以下に、延慶本の位置付けを視座に据え、諸本論と古態論の研究史を振り返ることとする。

山田孝雄は、屋代本を応永年間（一三九四～一四二七）の書写と推定、「根源の本」ではないものの「現存諸本中最も古きもの」（21）と位置づけた。延慶本については、応永書写本の転写本三本を調査した結果、「諸本を集成」したものの、流布本に比べて「著しく内容の増加」されたものではあるものの、現存諸本中「最も信憑すべきもの」「鎌倉時代の国語史料として採るべきは延慶本のみ」と高く評価した。この時点では、延慶本は長門本・盛衰記とは分類上別門とされていたが、後二者との距離の近さを指摘した点も含め、山田の仕事は、現在の延慶本評価の先駆と言えるものである（22）。

改造社から出版された『応永書写延慶本平家物語』（23）は、山田の調査当時未発見であった応永書写延慶本の翻刻であり、以後延慶本はより広く研究対象とされることとなる。同書の解題を執筆した富倉徳次郎は、第二中（巻四）奥書に「写本事外往復之文字之謬多之雖然不及添削大概写之了」とあること等から、応永書写本を延慶書写本の「忠実なる模写」と判定し、延慶書写本もまた、延慶二年（一三〇九）以前に成立した原本を「そのまゝ伝へたもの」であるとした。その上で、その原本はいくつかの異本を集成した「増補本」であること、長門本とは「兄弟関係」にあり、両者の共通祖本は承元二年（一一二〇八）から天福元年（一一三三）の間に成立した「旧延慶本」であること等を想定した。そして、延慶本・長門本・盛衰記の中では、「旧延慶本の単なる増補」である延慶本が最も古い姿を伝えているとも述べた。この「旧延慶本」の仮説は、以後長く受け継がれることとなる。

さて、高橋貞一（24）は先の山田の分類を「詞章を無視した形式的な分類」で「諸異本の整理統一及び諸異本の関係を考察するに困難」であると批判し、「一方流諸本」「八坂流諸本」「増補されたる諸本」に大別した。山田の灌頂卷特立本後出説に対して灌頂卷の原在を主張、「一方流最古本」の覚一本が現存諸本中最古本であると

し、山田が古態本とした屋代本は八坂流甲類諸本の最後出本と位置づけたのである。延慶本についても山田とは対照的な評価で、「増補」本の盛衰記をさらに改訂増補したものであると位置づけている。

渥美かをる(25)は諸本を「語り系」と「増補系」に大別し、前者を主軸とする高橋の系統論を基本的に踏襲しながらも、平曲史に沿った系統を立てて修正した。屋代本を「語り本中最古の伝本」として一二五〇年頃の成立と見、灌頂巻を特立する一方系諸本は後出であるとする。山田の段階成立論を踏まえ、最初から語りの目的で作られた「原平家」の存在を想定し、「増補系」諸本もその分派と捉えている。さらに、「増補系」諸本の成立順序を、鬮諍録・四部本・南都本・長門本・南都異本・延慶本・盛衰記の順に整序し、諸本の体系化を図ったのである。渥美の示した系統図が後続の研究に与えた影響は少なくない。鬮諍録を一二三〇年頃の源光行作と見て「現存増補系諸本中最古」とし、四部本を一二四〇年頃の吉田資経作と見て鬮諍録の成立と「極めて接近」するものと捉え、この二者と屋代本とは、「平家物語の原形を推考する上に重要な伝本」と位置づけたのである。渥美の四部本に対する「素朴で実直」「原平家の意図するところを尊重し、それを忠実に受け継ぎ、さらにそれを発展させようと努力している」という評価はやがて、山下宏明・信太周等による四部本古態説へと発展することになる。

ところで、岩波日本古典文学大系『平家物語』(一九五九〜六〇)の解説は、平曲と譜本の説明に多く筆を費やしている印象を受ける。『平家正節』によって本文の清濁を決定している点にも、「語り」を重んじる姿勢が窺える。三省堂国語国文学研究史大成『平家物語』(一九六〇)も同様で、平曲の研究史・研究文献を独立させ、圧倒的紙量を以て詳述している。先述の渥美の諸本系統論も、平曲史に関連づけたものであった。これらに象徴されるように、一九六〇年前後までは語り本研究に比重が置かれていた。これには、永積安明らによる国民文学運動も少なからず影響しているであろう。すなわち、『平家物語』が「語り」をとおして、ひろく「国民」的な場所へ持ちだされ、その反射として、「国民」的な文学に成長した(26)との主張は、必然的に「語り物」たる『平家物語』に本質を見ようとする傾きを生じさせることとなったのである。簡略な形態の原態から増補成長したとする段階成立論も、結果として、語り本に比べ大部で多様な記事を持つ延慶本・長門本・盛衰記を「後

期増補本」(大系解説)と位置づけさせ、現存延慶本は盛衰記を参考にさらに増補改筆された「増補系諸本中最終成立」(大系解説)と見なすこととなったのである。

このように歴大な諸本群の系統化に連動する形で、古態論が具体化・多様化していく。語り本研究に主軸が置かれてきた中で、前述のとおり渥美の説を受けて、まず四部本が古態本であると唱えられたのである。その主唱者山下宏明は、四部本や鬮諍録を「初期諸本」とし、四部本が簡略で物語性が稀薄なこと、生の資料に密着してはいるが史実そのままではなく虚構も見られること、記録性・叙事的性格・写実性が濃厚なこと等を指摘し、原平家そのものではないものの、延慶本や長門本に先行することは確かだ、遅くとも十三世紀末までには成立していたであろうと推認した(27)。信太周も、四部本の「史実密着」傾向の強さを根拠に、現存諸本中「最も古態を残すもの」と結論づけた(28)。山下による、四部本のような本文を琵琶法師達が自らの語りに取り込み、庶民への語りかけを更に積極化する語りの方法を用いてそれを再生する過程で、現存の語り本に見るような「語り」が成立した、との仮説は、単純・年代記的・叙事詩的な原平家が、琵琶法師の語りによって劇的・叙情的な方向に傾斜して国民的に広まっていった、とする永積の叙事詩論(29)とも響き合って広く支持されることとなった。一九六〇年代後半から一九七〇年代前半の時期、四部本古態説は『平家物語』論の前提と言えるほどの力を持っていたのである。

そういう状況下に、水原一は四部本古態説を批判、延慶本古態説を唱えたのである(30)。山下は四部本の変体漢文を「貴族男子の、日常の記録のための漢字表記」に近似すると見るが(31)、水原はこれを「正格漢文の知識について、乏しいか、または無視して拘泥せぬ者」による「公卿の日記の如き和臭漢文でさえもない真字文体」であると評して「擬装漢文体」と名付けた。この観点から水原は、かつて渥美が唱えた四部本資経作者説も、弁官経任というその官途に照らして否定し去る。さらに、四部本古態説の論拠として重視された史実的正確度について、水原は、屋代本等の語り本系に対して四部本古態を説く範囲内ならば容認できても、延慶本を対照させてみるとむしろ延慶本の方が正確な箇所があつて認め難く、そもそも史実的正確度は古態的要素の一基準にしか過ぎないとして、四部本を古態とする論拠たりえないことを指摘する。また、簡略性は古態なるが故の未熟さな

どではなく、「旧態延慶本の別途増補本（現存延慶本と兄弟関係になる）」に依拠し、略述した結果であるとする。水原も言うように、四部本古態説は語り本に対しては成り立ち得るものの、増補本とされてきた延慶本の評価をそのままにして、その延慶本との対照が不十分であったため、十全さを保ち得なかったと言えるのである。

水原は、「一作者による一作品としての『原平家物語』追求を放棄して、この作品の多元的発生をこそ想像すべき」と提言し、独自の説話形成論を軸に延慶本の古態性を主張した。従来、義仲をはじめとする物語内の人物像の矛盾を如何に捉えるべきかがしばしば問題とされてきたが、それを、各地に、各時期に、各人によって多元的に発生し、発達した様々な話材が物語へ取り込まれた結果と考え、編集意識が消極的な延慶本には、そのような説話の原型が保存されていると考えたのである。この仮説には、柳田の有王論同様、従来の諸本観のみならず作者観・作品観をも揺さぶる発想の新鮮さがあった。

ただし、延慶本の語法的古態性は早く山田孝雄によって指摘されていたし（32）、佐々木八郎も部分的古態性については触れていた（33）。赤松俊秀は、史学の立場から『愚管抄』が延慶本の「祖本ともいうべきもの」を直接参照したと主張していたのである（34）。この主張自体には無理があり、古態認定の方法の相違から富倉や水原との間で論争もあつたが、一九六八年時点での「延慶本が『平家物語』のうちで最も後出本といわれているのは根拠が薄弱である」、「諸本間の系統論は根本に立ち帰って吟味し直す必要がある」との批判と警鐘は、もつと聞き入れられて然るべきであつた。「今後の国史の分野でも延慶本が活用される可能性が存する」とも述べており、延慶本に後続の史学研究者の注意を向けた意義も大きいと言わねばなるまい。

一九七〇年代に四部本と延慶本をめぐる古態論争が繰り広げられる中で、次第に延慶本への関心が高まってきた。独自の形成論により延慶本の遡及的解明を試みる武久堅（35）、延慶本成立圏に安居院流唱導を直結させる小林美和（36）、延慶本に統一的構想を読み取ろうとする生形貴重（37）、各説話の検証から延慶本の古態性を見出す佐伯真一（38）・今井正之助（39）等の多角度からの具体的な分析により延慶本の古態性がいつそう追究され、同時に四部本の最古態性は次第に疑問視され（40）、一九八〇年代には、延慶本古態説は遂に定説化へと向かうこととなった。

ところで、現在、一般に「延慶本」と言い慣わしているのは、周知の如く、正確には「応永書写延慶本」である。早く笠栄治は、「延慶年間成立から応永の書写までの百年間に成長増補されたのではないか」と疑問を提出し、「延慶本の最も信じ得べき資料価値は応永書写本が書写された時に位置づけるべき」と慎重な態度を示していた(41)。しかし先に富倉は、応永書写本の奥書からこれを延慶書写本の「忠実なる模写」とし、延慶書写本も原本を「そのまゝ伝へたもの」と判定しており(42)、水原も応永期の書写態度を、「あくまでも延慶の底本の再生産を目標とするもの」であり、「ことさらに新たな資料を加えるとか、主観的な解釈や好みで書きかえるとかいった、積極的な改作の方向を見いだす事はできない」として、富倉同様、応永書写本の「原本尊重の姿勢」「延慶底本に対する忠実な書写態度」を認めていた(43)。そこには「一種の敬虔さ」さえ汲み取れると極めて高く評価する。これにより、笠のような慎重意見は「潔癖な批判」であるとされ、水原によって「一体応永書写本の形のどこにどのような書写上の問題が見出されるか、そうした具体的な考察をさし置いたままでの意見や批判は、精密な見かけを持つとしても所詮は空論でしかあるまい」として、退けられてしまったのである。奥書の文言を尊重し、応永書写本と延慶書写本、延慶本書写本とその底本との距離の開きを疑わない態度は、延慶本古態説が浸透していく中で以後の研究にもしばらく引き継がれた(44)。

このような、ほとんど「応永書写本＝延慶本書写本」であるとの認識が通念化する中で、櫻井陽子がこれに疑問を呈したのである(45)。櫻井は応永書写本の貼り紙や摺り消しを調査した結果、それは応永書写時の改編・訂正を示すものであると認定した。具体的には、第四帖(第二中(巻四))の咸陽宮説話の本文に貼られた貼り紙において、貼り紙の下の本文が長門本に近く、貼り紙に書かれた本文は覚一本と同文であること、さらに、第一帖(第一本(巻一))の願立説話の本文に施された摺り消しや補入も、覚一本の本文による訂正であること、を指摘する。この現象は「延慶本の古態性を全面的に否定するものではない」ものの、これにより、「必ずしも応永書写本は延慶書写本の忠実な書写本とはいえず、「応永書写者が覚一本の本文によって延慶書写本の本文を差し替え、新しい本文を作っている」ことを確認した。覚一本は応安四年(一三七一)校定の跋を持つので、延慶書写時(延慶二～三年(一三〇九～一三一〇))には存在していないが、応永書写時(一四二〇)に参照さ

れていたとしても矛盾はない。これまで信じられてきた第二中（巻四）の奥書「写本事外往復之文字之謬多之雖然不及添削大概写之了」の再検証も促されたわけである。ただし、そもそもこの奥書の文面が、親本の忠実な書写を示すほどの書きようであるのか、他の古典作品の本文研究で蓄積された知見をも援用しながら、見直してみる必要があるのであろう。ともあれ、応永書写本は延慶書写本の再生産を目ざしたのではなく、「異種本文の混態によつて新たな本文を形成していくという平家物語の特性から免れる本では決してない」（櫻井）ことが明らかにされたのである。先に見た笠栄治の慎重な態度はむしろ、一般的な書誌学の方法に鑑みても妥当だったのである。

もつとも、すでに牧野和夫は、鎌倉中々後期、根来寺の前身である高野山伝法院方において延慶本に禅宗非難の加筆整理がなされた可能性を指摘していたのでもあった（46）。つまり伝法院や根来寺の人々は、延慶本を保管・書写するのみならず、内容にも手を加えていた可能性があるというわけである。応永書写本が親本の忠実な写しであるとする従来の見解を鵜呑みにさえしなければ、当初から延慶書写時・応永書写時に様々な手が加わっていた可能性を十分に考えてよいのでもあった。延慶本古態説の定説化に伴い、水原の「たとえ百年が二百年・三百年経ていようと、保存された古本を以て直接に忠実な転写本を作る作業の中に、諸本流動史は入りこんでいるはずはな」く、応永書写者による改作は「具体的形跡に裏付けられる事はできない」との断言が、長きに渡って過信されてきた感は否めず、応永書写本の書誌的な検討を十分に経ぬまま、延慶書写本と等価として扱う傾向にならずにいたと言わねばならない。

古態論は、諸本の価値を見定めるのに有効であり、『平家物語』の実質的成立論として有用であることは疑いないが、そもそも部分的な古態性を相対的に比較検証してきたものにすぎないことも忘れてはならないであろう。佐伯真一は、延慶本古態説の定説化は「全く正しい方向」と認めつつも、しかし延慶本にも誤脱や独自加筆はあるのだから、まずは各部分の古態・原態を部分に即してその都度検討し、説明してゆくことが「古態論の目標」であると述べた（47）。ある部分の古態の証左が全体の古態を保証することにならないのは当然であるが、しかし逆に、本質的に全体の古さを包括的に証明する手段がない以上、部分的「古態」をできる限り精密に論証して

いくことが求められているのである。

今後の具体的な課題の第一は、延慶本の再評価であろう。松尾葦江が警鐘を鳴らしているように(48)、延慶本古態説を再吟味する必要がある。それは、とりもなおさず水原説を再検証することでもある。応永書写本を書誌学的方法を取り入れつつ詳細に追究しつつ、併せて他の伝本に対する評価、たとえば四部本や覚一本を再考察することも求められるのであろう。四部本について言えば、延慶本との古態の優位をめぐる論争の軛から解き放つて、新たな面から光を当てていくべき時期にきているのであろう。言うまでもなく伝本研究の成否は、『平家物語』各伝本に対する各説を絶えず相対化して、より高みへと統括していく意志の有無にかかっていると見て過たない。

研究者間のある種の葛藤を伴いながら、不必要な紆余曲折を経てきたかに見える『平家物語』の成立論と諸本論・古態論も、各段階ではそれぞれに必要なものであった議論と修正を経て今日に至っていることは間違いなく、大きな枠組みで捉えれば、『平家物語』研究の基盤を確固たるものへと導いてきたのであり、今後も研究の主軸であり続けなければならないのである。

【注】

- (1) 『平家物語考』(国語調査委員会、一九一一年)。
- (2) 「平家物語考続説」(『国学院雑誌』二四―四、一九一八年四月)。
- (3) 『平家物語の研究』(法蔵館、一九八〇年〔初出は一九七〇年〕)。
- (4) 『戦記物語の研究』(筑波書店、一九三六年〔初出は一九三二年〕)。
- (5) 『復古と叙事詩』(青磁社、一九四二年)。
- (6) 『平家物語の研究 上』(早稲田大学出版部、一九四八年)。
- (7) 『平家物語の基礎的研究』(三省堂、一九六二年)。
- (8) 『平家物語研究』(角川書店、一九六四年)。

- (9) 「平家物語の仏教史的性格」(『文学』二七—二二、一九五九年二月)。
- (10) 「平家物語の原態と過渡形態」(『東京教育大学文学部紀要』七二、一九六九年三月)。
- (11) 松尾葦江「平家物語研究の軌跡と課題」(『国文学』四七—七、一九八二年六月)。
- (12) 『平家物語、史と説話』(平凡社、一九八七年)。
- (13) 「信濃前司行長『平家物語』作者説の為に」(『文学』二—二、二〇〇一年三月)。
- (14) 『中世日本文化史論考』(平凡社、二〇〇一年〈初出は一九七四年〉)。
- (15) 『延慶本平家物語論考』(加藤中道館、一九七九年)。
- (16) 『新潮古典アルバム13 平家物語』(新潮社、一九九〇年)、『延慶本『平家物語』の説話と学問』(思文閣出版、二〇〇五年〈初出は一九九二年〉)。
- (17) 『平家物語発生考』(おうふう、一九九九年〈初出は一九九一・一九九二年〉)。
- (18) 『平家物語の誕生』(岩波書店、二〇〇一年〈初出は一九九四年〉)。
- (19) 「有王と俊寛僧都」(『文学』八一—一、一九四〇年一月)。
- (20) 注(8) 所掲書。
- (21) 「平家物語異本の研究(二)」(『典籍』二、一九一五年七月)。
- (22) 注(1) 所掲書。山田の調査当時応永書写本(大東急記念文庫蔵)は未発見。検討を加えたのは松井本(応永書写本の転写本。静嘉堂文庫蔵)・朽木本(松井本の転写本。国立公文書館内閣文庫蔵)・大膳亮本(朽木本の転写本。国会図書館蔵)。この直線系統を明らかにしたのは小川栄一(『延慶本平家物語の日本語史的研究』〈勉誠出版、二〇〇八年。初出は二〇〇〇年〉)で、山田は松井本と朽木本を兄弟関係と考えていた。
- (23) 翻刻吉澤義則、解題富倉徳次郎(一九三五年)。
- (24) 『平家物語諸本の研究』(富山房、一九四三年)。
- (25) 『平家物語の基礎的研究』(三省堂、一九六二年)。
- (26) 永積安明『中世文学の展望』(東京大学出版会、一九五六年〈初出は一九五四年〉)。

- (27) 『平家物語研究序説』(明治書院、一九七二年〈初出は一九六四年〉)。
- (28) 「『歴史そのまま』と『歴史ばなれ』」(『文学』三四―一一、一九六六年十一月)。
- (29) 注(26) 所掲永積書。
- (30) 『延慶本平家物語論考』(加藤中道館、一九七九年〈初出は一九六九年〉)。
- (31) 『平家物語の生成』(明治書院、一九八四年〈初出は一九七四年〉)。
- (32) 注(1) 所掲書。
- (33) 注(6) 所掲書。
- (34) 注(3) 所掲書(初出は一九六七年)。
- (35) 『平家物語成立過程考』(桜楓社、一九八六年〈初出は一九七〇年〉)。
- (36) 『平家物語生成論』(三弥井書店、一九八六〈初出は一九七七年〉)。
- (37) 『平家物語の基層と構造』(近代文芸社、一九八四年〈初出は一九七八年〉)。
- (38) 『平家物語遡源』(若草書房、一九九六年〈初出は一九七八年〉)。
- (39) 「大塔建立」と「頼豪」(『長崎大学教育学部研究報告』二九、一九八〇年三月)。
- (40) その後、四部本は真名本『曾我物語』や『神道集』と共通の東国文化圏で完成したことが明らかにされている。諸本の原型に近いとはいえないもの、部分的古態性は時に延慶本に優る場合もあり、「なお検討すべき課題を多く抱えている異本」(注(38) 所掲佐伯書)であることには間違いない。
- (41) 「厳島神社蔵平家物語断簡をめぐって」(『糸高文林』五、一九五七年二月)。
- (42) 注(23) 所掲書の富倉による解題。
- (43) 注(30) 所掲書。
- (44) 代表的なものとして小林美和『平家物語の成立』(和泉書院、二〇〇〇年〈初出は一九九三年〉)等が挙げられる。
- (45) 『平家物語』本文考』(汲古書院、二〇一三年〈初出は二〇〇一年・二〇〇四年〉)。

(46) 注(16) 所掲『延慶本『平家物語』の説話と学問』(初出は一九七七年)。

(47) 注(38) 所掲書(初出は一九八六年)。

(48) 松尾は、水原の延慶本古態説が「強固なもののように」見える一つの理由として、「部分的に文献による立証を果たす一方で、伝承文芸論を応用した大胆な平家物語成立過程の臆測を立てて、相互に補完させている」ことを挙げ、水原説に「発想の新しさ」と「一種の幻惑」が併存することを指摘する(『軍記物語原論』(笠間書院、二〇〇八年)。

〔付記〕 本稿を成すにあたり、これまでに数多く公刊されてきた『平家物語』の研究史を参考にした。中でも、佐伯真一による延慶本の解説(『大東急記念文庫善本叢刊 中古中世篇 別巻一 重要文化財 延慶本平家物語(六)』(汲古書院、二〇〇八年))には多くを負っている。記して感謝申し上げる。

第二節 『平家物語』研究二〇〇四～五年の動向

本展望は、二〇〇四年一〇月から二〇〇五年九月に至る一年間に発表された論考を対象とする。引用に際しては、副題・掲載書誌名を割愛し、発行年月のみを括弧内に記した。出典の詳細については、『軍記と語り物』第四二号所収「軍記物研究文献目録」を参照されたい。ただし、右の目録に不掲載または当該時期を外れる論考については必要情報を加えている。

はじめに

今期には、長年軍記物語の研究に携われ、多くの業績を残された関口忠男・加美宏・武久堅の三氏が退職され、その学恩を受けた人々による記念号が刊行されている。大東文化大学日本文学会『日本文学研究』第四四号（05・2）、同志社大学国文学会『同志社国文学』第六二号（05・3）、関西学院大学日本文学会『日本文芸研究』第五六卷第四号（05・3）がそれである。特に後者二集は、さながら軍記物語特集号の体をなしている。各論については適宜後述する。

『平家物語』に関連する特集号としては、『古代文化』第五七卷第四号（05・4）の「平家と福原」がある。二〇〇三年八月～二月、「福原」の領域に属する神戸大学附属病院敷地において、一二世紀後半のものと思われる二重壕・櫓の遺構が発見された。この発掘調査の成果は「平家一門の邸第や安徳天皇の内裏などの位置を中心とした福原の空間構造、あるいは軍事的機能、さらにはいわゆる一ノ谷合戦の実態を究明する上で画期的な意味をもつ」（野口実による前文）ものであり、本特集は多くその成果を踏まえた論考を載せ、興味深い（各論については後述）。

二〇〇五年のNHK大河ドラマは「義経」であった。その影響もあってか、今期は『平家物語』や義経に関する著作、ガイドブック的なものが書店を賑わせた。枚挙に暇がないが、以下に数例を紹介する（歴史学関連のもののは後述）。五味文彦・櫻井陽子監修『平家物語図典』（05・4）、日下力・鈴木彰・出口久徳『平家物語を知る事典』（05・6）は、いずれも最新の研究成果を盛り込みつつ、『平家物語』の内容・人物・装束・絵画・合戦

・史跡等についてわかりやすく紹介・解説する。物語の内容と絡めながらそれに関係する史跡を案内するものに、松尾葦江監修『平家物語を歩く』(04・12)、佐伯真一『物語の舞台を歩く 平家物語』(05・2)、生形貴重『平家物語 古典への旅』(05・4)等があった。千明守『平家物語が面白いほどわかる本』(04・10)や、岸睦子ほか訳『現代語で読む歴史文学 完訳源平盛衰記(一)』(八)『(05・7)』(9)等も含めて、一般読者が『平家物語』により親しむきっかけとなる本が多く出版されたことは歓迎すべきことであろう。積み重ねられた地道な研究成果を一般に還元する努力を不断に続けていくことも、研究者の責務である。

一 テキスト・注釈

山下宏明「『平家物語』論の二極化と国際化」(05・2)は、国文学者が物語の成立や流布・生成の過程での文化現象を歴史的に追究する方法を取るのに対して、外国文学研究者は物語の完成したテキストの読みや受容の持続を言語学的に追究する方法を取る、という対比を指摘して、国内外の最新の『平家物語』研究を紹介しつつ、「外国人には語り本の読みを進める傾向が強く、国文学者とは対照的である」と言う。このことが、単に外国人研究者を取り巻く、テキスト・注釈書・参考書類の偏在などの研究環境を超えて生じたものであるとすれば、一考すべき余地がある。

さて同論で山下は、延慶本について、「『平家物語』の、特に豊饒な延慶本をめぐる、精密で、かつ多様な研究の積み重ねは、まさに圧巻である。そのテキストが、物語というよりは、編者の評価や注釈を加える世界であるからであろう」と述べる。延慶本が『平家物語』研究の中心的テキストとなつてからすでにかなりの時が経つ。遡れば、一九八七年三月発行の『軍記と語り物』第二三号「研究展望」(平家物語)において、鷹尾純は、速やかに延慶本本文全体への注釈作業が行われることへの期待を述べていたが、それから約二十年もの時を経て、延慶本注釈の会編『延慶本平家物語全注釈 第一本(巻一)』(05・5)が出版された。隣接分野を含めたあらゆる先行研究に目を配り、延慶本のみならず個々のテキストまでもさながらに十全に読み解いていこうとする本書の姿勢は、極めて誠実であり寄与するところは甚だ大きい。長い準備段階を要した上での刊行であり、その内容を見ると、延慶本の注釈がいかに難作業であるかを改めて思い知らされる。次年度以降の順調な刊行と完成を期待しつつ、『平家物語』研究の枠組みを超えてこの注釈がもたらすであろう国内外の研究者への影響を見守りたい。他に延慶本テキストとしては、櫻井陽子編『校訂延慶本平家物語(六)』(04・10)、松尾葦江編『同(十)』(05・3)が刊行された。長門本のテキストは、麻原美子・小井土守敏・佐藤智宏編『長門本 平家物語(二)』(04・10)、同編『同(三)』(05・6)の公刊を見た。関連資料の公刊として、井上幸治編『外記補任』(続群書類従完成会(04・二))、宮内庁書陵部編『図書寮叢刊(九条家本) 玉葉(十)』(明治書院(05・4))があつ

た。

二 諸本

まず、岡田三津子の『源平盛衰記の基礎的研究』(05・2)を取り上げたい。本格的な源平盛衰記(以下盛衰記)の伝本論である。十四本の伝本を詳細に調査した上で「成實堂本・静嘉堂本・蓬左本・早大書入本は、慶長古活字本と直接の影響関係がないこと」を確認し、それら写本を参照することで「慶長古活字本の誤脱を訂しうる」こと、「重要な本文異同を提供する場合もある」ことを指摘し、「現存盛衰記伝本からどこまで遡及可能かを考えようとする際には、この四種の写本に、慶長古活字本を加えた五種の伝本を検討の対象とすることで十分」と断じる。その上で、新出の了意筆本の検討を通して無刊記整版本が明暦元年以前には版行されていたことを立証し、「古本系伝本」と称する盛衰記伝本の意義を個々に論じる。中で、早大書入本を通して焼失した黒川本の本文を窺えることの重要性を説き、「古本系盛衰記伝本が相互に深い関わりを持つことの検証にも繋がる」と指摘する。また、盛衰記の形成と受容に関わる文献についての考察も興味深い。この本文研究の成果を活かした、盛衰記の良質な校訂本文が世に出されることを待望するのは筆者だけではないだろう。

松尾葦江は『平家物語』の清盛(05・9)において、「現在、毎年出てくる論文のうちの半分くらいは、延慶本と呼ばれる読み本系で『平家物語』を代表させている」と言う。延慶本を用いることにどれだけ自覚的であるのか、自戒を込めて考えさせられる問題である。今期発表の延慶本書写に関する論考によっても、延慶本の複雑さの度合いは増している。近藤安紀『平家物語』における還都(05・4)は、読み本系諸本が載せる「山門都帰奏状」に注目し、延慶本の異本注記を検討する。その結果、同注記は応永書写以前に、現存の四部合戦状本と源平闘諍録(以下闘諍録)に近いものを校合本に用いてなされたと推測する。応永書写本への覚一本的本文の影響の検証を重ねる櫻井陽子による一連の論考と併せて興味深い。一方、萩原義雄「延慶本『平家物語』における「聞」文字仕様について」(05・2)は、延慶本の「聞」の「文字仕様」に着目し、応永書写の際、複数の書写者が交替で書写したこと、必ずしも巻一から書写を始めていないこと等を論証し、現存本は延慶二〜三年に栄厳が書写した元の本に忠実に書写されたものであると推測している。これらの論を踏まえ、延慶本の書写過程は今後どのように解明されてゆくのか。『軍記と語り物』第四三号掲載の櫻井論考「延慶本平家物語書写と「異本」」によってもさらなる進展を遂げるであろう。

さて、その櫻井には、新出の上越市立高田図書館蔵本の紹介を含め、下村本・十行平仮名本・京師本との関係を確認して、一方系本文の流動について論じた『平家物語』一方系の本文流動をめぐる小考(05・2)があった。下村本・十行平仮名本の両種は「共通祖本からそれぞれに派生したものと考えたい」として従来説を補正

し、「両種の補完作業によって、その祖本がある程度復元できそうである」との見通しを示す。さらに「京師本の存在を媒介とすることにより、共通祖本を更に溯る本が存在し得た」ことを推測する。「溯るにつれ、細かな表現は覚一本に接近していく」との発言は、「微細な本文流動」に鋭く切り込みつつも、巨視的な諸本間の構造的差異への目配りも忘れない櫻井によるものだけに重みを持つ。

三 生成

延慶本を通して『平家物語』の生成について考究を継続している武久堅は、「延慶本平家物語の「火打城合戦」(05・2)において、延慶本の火打合戦記事を考察し、「延慶本に見る斉明威儀師の行動と、その前提となる嚴島の神主は、延慶本の最終成立段階での大幅な加筆と受け止めるのが適当であるように思われる」と結論づける。同「延慶本平家物語の、「孤子」への関心とその意味するもの」(05・3)は、忠盛昇殿への擲諭の前例を言う部分を「孤児栄達の物語」と捉えて延慶本の「孤子」記事を追尋し、また「祈親持経伝承」をめぐって、延慶本の作者が「この祈親伝を積極的に採取したことは歴然としている」と述べつつ、「七歳ノ時父ニ後レ、孤露ニシテ貧道也」について、九条道家の「願文」に祖父兼実の死に際して「孤露にしてたのむ方なし」という共通する措辞があることを指摘するなど、「延慶本平家物語の内蔵する「孤児」への格別な関心が惹起する問題」の広まりを教えている。延慶本生成への関与が指摘される頼諭に関しては、高橋秀城「頼諭周辺の言談」(05・2)、同「智積院蔵『真俗雜記問答鈔』について」(『智山学報』54、05・3)、同「真俗雜記問答鈔」にみる招魂法と則清入道の女をめぐって―西行との関連から―」(『密教学研究』37、05・3)、『中世の仏教 頼諭僧正を忠臣として』(05・3)等があった。また、牧野淳司「延慶本『平家物語』高野御幸説話の背景」(05・9)は、白河院の高野御幸が大江匡房の勧めで実現したとする延慶本の白河院高野御幸説話が、延慶本が書写された一四世紀には、延慶年間の山門対東寺の諡号相論の際に撰述された『我慢抄』等を介して、東寺を中心とする真言宗によって積極的に喧伝されていたことを検証する。そしてこの説話は、高野山および東寺の真言宗の優越性を示す物語として読まれ、機能していたことを論じる。

盛衰記の生成に関しては大橋直義の論があった。「阪本龍門文庫蔵『南都山科寺諸院私記』翻刻と考察」(05・9)において、大橋が翻刻・紹介する同書が神宮文庫本『建久御巡礼記』と同系統の本文の抜書であることを明らかにした上で、盛衰記が興福寺縁起を増補する際に参照した『建久御巡礼記』が、注釈的相貌をもった神宮文庫本・龍門文庫本の祖本であることを論じている。

近年、講談社学術文庫版の発刊によって格段に読みやすくなったとはいえ、闘諍録の研究状況は停滞していると言わざるを得ない。闘諍録研究進展の可能性を探るべく、二〇〇四年八月、軍記・語り物研究会において『源平闘諍録』論の可能性」と題する企画例会が行われた。源健一郎「源平闘諍録研究の現況」、同「源平闘諍録と

関東天台」、高山利弘『源平闘諍録』本文の略述性」、徳竹由明「『源平闘諍録』に於ける関東武士団の描写について」の四報告である（『軍記と語り物』第四一号（05・3）に各報告要旨を掲載）。源は前者報告要旨において、一九七四年以降の約三十年間における闘諍録の研究文献を洗い出し、研究史を概括しつつ、問題点と課題を述べる。そこから、文学研究者の発言が減った上、活発な議論がなされた歴史（美術史）学の研究成果を文学側が十分に踏まえなかったこと、歴史学の側でも、文学研究の成果にも目配りをする野口実のような存在は多くなかったこと、『千学集抄』等千葉妙見関係資料に対する史料批判が不十分であったこと、などの反省点が浮かび上がる。今期には、『吾妻鏡』と闘諍録における佐竹合戦の記述を比較検討し、闘諍録の構想を考察した関幸彦『吾妻鏡』ノート（05・3）も出されており、右の源が指摘の反省点を踏まえ、分野の垣根を越えて闘諍録研究が活況を呈することを期待したい。

思想的な面から『平家物語』の成立を論じたものには、名波弘彰「宝剣喪失、密教と神話の間の王権論（上）」（04・10）、「同（中）」（05・3）、「同（下）」（『文芸言語研究』〈文芸篇〉50、06・10）があった。『平家物語』は「慈円の思想を物語的に実現したもの」という「通説」に異議を唱え、『夢想記』『愚管抄』以来の歴史・王権・体制に関わる思想が、延慶本の終局部の構想といかなる関係にあるのかを考察する大論である。なお、『平家物語』と『愚管抄』の関係を考える上で、尾崎勇『愚管抄の創成と方法』（04・12）も参考となろう。

四 構造・表現・思想など

故梶原正昭は、一九九八年一月の最終講義において、これまでの軍記研究には「哲学が欠けていたのではない」と発言した（「戦争論へのまなざし——『平家物語』巻九「越中前司最後」を糸口として——『古典遺産』49、99・6）。軍記研究に携わる者にとつては、今なお重く、真摯に受け止めるべき言葉であろう。これに応えるべく、『平家物語』を含む軍記物語全般について総体的に批評したのが、大津雄一『軍記と王権のイデオロギー』（翰林書房、05・3）である。本書は、『将門記』から『応仁記』『曾我物語』までの軍記物語を一貫して「天皇王権の至高性を共通の規則とする共同体内部の秩序に、異者（反逆者・朝敵）が混沌を一時的に現出させるが、天皇王権を護持する超越者（神仏・冥衆・天）の加護のもと、異者は忠臣により排除され、共同体は秩序を回復する」物語であると定義づけ、分析する。大津は、近年の軍記研究において、諸本論や注釈といった基礎作業が積み重ねられてきた一方で、批評的言説はほとんど見られなかった（それは戦後の古典研究全体の雰囲気でもあった）ことに警鐘を鳴らし、「軍記が共同体のどのようなイデオロギーの要請によってどのようなように誕生し、そしてどのようにそのイデオロギー装置としての役目を果たしたか、あるいは今も果たしているか、さらにはそのような共同体の要請を裏切る可能性」を論じる目的において、軍記というテキストを批評すること——「（テキス

トを)成り立たせているイデオロギーを露呈させ、おのれの解釈だけを完璧で自然で自己充足的なものとみる幻想を可能にして、あたかも外部や他者が存在しないかのように錯覚させるイデオロギーの基本戦略Ⅱ「封じ込めの戦略」を絶えず暴き出し、そこからの覚醒と、自動化した自己の意識の再点検を促すことⅢの必要性・重要性を説く。それまで中世革命の物語として常識化されていた歴史社会学派の説に正面から異議を唱え、常識化された義仲や灌頂巻の解釈に、斬新な切り口を提供して、『平家物語』の本質的評価についての新たな方向性を示したことが画期的である。これから『平家物語』、軍記物語の、物語あるいは歴史としての本質を考える者は、大津論を一度は通過しなければならぬだろう。本書については、佐伯真一(『日本文学』54―9、05・9)・山下宏明(『国文学研究』148、06・3)の書評がある。

また、美濃部重克は、『平家物語』は、テキスト内部のみならず現実とも呼応関係を持つ(「開かれた文学」Ⅱ〈換喩的文学〉)であると同時に、テキスト内部において完結性をもち、現実とは意味的相似性による呼応関係をもつ(「閉じられた文学」Ⅱ〈隠喩的文学〉)でもあると理解し、「(開かれた文学)〈換喩的文学〉としての『平家物語』―「額打論」を中心に―」(『国文論叢』34、04・3)で、「額打論」を対象に(換喩的文学)としての在り方を論じた。これに続く「『平家物語』における〈換喩的文学〉(隠喩的文学)の二つの表情」(05・5)では「御輿振」から「内裏炎上」への展開を対象に〈換喩的文学〉としての在り方を論じ、新たな『平家物語』の読み方を提示している。

表現や叙述方法については、牧野淳司「延慶本『平家物語』「山門滅亡事」の表現」(『唱導文学研究』4(三弥井書店、04・10))が、木下資一氏の『撰集抄』と『平家物語』に関わる論を再検討しつつ、唱導の場で繰り上げられる「法滅」の言説を末法思想の具体的実践と見て、その表現の方法を分析し、物語テキストにおける意味を問い返そうとする。延慶本に関しては、久保勇「延慶本『平家物語』と〈音楽〉」(05・3)が、延慶本巻六の音楽記事に着目してその叙述方法を考察し、水谷亘「延慶本『平家物語』「実定卿待宵ノ小侍従ニ合事」に就いて」(05・3)は、延慶本の実定説話には、『源氏物語』のような王朝的雰囲気が特に顕著に醸し出されていることを指摘する。山下宏明「『平家物語』の本文 語りと読み」(04・12)は、延慶本と覚一本の巻一を比較分析し、両者の語りのスタイルの違いを論じる。

語り本系の論としては、関口忠男「『平家物語』の末法観」(05・3)が、語り本系諸本に通底する末法思想表出の様相とその機能を考察し、一方系諸本と古本系諸本・八坂系諸本では、それがはっきりと二分されることを指摘する。すなわち、前者においては末法意識が定着し、末法観が作品の内部構造に影響を与えているが、後者においては、統一的末法観や末法観的構想が未成熟であるという。そしてそれには、灌頂巻特立の編集作業の中で、物語全体にわたって、末法観表出の様相の扱いについても整理・統合が行われたためと推測する。関口にはこの他「日本文学研究における無常観について」(05・2)もあった。檜垣孝「『平家物語』の俊成歌につい

て」(05・2)は、語り本系諸本が俊成歌を「古歌」として取り込むのは、俊成の個性から解放され、物語の内容に見合った和歌として機能させるためであったと論じる。また、谷村茂『平家物語』屋代本・覚一本の叙述構成の方法」(05・3)は、屋代本が重複表現を用いて「物語断片」を接合し、物語叙述を構成するのに対して、覚一本は重複を取り除いて叙述を展開させていることを考察する。

軍記物語に描かれる日本海に関わる表現について、「湊と海の道、国土意識、対外意識」という観点から捉えて論じた鈴木彰「軍記物語にみる日本海」(『国文学 解釈と鑑賞』69―11、04・11)があった。橋本裕之「隠喩としての芸能 『平家物語』における芸能の場所」(『院政期文化論集』5〈森話社、05・1〉)は、延慶本と盛衰記における王の舞とヒフの描写に着目し、『平家物語』における「芸能の場所」の解明を試みる。なお、柳田洋一郎『平家物語』と視覚的イメージ」(05・3)は、『平家物語』テキストの生成・享受と視覚的イメージとの関係について論じて特異である。

五 人物・伝記

樋口大祐「清盛の「悪行」を読みかえる」(05・1)は、『平家物語』の清盛像と、後世におけるその変遷について論じたもの。かつて松尾葦江が「つくづく思うのは、日本人にとって「平家物語」とは、必ずしも『平家物語』に含まれている話ばかりではないということだ。近代の小説・戯曲によって増殖した話、在地の伝承や名所旧蹟の伝説、あるいはそれらと歴史学に関する断片的知識が結びついたもの。これらすべてが、「平家物語」の範囲を構成していると言ってもいい」(『汎諸本論の彼方へ―「平家物語」をとり戻す』(『国文学』47―12、02・10)と述べた通り、日本人の平家観や清盛像は、『平家物語』以外の様々なものからも形成されている。近代代における「平家物語」の享受や再生産、教育への利用、物語の登場人物の再造型について、今後、よりいっそうの目配りが必要となろう。そうした問題を考える点において、『軍記と語り物』第四三号の特集「軍記物語と近代」の各論考も示唆を与えてくれる。

重衡については、砂川博「重衡は救われなかったか」(05・3)があった。各諸本における重衡救済の真否については従来多くの論が積み重ねられてきたが、今後この議論がどのように広がり定まってゆくのか、興味深く見守りたい。

辻本恭子「乳母子伊賀平内左衛門家長」(05・3)は、壇ノ浦で知盛と手を取り組んで入水したとされる「め」と子」伊賀平内左衛門家長について、『平家物語』諸本や系図類を比較検討し、家長の実在が不確かなこと、たとえ知盛配下の有力な侍ではあっても、乳母子ではありえないことを指摘する。その上で、主に覚一本がこれを乳母子とするのは、「知盛の死の理想化」という目的のためであると言う。そこには、乳母子との最後を理想

的に終えることができなかつた宗盛・重衡兄弟との描き分け、義仲と兼平の死との対比という意図があつたと述べる。家長のような、ともすれば見過ごされがちな人物の調査・検討を通して物語の意図を探った好論である。

平城三矢子「延慶本平家物語の行家」(05・3)は、延慶本の行家を頼朝礼賛のために機能する存在と読む。行家が引き起こした源氏内部抗争によつて義仲・義経が滅び、頼朝政権の誕生が導かれる、と言う。

祇王については、佐伯真一「祇王は平清盛に翻弄されたのか？」(05・3)があつた。従来、主体的・意志的な仏とは対照的に、祇王は受け身の女性であると位置づけられてきたが、祇王は、清盛によつて全く受動的に出家に追いやられたわけではなく、遊女としてのプライドと来世への信仰によつて、自ら厳しい道を歩んで生きた女性であるとも読みうることを指摘する。

巴については、源健一郎の「巴に求められたもの」(05・3)、「巴の変貌」(05・3)があつた。前者は、中世武家社会による「現実的かつ切実な欲求」により、盛衰記は、平家諸本に伝えられる大力で男性的な巴の上に、「弔う女」(産む女)としての像を加え、現実にありえる範囲でその像を整えたと言う。後者は、盛衰記の(弔う女)の巴が謡曲世界において展開したこと、(産む女)の巴が中世関東の三浦氏・畠山氏両氏周辺の伝承世界において展開し、幸若やお伽草子、古浄瑠璃のテキストに姿を現すことを指摘し、それぞれが変貌を遂げていった軌跡を辿る。膨大なテキスト群を広く探索して巴伝承の展開と伝播を追つたもの。巴研究に限らず、伝承研究の一つのあるべき方法をも示しており、頗る示唆に富む。

生形貴重「成親と西光」(04・11)は成親と西光の、同「『平家物語』」(05・3)は以仁王と頼政の描かれ方を考察し、『平家物語』の構想を論じる。『平家物語』における高倉天皇の理想的造型に、王朝回帰志向が強かつた後嵯峨朝の文芸活動の影響を見る鈴木啓子「『平家物語』における高倉天皇像」(05・3)や、長門本に成経の独自記事が多いことの背景に成経および教盛の縁者の関与を想定する山口安世「長門本平家物語の藤原成経の独自記事について」(05・3)もあつた。さらに、四重田陽美「『延慶本平家物語』における葵前・小督・小宰相物語への一考察」(05・3)は、延慶本が、葵前・小督説話と小宰相説話に一貫した視線を持っていたと読み取り、高村圭子「建礼門院譚の懺悔的性格について」(05・6)は、延慶本の建礼門院譚に見られる懺悔語りについて再検討を試みる。

一方、広く資料を精査して、後白河院時代の歌人伝と歌壇の状況を実証的に浮かび上がらせてきた中村文の大作『後白河院時代歌人伝の研究』(05・6)が刊行された意義は、極めて大きい。中でも、実定・長方・経房・親宗や信西の子息達の伝記考証、経盛や頼政等が深く関わっていた「歌林苑」の再検討など、個々の伝記や文化的状況についての新知見が、注釈や文化論等の面で『平家物語』研究に資することは間違いない。研究領域の縦割りの弊害はいうまでもなく、軍記研究者側がこうした研究成果を積極的に取り込む姿勢が、これまで以上に求められるであろう。この他、後高倉院の伝記を追つた由井恭子「後高倉院とその周辺」(05・3)もあつた。

六 歴史学関連

歴史学における義経論の数は膨大であったが、いくつかを挙げれば以下の通り。五味文彦『源義経』（岩波書店、04・10）は資料を博搜して義経の全体像に迫る。菱沼一憲『源義経の合戦と戦略』（05・4）、近藤好和『源義経』（05・9）は、義経伝を、特にその合戦場面に注目して記述する。保立道久『義経の登場』（日本放送出版協会、04・12）は、資料が乏しいためにこれまであまり論じられることのなかった、武将として活躍する以前の義経に焦点を当てる。大三輪龍彦・関幸彦・福田豊彦編『義経とその時代』（山川出版社、05・5）は、一三名の歴史学・考古学研究者による多角的な義経論を集める。たとえば宮崎康充「義経任官の意義」は、義経の卒伝を載せる『吾妻鏡』文治五年閏四月三十日条を各種資料によつて再検討し、義経の検非違使左衛門少尉・伊予守任官の正確な日付や、その意義を検証する。直接的な義経論ではないが、同書収載の高橋秀樹「いくさの情報と記録」は、合戦の情報がいかなるルートで中央の貴族達にもたらされたか、「合戦記録」はいかなる形態であったか、『吾妻鏡』や『平家物語』の合戦記事はいかなる資料によつて記述されたかを追う。この他義経について論じたものには、菱沼一憲「源義経の挙兵と土佐房襲撃事件」（05・5）もあった。

川合康『鎌倉幕府成立史の研究』（04・10）は、『平家物語』研究にも大きく資する貴重な研究成果をまとめている。長く品切れ状態が続いていた高橋昌明『清盛以前 伊勢平氏の興隆』（文理閣、04・10）が増補改訂版として再版されたが、その高橋には、「清盛家家政の一断面」（05・3）があった。高橋は備後国大田荘関係文書の検討から、平氏家政機関の具体的様相、大田荘支配と盛国の果たした役割、院庁主典代と盛国の年貢をめぐるやりとり等について論じる。盛国が清盛の家司としていかなる役割を果たしていたかが具体的に浮かび上がり、学ぶところが多い。宮崎康充「資料紹介『定能卿記 治承二年』」（『書陵部紀要』56、05・3）は、治承二年六月から一二月の日記である九条家本『定能卿記』の紹介。同書の大部分は散逸しており、別記・部類記の形でいくらか現存する程度であった。宮崎は「自筆原本もしくはその忠実な写本をもとに、あるがままに書写されたもの」と推定する。『定能卿記部類』に未見の記事を多く載せている点で、同書は非常に貴重である。

龍福義友「玉葉の「物議」と「時議」」（『史学雑誌』114—1、05・1）は、『玉葉』における「物議」と「時議」の語義の違いを用例の丁寧な検討から吟味し、兼実の念頭にあった「本文」の「理念」を「復原」する。兼実自筆原本と九条家清書本（図書寮叢刊本）との距離を考える上でも有効な手法であろう。龍福はかねてから、精確な読解をもとに『玉葉』の論理構成を分析し続けており、その結論には説得力がある。この他龍福には、「政治手法の西と東 四―源頼朝「天下之草創」と藤原兼実 玉葉文治元年十二月二十七日条精読 下―」（『愛国学園大学人間文化研究紀要』7、05・3）もあった。松蘭斎「中世女房の基礎的研究」（05・3）は、堀河く光

厳天皇期の内侍の実名や家譜・在任期間等を網羅的に調査しており、有益である。

今期は福原の遺構発見を機に、福原に関する多くの研究成果が発表された。前掲『古代文化』57―4は、清盛が構想した福原遷都後の平氏政権の姿を探る元木泰雄「福原遷都と平氏政権」、平家の本拠地（六波羅・西八条・福原・八ノ九条末・一ノ谷・屋島・彦島）の空間構造を検討し、平泉や鎌倉との比較から平家の軍事的性格を考察する野口実「平家の本拠をめぐって」、考古学の立場から福原を都市史的に考察し、清盛の都市プラン復元案を提示する山田邦和「福原京の都市構造」等を載せる。山田にはこの他、福原遷都の経緯を再検討し、その意義を論じる「福原遷都の混乱と挫折」(05・9)もあつた。富山直人「清盛が夢見た幻の福原京」(05・4)は、清盛が思い描いた福原京を「進入経路の制限や地形を生かした配置など十分な防衛機能を備えた政治の中心地(福原京)と日宋貿易の中心(大輪田泊)」として流通機能を担う多くの神人(真人)・寄人などでにぎわう港湾と一体になったもの」であつたと想定する。

『平家物語』関連資料を扱った研究文献を目にして、個人的な関心からあえて今期の特徴を述べるならば、すでに繰り返し返されてきた指摘ではあるが、『吾妻鏡』の再検討の必要性である。先に挙げた義経関連の多くの論考もそれを感じさせたが、以下の林譲・櫻井陽子の両論に改めて痛感させられた。いずれも資料の発見や再検討によって『吾妻鏡』の史料批判を行い、通説に疑問を呈するものである。林「熊谷直実の出家と往生とに関する史料について」(05・3)は、直実の出家と往生に関する通説に疑問を投げかけるものである。『吾妻鏡』を典拠に『大日本史料』が記載する直実の出家・往生説——建久三年十一月二十五日、直実は頼朝の面前で自ら髻を切り、承元二年九月十四日、京都東山黒谷にて往生を遂げた——について、『吾妻鏡』の記述には問題があり、先ずは『清涼寺文書』の「誓願状」「夢記」、『四十八巻伝』等に基いて考察すべきである」と言い、直実が建久二年以前に既に出家していることを指摘し、建久三年出家説とそれに関わる卒伝の見直しの必要を説いている。櫻井「頼朝の征夷大將軍任官をめぐって」(04・12)は、国立公文書館蔵『三槐荒涼拔書要』(三条西実隆筆本の書写本を三条実治が書写。編者は藤原定能、定能の孫資季の一流に連なる人物か。「除目」から始まる宮中の諸行事及びそれに伴う諸事について、『三(山)槐記』と『荒涼記』から抜粋したもの)の翻刻と紹介であるが、『平家物語』研究のみならず、今後の歴史学研究にも重要な視点を提供する論考である。櫻井は、同書の中で特に、頼朝の征夷大將軍任官の経緯を伝える『山槐記』建久三年七月条に注目し、次の四点——①義仲は「征夷大將軍」ではなく「征東大將軍」であつた。②頼朝は「大將軍」を望んだのであつて「征夷大將軍」を望んだわけではない。③朝廷では「征夷」「征東」「惣官」「上將軍」等から「征夷大將軍」を選んだ。④頼朝は「征夷大將軍」を除目・勅任で与えられた。——を析出する。従来義仲については、『玉葉』寿永三年正月十五日条に「征東大將軍」の宣旨を受けたとの記事があつたものの、『吾妻鏡』や『百練抄』の記述から、「征夷大將軍」の宣旨を受けたと理解されてきた(延慶本・長門本・盛衰記や『神皇正統記』においても義仲は「征夷(大)将

軍」に任じた」と記される)。しかし『吾妻鏡』の当該記事には「征夷」と「征東」の混同が見られ、正確さを欠く。また、これまで頼朝の征夷大將軍任官の事情を記した資料は『吾妻鏡』しかなかったが、同書から、頼朝は必ずしも「征夷大將軍」という名称には固執していなかったこと、「征夷」は頼朝の発案ではなく、朝廷側からの命名であったことなどがわかるのである。「頼朝の征夷大將軍任官をめぐる認識のあり方は、それを物語の構成の大きな骨組みとして組み入れている『平家物語』の物語の方法についても少なからず問題が及ぶ」という櫻井による、さらなる論の展開を期待したい。

偶然だが佐々木紀一「義仲最期の周辺」(04・12)は、櫻井の論点に重なる。義仲の官名につき、『吾妻鏡』が「征東」「征夷」の「両使を混乱した可能性が有る」とし、『玉葉』の「征東使」が正式の官名の可能性がある」と言い、陽明文庫蔵『勘例』「征夷征東大將軍例」が同じく義仲を「征東大將軍」としつつも、「宣下例」と宣旨本文では「征夷使大將軍」とすることから、その本文を取るべきとして、「義仲は『平家』の言ふ通り、征夷大將軍であつたと見るものである」と述べる。櫻井論考に照らせば妥当とは言えないことになるが、この論自体の資料批判や行論には無理はない。それだけに、改めて資料自体の重要さを思い知らされることになる。佐々木は、家統を縦横に目配りして辿りつつ、微細な資料の記述などから次々に新知見を提供するが、本論考でも右以外に「義仲の最後の思ひ者」「義仲の遺児」に論及して興味深い。本論考以外にも、佐々木は、「中世諸書所引四部合戦状本『平家物語』近似本文について」(04・12)、『平家物語』「墨俣合戦」考(05・1)、『神明鏡』・『王年代記』所引『平家物語』卷二・四・八本文について(下)」(05・3)、「宇佐八幡宮の劫掠と「平家物語」の緒方惟栄」(05・6)、「我観義経戦記」(05・7)、『平家物語』「四夷蜂起」の年時について」(05・9)を公にしている。

いくさの形態・用語に関わる論としては、近藤好和『騎兵と歩兵の中世史』(05・1)があつた。古代から中世にわたる騎兵と歩兵の歴史を、弓射騎兵・弓射歩兵・打物騎兵・打物歩兵の四形態に分類し、その変遷を追う。近藤と同様、いくさの実態解明を追究する佐伯真一には、「馳組戦」考(05・3)があつた。従来、騎馬武者が互いに馬を走らせながら矢を射合う戦い(騎射戦)の意と理解されてきた「馳組戦」について、その用例の検討から、遠くから矢を射かけ合う「楯突戦」の対義語として、騎射戦のみならず打ち物の戦や組み打ちを含む接近戦全般を総合的に言う言葉であつた可能性を指摘する。この他、半井本『保元物語』「白河殿へ義朝夜討チニ寄セラルル事」や延慶本「源氏三草山并一谷追落事」の合戦記事に着目した早川厚一「合戦記事をどう読むか」(05・7)もあつた。

小川剛生「『高倉院嚴島御幸記』をめぐって」(04・12)は、『嚴島御幸記』の成立に関する定説を覆しうる論考である。源通親が治承四年嚴島御幸に関する記録を仮名文で著したことはほぼ確かだが、同書には治承四年の嚴島御幸の史実と明らかに矛盾、あるいは甚だしく乖離する文章が少なくないことから、鎌倉後期の遅くとも嘉元年間までに、後人が大幅に改修して梅沢本が成立したことを説く。そしてその改変は、『平家物語』によるものであって、それによって原著者通親の個性は稀薄となり、高倉院を主人公とする物語というべきものになったこと、原作はその後失われたこと、覚一本をはじめとする語り本系諸本は改作本の同書をそれぞれの立場で引用・潤色したこと、などを推測する。同書を「広義の〈平家〉作品群」「供奉の廷臣による仮名日記という姿に擬装された、ある種の歴史語り」と述べ、新たな、そして極めて重要な見解を示している。これまで「嚴島御幸」「還御」を読み解く際の第一次資料とされてきた同書を扱うに当たって、今後はいつそうの注意を払わなければならないまい。

『平家花揃』については、山中美佳「『平家花揃』(八十五)十一卷分 神璽宝剣内侍所事」の蟻通明神(05・3)があった。山中は『族伝抄』『神璽宝剣内侍所事』の「蟻通明神守神璽由申江父大明神即是」部分の筆者を、「吉田神道内において、天孫降臨時供奉の神々を三十番神に取り入れた時期以降に生き、吉田神道の説く三十番神を知っている人物であり、かつ、その土地勘のなさから、関西在住ではない人物」に比定する。

『平家花揃』については吉崎奈々「『平家花揃』の成立年代について」(04・11)があり、『平家花揃』の成立年代を室町中後期と推定する。

山下宏明「萌え出づるも枯るるも同じ野辺の草」(05・3)は、波多野流『秦音曲鈔』の「妓王」と能『祇王』『仏原』を考察する。泉万里「幸若舞曲「八島」とその絵画」(05・8)は、幸若舞曲「八島」を主題とする新出「八島図」の紹介。絵入りの冊子や絵巻、版本の挿絵と比較し、近世初頭の幸若舞曲「八島」の絵画化の諸相を考察する。

人形浄瑠璃については、伊藤りさ「人形浄瑠璃における平家物語受容のあり方を巡って」(05・1)があった。浄瑠璃作品の素材となった『平家物語』諸説話の分析を通して、浄瑠璃作者による素材選定の様相や作劇法を考察し、結果、作者によって取り上げる説話の種類が異なり、その受容方法にも個性が見られること、そこには、作者の個性や作風の特徴、彼らが所属する人形浄瑠璃座の芸風が現れていること、どの説話に取材するかによって作品の内容が左右されることなどを指摘する。各浄瑠璃作者の『平家物語』受容の具体相をまとめた一覧は精緻な労作である。伊藤には他に「蒲冠者藤戸合戦」攷(05・3)もあった。正木ゆみ「近松の俊寛像と『源平盛衰記』」(05・6)は、近松が『平家女護島』一段目切「鬼海が島の段」の俊寛像を造型するにあたって、従来典拠として重視されてきた整版本『平家物語』や謡曲『俊寛』と共に、盛衰記の俊寛説話をもまた十分に読み込み、発想のヒントにしていた可能性を指摘する。

平曲に関しては、上野和昭『『平家正節』に見られる、「特殊低起式表記」について』（04・10）があった。平曲譜をアクセント史資料として活用する際に支障となる「特殊低起式表記」がなされた確かな例を『平家正節』から取り上げ、その類型を明らかにし、それに高拍と対応する譜が一箇所もないことを確認している。また、鈴木孝庸「平家物語における郢曲とそのテキスト」（05・3）は、『平家正節』に視点を定め、「平家物語」が「今様」と「朗詠」を取り込む際、前者はもとの形が尊重されているのに対し、後者は「（平家）的な工夫が加えられている」Ⅱ「平家物語の内部に根ざした形になっている」ことを指摘する。

以上、展望と称しつつ、各論の内容紹介に終始してしまった。紙幅の都合で言及できなかった論考も多い。誤解・曲解をはじめ、十分に論旨を汲み得ていない点も多くあろう。非礼をお詫びする。

付編
年譜資料

一 平時忠略年譜

はじめに

平時忠は、有名な壮語「平家に非ずは…」、これを延慶本『平家物語』で示せば「此一門ニ非ザル者ハ、男モ女モ法師モ尼モ人非人タルベシ」（第一本・四「清盛繁昌之事」）を、嘯いた人物としてよく知られる。史実上も、平清盛の妻時子の弟・後白河院の寵妃であった建春門院滋子の兄として、平氏一門中に重要な人物である。政治史の局面では、検非違使別当に史上初めて三度補せられたことでも注目される。また、『千載和歌集』に一首入集した一応の勅撰歌人でもあった。

この時忠については、夙に、宮崎莊平「建春門院滋子とその周辺」（『藤女子大学・藤女子短期大学紀要』一二―I、一九七四年一二月）、多賀宗隼「平氏一門」（『日本歴史』三六〇、一九七八年五月）、角田文衛『平家後抄』（朝日新聞社、一九七八年九月↓再版 講談社、二〇〇〇年六月・九月）、の各論攷がその伝記の一部を考証している。最近では、松島周一「高倉院政と平時忠」（『愛知教育大学研究報告』〈人文・社会科学編〉五二、二〇〇三年三月）が、高倉院政における時忠の立場に焦点を当てて時忠を論じてもいる。

しかしながら、これら先行研究の中には『平家物語』の叙述をもって、時忠の事跡の史実とする場合も散見され、かつ、記録類の解釈にも私見とは異なる点が存している。つまり、時忠の存在の重要度に照らし、時忠の伝記全体の検証は必ずしも十分ではなく、その人物と生涯に関わる基本事項がやや曖昧なままに放置されてきた感

があることは否めないように思われるのである。

時忠の人物と生涯の全体像を明らかにすることを目指し、まずはその事跡を総合して検証するべく、時忠年譜をまとめてみたいと考えた次第である。史料類の混乱で事実認定に問題の生じる事跡の考証や、記録類から浮かび上がる人物像についての論証などについては、本論第一編第一章第二節「平時忠」で私見を述べた。従って、本略年譜では、事項毎の考察については簡略に留めている。史料の見落としや誤認を懼れるが、大方の批正を得つつ、補正を期したいと考えている。

〔例言〕

- 一、平時忠およびその近親者に関する事項を編年に記すが、必要な関連事項を記す場合もある。
- 一、各事項には、()内に典拠を注記する。ただし、一般的な歴史事項については特に出典を示さない。なお、頻出する史料には以下の略号を用いる。
 - 『公卿補任』 〓 公、『尊卑分脈』 〓 尊、『玉葉』 〓 玉、『兵範記』 〓 兵、『山槐記』 〓 山、『吉記』 〓 吉、『本朝世紀』 〓 本、『百練抄』 〓 百、『吾妻鏡』 〓 吾
- 一、各事項に、先学の指摘や小考を▼印に続けて記す場合がある。
- 一、末尾に時忠の現存和歌を集成した。なお、和歌を引用する際の本文・番号は『新編国歌大観』に拠る。

〔年譜〕

大治五年（一一三〇）

一歳

この年

時忠出生か（公。吾に抛れば大治三年生）。父は正五位下兵部権大輔・高棟王流平時信（公・尊）。母は二条大宮（白河天皇第三皇女・太皇太后令子内親王）の半物か（吉・尊「能円」項）。四歳上に同母姉の時子（大治元年生）がいる（兵）。

保延六年（一一四〇）

一一歳

この年

異父同母の弟・能円誕生（残欠本僧綱補任）。父は従四位下皇后宮亮左小弁・惟孝説孝流藤原顕憲（尊）。▼この数年前には時忠の生母は顕憲の妻となっていた。

康治元年（一一四二、永治二年四月二八日改元）

一三歳

この年

妹滋子誕生（女院記）。母は正二位権中納言・葉室流藤原顕頼女祐子（兵・

康治二年（一一四三）

一四歳

六月一七日

守仁親王（のちの二条天皇）誕生。時子、乳母となる（本）。▼時子と清盛との婚姻の時期は明らかではないが、時子が守仁の実質的な意味での乳母であつたならば、宗盛（一一四七生）に先んじる子をこの頃出産していたか。

天養元年（一一四四、康治三年二月二三日改元）

一五歳

二月 一九日

祖父知信（従四位上兵部大輔）死去（本）。

この年

弟親宗誕生（公）。母は従三位修理大夫・中関白道隆公流藤原基隆（あるいは基隆の父・正四位下右少将家範）女か（尊）。▼中村文『後白河院時代歌人伝の研究』（笠間書院、二〇〇五・六）I・第四章（初出は一九八五・七）は、のちに後白河院と清盛が乖離していくのに従って、清盛側の兄時忠に対して親宗が院側についたことは、親宗

が時子・時忠と異腹であり、年齢が大きく開いていたことに深く関わりと指摘する。

久安二年（一一四六）

一七歳

三月 一六日 非蔵人（公）。▼時忠の六位補任時は不明だが、非蔵人は六位の者の中から選ばれたため、これより以前に六位に補されていたはずである。

この年

妹清子誕生（山）。のちに宗盛室となり、高倉天皇の乳母をつとめ、中納言三位と呼ばれる（山）。清盛の猶子となった（兵）。清宗（一一七〇）の生母（尊）▼佐伯真一（「ニアノ御方」小考）〔延慶本平家物語考証 三〕〔新社、一九九四・五〕は、中納言三位が滋子と同母である可能性や、この翌年の生である可能性（頭広王記に拠る）を指摘する。なお、時忠には他に、滋子の女房であった冷泉局（生年不明・滋子と同母）、滋子・徳子の女房であった帥局（生年・生母不明）と

同母か）、重盛の妾であった女性（「彼御方」〔山〕、生年・生母不明）、藤原親隆室（生年・生母不明、全真へ一五一生か）の生母）などの姉妹がいた。

久安三年（一一四七）

一八歳

正月 七日 六位蔵人（本・公）。▼「蔭孫平時忠」（本）とあることから、宮崎前掲論攷は、祖父知信以来の蔭恩による任官であるとするとする。

四月 一日 大学権助（本・蔵人補任に拠る。公では大学助）。
七月 二一日 内裏に出仕して勅により御衣を賜わることが、舞を拝さずに退出し、「失也」と評される（本）。
十一月 一四日 転左兵衛権少尉（本に拠る。蔵人補任では左兵衛少尉、公では左兵衛尉）。
二八日 賀茂臨時祭で舞人をつとめる（本）。
一二月 一九日 物忌に参仕。行事蔵人をつとめる（本）。
二一日 転左衛門少尉（蔵人補任・檢非違使補任に拠る。公・本では左衛門尉）。

この年 姉時子と清盛との間に宗盛が生まれ

る(公)。

久安四年(一一四八)

一九歳

正月 二八日 檢非違使尉の宣旨(本・公)。

久安五年(一一四九)

二〇歳

四月 一日 叙爵(一品聡子内親王合爵)、従五位下(本・公)。

七月 二六日 父時信、四八歳で没(本)。天性柔順

の人物であり、世間はその死を惜しんだという(本)。▼ここにおいて、事実上時忠が一家の長となる。

十一月 二五日 月忌により、一日経を書写供養(兵)。

この頃 兵では「左衛門大夫」と呼ばれている。

▼「官名+大夫」の呼称は現官ではなく前官を指すため、この頃すでに左衛門少尉を辞任していたか。

仁平元年(一一五一)

二二歳

この年 長男時実生まれる(公)。▼時忠には

他に、時家・時定・時宗・仁和寺僧道忠・藤原忠親室・藤原頼実室・源義経

妾・後鳥羽院典侍宣子・藤原道経室・

藤原師家室・時兼(猶子)などの子がいた(尊・角田前掲書)。時忠は後に

藤原顕時女領子を娶るが、時家が先妻の子であることは確か(吾)な以外は、その他の子女の生母の判別は難しい。

なお、領子については、本論第一編第一章第三節「帥典侍」参照。

仁平二年(一一五二)

二三歳

二月 一九日 祖父知信の遠忌に参加。誦経料を五段負担する(兵)。

仁平三年(一一五三)

二四歳

三月 一五日 祇園一切経会に参会(兵)。
五月 二八日 院司藤原公教の使として左大臣頼長邸

に束帯を着けて赴く(兵裏書)。
一〇月 一八日 鳥羽院新御堂に出仕(兵)。

久寿元年(一一五四、仁平四年一〇月二八日改元) 二五歳

正月 三〇日 鳥羽院院司となる(兵)。
七月 二九日 鳥羽院新御堂に出仕(兵)。

八月 八日 鳥羽院新御堂で行われた法会に勤仕
(兵裏書)。

十一月二十六日 従五位上(公)。

一〇月 六日 鳥羽院新御堂で行われた白河院御塔供
養に勤仕(兵裏書)。

平治元年(一一五九、保元四年四月二〇日改元) 三〇歳
閏五月二十五日 刑部大輔(公)。
一二月 九

久寿二年(一一五五)
二六歳

五月 三〇日 祖父知信室の病のため、時子・信範ら
が八条堂に集まる(兵)。

〓 二七日 平治の乱。▼この頃の時忠の事跡は見
出せない。

保元元年(一一五六、久寿三年四月二七日改元) 二七歳
七月 二日 鳥羽院崩御。

永暦元年(一一六〇、平治二年一月一〇日改元) 三一歳
四月 三日 右衛門権佐、檢非違使佐宣旨(公)。

一〇
〓 三〇日 保元の乱。▼この頃の時忠の事跡は見
出せない。

八月 一日 清盛、参議となる(公)。
一〇月 三日 兼右小弁(公)。▼宮崎前掲論攷は、
滋子の小弁という女房名は時忠の官名
に関係あるものとし、滋子が上西門院
(後白河の姉)に出仕したのはこの頃
であると推定する。

保元二年(一一五七) 二八歳

九月 九日 兵部権少輔(兵に抛る。公では権大
輔)。

応保元年(一一六一、永暦二年九月四日改元) 三二歳
正月 二三日 清盛、檢非違使別当となる(公)。▼

保元三年(一一五八) 二九歳

一〇月一七日 後白河院の判官代として奉行(兵)。

四月 一日 叙正五位下(前待賢門院大治五年未給)
を時忠が占めたこととなる。

(公)。

一二日 藤原忠親宛の院宣を示し送る役割を担う(山)。

九月 三日 妹滋子が皇子憲仁(高倉天皇)を産む(山・百)。

一五日 解官(山・百)。

応保二年(一一六二)

三三歳

六月 二三日 二条天皇を呪詛したという罪により、

出雲に配流(百)。▼宮崎前掲論攷は、

「上皇方の近臣に唆されることによつて軽率な行動に出た時忠が、それがために二条帝により院近臣とともに排斥されたもの」であるとし、この時すでに時忠が、後白河寵妃滋子を背景として、天皇親政派にとつて油断のならぬ人物とされていたことを意味すると指摘する。

二八日 二条院死去。

九月 一四日 召還される(公)。▼これより後の時忠のめざましい官途から推測するに、

二条院崩御を受けて、時忠を再び政界へ引き戻す地盤がこの時点で出来上がったことによる召還であったか。

一二月二五日 憲仁(高倉天皇)の親王宣下(百)。

仁安元年(一一六六、永万二年八月二七日改元)

三七歳

三月 二七日 本位に復す(公)。

四月 六日 左少弁(公)。

六月 六日 右中弁。兼左衛門権佐(公)。

八日 檢非違使佐宣旨(公)。

一九日 五位藏人(公)。▼ここにおいて、三事兼帯となる。

七月 一二日 修理右宮城使(公)。

八月 二七日 従四位下(臨時。藏に拠る)。

一〇月一〇日 憲仁親王、皇太子となる(百)。時忠、昇殿を聴される(兵裏書)。

二二日 姉時子、従二位(兵)。妹滋子、従三位(百・女院小伝)。

一一月 三日 従四位上(東宮自東三条行啓土御門亭

永万元年(一一六五、長寛三年六月五日改元)

三六歳

六月 二五日 二条天皇讓位。

七月 七日 六条天皇即位。

賞、兵・公に抛る（弁官補任は一三日とする）。

五日 正四位下。臨時（公）。

三〇日 右大弁に転任（公）。

一一日 清盛、内大臣となる（公）。清盛の内

二月 一一日 清盛、従一位太政大臣（公）。時忠、

大臣就任の祝賀で、時忠が六波羅邸の鋪設（調度品の設置や座の設営）の責任者となる。叔父の平信範はこの時の鋪設を批判。▼元木泰雄「兵範記（原文解説）」（『日本歴史「古記録」総覧』（新人物往来社、一九八九・一一））

五月 一七日 清盛、太政大臣を辞する（公）。

は、「義兄の権威を利用して官位で自身を追い抜いた甥の驕慢に対する憤懣も込められていたのかもしれない」と見る（信範はこの時正五位下右少弁・備後権守）。

一二月 一三日 従三位（鳥羽院未給）（公）。

（新人物往来社、一九八九・一一）

一六日 成親以下の九人をとび越えての昇叙であつたため、従三位を辞退（兵）。

仁安三年（一一六八）

三九歳

一六日 蔵人頭（公）。

正月 一一日 能登権守兼任（公）。

この月 後白河院主催の今様の会講式に参加（梁塵秘抄口伝集）。「時のふりよき人」と評されている。

二月 一一日 清盛・時子、出家（兵）。

一六日 蔵人頭（公）。

一七日 再び従三位（公）。参議藤原親範・同家通・同実綱など、十余人以上の者を越えての昇叙であつた（兵）。

三月 一一日 六条天皇讓位。

三月 二日 直衣を聴される（公）。

仁安二年（一一六七）

三八歳

正月 二日 妹滋子、女御となる（女院小伝に抛る）。

六月 二九日 父時信とその室（滋子の母・祐子）が、

女院記は二〇日とする）。

高倉天皇の外祖父母として追贈（時

信正一位左大臣、祐子正一位)を受け
る(兵)。

七月 三日 一度目の検非違使別当任官、兼右衛門

督(公)。▼検非違使尉・佐を経て別
当に昇任した者は時忠が初であった。

二五日 父時信の墓所東山十楽院において、滋

子による追善の法会(兵)。時忠も参
会か。

八月 四日 正三位。朝覲行幸の院司賞による

(公)。

一〇日 権中納言(公)。

九月 七日 御禊次第司御前長官(公)。

二九日 兼実、時忠に使を遣わす(玉)。

嘉応元年(一一六九、仁安四年四月八日改元) 四〇歳

四月 一二日 滋子、建春門院院号宣下(女院小伝)。

正月 二〇日 この日、淀の辺に向かったという

六月 一七日 後白河院、出家(玉・兵・百)。

(玉)。

十一月二三日 この頃、後白河院別当をつとめていた
(平安遺文三五二一)。

二月 一日 正月二七日の延暦寺衆徒の訴願によ
り、時忠・信範を召還することが決ま
る。また、成親を配流とすることが、

一二月二三日 延暦寺衆徒の強訴(玉・兵・百)。

二八日 解官。延暦寺衆徒の強訴により、院の

近臣である藤原成親の罪状に不実を奏
したとして院勘を蒙り、時忠は出雲に、

六日 召還決定。成親は解官(玉・百)。

範の召還は謬説とも(玉)。

叔父信範は備後に配流が決まる。二四
日に解官され、備中に配流が決定して
いた成親は召し返される(玉・兵・
百)。▼宮崎前掲論攷は、「寺院勢力
を間にした清盛と法皇との間接的な反
目によるものなのであるが、時忠の地
位の不安定さを物語るものでもある。
また時忠の立場は、院とその近臣から
すれば一旦トラブルがあった場合、恰
好の攻撃目標でもあったのだろう」と
推察する。

嘉応二年(一一七〇) 四一歳

八日 時忠・信範帰洛（玉）。

一二月 八日 時忠・信範、本位に復す（公・百）。

承安元年（一一七一、嘉応三年四月二日改元） 四二歳

四月 二一日 権中納言に還任（公）。剩闕の官であり、これが権中納言の十人例の初となつた（公）。

二二日 兼実は時忠に消息で慶を示す（玉）。

五月 一日 帯剣を聴される（公）。

一〇月二三日 後白河院の福原御幸に供奉し、清盛の福原別業を訪れる。（玉）。

一二月二五日 建春門院の密々の石清水八幡宮御幸に供奉。翌日早且還御（兵）。

一二月一四日 徳子入内（玉・百）。時忠参列（玉）。

承安二年（一一七二）

四三歳

一月 一九日 朝勤行幸に供奉（玉）。

二月 一〇日 徳子、中宮となる。時忠、中宮権大夫に任じられる（公）。

四月 二七日 建春門院の平野御幸に供奉（玉）。

六月 一二日 六月七日の伊勢公卿勅使（内大臣源雅通）発遣に際し、御前駆を供さないように時忠が雅通に讒言していたという

（玉）。▼先例を恣意的に用いて雅通に圧力をかけたか（本論第一編第一章第二節「平時忠」参照）。

七月 八日 建春門院が摂政基房の産七夜（師家が生まれる）に児衣を贈るため、時忠にそれを調べさせたが、臣下の産にはそぐわないものだったために、後白河法皇は不快であったという（玉）。▼兼実は、時忠は何か典拠に基づいてこのようなことをやつたに違いなく、広く先例を見なければならぬ、と言っており、時忠を、（その使い方には問題があるが）先例を一応押さえて事を運ぼうとする人物、と認識していたか（本論第一編第一章第二節「平時忠」参照）。

摂政基房がこの日復辟するはずだったが、二七日に延引した。藤原兼光が兼実に言うには、天永の例（忠実）に拠って、準摂政の儀を行わないという。兼実は、寛治の吉例（師通）に拠って準摂政の儀を行うべきであるとする。

天永の例に拠るのは、時忠如きの所行であろうと推測している(玉)。▼兼実から見て、先例の使い方には問題がある時忠像が浮かび上がる(本論第一編第一章第二節「平時忠」参照)。

承安三年(一一七三)

四四歳

一〇月二一日 建春門院御願の最勝光院供養に参候(時忠は造営責任者)(玉)。兼実、この供養を「花麗過差、已超_二先例_一」と批判(玉)。

安元元年(一一七五、承安五年七月二八日改元) 四六歳

三月 九日 時子の催した八条御堂光明心院供養に参候。後白河院・建春門院以下百官参集(玉)。兼実はこれを「希代又希代、珍重又珍重也」と批判(玉)。この日、中宮徳子による布施被物を時忠の誤りで左大弁実綱が持ち帰ってしまう(玉)。

一二月一二日 任右衛門督、二度目の檢非違使別当(檢に拠る。公では一一月(一一歟)一二日)。

承安四年(一一七四)

四五歳

正月 一一日 叙従二位(建春門院御給)。朝覲行幸の勸賞による(公)。藤原資長・同忠親・源雅頼・藤原俊通等を超える昇叙であった(公)。

安元二年(一一七六)

四七歳

七月 八日 建春門院、法住寺で崩御(三五歳)。時忠は簾中から関白基房を呼んだり左大臣藤原経宗以下に指示を出したりと、兼実が後白河院と間違えるほどの驕慢な振る舞いであった。髪は乱れ、月代は見苦しく、顔色はひどく悪かったという。兼実は「此間次第足_三驚奇_一、時忠素狂乱之人也」と批判(玉)。▼贈答(小侍従集一一三〜一二四)。

二月 一三

〓三〇日

建春門院による最勝光院の理趣三昧に勤仕(吉・百)。この間小侍従と歌を贈答(小侍従集一一三〜一二四)。

自身の栄達のきっかけであった妹の、

まだ若い死に直面し、よほどの錯乱状態であったか。

九月 一六日 序始（玉）。

一二月 八日 檢非違使別当辞任（公）。

この月 法住寺の方違行幸に供奉（平家公達草紙）。

治承元年（一一七七、安元三年八月四日改元） 四八歳

正月 二四日 右衛門督から左衛門督に遷任（公）。

この日の除目において、後白河院は檢非違使別当に藤原忠親を任じたが、かねてから時忠が別当になるとい風聞があつたため、職事か上卿の誤りにより時忠と伝えられる。翌日北面の檢非違使らが忠親のもとへ向かったところ僻事と追いつ返され、時忠のもとへ行くと嘉悦した。しかし、結局忠親に改められ、時忠は「難_レ堪」と嘆いた（玉）。多賀宗隼前掲論攷は時忠が別当になつたとするが誤り）。

七月 三〇日 後白河院による、故建春門院のための

百ヶ日御八講に参仕（愚昧記）。

十一月二日 閑院皇居への行幸に供奉（愚昧記）。

一日 五節舞姫参入。閑白基房・右大臣兼実

と共に時忠が扈從したことを、兼実は

「世間奇異之随一也」と批判（玉）。

二四日 徳子の八条院への方違行啓に供奉（愚昧記）。

治承二年（一一七八） 四九歳

承安二年二月一〇日、治承二年七月二六日の中宮権大夫の間に、歌合（中宮権大夫家歌合）を主催（親宗集―八九）。また、この間、建礼門院右京大夫と歌を贈答（建礼門院右京大夫集―八二―八三）。

二月 一日 この頃、伯耆権守であつた（玉）。

三月 一五日 賀茂重保主催の上賀茂別雷社の歌合に出詠（別雷社歌合―七・六七・一二七）。

閏六月一五日 妹中納言三位、腫物を患い出家（山）。

二五日 時忠室領子、男子を出産（山）。領子は時忠の後妻（吾）。

七月 一六日 妹中納言三位、三三歳で没（山）。頭広

王記に拠れば三二歳)。

二六日

中宮大夫に転任(娘を亡くした大夫藤原隆季の辞任による)(公)。

一〇月二七日

徳子が産気づいたため、時忠は日頃から徳子の安産を祈願して日来造立していた五大尊を寝殿南庇に供養した(玉)。

十一月二日

言仁(安德)誕生(玉・山・百)。中宮大夫である時忠が、御産が終わったことを人々に告げた(玉)。

時忠室領子が言仁の乳母として乳付を行った(この時乳が出なかった)。領子は、言仁が東宮の間は「洞院局」、その後「帥局」「帥典侍」と称す(山)。

十二月二五日

言仁親王、皇太子となる(玉・百)。

一五

一七七日

この間、西行と歌を贈答か(山家集一〇五七〜一〇五八)。▼新潮日本古典集成『山家集』(後藤重郎校注)に拠れば、時忠が中宮大夫であった間に京が大雪に見舞われたのはこの時であることから、この間の贈答と推定する。

二八日

言仁の行啓に、乳母である時忠の妻が車に同乗する。兼実は「素太見苦事」とし、世間の人は弾指したという。また、関白基房室(藤原忠雅女)が言仁の乳母となつてこの時同車することを忠雅が決めたが、すぐに取り消された。その子細は明らかでないが、一説には時忠が反対したためという(結局、翌二月一〇日には乳母となる)(玉)。

▼自分の室が乳母である以上、時忠は摂政室を言仁に近付けたくなかった(本論第一編第一章第二節「平時忠」参照)。

治承三年(一一七九)

五〇歳

正月

七日

叙正二位(前建春門院去承安二年御給)(公)。

一九日

三度目の任檢非違使別当(公)。兼実は「物狂之至也、非人民之所行」と非難。忠親も「希代之例」とする(山)。

五月

一九日

檢非違使別当として、強盗一二人の首を切断させる(玉・山・百)。

六月 二日 兼実の車副が尋問されることなく、検非

違使庁に召し籠められる、兼実は、時忠の阿党の仕業かと推測する（玉）。

八月 一〇日 東宮御護刀を献上するよとの奉書を、藤原基輔を通じて兼実に送る。兼

実はこれを「頗以見苦」とし、このようなことは内々に、女房に伝えるべき事で、時忠の沙汰は万事「如_レ此」であると批判する（玉）。

九月 三日 この頃、伊豆権守であった（玉）。

十一月 三日 戌刻、七条坊門北東洞院東辻堂のあたりから出火。左女牛北東洞院東にあつた時忠邸の近隣であり、検非違使が駆けつけて付近の小屋（民家か）を壊し、時忠邸への延焼を食い止めた（山）。

一五日 清盛、後白河院政を停止させる（玉・山・百）。

一七日 清盛、関白基房以下院近臣を解官し、基通を関白内大臣・氏長者とする（玉・山・百）。

一九日 清盛、後白河院を鳥羽殿に幽閉（玉・山・百）。▼田中文英『平氏政権の研

究』（思文閣出版、一九九四・六）は、

「この時期に、平氏一門の公卿のなかには、公事・行事の故実・典礼などに通曉した有識者はほとんどおらず、上卿をつとめえたのは、わずかに「日記の家」出身の平時忠のみであったといっても過言ではない。「時忠の八面六臂の活躍は、彼の能力もさることながら、平氏の行政部門における人材不足を端的に示すものでもあった」と指摘する。

一二月二七日 二八日の行幸が穢によって延引したのは、時忠が仕組んだことであると人々が疑ったという（玉）。

治承四年（一一八〇）

五一歳

正月 二七日 検非違使別当として、山科において獄囚人一五人を斬首し、二一人の手を切る（百）。

二月 二一日 高倉天皇讓位。院政開始。

二二日 建礼門院の閑院殿への行啓に供奉（明月記）。

二五日 高倉天皇讓位により新院（高倉院）別
当となる（公）。

三月 九日 時忠室領子、典侍に任じられる（山）。

四月 九日 安徳の大内裏遷幸に供奉（明月記）。

二二日 安徳天皇即位（玉・山・百）。

五月 八日 時忠室領子、従五位上に叙せられる（山
・吉）。

一五日 以仁王の配流先が土佐国に定められ、

さらに、「源以光」と改名された。そ

の「光」の字を選んだのは時忠であつ

た。以仁王追補の別当宣を下す（親経

卿記）。

卿記）。

一七日 高倉院御所に参集し、以仁王を匿つた

三井寺の僧を召す（親経卿記）。

六月 二日 福原遷都。時忠、普段の装束でこれに

従う（親経卿記）。

八月 一日 「年内に大嘗会を行うべきなので、福

原に内裏を新造しなければならない」

との高倉院の意向を藤原経房を通して

兼実に伝える（玉）。▼この頃、安徳

の大嘗会の催行場所が問題となってい

た。結局延引となり、翌年も諒闇によ

り再延引となり、寿永元年一月二四
日に催行される（本論第二編第一章第
一節「安徳天皇大嘗会延引」参照）。

この頃、時忠は隆季と相議し、還都す

べき旨を清盛に進言するが、聞き入れ

られなかった（玉）。

滋子の女房であった妹冷泉局、腫物の

病により没（山）。

時忠室領子、男子を出産（山）。

母を福原に呼ぶ（山）。角田文衛「二位

尼の母」『王朝の映像』（東京堂出版、

一九七〇・八）第八部（初出は一九六

六・九）は一月とするが誤り）。

清盛と、還都を主張する宗盛とが口論

（玉）。

静賢によると、時忠はこの頃還都に難

色を示していたという。（玉）。

還都。

このころ、子息時実に源雅頼の家人親

能を追捕させる。兼実はこの時の時忠

の措置を非難し、時忠の沙汰にかかっ

た人で恥辱に及ばない人はおらず、弾

指すべき世であると歎く(玉)。

一三日 弟親宗が頼朝と内通しているという噂

が兼実の耳に入る(玉)。

二三日 清盛、南都焼き討ち。

閏二月 四日

清盛没。
母。重盛室)による院の仏事(明月記)。

四月 二八日

母の病によって検非違使別当の辞状を出す
すが、留められる(公)。

養和元年(一一八一、治承五年七月一日改元) 五二歳

正月 一四日 高倉院崩御。後白河院の院政治再開。

二〇日 故高倉院の御所で院初七日の仏事。素

服で参列(明月記)。

五月 二八日

母死去(公・吉)。八二、三歳であつたか。もともと半物であった者が中

二月 四日 時忠は、故建春門院から高倉院が伝領

していた故高松院(鳥羽天皇皇女妹子

内親王)の御庄と京の土地を、中宮(徳

子)の所領とするよう後白河院に頼む。

はつきりとした返事がなかったにもか

かわらず、中陰の間、中宮の令旨とし

て強引に奉行する。後白河院は内心よ

ろこばなかったという(玉)。

六日 徳子による故高倉院の仏事に参列(明

月記)。

一二日 故高倉院御所での結縁経供養に参列

(明月記)。

二〇日 故高倉院御所で大納言三位(高倉院乳

職務を代行させる(公)。
母死去(公・吉)。八二、三歳であつたか。もともと半物であつた者が中宮の祖母・天皇の曾祖母になることは「未代希有」と評される(吉)。喪に服解(公)。

九月 二五日 兼実、時忠に使を遣して弔問(玉)。

七月 二日 検非違使別当に復任(公)。

九月 二五日 検非違使別当を辞するか(公に拠れば、この日藤原実家が別当に補されてい

る)。

一月二五日 徳子院号(建礼門院)宣下により中宮

大夫を止める(公)。

寿永元年(一一八二、養和二年五月二十七日改元) 五三歳

五月 五日 大嘗会御装束使長官(公)。

一〇月 三日 中納言に転任(宣命)(公)。

七日 兼左衛門督（公）。

一月二四日 安徳天皇大嘗会（玉）。

この月 賀茂重保による『月詣和歌集』、賀茂

別雷社へ仮奉納。時忠二首入集（月詣

和歌集―一三〇・一〇七〇）。

一〇日 夜、時忠から、都が平静になつたら天

皇も神器も奉還せよと宗盛に命じられ

るがよい、と、実質的には神器奉還拒

否の返答。兼実は、頗る嘲弄の気があ

るのに似る、と言う（玉）。

一六日 都落ちしたため、解官（公）。

寿永二年（一一八三）

五四歳

正月 二二日 権大納言（極官）。

二月 九日 後白河院の逆修始めに参仕（山）。

七月 二五日 安徳天皇と三種の神器を奉じて、平氏

都落ち（玉・吉・百）。時忠がすぐに

参内し、内侍所・玄上・鈴鹿・御笛箱

御椅子・時簡などを取らせ、一人で奉

行した。平氏一門の人々は慌てて馳せ

出、武士でないのは時忠と子息時実の

みだったという（吉）。

二八日 安徳天皇と三種の神器を奉還すべき由

を時忠に命じる（玉・吉）。

三〇日 藤原成範が時忠に、三種の神器を奉還

せよとの院宣を伝える（吉）。

八月 六日 時忠を除く平氏一門二百余人が解官さ

れる、時忠が除外されたのは、院宣に

返答する身であるため。兼実は、この

ことを以て朝務の・弱を察すべしと歎

く（玉）。

元暦元年（一一八四、寿永三年四月一六日改元） 五五歳

七月 二八日 後鳥羽天皇即位。

文治元年（一一八五、元暦二年八月一四日改元） 五六歳

三月 二四日 壇浦合戦に敗れる。安徳天皇・時子入

水。時忠・室領子ら捕えられる（玉・

吾・百）。

内侍所に手をかけて目が眩み、心神

杳然とした源氏の武士を制止し、退

去させた（吾）。

この後上京までの間、時忠が内侍所

を護る（愚管抄・慈鎮和尚夢想記）、

『愚管抄』は時忠を「サカシキコトノミシテ、タビ／＼ナガサレナンドシタリシ者」と評する。

二三日 配所能登に向かう(山・吾)。この日東坂本の阿宇岐に泊まる(山)。

四月 二六日

源氏の武士に囲まれ、前後の簾が捲かれ、左右の物見が開けられたままの小八葉の車に乗せられて都入りする(吾)。

文治三年(一一八七)

五八歳

その後、六条室町の義経邸に監禁される(玉)。

九月 二〇日

『千載和歌集』奏覧。時忠一首入集(一一三五)。▼『千載集』には、忠度・経正・行盛・経盛らの歌は「よみ人しらず」として載せられている。しかし

五月 三日

後白河院に内侍所の無事帰還は自らの功であり、流罪が免れれば出家遁世を誓うとの申状を提出する。院は公卿たちにこの申状を示し、時忠の処置を議奏するように命じる(玉)。

時忠や弟親宗などは名を隠されていない。谷山茂(『千載和歌集とその周辺 谷山茂著作集 三』角川書店、一九八二・一二)はこれについて、時忠が

この頃

義経を婿にする(吾)。

文治五年(一一八九)

六〇歳

一六日 内侍所無事帰還の功により、死罪は免れる(吾)。

二月 二四日 未刻に能登の配所で死去(吾)。
三月 五日 時忠の死が頼朝に伝わる。頼朝は時忠を、「智臣の誉れがあったために平家が世にあった時は諸事を輔佐し、今であつても朝廷にとつて惜しむべきことだ」と評価する。また、時忠の年齢が

二〇日 能登国配流と決する(玉・百・吾)。
九月 二日 配流の執行が遅延しているのは、義経を娘婿としたよしみで都に抑留されているためと解した頼朝の怒りを買う(吾)。

誰もわからず、三善康信に尋ねたとこ

ろ、六二歳であったという（吾。本年
譜稿では公に従い、没年を六〇歳とす
る）。

〔詠作拾遺〕

一、『小侍従集』

建春門院の御方の理趣三昧聴聞にまゐれとあれば、まゐりたるに、一院もおなじおほむ方におはしますほ
どなり、うちへかへりまゐりて、又の日、これより

とまりゐてかへらぬけふのこころをばうらやむものと我はなりぬる（一二三）

返し

中宮権大夫時忠

①よのつねのすみかをほし本ノママのくちにしてかへらぬ人と君をなさばや（一二四）

二、『建礼門院右京大夫集』

五月五日宮の権大夫時忠のもとより、くすだまきたるはこのふたに、しやうぶのうすやうしきて、おな
じうすやうにかきて、なべてならずながきねをまゐらせて

②君が代にひきくらぶればあやめぐさながしてふねもあかずぞありける（八二）

かへし、花たちばなのうすやうにて

心ざしふかくぞみゆるあやめ草ながきためにひけるねなれば（八三）

三、『山家集』

つねよりも、みちたどらるる程に雪ふかかりける比、高野へまゐるとききて、中宮大夫のもとより、かか
る雪にはいかに思ひたつぞ、みやこへはいつ出づべきぞ、と 申したりける返事に

ゆきわけてふかき山路にこもりなばとしかへりてや君にあふべき（一〇五七）

返し（時忠）

③ わけてゆく山ぢの雪はふかくともとく立ちかへれとしにたぐへて（二〇五八）

四、『別雷社歌合』（判者 藤原俊成）

題 霞

四番 左持

時忠

④ をしほ山小松が原のかすめるははや大原に春はきにけり（七）

右

俊恵

しめはへてしづのあらまく小山田の春のかこひは霞なりけり（八）

左のをしほの山の霞、をかしくこそ思ひやられ侍れ、はや大原にといへるわたりや、かのせれうの里わたりの大原にやときこえ侍らん、これは大原にこそ侍るめれ、右、春のかこひといへる、つよきやうには侍るを、しめはへてとおき、しづのあらまくなどいへるすがた、かの田夫の花のかげにやすめらん心ちして、かたむ事かたし、是をなずらへて又持とすべし

題 花

四番 左

時忠

⑤ 一とせをさながら春になしはててたえず桜をみるよしもがな（六七）

↓『月詣和歌集』に、大納言時忠として、「重保か賀茂歌合に、花を」の詞書（一一三〇）で入集。

右勝

俊恵

雲かかるたかねの桜ちりぬればみせきをこゆるあまの河波（六八）

左、彼の紫式部が、おしなべて春は桜になしはててちるてふ事をなげかずもがな、といへる歌にかよひて、さながら春にとおき、たえず桜をなどいへる心をかしくこそ侍れ、右の歌ざまはいとをかしく侍るなるべ

し、但みせきをこゆるといへるにや、山の高ねぞみせきと見むこといかがおぼえ侍らん、高陽院家の歌合に、雲みにみゆる滝のしらいと、などいへる歌こそ誠にさることをかしくは侍れ、されどこれもかれもたけあらんとよめる歌に侍るめり、右あまの河波、少しは立ちまさるにや侍らん

題 述懐

四番 左勝

時忠

⑥ちはやぶる神のめぐみにかげなびく位の山にのぼる身となせ（一二七）

右

俊恵

みたらしや清き流れにいぐしたて心のあかをいかですすがん（一二八）

左、神のめぐみにかげなびくとおける文字つづきいとをかくこそ侍れ、右はみたらし川に心のあかをあらはんこと、さらでありぬべくや、心性水澄みなば業障のあかあらはれぬべし、みたらし河の流にも無使やあらん、以左為勝

五、『月詣和歌集』

観音のちかひをよめる

大納言時忠

⑦たのもしきちかひは春にあらねどもかれにし枝も花ぞ咲きける（二〇七〇）

↓『千載集』巻第十九・釈教に、前大納言時忠として、「観音のちかひをおもひてよみ侍りける」の詞書（一二三・一二三八）で入集。

〔使用テキスト〕

『公卿補任』『尊卑分脈』『本朝世紀』『百練抄』『吾妻鏡』—新訂増補国史大系、『兵範記』『山槐記』『吉記』—増補史料大成、『玉葉』—凶書寮叢刊、『明月記』—史料纂集、『女院記』『女院小伝』—群書類従、『親経卿記』

—高科書店刊本、『愚昧記』—高橋昌明編「治承元年秋冬記の翻刻と注釈」(『文化学年報』一九、二〇〇〇・三)、
『愚管抄』—岩波日本古典文学大系、『平家公達草紙』『梁塵秘抄口伝集』—岩波文庫
史料の引用に際しては、私に返り点を付し、一部句読点を改めた。

二 『平家物語略解』 著者御橋惠言年譜

出版後八十四年を経てなお、『平家物語』の研究に於いて参照すべき基礎的注釈書としての価値を失わない『平家物語略解』を著した御橋惠言の年譜である。『平家物語略解』は、佐伯真一曰く「空前の詳注」であり、「仏典・漢籍などの典拠や故実・人名・地名等の考証について、驚異的な博引旁証を誇り、「諸本への目配りもきいてい」て、「少なくとも典拠・用例の指摘といった基礎的作業においては、昭和四年のこの両書（稿者注―もう一書は、藤村作『平家物語』（至文堂）の出現によって、近世の諸注をようやく完全に克服したと言えようか。特に『略解』は、その後の注釈の基盤として生き続け、考証作業にあたっては、今なお常に本書に立ち戻らざるを得ない。注釈史上に屹立する存在である」（1）との高評価を受ける書である。ただし、『平家物語略解』には、根拠・典故が御橋本人には自明のことであったかもしれないけれども、少なくとも、稿者にはそれを直ちに特定し得ない所説も少なくない。これを究明するためにも、その注釈を成し得た人物像を総合的に把握する必要があると考えている。御橋についてはすでに、著作集刊行時の内容見本に略年譜と発表論文一覧がまとめられており（2）、本稿もこれに多くを負うが、同見本はその性格上、現在は入手が困難であり、また、生家の御橋家や、御橋の実姉の婚家石原家をはじめとする関係者各位にご協力いただいで追記し得た事柄もあるので、改めて、御橋の生涯と著作を整理して、年譜として記しておきたいと思う。

御橋惠言略年譜稿（御橋惠言著作集内容見本所載略年譜に見えない事項については※を付し、典拠を記す。括弧内は略号。◎は注記）

年号（西暦）	年齢	事蹟・関連事項	編集・著作・論文
明治9（1876）	0	6月26日 山形県鶴岡町、真宗大谷派柳内山広濟寺（現住所鶴岡市本町2丁目7-35）第18代住職御橋諦言（第16代住職崇言の男（御橋家系図）。※崇言（真宗大谷学寮学僧）はもと「叢巖」といったが、当時の本願寺門跡が嚴如上人であり、「嚴」を避けて「崇言」に改めた。以来代々「言」を使うようになった（石原）の二男として出生。 ※母は千代瀬、兄公言とは異母兄弟（石原）。 ※広濟寺蔵の御橋家系図には、惠言は「徳言」とある（「惠」は「徳」の古字）。中央大学図書館蔵惠言旧蔵書中に、「徳言」使用例あり。広濟寺を出てから、「惠言」を名乗ったか（太田）。	
13（1881）	4	数え年5歳、家学伝授の手はじめに、経文の読誦、春秋・大学・中庸等漢籍の素読、手習いが施された。※惠言の曾祖父○法（名不明）は悉曇学、祖父崇言は天台学を修めたという（略解）。	
16（1883）	7	朝暘小学校入学。	

22 (1889)	<p>庄内中学校（現山形県立鶴岡南高等学校）入学。当時、同中学校には学識に聞こえの高かった漢学者角田寛治（寛次か）があり、その啓発をうけた。◎明治25年当時の庄内中学教諭に角田寛次の名が見えるが（庄内）、教科は不明。当時著名な漢学の教諭に角田俊次（1841-1923・庄内藩藩校致道館助教。昌平黌で漢学を修める。1891-1913庄内中学教諭）がおり、俊次二男に寛次がいるが（庄内人名）、庄内中学教諭ではないため、恵言が教わった寛次とは別人物か。あるいは内容見本の寛治は俊次の誤りか（恵言が三年時には着任している）。なお、恵言より10歳年少の大川周明は、庄内中学時代、俊次宅に下宿し、漢文の素養を身につけた（大川）。</p>	13
23 (1890)	<p>鶴岡の大火に生家類焼する。</p>	14
27 (1894)	<p>父諱言没（56歳）。以後、10歳長上の兄を援けて家のために働く一方、心秘かに上京進学を期し勉学に専念した。京都の東本願寺に参詣し暫時滞在して宗学を見学するという名目で家を出、堅い決心で東京に直行し、井上円了の哲学館（現東洋大学）に入る（略解〈言〉は21歳で上京とする）。◎学科は哲学部か（略解〈言〉に拠れば近代哲学を学問するためだったという）。（石原）に拠れば、のちに恵言は東洋大学の教壇に立ったという。『東洋大学百年史』では非常勤講師として名前は見えない。</p>	22
31 (1898)	<p>自活しながら学業を続ける必要から、杉本東洋の日本新聞に入る。</p>	22
32 (1899)	<p>肋膜炎で大病院に入院、半年で全快する。</p>	23
34 (1901)	<p>※哲学館卒業後、正則英語学校独逸語科（現正則学園高等学校）に入学か（略解には「卒業」と記すも、内容見本には不記）。正則英語学校は各種学校（専門学校）。高等科、文学科の卒業生は地方の旧制中学に引っぱりだこだったという。入学は随時自由で、卒業証書は出したが、正式な学歴として認められるものではなかった。最隆盛時には生徒数5千人を超えたが、記録は皆無である（正則）。なお、大川周明も、明治37年第五高等学校（現熊本大学）入学ま</p>	25
	<p>『東京名物誌』（明治34年刊の『東京名物志』（松本道別、公益社）と同一か）、『東京学校めぐり』（不明）等を書き、ついで『明治忠孝節義伝』（1〜4、杉本東洋〈勝二郎〉編、国之礎社）の編纂に従事。◎同書1・2輯は前年10月、3輯は前年12月、4輯は当年6月刊行。恵言は4輯にのみ従事か。</p>	

7 (1918)	<p>※この頃、小石川区宮下町11番地に住居(石原)。自宅を「礪川宮下街友竹園書屋」と号す(『潮来と鹿嶋香取』)。</p>
42	<p>※5月 義弟高塚菰村『潮来と鹿嶋香取』(崙書房)の著述を助ける。「御橋大零」の号で序を識す(同書序ならびに惠言娘言の復刊版付記)。</p> <p>10月 「伝教大師の戒壇設立の事に就いて―上杉教授の伝教大師と弘法大師との関係を読んで―」(『無尽燈』23-10) ©上杉文秀(1867-1936・明治34年真宗大学教授。昭和6年大谷大学長)を批判。ただし、上杉とは共に真宗大系<small>の編纂に当たっている。</small></p> <p>『平家物語證注』の研究著述進捗する。</p>
8 (1919)	<p>※3月 山田孝雄(1875-1958)・松山常次郎(1884-1961)・実業家・大正9年衆議院議員)設立の国学研究終身研究員となる(略解。内容見本は前年のこととするが、大正8年の国学研究所設立は『山田孝雄年譜』でも確認できるので、当年を採る)。当時山田は本郷区駒込動坂町101(西日暮里付近)に住んでいたため、国学研究もこの地にあったか。同年譜には、当年「私立国学研究所ヲ起シ所長ノ任ニ就ク」とある。惠言の娘婿忠一の談に拠れば、私的研究所であったという(太田)。松山常次郎は、山田の奈良県尋常中学校五条分校時代(1898-1899)の教え子。国語と歴史を教わり、理系出身(東京帝国大学土木工学科卒)でありながら後に作歌を趣味とするなど、山田の影響を強く受けたという(松山)。山田は大正4年に結婚(40歳)、翌5年に長男忠雄出生、大正7年に父方雄(神主)を亡くし、人生の大事が次々と出来ていた。また、この間は国語調査委員も解かれて浪人の日々が続いていた(大正2年国語調査委員会廃止)。父の死去が孝雄を発憤させ、国語研究所を作らせたか(小野)。この後、大正9年には日本大学講師、大正14年には東北帝国大学講師となる。なお、山田年譜には、大正10年4月に千駄ヶ谷の「松山常次郎氏宅に寓居」とあり、11月まで松山宅に住んでいた。松山はこの頃、多くの人を自宅に集めて仮住まいさせていたという(松山)。惠言は松山から「格別の助力」を受けたというが(略解の惠言緒言)、山田と共に、あるいは経済的援助も受けていたか。なお、同じく「格別の助力」を受けたとして略解緒言に名の挙がる風間幸右衛門(1872-1929)は、鶴岡第一の豪商風間家の出身で、貸金業のうちに風間銀行(現荘内銀行)を創立して頭取となり、荘内育英会への寄付や慈善事業に尽力する人物だった(庄内人名)。</p>
43	<p>※3月 山田孝雄(1875-1958)・松山常次郎(1884-1961)・実業家・大正9年衆議院議員)設立の国学研究終身研究員となる(略解。内容見本は前年のこととするが、大正8年の国学研究所設立は『山田孝雄年譜』でも確認できるので、当年を採る)。当時山田は本郷区駒込動坂町101(西日暮里付近)に住んでいたため、国学研究もこの地にあったか。同年譜には、当年「私立国学研究所ヲ起シ所長ノ任ニ就ク」とある。惠言の娘婿忠一の談に拠れば、私的研究所であったという(太田)。松山常次郎は、山田の奈良県尋常中学校五条分校時代(1898-1899)の教え子。国語と歴史を教わり、理系出身(東京帝国大学土木工学科卒)でありながら後に作歌を趣味とするなど、山田の影響を強く受けたという(松山)。山田は大正4年に結婚(40歳)、翌5年に長男忠雄出生、大正7年に父方雄(神主)を亡くし、人生の大事が次々と出来ていた。また、この間は国語調査委員も解かれて浪人の日々が続いていた(大正2年国語調査委員会廃止)。父の死去が孝雄を発憤させ、国語研究所を作らせたか(小野)。この後、大正9年には日本大学講師、大正14年には東北帝国大学講師となる。なお、山田年譜には、大正10年4月に千駄ヶ谷の「松山常次郎氏宅に寓居」とあり、11月まで松山宅に住んでいた。松山はこの頃、多くの人を自宅に集めて仮住まいさせていたという(松山)。惠言は松山から「格別の助力」を受けたというが(略解の惠言緒言)、山田と共に、あるいは経済的援助も受けていたか。なお、同じく「格別の助力」を受けたとして略解緒言に名の挙がる風間幸右衛門(1872-1929)は、鶴岡第一の豪商風間家の出身で、貸金業のうちに風間銀行(現荘内銀行)を創立して頭取となり、荘内育英会への寄付や慈善事業に尽力する人物だった(庄内人名)。</p>

11 (1922)	46	※国書刊行会解散。惠言がこの時まで何らかの役割を担っていたかは不明。
12 (1923)	47	※11月 八代国治が太田藤四郎を呼び、『続群書類従』(経済雑誌社が大正元年に刊行を中絶)の再刊事業を勧める。太田は経済雑誌社に出版権利譲渡を申し入れ、これに成功し、国書刊行会の事務所をそのまま借用した。斎藤松太郎・田中敏治・三宅松之允を専属・准専属で迎え、岩橋小弥太と惠言のほか、「随時加勢を願うことのできる篤学」にも道をつけた。編纂顧問は、三上参次・荻野由之・黒板勝美・辻善之助・八代国治・五味均平・芝葛盛・田辺勝哉・高野辰之ほか数氏の承諾を得た(ぐんしよ)。
13 (1924)	48	『平家物語證注』稿成る。
昭和 1 (1926)	50	10月 「平家物語の典拠ありと思はるゝ文につきて」(『国語と国文学』3-10)
2 (1927)	51	12月 日本古典全集『曾我物語』校訂・解題(日本古典全集刊行会) ※5月 「東大寺大仏の寸尺」(『東方仏教』2-15) ※6月 「座主記の箱」(『東方仏教』2-16) ※10月 「教行信証と信救」(『東方仏教』2-10) ※11月 「護持僧と長日三壇御修法」(『東方仏教』2-11) ※12月 「平重盛の燈籠堂と浄教寺」、「復原聖徳太子伝暦と其考証」(『東方仏教』2-12)
3 (1928)	52	2月 「閑居放言」1 (『現代仏教』)、日本古典全集『義経記』校訂・解題(日本古典全集刊行会) 6月 「閑居放言」2 (『現代仏教』) 11月 「青蓮院と白河房」(『温古随筆』7) ◎ 「柳塘」の筆名 12月 「閑居放言」3 (『現代仏教』)、「覚洞院僧正勝賢と成蓮房円浄」(『温古随筆』8) ◎ 「柳塘」の筆名
4 (1929)	53	1月 「閑居放言」4 (『現代仏教』)、「客人宮と我子はいづら」(『温古随筆』9) ◎ 「柳塘」の筆名 ※3月 「日本武尊三歎の古跡に就て」(『国語と国文学』6-3) (国文)、「龍頭鶴首の船」(『温古随筆』11) 4月 「誦経と誦経の物」(『温古随筆』12) 5月 「得長寿院」(『温古随筆』13) 6月 「康楽寺西仏と信救」(『温古随筆』14) 8月 「琵琶の名物青山について」(『温古随筆』16) 9月 「城南の離宮」(『温古随筆』17) ◎ 「柳内山房主人」の筆名。『平家

5 (1930)	54	※この頃、西巢鴨町庚申塚に住居（石原）。	物語略解』を宝文館より出版。 ※11月15日 朝日新聞に沼澤龍雄（当時第一高等学校教授）による書評掲載。「空前の大著作」「本書の最大長所として特に推すべきは仏典に関する研究で博引ばう証ほゞ完べきに近い」「とにかく諸種の異本の学界に提供される事はこの難学業に対して徐ろに一礎石をすゑるわけである」との評。 『神皇正統記』の研究著述に着手。
6 (1931)	55		1月 「君子国の名称について」（『温古随筆』21）◎簡野道明（1865-1938・明治35年女子高等師範教授）の「論語講（「解」か）義」を批判。「此の如き言をなして見識ぶるものこそ所謂腐儒の亜流のみ、恰もかの日本人でありながら日本の事を知らず、アメリカ魂とやらで自分の生れた国を云々してゐるのと一般である。（中略）若し日本人であるならば、古義の如く解し且つ論ずるのは当然のことであらう」。
7 (1932)	56		7月 「国文学の研究と仏教知識」（『歴史と国文学』26（1）） 8月 「国文学書仏語解義（竹とりの翁物語）」（『歴史と国文学』27（2）） 9～12月 「国文学書仏語解義―源氏物語」1～4（『歴史と国文学』28（3））
8 (1933)	57	この頃、北豊島郡高松町東長崎に住居か（石原）。	1月 「国文学書仏語解義―源氏物語」5（『歴史と国文学』4-1） 8・9月 「源氏物語仏語解義」6・7（『歴史と国文学』5-2・3） ※12月 日本古典全集『江家次第』1～3校注（日本古典全集刊行会） 2・4・6月 「源氏物語仏語解義」8～10（『歴史と国文学』6-2・4・6） 4月 「流布本曾我物語に原拠あることを論じて物語の典拠ある語句を挙ぐ」（『国語と国文学』10-4）
12 (1937)	62		8月 「仁和寺御室と其法流に就いて」（『歴史と国文学』9-2） ※9月 日本古典全集『江家次第』4～5校注（日本古典全集刊行会） 12月 「一乗止観院を根本中堂と云ひ鎮護国家道場と云ふこと」（『歴史と国文学』9-6）
13 (1938)	62		2～4月 「曾我物語考」1～3（『国漢』32～34） 『神皇正統記賛折』稿成る。
14 (1939)	63		9月 「清和天皇の御受戒と御灌頂とに就きて」（『歴史と国文学』19-2） 12月 「安養尼願西か安養尼願証か」（『歴史と国文学』19-5） 1月 「平家物語灌頂の巻大原御幸の段の記事に就いて」（『歴史と国文学』20-1）、 「国文学書、仏教典拋集抄（一）撰集抄」（仏教学者今津洪嶽と共著）（『歴史と国文学』20-1） 2月 「国文学書、仏教典拋集抄（二）発心集」（今津洪嶽と共著）（『歴史と

15 (1940)	64		<p>国文学』20-2) 4-9・11・12月 「国文学書、仏教典拠集抄(三-十) 宝物集」(今津洪嶽と共著)〔『歴史と国文学』20-3-5・21-1-5〕 ※1月 「神皇正統記の最初の文について」〔『書物展望』103〕(国文)◎赤堀又次郎の紹介で執筆。平泉澄(1895-1984・当時東京帝国大学教授・教学刷新評議会委員)を激しく批判。「平家物語の浄土の法門の記事」〔『歴史と国文学』22-1〕 1・2・4・6・8・10・11月 「国文学書、仏教典拠集抄(十一-十七) 宝物集」(今津洪嶽と共著)〔『歴史と国文学』22-1・2・4・6・23-2・4・5〕 5・6月 「太平記の辞句の白氏文集に拠れるものに就いて」(上・下)〔『歴史と国文学』22-5・6〕 6月 「支証といふ語」(内容見本に拠るが、典拠不明) 7月 「穴山孝道君校訂岩波文庫本の曾我物語を読む」〔『歴史と国文学』23-1〕 10月 「古今著聞集と真言伝について」(内容見本に拠るが、典拠不明) 10-12月 「国文学書、仏教典拠集抄(十八-二十) 宝物集」(今津洪嶽と共著)〔『歴史と国文学』24-2-4〕 『曾我物語』の研究著述に着手。</p>
16 (1941)	65	<p>服部報公会より研究資金の贈与を受ける。 ※贈与額は1,000円(現在の約35万円程度か(企業物価戦前基準指数による計算)。身分は「国学研研究員」。題目は「神皇正統記の研究」。当年の研究資金受給者は、前期65件、後期63件。惠言は後期。受給額は各人異なるが(1,500円・800円・500円など)、1,000円は一般的な額。現在の受給対象は工学系のみで、当時においても思想系は少ないという(同年の受給者には他に竹園賢了(神道)がいる(服部))。</p>	
17 (1942)	66		
19 (1944)	68	<p>◎この当時山田は神宮皇学館大学学長兼神宮皇学館館長(昭和15年就任)で、伊勢に住んでいたが、国学研究所は存続していたということになる。いつまでかは定かではないが、山田・松山が公職追放となる昭和21年までは続いたか。 秋、腰骨を骨折して下肢の自由を失う。 ※この頃、板橋の自宅で、太田善磨(1918-1997・太田藤四郎男・当時東京帝国大学院生・のち東京学芸大学、</p>	<p>『曾我物語注解』稿成る(統群書類従完成会これを出版企画にのせ製版に着手したが、翌年3月同社戦災にかかり中絶)。</p>

平成11(1999)	61(1986)	57(1982)	55(1980)	48(1973)	33(1958)	25(1950)	24(1949)	23(1948)	22(1947)	21(1946)	
						74	73	72	71	70	
※5月6日 娘婿忠一(平成21年9月没)により、旧蔵書	※4月、娘言死去(皆應寺)。	貞次・太田善麿・岡見正雄・永積安明が寄稿。	※11月 御橋惠言遺著刊行会(甲田利雄(代表)・太田善麿)発足。著作集内容見本配布(柴田)。これには、市古			※墓所は真宗大谷派皆應寺(台東区松ヶ谷1-6-15)(太田)。復刊版『潮来と鹿嶋香取』の表紙や挿絵は、皆應寺第16代住職藤井義一(大正7年当時85歳)の手による(復刊版付記)。御橋家とは古くから関係があった(皆應寺)。	『太平記』の研究著述は資料が揃っているので着手すればすぐできると意欲を示したが、戦災で学問上の知友は四散して行方も分らず、その具体化は見送っていた。※「せめて主だった軍記物だけは全部当つてから、くたばつてやらうと思ふ」と漏らしていた。晩年は『略解』を引き合いに出されることを歓迎していなかった(善麿)。				上智大学教授、統群書類従完成会代表)と甲田利雄(1918-?)。太田とは東京帝国大学・大学院同級生、一時統群書類従完成会代表)のために、毎土曜ごと夜更けまで講義を行った(甲田)。太田は小学生の頃、惠言に漢字の筆順を教わっていたといい、「学問の厳肅さとか人間の生き方とかいふ基本的な面で絶大な教訓を仰いできた」という。太田らの帝大時代、橋本進吉の『平家物語』の演習で、橋本は『略解』を「ぜひ参照すべき少数の参考書の一」として挙げていたという(善麿)。永積安明も内容見本に同様の言を載せる)。
※3月 第3回配本『曾我物語注解』	※10月 第4回配本『平家物語証注』上		1回配本『保元物語注解』、第2回配本『平治物語注解』	※8月 『平家物語略解』復刊版、芸林舎より出版。娘言による「あとがき」が加わる。		1月〜昭和38年(1968)2月 「保元物語注解」1〜19(『史学文学』11-15-3) ※統群書類従完成会(特に太田善麿)の乞により、娘言と娘婿忠一が筆写した遺稿を掲載(善麿)。		秋、『保元物語注解』『平治物語注解』稿成る。	1月 「閑居漫言―梁塵秘抄考読批―」(『余情』)	『保元物語』次いで『平治物語』の研究著述に着手。	

12 (2000)	<p>が中央大学図書館に寄贈される(惠言の曾孫が当時中大生)(太田)。和装本665点3,748冊(国書288点1,633冊、漢籍142点1,336冊、宗教235点779冊、一枚ものを含む)、惠言自筆原稿5点、洋装本18点19冊(目録)。寄贈分以外は古書店へ(太田)。</p>	<p>※2月 第4回配本 『平家物語證注』中 ※6月 『平家物語證注』下 ※12月 『平家物語證注』索引 ※3月 第5回配本 『神皇正統記注解』上 ※5月 『神皇正統記注解』下 ※9月 『神皇正統記注解』索引</p>
13 (2001)		

〔略号〕

- (石原) 石原知津氏(惠言の姉である増の男)の自伝。
 (大川) 大塚健洋『大川周明 ある復古主義者の思想』(岩波書店、一九九五年一二月)
 (太田) 太田澄子氏(元中央大学図書館員)のご教示。
 (小野) 小野正弘氏(明治大学教授。山田孝雄の弟子佐藤喜代治に師事)のご教示。
 (皆慶寺) 藤井哲雄氏(第17代住職)のご教示。
 (ぐんしよ) 太田善麿「続群書類従完成会創始者太田藤四郎のことども」(『季刊ぐんしよ』再刊10、一九九〇年一〇月)
 (甲田) 甲田利雄『校本江談抄とその研究』下(続群書類従完成会、一九八八年二月)
 (国文) 国文学研究資料館データベース
 (柴田) 柴田充朗氏(八木書店出版部。元続群書類従完成会。惠言著作集の版組担当)のご教示。
 (庄内) 『山形県立鶴岡南高等学校百年史』(山形県立鶴岡南高等学校鶴翔同窓会、一九九四年)
 (庄内人名) 『新編庄内人名辞典』(庄内人名辞典刊行会、一九八六年十一月)
 (真宗大系) 「真宗大系刊行の跡を顧みて」(『真宗大系』37(国書刊行会、一九一七年四月))
 (正則) 学校法人正則学園編『正則学園史 紫紺百年の時を刻みて』(学校法人正則学園、一九九六年一〇月)
 (服部) 服部報公会・近野氏のご教示。
 (堀切) 堀切中学同窓会HP・歴代教職員一覧(<http://www38.tok2.com/home/horikiri/035-kyoshokuin.html>)
 (本勝寺) 惠言の姉である増の婚家本勝寺(鶴岡市水沢)・石沢紘子氏(増の孫である行の妻)のご教示。
 (松山) 松山常次郎記念館(和歌山県九度山町)・小沢氏のご教示。
 (目録) 中央大学図書館編「御橋惠言氏旧蔵書受贈目録」(中央大学図書館、二〇〇〇年五月)
 (善麿) 太田善麿「御橋惠言氏遺稿「保元物語注解」を連載するについて」(『史学文学』1-1、一九五八年一月)
 (略解) 『平家物語略解』(宝文館、一九二九年九月)復刊版(芸林舎、一九七三年八月)

〔略解（言）〕『平家物語略解』復刊版 御橋言（惠言の娘）「父の思い出―『平家物語略解』の覆刊に当って―」

〔参考文献〕

山田忠雄・山田英雄・山田俊雄編『山田孝雄年譜』（宝文館、一九五九年七月）

佐藤喜代治「山田孝雄伝」1〜3（『日本語学』一九八三年二月号、一九八四年一月号、同二月号）明治書院企画編集部編『日本語学者列伝』明治書院、一九九七年一二月に再録）

猿田知之「附 山田孝雄の思想」（『日本語思想史』第I部（笠間書院、一九九三年一月））

太田澄子・山口洋「中央大学図書館蔵御橋惠言旧蔵書目録―漢籍編―」（『漢籍 整理と研究』九、二〇〇〇年一二月）

大隅和雄『事典の語る日本の歴史』（講談社、二〇〇八年六月）

熊田淳美『三大編纂物 群書類従 古事類苑 国書総目録の出版文化史』（勉誠出版、二〇〇九年三月）

滝浦真人『山田孝雄―共同体の国学の夢』（講談社、二〇〇九年九月）

〔雑誌発行所〕

『温古随筆』：続群書類従完成会（代表太田藤四郎）発行

『現代仏教』：大雄閣発行

『国漢』：国漢研究会（富山房）発行

『史学 文学』：続群書類従完成会（初号発行当時代表太田節）発行。『歴史と国文学』の後続雑誌。

『書物展望』：書物展望社（代表斎藤昌三）発行

『無尽燈』：真宗大谷大学内無尽燈社発行

『歴史と国文学』：太陽社（代表太田藤四郎。続群書類従完成会の前身）発行。『温古随筆』の後続雑誌。

『余情』：千日書房発行

〔注〕

（1）『平家物語』の注釈的研究 近代（『平家物語 批評と文化史（軍記文学研究叢書 7）』（汲古書院、一九九八年一月））。

（2）続群書類従完成会、一九八〇年十一月頃配布。

〔付記〕本稿は、「第8回 さんごの会」（二〇一〇年十一月一日、於明治大学）に於ける「御橋惠言の軌跡」と題した口頭発表で提示した資料に基づいている。発表当日にご教示下さった皆様に厚く御礼申し上げます。また、二〇一二年四月二日〜五月二六日に、中央大学図書館に於いて、「第17回中央大学図書館企画展示 コレクション紹介 御橋コレクション」と題して、御橋の蔵書の一部が紹介された。それについては『My Cut』19（二〇一二年四月）の吉野朋美氏の解説に詳しいが、佐々木孝浩氏に拠れば、書誌学上価値の高い典籍が多く含まれているという。今後、蔵書の分析も俟たれる。なお、資料収集の過程では多くの方々にお世話いただいた。ここにお名前を記して深甚の謝意を表させていただきます。

広濟寺第23代住職御橋博喜氏とご家族、惠言の姉君である増の婚家本勝寺の石原紘子氏、皆應寺第17代住職藤井哲雄氏、服部報公会・近野氏、松山常次郎記念館・小沢氏、太田澄子氏、尾崎知光氏、小野正弘氏、柴田充朗氏、新沢典子氏、高田信敬氏、廣岡義隆氏。

初出一覧

序論 『平家物語』 研究方法論序説―本論の概要とその意義

新稿

本論 『平家物語』 考証と研究史

第一編 伝記考証

第一章 平氏一門

第一節 平重盛

元木泰雄編『京・鎌倉の人物 一』（清文堂出版 二〇一三年刊行予定）

第二節 平時忠

『国語と国文学』第七九卷第九号（二〇〇二年九月）

第三節 帥典侍

『国文鶴見』第四五号（二〇一一年三月）

第二章 親平氏公卿

第一節 藤原経宗

小原仁編『玉葉を読む―九条兼実とその時代―』（勉誠出版 二〇一三年三月）

第二節 藤原隆季

『軍記と語り物』第三九号（二〇〇三年三月）

第三節 藤原親雅

『国文鶴見』第四〇号（二〇〇六年三月）

第二編 諸事考証

第一章 安徳天皇の周辺

第一節 安徳天皇大嘗会延引

『国文鶴見』第四二号（二〇〇八年三月）

第二節 安徳天皇の同興者

佐伯真一編『軍記物語と歴史叙述』（竹林舎 二〇一一年四月）

第二章 平氏の動静

第一節 平氏都落ちの尹明と全真 『中世の文学 平治物語』附録三四（三弥井書店 二〇一〇年六月）

第二節 『平家物語』富士川合戦の水鳥

鈴木健一編『鳥獣虫魚の文学史―日本古典の自然観2 鳥の巻―』

（三弥井書店 二〇一一年八月）

第三編 研究史

第一章 研究史上の『平家物語』

第一節 『平家物語』の成立論・古態論

栃木孝惟・松尾葦江編『延慶本平家物語の世界』（汲古書院 二〇〇九年五月）

第二節 『平家物語』研究二〇〇四～五年の動向 『軍記と語り物』第四三号（二〇〇七年三月）

付編 年譜資料

一 平時忠略年譜 『国文鶴見』第四五号（二〇一一年三月）

二 『平家物語略解』著者御橋惠言年譜 『国文鶴見』第四七号（二〇一三年三月）